

令和2年度 国の予算編成等に対する提案

令和元年11月
兵庫県



本年も8月の九州北部豪雨、9月の台風第15号及び台風第19号、10月の千葉県豪雨と多くの自然災害が発生しました。とりわけ東日本を直撃した台風第19号では、各地で河川の氾濫や決壊などが相次ぎ、被害を受けた地域も広範に及びました。災害救助法が適用された自治体の数は東日本大震災を上回り、記録のある阪神・淡路大震災以降で最多となっています。

昨年7月の豪雨や台風第21号、一昨年9月の九州北部豪雨、平成27年の関東・東北豪雨、平成26年の8月豪雨。想定を超える自然災害が毎年のように発生しています。近い将来発生が予想される南海トラフ地震への備えも含め、従来どおりの対策ではなく、より取組を強化していくことが全国的に求められています。

さらに、地方創生の取組、少子高齢化、社会・経済の高度情報化、グローバル化への対応など、数多くの取り組むべき課題を地方は抱えています。こうした課題に対応するためには、画一的、標準的発想の中央集権型の社会構造から、地域の自己決定・自己責任を貫ける分権型社会の実現を図らなければなりません。

地域の多様性を活かした取組を懸命に進めている地方の実情を理解いただき、積極的に対応いただくよう、令和2年度予算編成等に向けて以下を提案します。

国におかれては、対症療法ではない抜本的な施策を講じていただくようお願いいたします。

<提案項目>

I 安全安心な基盤の確保	1
1 台風第19号等による被害を踏まえた風水害対策等の強化	1
2 地震・津波対策の推進	17
3 防災体制の充実	23
4 子育て環境の充実	29
5 地域の医療確保と医療保険制度の安定運営	35
6 健康づくりの推進	43
7 安定した高齢者福祉・介護体制の確保	49
8 ユニバーサル社会実現に向けた取組の推進	55
9 生活保護等のセーフティネットの構築	64
10 地域の安全・安心の確保	67
II 未来へ続く地域活力の創出	75
1 人と企業の地方移転の促進	75
2 兵庫の強みを生かした産業競争力の強化	83
3 農林水産業の振興	90
4 人と自然との共生	114
III 次代を担う人づくり	129
1 地域と世界で活躍できる人材の養成	129
2 多様な人材の活躍推進	145
IV 交流・環流を生む兵庫五国の魅力向上	149
1 魅力ある都市・地域の整備	149
2 スポーツ、芸術文化の振興	151
3 観光・ツーリズムの振興	154
4 交流基盤の整備	159
V 自立の基盤づくり	179
1 地域創生の推進	179
2 地方税財政の充実強化	183
3 地方分権改革の推進	198

省庁略称 内閣官房、内閣府、警察庁：警察、消費者庁：消費、復興庁：復興、総務省：総務、消防庁：消防、法務省：法務、外務省：外務、財務省：財務、文部科学省：文科、文化庁：文化、スポーツ庁：スポーツ、厚生労働省：厚労、農林水産省：農水、経済産業省：経産、国土交通省：国交、観光庁：観光、気象庁：気象、海上保安庁：海保、環境省：環境、原子力規制庁：原子力、防衛省：防衛

I 安全安心な基盤の確保

1 台風第19号等による被害を踏まえた風水害対策等の強化

主(1) 防災・減災、国土強靱化推進のための3か年緊急対策の延長等【内閣府、総務、財務、農水、国交】

本県では、従来から津波防災インフラ整備計画や第3次山地防災・土砂災害対策計画、地域総合治水推進計画などの分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化してきた。

「防災・減災、国土強靱化推進のための3か年緊急対策」によって、より早期の取組が可能となったが、令和3(2021)年度以降にも取組むべき計画があることやこの度の台風第19号など自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、新たな枠組みを創設するなど、以下について提案する。

- ・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)及び緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)の事業期間を延長すること

新その際には、緊急的な対策のみならず、長期に及ぶ大規模で抜本的な対策を行う事業が対象となるよう、十分な事業期間を確保すること

(抜本的な対策(例))

- 人口集積地大規模河川対策(武庫川)
事業期間：H23～R12年度、総事業費：約420億円(R2以降 約240億円)
- 地震・津波対策(福良港湾口防波堤)
事業期間：H26～R5年度、総事業費：約 74億円(R2以降 約 44億円)

新災害時に重要な役割を果たす排水機場など社会基盤施設の老朽化対策を対象とすること

(対象外となっている事業(例))

- 老朽化対策
排水機場(建設から40年経過の更新) 14箇所、総事業費：約620億円
下水処理場(計画(R1～10)) 8処理場、総事業費：約570億円(R2以降 約360億円)
橋梁長寿命化(計画(R1～10)) 705橋、総事業費：約390億円(R2以降 約310億円)

【提案の背景】

- ・現行の緊急対策では、対象事業が昨年の重要インフラの緊急点検結果等を踏まえて緊急に実施すべき対策に限定され、事業期間が令和3(2021)年度以降に及ぶ大規模で抜本的な事業や社会基盤施設の老朽化対策は対象外となっている。

【防災・減災対策に関する本県の主な分野別計画】

- ・津波防災インフラ整備計画(H26(2014)～R5(2023)年度(一部、R6(2024)年度以降の事業を含む))
- ・日本海津波防災インフラ整備計画(H31(2019)～R10(2028)年度)
- ・ひょうご道路防災推進10箇年計画(H31(2019)～R10(2028)年度)
- ・地域の防災道路強靱化プラン(H26(2014)～R5(2023)年度)
- ・地域総合治水推進計画(H24(2012)～概ね10年間)
- ・第2次ため池整備5箇年計画(H31(2019)～R5(2023)年度)
- ・兵庫県高潮対策10箇年計画(仮称)(2019(H31)～2028(R10)年度)
- ・第3次山地防災・土砂災害対策計画(H30(2018)～R5(2023)年度)
- ・ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画(H31(2019)～R32(2050)年度)
- ・ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(H31(2019)～R10(2028)年度)
- ・兵庫県無電柱化推進計画(H31(2019)～R5(2023)年度)

【防災・減災対策に必要な総事業費(R1～10の10年間) ※国土交通省所管分のみ】

約8,800億円

- ・R1～R2で実施する所要額 約1,800億円(うち臨時・特別分 約600億円)
- ・R3以降必要な対策費 約7,000億円

[3 箇年緊急対策による主な計画進捗への効果等]

分野別計画	計画 (R1~R10)						残事業 (R11 以降)	
	R1~R10	R1~R2 (H30補正含む)			計画残 (R3~R10)			
		通常 (a)	緊急対策 (b)	計 (a)+(b)				
第3次山地防災・土砂災害対策計画 (2018(H30)~2023(R5)年度) ※第3次計画以降の予定箇所含む(R6~) ※国土交通省所管分のみ	事業費	1,145億円	234億円	88億円	322億円	823億円	7,500 箇所	
	整備箇所	650箇所	135箇所	49箇所	184箇所	466箇所		
緊急対策の効果		・R2未対策完了：135→184箇所(残466箇所) ・緊急対策の継続による計画期間の前倒し 10年→7年 [R10までR1、2緊急対策並 の整備を行った場合]						
ひょうご道路防災 推進10箇年計画 (2019(H31)~2028(R10)年度)	橋梁 耐震	事業費	337億円	68億円	63億円	131億円	206億円	409 橋
		整備箇所	167橋	20橋	23橋	43橋	124橋	
	緊急対策の効果		・R2未完成：20橋→43橋(残124橋) ・緊急対策の継続による計画期間の前倒し 10年→8年					
	法面 防災	事業費	137億円	28億円	33億円	61億円	76億円	2,700 箇所
整備箇所		380箇所	61箇所	73箇所	134箇所	246箇所		
緊急対策の効果		・R2未完成：61→134箇所(残246箇所) ・緊急対策の継続による計画期間の前倒し 10年→6年						

■河川中上流部治水対策5箇年計画 (2016(H28)~2020(R2)年度)

- ・緊急対策により、11箇所を前倒しし、R1年度に計画が完了(1年前倒し)
- ・今年度中に次期5箇年計画を策定し、R2年度以降も引き続き中上流部の治水対策を実施

■兵庫県高潮対策10箇年計画 (策定中)

- ・緊急対策により、H30年台風第21号で浸水被害が発生した全8地区のうち7地区の対策を完了
- ・今年度中に10箇年計画を策定し、R2年度以降も計画に基づき高潮対策を実施

[本県の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)]

(単位：億円)

区分	事業費				主な内容
	H30	R1	R2	計	
高潮対策	28	13	13	54	越流・越波防止対策
治水対策	36	44	44	124	河川ネック部改修対策、 内水氾濫防止対策
地震・津波対策	100	62	62	224	日本海津波対策、耐震対策
道路防災対策	86	66	66	218	道路交通確保対策
山地防災・土砂災害対策	39	47	47	133	山地防災・土砂災害対策
農業農村対策	50	37	37	124	ため池対策
荒廃森林対策	3	2	2	7	造林対策
災害対策林内路網整備	1	1	1	3	林道整備
合計	343	272	272	887	

注：予算ベース (2020年度は、2019年度と同額と仮定)

[本県の緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)]

(単位：億円)

区分	事業費			主な内容
	R1	R2	計	
高潮対策	17	17	34	越流・越波防止対策
治水対策	51	51	102	河川ネック部改修対策、内水氾濫防止対策
地震・津波対策	2	2	4	日本海津波対策
山地防災・土砂災害対策	50	50	100	山地防災・土砂災害対策
合計	120	120	240	

[2021年度以降の残事業費]

計画名	期間	2021年度以降の残事業費 (現計画の残事業費)
津波防災インフラ整備計画	H26(2014)~R5(2023)年度(注)	164億円
日本海津波防災インフラ整備計画	R1(2019)~R10(2028)年度	44億円
ひょうご道路防災推進10箇年計画	R1(2019)~R10(2028)年度	282億円
地域の防災道路強靱化プラン	H26(2014)~R5(2023)年度	731億円
第3次山地防災・土砂災害対策計画	H30(2018)~R5(2023)年度	390億円
地域総合治水推進計画	H24(2012)年度~概ね10年間	408億円
兵庫県高潮対策10箇年計画(仮称)	R1(2019)~R10(2028)年度	(策定中)
第2次ため池整備5箇年計画	R1(2019)~R5(2023)年度	200億円

注：一部、R6(2024)年度以降の事業を含む

主(2) 補正予算編成における台風第19号等の被災地以外への事業費の確保等【内閣府、総務、財務、農水、国交】

新台風第19号等の被災地以外においても自然災害への備えを強化するため、今年度予定されている補正予算編成においては、地方団体の災害対応ニーズを反映するとともに、十分な事業費を確保すること

主(3) 緊急防災・減災事業債の対象拡大及び延長 【警察、総務、財務、農水、国交】

・地震・津波や風水害等に対応するため、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲をさらに拡大し、令和2（2020）年度までの事業期間を延長すること

- 地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業
- 砂防・治山・河川・港湾・海岸等の整備事業
- 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業
- 耐震化に資する公共施設の建替事業
- 大規模災害時に拠点となる県・市町村庁舎や災害発生時に大量の警察力を迅速に動員するための警察待機宿舎・独身寮の整備事業

【国制度の問題点】

- ・現状では公共施設の耐震化のみが対象事業となっており、地震・津波対策に関する防潮堤等の新規整備をはじめとする、防災・減災対策に資する整備事業等が対象となっていない。
- ・耐震化に資する公共施設の建替え事業は、平成29年度地方債計画において創設された公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）で対象とされた耐震化未実施の市町村の本庁舎の建替えを除き、対象とされていない
- ・警察待機宿舎・独身寮は、大規模災害発生時の初期段階における集団警察力を確保するために必要な施設であるにも関わらず、その耐震化事業等に要する財政支援制度が講じられていない。

【緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）の平成29年度制度拡充（対象事業追加）】

- ・指定避難所におけるWi-Fi等の整備
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の導入（30年度まで）・情報伝達手段の多重化
- ・消防の共同化に伴う高機能消防指令センターの整備

※ なお、H29年度末までとされていた当該制度の期間は、東日本大震災に係る復興・創生期間であるR2（2020）年度まで継続

【緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算入率70%）の平成30年度制度拡充（対象事業追加）】

- ・次の公共施設及び公用施設において、防災機能を強化するための施設を対象に追加
 - ・災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設
 - ・不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）
 - ・災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設
 - ・災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（学校法人が実施する指定避難所以外の施設については、国庫補助と併せて地方公共団体が助成する場合に限り、事業費の6分の1以内の額を対象とするものであること。）

・デジタル化された防災行政無線の住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化

(4) 総合的な治水対策の推進 【国交、経産、厚労、農水】

① 主要河川の整備促進

ア 事前予防対策の促進

・人口や資産が集中している河川等について、洪水を安全に流下させる堤防補強や河道掘削などの事前予防対策に関する整備を促進すること

【提案の背景】

- ・本年の台風第10号や台風第19号でも紀伊半島などで大雨をもたらしたが、これまでの治水対策や利水ダムの治水協力の効果により、家屋浸水を回避した。これらの実績から、治水事業が果たしている役割、効果をみれば、事前投資の有効性は明らかであり、事前防災対策に重点的に取り組むことが急務である。
- ・河川は国土保全上又は国民経済上重要であるため、河川整備計画に基づく整備促進が必要である。

イ 直轄事業と合わせて行う県事業区間の整備推進のための予算の確保

- ・猪名川、加古川、揖保川、円山川において、直轄事業と合わせて整備することにより効果発現をめざす県事業区間の整備を推進できる予算を確保すること

ウ 防災・安全交付金における想定氾濫人口を重視した事業の追加

- ・防災・安全交付金の重点配分を行う事業メニューに想定氾濫人口を重視した事業を加えること

【国制度の問題点】

- ・武庫川や市川など、人口や資産が高度に集積し、ひとたび破堤すると大きな被害が見込まれる。
- ・都市部の治水安全度の向上は喫緊の課題であるが、防災・安全交付金で優先的に配分される事業に該当しておらず、継続した計画的な執行が確保できない。

【防災・安全交付金の配分の考え方の例】

- ・大規模氾濫減災協議会等の国、県、市町等からなる協議会において取組方針が策定され、その方針に基づきハード・ソフト一体となった取組が着実に進められている河川で行う事業
- ・人口・資産が集中する地域等において河川整備計画目標相当の洪水を安全に流下させるために整備する遊水地や放水路等の抜本的な治水安全度の向上に資する事業（対象施設は遊水地、放水路及び地下調節池とし、社会資本整備交付金総合計画の事業期間内に完成する見込みがあるもの）

主② 超過洪水に備えた堤防対策等の推進

新本県では、県内における平成16年の台風第23号、平成21年の台風第9号等による被害や、今年度の台風第19号における堤防決壊等の被災事例を踏まえて、河川の防災力向上に取り組む。その際、堤防を粘り強い構造にするなど超過洪水に備えた危機管理型堤防対策の予算について、3か年緊急対策の延長等における重点項目として積極的に支援すること

【提案の背景】

- ・危機管理型堤防対策は社会資本整備総合交付金の対象ではあるが、本県では河川整備計画に基づく河道拡幅等を優先する必要があるため、同交付金を活用した事業実施ができていない。
- ・しかし、台風第19号では関東甲信・東北地方を中心に、多くの雨量局・水位局で既往最高を記録して堤防越水による決壊が発生し、人的被害が大きくなった。
- ・このため、超過洪水にも備えた堤防天端の保護や堤防裏法尻の補強等による危機管理型堤防対策を推進する必要がある。

主③ 河川中上流部の局所的な治水安全度向上対策の推進

新河川中上流部のうち治水安全度の低い箇所における局所的な治水安全度向上対策に対する補助制度を創設すること

【本県の河川中上流部治水対策事業】

区分	H28	H29	H30	R1	合計
調査・設計	20箇所	20箇所	11箇所	—	51箇所
整備	9箇所	10箇所	16箇所	16箇所	51箇所
金額	4億円	4億円	6億円	6億円	20億円

※平成30年度9月補正及び平成31年度当初予算で前倒し整備を行い、計画期間を1年短縮して完了

④ 鉄道事業者の応分の負担

- ・河川工事に伴う鉄道橋梁の架替等の工事費の負担割合について、鉄道事業者の経営状況や路線の収支状況等を勘案した応分の負担がなされるよう見直しを行うこと

【国制度の問題点】

- ・現行の制度では、河川改修に伴う鉄道橋梁の架替に要する費用のうち、鉄道事業者の負担は数%で大半が河川管理者負担となっている。

⑤ ダムの利活用の推進

主ア 事前放流の積極的な導入

新国土交通省の「事前放流ガイドライン」の対象外となっている利水ダム（発電用ダム・水道用ダム・農業用ダム）について、治水面から最大限活用するため、同ガイドラインに準拠した運用規定を作成すること

新同ガイドライン対象の多目的ダム(※)であっても事前放流の実施体制が整備されていないダムもあることから、国において事前放流の実施を徹底させること

(※洪水調節機能と、水力発電・上水道・工業用水のいくつかの利水機能を兼ね備えているダムのうち、国土交通省・水資源機構管理のすべてのダム及び一定規模以上のゲートを有する都道府県管理ダム)

新事前放流の積極的導入を促すため、降雨予測技術の向上や水位が回復しない場合の損失補填制度の創設を行うこと

【提案の背景】

- ・県内では、同ガイドラインの対象となる県管理のゲートを有する全3ダム(引原ダム、生野ダム、青野ダム)及び水資源機構の一庫ダムで事前放流の実施体制を整えている。
- ・しかし、既存ダムを活用した治水対策をさらに推進するためには、対象外となっている水道事業者や電力会社等が管理主体である利水ダムについても事前放流を促す必要がある。
- ・また、同ガイドラインの対象となる多目的ダムであっても、台風第19号で異常洪水時防災操作を行ったダムなどで、事前放流の実施体制が整備されていないものがあるため、早急な事前放流実施体制の整備を推進する必要がある。
- ・令和2年度概算要求において、利水ダムの事前放流に対する損失補填制度の創設が要求されているが、利水ダムと同様に損失を補填すべき利水機能を有する多目的ダムも対象とすることで、より積極的な事前放流が可能となる。

イ 引原ダム再生事業の採択及び予算確保

- ・引原ダム再生事業の新規採択と必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・揖保川流域では、平成21年等に浸水被害が度々発生している。引原ダムでは、供用開始後60年間で直近2回(平成23年9月、平成30年7月)異常洪水時防災操作を実施した。
- ・国が下流から整備を進めているが、上流の引原川を含め完了には時間を要するため、早期に治水効果が期待できる対策が必要である。
- ・令和元年台風第19号での他県ダムの異常洪水時防災操作状況を踏まえ、引原ダム再生事業の早期着手と必要予算の確保を求める。

⑥ 準用河川に対する防災安全交付金事業の採択要件の緩和

- ・総合流域防災事業(準用河川改修事業)の採択要件である総事業費の上限額を緩和すること
- ・地震・高潮対策河川事業の対象河川に準用河川を含めること

【提案の背景】

- ・総合流域防災事業(準用河川改修事業)および地震・高潮対策河川事業において、準用河川に対する採択要件が一級河川等よりも厳しいため、準用河川における治水対策に遅れが生じている。

⑦ 流域貯留浸透事業の推進

ア 採択要件の緩和

- ・流域貯留浸透事業の採択要件を下記のとおり緩和すること
 - 通年機能を発揮する施設→増水期に2ヶ月以上機能を発揮する施設
 - 公園、学校の公共施設等：500m³以上の貯留機能等→複数の施設を合わせ500m³以上
 - ため池等：3,000m³以上の治水容量→1,000m³以上

【提案の背景】

- ・ため池や利水ダムは営農などへの水利用を目的として設置された施設であり、農繁期(一般に8月まで)に事前水位下げ等による治水活用は困難であるが、限定的であっても、増水期(6月～10月)のうち治水活用が可能な9月～10月の2ヶ月間を積極的に活用していくことが必要。
- ・小規模な公園、ため池等も対象とし、取組範囲を拡大することにより浸水被害の軽減を図るため。

イ 補助率の嵩上げ

新流域対策の取組をより一層推進するため、流域貯留浸透事業の補助率の嵩上げを行うこと(現行1/3→提案1/2)

【提案の背景】

- ・既存ストックである利水ダムの治水活用を推進するにあたり、多額の費用を要すると想定される施設の大規模改良にも対応できるよう、補助率の嵩上げによる財政的支援が必要

⑧ 減災対策の推進

ア 水防法改正に伴う浸水想定区域見直しへの対応

- ・浸水想定区域図作成への交付金活用について、下記にも適用範囲を拡大すること
 - 高潮：朔望平均満潮位以下の防護区域を有する海岸以外

【提案の背景】

- ・水防法改正に伴う高潮浸水想定区域図の作成を行うための補助要件が、朔望平均満潮位以下の防護区域を有する海岸のみで、但馬沿岸や淡路沿岸の作業が補助事業として実施できない。

イ 想定最大規模降雨に対応した市町の洪水ハザードマップ作成支援

- ・市町が作成する洪水ハザードマップについて、改修事業等を行っていない水系においても財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・兵庫県では、総合治水条例に基づき全ての河川で洪水浸水想定区域図等を作成・公表している。
- ・「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるには、改修事業等(基幹事業)の有無に関わらず、ハザードマップ作成を広く行っていく必要がある。

主(5) 山地防災・土砂災害対策の推進

【農水、国交】

平成30年7月豪雨や台風21号、22号では、砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策等の土砂災害対策により、土石流等による被害が防止、軽減されるなどの効果が発揮された。

今後、土砂災害特別警戒区域（R区域）指定の本格化に伴いR区域に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所を優先して砂防堰堤などを整備していく必要があることから、以下の項目を提案する。

① 治山事業、砂防関係事業の推進

- ・本県の「第3次山地防災・土砂災害対策計画」に基づく、治山事業、砂防関係事業が着実に推進できる予算を確保すること

【提案の背景】

- ・局地的豪雨などによる土砂・流木災害が激甚化する中、山地が県土の7割を占める本県では、依然として対策が必要な箇所が約1万4千箇所と多く残っている。
- ・土砂災害特別警戒区域（R区域）指定の本格化に伴いR区域に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所を優先して整備していく必要がある。

【本県の第3次山地防災・土砂災害対策計画】(H30(2018)～R5(2023)年度)

区分	整備目標（着手箇所数）			合計
	砂防事業	治山事業	緊急防災林	
①人家等保全	390	438	-	828
②流木・土砂流出防止	-	240	-	240
③災害に強い森づくり	-	-	38	38
合計	390	678	38	1,106

※ 局地的豪雨の増加等を踏まえ、人家等保全対策及び流木・土砂流出防止対策の県単独事業を前倒しで整備

<重点計画箇所>

- ① 人家等保全：R区域内に人家があるなど緊急性の高い箇所を重点的に整備
- ② 流木・土砂流出防止：流木災害や崩壊のおそれがある箇所を重点的に整備
- ③ 災害に強い森づくり：危険木の除去、間伐などによる災害緩衝林を整備

【兵庫県の土砂災害特別警戒区域指定状況 (R1. 9. 30 現在)】

・7,274箇所 ※令和2年度の指定完了を目指している。(総計10,000箇所超えとなる見込み)

② 老朽化対策、機能強化対策の予算確保

- ・治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できるよう予算を確保すること

【提案の背景】

- ・県下全体約1万4千の治山施設のうち老朽化が懸念される650施設について、詳細な点検診断に基づく個別施設計画を今年度までに策定し、順次補修等を進めることとしている。
- ・県下全体約4,100の砂防関係施設のうち241施設で老朽化対策が必要であり、多大な費用を要することから、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。

③ 公共事業の対象箇所の拡充

新 公共事業の対象箇所を拡充すること

例 [砂防・土石流対策]

現行：①保全人家 50 戸以上 または ②公共施設(官公署、学校、病院、鉄道、国道・県道等)や地域防災計画に位置付けられている避難所

提案：公共施設等が存在しない場合においても、保全人家 5 戸以上まで、対象を拡大

[砂防・急傾斜対策]

現行：がけ高さ 10m 以上で、①保全人家 10 戸以上 または ②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署 等

提案：がけ高さ 5m 以上かつ保全人家 5 戸以上まで、対象を拡大

④ 既存堰堤を活用した効果的な土砂災害対策の推進

- ・透過型堰堤に堆積した土砂撤去について、災害復旧事業による補助対象とすること
- ・既設の不透過型堰堤の有効活用を図るため、ポケット空間の確保のための土砂撤去や管理用道路整備等について、補助対象とすること

【提案の背景】

- ・平成30年7月豪雨等では、砂防堰堤等が土石流を捕捉し、下流の人命・財産の保全に寄与した。
- ・しかし、満砂状態の既存堰堤における堆積土砂撤去については、補助対象となっていないことから、多額の県負担が伴う。
- ・そのため、ポケット空間確保のための土砂撤去等を行う場合も補助対象とすることにより、既存堰堤を活用した迅速かつ経済的な対策が可能となる。

(6) 山の管理の徹底

【農水】

① 健全な森林を育成するための森林整備の推進

ア 間伐及び作業道開設に対する支援の拡充

- ・森林所有者の負担なしで間伐及び作業道開設に取り組めるよう国の支援制度を拡充すること

【提案の背景】

- ・標準的な経費に対して概ね68%の補助としている現行制度においては、残り32%の経費は森林所有者の負担となるため、補助の割合を増やして森林所有者の負担がない制度に拡充する。

イ 災害復旧に対する支援制度の創設

- ・災害で生じた流木の緊急処理や被災した作業道の復旧に対する支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・災害で発生した流木については、二次災害防止のため緊急に処理できるよう支援が必要である。
- ・被災した作業道については、周辺の間伐等森林整備を待たずに早期復旧し、森林管理に利用できるようにするため、災害復旧としての支援が必要である。

② 「災害に強い森づくり」支援制度の創設

- ・森林の防災機能を高めるため、次の事業に対する支援策を創設すること
 - 豪雨時の土砂流出防止のために間伐木を利用した土留工を設置する事業
 - 流木災害を軽減するための溪流沿いの流木止め設置や危険木の除去等災害緩衝林を整備する事業
 - 広葉樹の着実な生育のためのシカ不嗜好性樹種の植栽や小面積防護柵を設置する事業

③ 奥地林整備の促進

ア 人件費等の掛増し経費に対する助成制度の創設

- ・条件不利地における切捨間伐を行う際の人件費等の掛増し経費に対する助成制度を創設すること

イ 更新伐や防護柵の設置、植栽等に対する支援の拡充

- ・森林所有者の負担なしで更新伐や防護柵の設置、植栽等に取り組めるよう国の支援制度を拡充すること（現行：国・県負担68%等）

ウ 水源林の整備における多様な樹種構成への転換

- ・国立研究開発法人森林研究・整備機構が実施する水源林の整備については、針葉樹主体の一斉林から針広混交林など多様な樹種構成に転換していくこと

【提案の背景】

- ・森林の防災機能を高めるとともに野生動物の生息地を確保するためには、奥地の人工林を実のなる樹種を含めた広葉樹林へ転換するための支援が必要である。

④ ナラ枯れ被害対策の強化

ア ナラ枯れ被害対策の予算措置の充実

- ・ナラ枯れ対策として、駆除等の防除事業実施に対する十分な予算措置を講じること

【提案の背景】

- ・都市近郊の人の入り込みの多い里山における被害が依然高水準で推移している状況の中、人が立ち入るなど倒木や落枝などによる人身被害の防除の優先度が高い森林における駆除の徹底、未被害地への被害拡大防止を図り、効果的に防除事業を進める必要がある。

【兵庫県ナラ枯れ被害(材積)の推移】

[単位：m³]

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
494	2,490	4,578	9,234	5,724

イ 的確かつ効率的な被害対策に向けた調査研究の推進

i) 森林の公益的機能に及ぼす影響等の解明

- ・ナラ枯れが土砂の崩壊防備など森林が有する公益的機能に及ぼす影響について、被害の程度（面積、被害率等）や地形、地質等の環境条件を踏まえて解明すること
- ・被害発生から終息までの期間の長短に影響する因子等を解明すること

ii) 被害位置が把握できる手法の開発

- ・被害調査について、航空機や衛星画像データを効率的に活用し、広域的かつ正確な被害位置が把握できる手法を開発すること

【提案の背景】

- ・被害調査は県と市町が合同で地上から目視で行っているが、奥山など把握できない被害があるため、広域的かつ正確に被害位置を把握する手法を開発し、効果的に防除事業を進める必要がある。

(7) 災害に強いたため池改修等の推進

【総務、農水】

平成30年7月豪雨等を踏まえて策定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や今般成立した「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」を踏まえ、ため池の防災安全対策のより一層の推進が求められている。

全国最多のため池が本県に集中するなど、偏在しているため池の防災工事や適正管理の体制整備を計画的・効果的に進めていくためには、地域の実情に応じた支援が必要なことから、以下の項目を提案する。

主① ため池の防災工事に必要な事業予算の安定的な確保

- ・兵庫県「第2次ため池整備5箇年計画」（令和元年(2019)年度～令和5(2023)年度）に基づき、災害に強いたため池への防災工事(廃止を含む)を計画的に進めるための必要な予算を安定的に確保すること

- ・決壊により周辺地域に被害を及ぼすおそれがある特定ため池について、事前予防対策を着実に推進するため、国庫補助率を嵩上げするとともに、地方財政措置を拡充すること

【提案の背景】

- ・平成30年7月豪雨を受けて実施した緊急点検の結果、不具合のある小規模なため池や利用実態のないため池が多数存在することが判明した。
- ・このため、新たに小規模なため池を整備対象に加えて策定した「第2次ため池整備5箇年計画」に基づき、早急に対策を講じる必要がある。
- ・令和元年度から市町営事業への地方財政措置が拡充され、農業者や市町の負担が軽減されたものの、ため池整備を早急に進めるためには、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債や地すべり対策等と同程度の交付税算入率へ引き上げることにより、さらに負担を軽減する必要がある。

【令和元年度 県・市町営事業にかかる地方財政措置】

区分	通常分 (公共・非公共)	臨時・特別措置分 (H30～R2・公共限定)	地すべり対策等 (公共)
都道府県分	公共事業等債 [充当率90%、算入率20%]	防災・減災、国土強靱化 緊急対策事業債 [充当率100%、算入率50%]	公共事業等債 [充当率90%、算入率49%]
市町村分	公共事業等債等 [充当率90%、算入率20%]		(地すべり対策や海岸侵食対策は市町負担なし)

【「第2次ため池整備5箇年計画(R1(2019)～R5(2023)年度)」着手箇所数：730～830箇所、総事業費：370億円】

区 分		特定 ため池 総数 (※)	うち 要改修 (廃止)箇所 (計画時点)	【第2次】	
				着手数 (箇所)	総事業費
県営 (受益2ha以上)	改修	5,900	717	350	283億円
市町営 (受益2ha未満)	改修	3,200	160	80	32億円
	廃止	—	300～400	300～400	12億円
計画策定(測量・土質調査等)		—	—	—	43億円
		9,100	1,177～1,277	730～830	370億円
計	[改修]	—	(877)	(430)	(315億円)
	[ため池廃止]	—	(300～400)	(300～400)	(12億円)
	[計画策定]	—	—	—	(43億円)

(参考) 第1次ため池整備5箇年計画(2015～2018年度^{※2}) 270箇所 211億円

※1 特定ため池：決壊によりその周辺の区域に人的・物的被害を及ぼすおそれがあるものとして、知事が指定するため池

※2 平成30年7月豪雨により、全国で多くのため池が決壊したことを踏まえ、1年前倒して、第2次計画を策定したことから、第1次計画は4箇年となっている。

② 市町による適正管理を支援する制度の充実

- ・市町等がため池保全サポートセンターを地域の実情に応じて運営するため、全国一律の国庫補助上限枠を撤廃すること
- ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に伴い市町が担う事務事業に対して、助成制度を創設するなど、支援制度の充実を図ること

【提案の背景】

- ・本県では改修等に着手するまでの安全・安心を確保するため、ため池管理者の適正な管理を支援する「ため池保全サポートセンター」を設置している。
- ・サポートセンターの設置や管理者講習会等の取組については、国の農業水路等長寿命化・防災減災事業(ため池の保全・避難対策)の事業メニュー「監視・管理体制の強化」で実施可能となったが、全国一律に事業費上限枠が設定されている。(1団体あたり：一律1,000万円)
- ・全国一ため池数(約24,000箇所)が多い本県の事情が反映されておらず、上限枠の撤廃が必要である。

【農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要】

- ・所有者又は管理者による都道府県への所有者やため池諸元情報の届出を義務づけ
- ・都道府県によるデータベースの整備、公表
- ・所有者等による適正管理の努力義務
- ・適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告

<ul style="list-style-type: none"> ・特定農業用ため池（決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池）の都道府県による指定
<ul style="list-style-type: none"> ① 形状変更行為の制限（都道府県による許可制） ② 防災工事の施行（所有者等による計画届出、都道府県による施行命令及び代執行） ③ 保全管理体制の整備（所有者不明のため池の管理権を市町村に設定）

[「ため池保全サポートセンター」の概要]	
趣 旨	ため池整備の長期化や管理者の減少・高齢化を踏まえ、管理者の適正な保全管理活動を支援するため、県と市町の連携により、平成28年5月に淡路地域、平成30年6月に全県を対象としたため池サポートセンターを開設
業 務	①ため池管理の相談窓口、②現地パトロール、③助言・現地技術指導、④普及啓発等
成 果 (H30)	①約1,600箇所のため池を巡回点検し、新たな漏水等を57箇所を確認 ②ため池管理者から約140件の相談を受け、管理方法やため池廃止等を助言・指導

③ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に伴う地方交付税措置

- ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に伴う県及び市町の新たな事務について、事務量に応じた地方交付税措置の充実を図ること

新法施行初年度にため池所有者の届出処理等の事務が集中し普通交付税で不足する行政経費について、特別交付税を措置すること

【国制度の問題点】		
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな事務に伴う地方交付税措置については、単位費用の算定に反映されたものの、その他の事務経費が圧縮され、結果的に単位費用は据え置かれている。（下表：単位費用（農業行政費、農家1戸あたり）） 		
区分	H30	H31
道府県	107,000円	107,000円
市町村	84,300円	87,800円
<ul style="list-style-type: none"> ・測定単位は農家数となっており、全国一のため池数を有する本県の事務量の負担が反映されていないため、ため池数に応じた補正が行われる必要がある。 ・法施行初年度に所有者等の届出の処理や不明所有者の探索等の事務が集中し、ため池数に応じた補正がされていない普通交付税では行政経費に不足が生じる。 		
【令和元年度の行政経費試算額（県分）】		
区分	試算額	収支
[歳出]所有者の届出等	[届出処理]3,410円×最大24,000箇所＝82百万円 [所有者探索]25,000円×最大9,000箇所＝225百万円	307百万円
[歳入]普通交付税	518円×農家数81,000戸	42百万円
令和元年度不足経費		▲265百万円

(8) 高潮対策等の推進に対する支援

【国交、農水】

主① 高潮対策に対する支援

- ・平成30年台風第21号により浸水した地区の再度災害防止対策や、「兵庫県高潮対策10箇年計画（仮称）」に基づく全県での防潮堤・河川堤防の嵩上げ等の高潮対策について、必要な予算を確保すること

【再度災害防止対策】	
事業期間	平成30(2018)年度～令和3(2021)年度
主な箇所	芦屋市・南芦屋浜（護岸等の嵩上げ）、西宮市・甲子園浜（防潮堤の改良、嵩上げ） 神戸市・高橋川（堤防嵩上げ）
総事業費	約58億円 ※令和2年度までに完了する事業については、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や緊急自然災害防止対策事業債を活用し実施するが、計画の推進のためには、同期間終了後も継続的な支援が必要
【兵庫県高潮対策10箇年計画（仮称）】	
<ul style="list-style-type: none"> ・台風第21号により浸水した地区以外についても今年度中に計画を策定し、計画的に高潮対策を推進する予定 ※ 民間や神戸市管理の施設についても情報提供を行い、同様の取組を促す。 	

新排水機場の大規模更新等、短期間に多額の事業費を要する事業について、新たな個別補助制度を創設すること

- ・直轄事業について、十分な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・排水機場の更新等の大規模改築にあたっては、一旦着手すると完了まで継続的な予算配分が必要
[整備の例] 湊排水機場・大江島排水機場の更新
- ・東播海岸における直轄事業完了に伴う本来管理者への引き継ぎに向けた着実な事業推進(令和2年度事業完了)が必要

② 海岸漂着物処理対策の充実

- ・海岸の漂着物処理に対する事業について、海岸管理者毎に、より小規模な事業を対象とするよう要件緩和するとともに、災害復旧事業並みに補助率を増大(現行1/2→2/3)する等、財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・現行制度では事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m³以上であり、かつ、一の事業主体の事業費が200万円以上であれば補助対象となるが、限られた時間で機動的に対応する必要があるため、海岸管理者毎での採択要件にするとともに、より小規模な漂着物に対する支援が必要
- ・補助率についても、災害復旧事業並みの更なる支援が必要

(9) 住民の避難行動の向上 【内閣府、気象、総務、消防、厚労、国交】**① 住民の早期避難につながる避難方策の構築****ア 直近の災害を踏まえた避難行動の検証等**

新 台風第19号の被災地では、「大雨特別警報」の解除をきっかけに住民が自宅に戻り、その後河川の氾濫による浸水被害を受けたことなどを踏まえ、台風第19号時の特別警報の発表・解除とそれに伴う住民の避難行動等について検証すること

新 今年度から創設された「警戒レベル」「警戒レベル相当」を用いた避難情報と大雨特別警報等の気象情報との関係性や、住民がとるべき具体的な行動について、住民がとるべき具体的な行動につながるよう、一層の周知を図ること

【主】イ 防災気象情報の更なる改善

- ・適切な避難等が行えるよう、以下のような防災気象情報の更なる改善を進めること
 - 平成の大合併前の旧市町単位や指定都市の区単位など、より細かな地域単位で、分かりやすい予警報区分の設定
 - 局地的大雨等の予測精度の向上
- 新** 夜間・早朝の避難を避け明るいうちに避難勧告等の発令の判断ができるよう、15～24時間先も含めた精度が高い降水予測情報(メッシュ情報)の提供
- 新** 潮位や風速についても、精度が高い予測情報の提供

ウ 防災情報基盤の整備に対する財政支援制度の拡充

- ・地方公共団体が独自に実施する防災情報通信ネットワークシステムの整備運用と国の制度改正等に伴う改修等に対する財政措置を継続・拡充すること
- ・市町が実施する防災行政無線の整備に対する財政支援について、市町の財政力を考慮した制度とすること

【提案の背景】

- ・気象庁の特別警報、防災気象情報レベル化などの制度改正、Lアラート(災害情報共有システム)への連携など、災害時等の情報伝達に関する災害関連情報の内容拡充に対応するため、地方公共団体独自の防災情報システムは大規模な改修が必要となっているが、費用負担が大きい。

エ 可視化による伝達手段の開発・整備

- ・気象情報や避難情報に加え、河川水位や土砂災害の危険度等をわかりやすく可視化し、メディアを活用して発信するため、Lアラート等による伝達手段を開発・整備すること

オ 広域避難計画策定のためのガイドラインの早期作成

- ・想定最大規模の降雨や台風による洪水、高潮からの大規模な広域避難について、市町が実効性のある広域避難計画を策定できるよう早急にガイドラインを作成すること

② 避難行動要支援者の支援体制の構築

- ・高齢者や障害者等の避難行動要支援者に関する個別計画の作成について、災害対策基本法上の法定事項として規定すること
- ・介護支援専門員及び相談支援専門員が行う個別計画の作成について、介護保険法や障害者総合支援法等の法律上の職務として位置付けるとともに、報酬加算を創設すること

【提案の背景】

- ・個別計画の作成は内閣府の取組指針で示されているが、法的拘束力がないため、全国的に作成が進んでいない。(法定事項：避難行動要支援者名簿の作成と地域への提供)
- ・高齢者や障害者等の円滑な避難支援のためには、個別計画が不可欠であることから、法定事項として規定すべきである。
- ・現状では、介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員に対して、ボランティアで個別計画作成への協力を求めることとなるため、報酬加算が必要である。

【防災部門と福祉部門が連携した本県の取組】

- ・本県では、要支援者の心身の状況や生活実態等を熟知した介護支援専門員及び相談支援専門員が自主防災組織等とともに個別計画を作成するモデル事業を実施している。
- ・丹波篠山市と播磨町において先行的に実施したモデル事業において、福祉専門職（ケアマネ等）と地域住民、自主防災組織、障害当事者等がケース会議や防災訓練でお互いが意見を出し合う中で理解が深まり、普段からの声掛けにも繋がった。

【防災と福祉の連携による個別計画作成の推進モデル事業の概要】

- | | |
|----------|---|
| 事業
内容 | <ul style="list-style-type: none">・自主防災組織及び住民に福祉理解研修を実施・福祉専門職を含めた関係者によるケース会議を開催し、個別計画を作成・要援護者（要配慮者）防災訓練により作成した個別計画の内容を検証・防災と福祉の連携促進モデル事業実行委員会（県、社会福祉士会、人と防災未来センターで構成）による市町への交付金の交付（市300千円、町200千円）及び指導・助言 |
|----------|---|

③ 通勤・通学・帰宅困難者対策の充実

- ・通勤通学途上や買物中の被災による帰宅困難者の受入先となる一時滞在施設の確保に向けた支援を行うこと
- ・受け入れた帰宅困難者等のための食料等の備蓄に対し、財政措置を講じること
- ・地震発生時の鉄道運行再開等に関する迅速な情報発信のあり方について、国においても検討すること

(10) 外国人観光客の災害時の安全確保対策

【観光】

- ・災害による観光客への影響を最小限にするとともに、訪日外国人観光客の更なる増加を図るため、安全・安心に関する正確かつ迅速な情報の発信、風評被害対策、訪日旅行の促進等の対策を実施すること
- ・災害時において、外国人の安全を確保できるよう、旅行事業社を含め関係機関と連携した体制を整備するため、以下の取組を実施すること
 - 在外公館との連携による安否確認手順の確立
 - 公衆無線LANの整備促進を含む情報伝達手段の充実
 - 一時滞在施設の提供や避難誘導

【提案の背景】

- ・現時点においては、各自治体において宿泊・観光事業者や警察・消防と連携した防災訓練等が実施されているが、防災対策の観点からは、広域にわたる各関係機関の連携が必要である。
- ・災害時には、旅行事業者から旅行者の緊急連絡先への電話等による安否確認に加え、無線公衆LANの整備によるスマートフォンへの情報提供や、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じた多言語での避難情報等の広域的な発信が不可欠である。
- ・外国人旅行者が数日程度滞在する一時滞在施設の確保については、各自治体等と宿泊事業者との協力体制を広域的に構築する必要があり、また、災害発生時には各観光施設職員や各自治体職員が担う避難誘導機能を広域的に構築することが必要である。

主(11) 災害時の停電復旧及び電力確保対策の充実 **【内閣府、経産、厚労、国交】**

新発電・送電システムの強靱化や電線類地中化の促進、電力会社間の連携強化など、災害に強い電力供給体制を構築すること

新停電時に被災者が必要最低限の電源を確保するための電力会社によるポータブル発電機等の貸出体制や国民への迅速な停電復旧見込等の情報提供体制を充実すること

新非常用電源設備等の整備支援を、二次救急医療機関など地域において重要な役割を果たしている医療機関にも拡大すること（現行：災害拠点病院、救命救急センター、周産期母子医療センター）

(12) 災害復旧対策の迅速化 **【財務、国交】**

① 災害査定の簡素化

- ・頻発している局地的大雨等による甚大な被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するため、机上査定限度額を拡大（現行「3百万円未満」を整備局査定の対象である「2千万円未満」に引上げ）するなど災害査定を簡素化すること

② 査定設計委託費等補助制度の対象範囲の拡大

- ・激甚災害等に限定されている査定設計委託費等補助の対象範囲を拡大すること

(13) 被災地(者)支援に関する制度の充実 **【内閣官房、内閣府、総務、消防財務】**

① 災害救助法の見直し

ア 救助費用の全額国庫負担化

- ・避難所運営や応急仮設住宅の建設等災害救助法に基づく救助費用について、国が指定する大規模災害の場合は、全額国が負担すること

【提案の背景】

- ・現行は、災害救助法第21条に基づき、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、国が負担（例えば、普通税収入見込額の2/100以下の部分は50/100など）することとなっているが、全額国負担とすることにより、迅速な復旧・復興に向けた積極的な応急対応が可能となる。

イ 対象範囲の拡大

主 i) 罹災証明書の発行業務に要する経費の対象化

- ・災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与を行うための経費として、罹災証明書の発行業務（その前提となる家屋被害認定調査を含む。）に要する経費を災害救助費の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・災害救助法では、救助範囲（災害救助費の対象）が、①避難所・応急仮設住宅の供与、②食品の供給、③埋葬などに限定されている。
- ・発災後、応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。

- ・大阪府北部地震や平成30年7月豪雨等の大規模災害時には、被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査を迅速に実施するのが困難であり、周辺自治体からの応援が不可欠であることが改めて浮き彫りになった。

ii) 災害ボランティア活動に要する経費の対象化

新大規模災害時に、被災市区町村及び社会福祉協議会が行う、災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な経費（通信手段・備品設備等）及び避難所の運営支援や家屋の片付けなどのボランティア活動に必要な経費（資機材の確保、活動用車両の借上げ等）を災害救助費の対象とすること

【提案の背景】

- ・大規模災害時のボランティアへの支援は重要であり、国の防災基本計画でも災害ボランティアの受入や調整、ニーズの把握等の役割が求められている。その役割を担う災害ボランティアセンターの設置・運営は社会福祉協議会や市町村が行っているが、人員不足や財政負担等が生じている。
- ・ボランティア活動に最低限必要な物は、活動参加者による持参が原則であるが、個人で用意を行うことが困難である資機材等の確保及びその費用は市町村等が負担している。
- ・提案の実現により財政負担が軽減されれば、災害ボランティアセンターの設置・運営の円滑化、被災者ニーズの把握による支援の迅速化が図られ、被災者の早急な生活再建が可能となる。

ウ 修理工事を先行し事後的な手続きを可能とするなど制度の見直し

- ・国が指定する大規模災害の際には、現物給付の原則に基づき行われる手続きの大幅な省略又は手順変更を認めること

【国制度の問題点】

- ・住宅の応急修理や障害物の除去等は、契約主体である県（事務委任している場合は市町）が、他の災害対応業務が膨大にある中で、発注、契約、審査及び支払いの事務をしなければならない。
- ・南海トラフ地震等の大規模災害では、住宅の応急修理や障害物の除去等に関する事務が追い付かず、迅速な応急救助が困難となることが想定される。

エ 早期の避難情報発出のための支援措置の拡充

- ・避難所開設等に要する経費については、災害救助法が適用されない場合でも財政支援措置を講じること

【提案の背景】

- ・円滑な避難のためには早期に避難情報を発出する必要があるが、空振りに終わった場合、避難所開設等に要する経費には災害救助法が適用されず、市町に大きな財政負担が発生している。
- ・平成29年台風第18号では33市町で427箇所避難所を開設されたが、災害救助法が適用されず。

② 被災者生活再建支援法の充実等

ア 大規模災害における国の対応

- ・相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること

主イ 同一災害により被災した全区域への適用

- ・同一の災害により被害を受けたすべての地域を平等に支援対象とすること

【提案の背景】

- ・現行制度は、自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が一の都道府県で100世帯又は市町村で10世帯以上の住宅全壊被害の発生などが適用要件となっている。
- ・平成30年7月豪雨災害では、10世帯の全壊被害が発生した神戸市や宍粟市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生。

主ウ 半壊、一部損壊世帯への適用

新台風第15号による住宅被害を踏まえて対象が拡充された災害救助法に基づく住宅の応急修理と同様、全壊及び大規模半壊に加えて、半壊世帯及び一部損壊世帯（損害割合が10%以上の世帯に限る）も支援対象とすること

【提案の背景】

- ・同制度は、自然災害の被災者の生活の再建を支援し、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるが、半壊世帯・一部損壊世帯は支援対象となっていない。

エ 対象拡大に伴う財源負担等に関する地方との協議

- ・対象拡大に伴う支援金額及び財源負担については、全国知事会と協議の上、決定すること

③ 災害援護資金貸付金制度の改善

主 ア 貸付原資償還について返還があった場合のみに変更

- ・県及び政令市から国への貸付原資の償還は、現実に返還があった場合のみ行うよう制度を変更すること

【国制度の問題点】

- ・他の貸付金（例：介護福祉士修学資金貸付金、生活福祉資金）制度においては、実際に償還があった額に対する国庫補助負担割合分を国へ償還することとなっている。
- ・災害援護資金貸付制度では、実際には返還されていない貸付金についても、市町が借受人に代わって国・県に償還しなければならないため、市町に対して重い負担を求めている。

イ 改正弔慰金法の円滑な処理に向けた対応

- ・弔慰金法の改正により可能となる免除の処理を円滑に行うため、市から県、県から国への償還期限（最短 市→県：R2.3月、県→国：R3.4月）を、債権管理法等による履行延期特約により、必要な期間、延長すること

<災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年5月成立)の概要>

- ・被災者生活再建支援法制定以前の災害について、一定の所得・資産要件により、免除
- ・平成31年4月以降は保証人の要否を市町村が決定することを踏まえ、それ以前の災害についても貸し出しから20年経過後、市町村が保証債権を放棄することが可能
- ・破産の場合は、20年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に免除
- ・所得・資産を調査する権限を市町村に付与

ウ 起債に関する金利負担分に対する特別地方交付税措置

- ・起債に関する金利負担分に対する特別地方交付税措置を行うこと

【提案の背景】

- ・阪神・淡路大震災では、大混乱の状況下で早期の被災者の救済が求められたが、当時は中低所得の被災者の生活再建には災害援護資金以外の選択肢がなく、貸付から20年が経過している現在においても、多くの労力と費用を費やして償還業務にあたっている。

【災害援護資金貸付金の償還状況（H30.9末時点）】

貸付額約1,309億円（うち神戸市分約777億円）のうち、償還額約1,108億円、償還免除額約148億円、未償還額約53億円（うち神戸市分約31億円）

④ 避難者に関する基礎情報の一元化

ア 避難者名簿の様式・項目の統一

- ・災害時における被災者支援の基礎情報となる「避難者名簿（避難者カード）」の様式・項目を全国的に統一すること

【国制度の問題点】

- ・避難所運営に必要な避難者名簿（避難者カード）については、避難所運営ガイドラインにより市町が作成することとされているが、様式・項目については示されていない。
- ・様式や項目が市町により異なっている現状では、市町村や都道府県域を越える広域災害に対応する際、十分な情報が得られず、支援の遅れを招く可能性がある。

イ 被災者の配慮事項等の共有システムの構築

- ・被災者の配慮事項等を全国で一元的に情報共有できるシステムを構築すること

【提案の背景】

- ・原子力災害や大規模災害など広域的な対応を要する場合において、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するには、自治体間での被災者の情報共有が不可欠である。
- ・しかし、被災者支援に必要な被災者の配慮事項を自治体間で情報共有できるシステムがなく、災害時要援護者に対する細やかなかつ切れ目のない支援につなげられない事例が生じている。

⑤ 大規模自然災害時の支援体制の継続

- ・大規模自然災害時の応援要請に対して迅速かつ確実に支援が行えるよう、TEC=FORCEや資機材の支援体制を充実強化すること

【提案の背景】

- ・近年、自然災害が激甚化・頻発化している中、迅速かつ確実な緊急対応のためには、引き続き国の支援が必要不可欠であるため。

主⑥ 災害救援支援に関するボランティア活動支援制度の創設

- ・災害ボランティアの活動に要する交通費や宿泊費、保険の割引など活動を財政面から支援する全国的な基金の創設など社会全体で支える仕組みを創設すること

【大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト（令和元年度新規事業（ふるさと寄附金事業））】

対象者	5人以上で構成する以下の団体 ※県外に拠点を置く団体・グループが県外の被災地で活動する場合は対象外
補助対象	現地までの交通費、宿泊費、現地での活動費（交通費）
補助金額	上限20万円

主⑦ 住宅再建共済の全国制度化と地震保険料控除制度の対象化

- ・住宅所有者等が災害時に備え、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして本県が創設・実施している住宅再建共済制度を全国制度化すること
- ・地方公共団体が条例に基づき実施する自然災害に対する共済制度についても、地震保険料控除制度の対象とすること

【提案の背景】

- ・地震保険料控除の対象となる保険や共済の契約は、「一定の資産を対象とする契約で、地震等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる契約」とされているが、住宅再建共済制度は、地震により生じた損失をてん補するものではなく、住宅再建を支援するため住宅再建方法に応じて給付するものであることから、控除制度の対象外とされている。
- ・当該制度は、被災者の住宅再建に資する制度であり、地震災害に対する国民の資産保全を図ることを目的とする地震保険料控除制度の趣旨に合致することから、同制度の対象とすべきである。

【「兵庫県住宅再建共済制度」の概要】

区分	住宅再建共済		家財再建共済
	本体制度	付加制度	
共済負担金	年5,000円/戸	年500円/戸	年1,500円（本体制度と併せて加入の場合1,000円）
給付対象	半壊以上で建築・購入・補修	一部損壊（損害割合10%以上）で建築・購入・補修	半壊以上又は床上浸水で補修・購入
共済給付金	最大600万円	最大25万円	最大50万円

※ その他、マンション共用部分を対象とした制度あり

2 地震・津波対策の推進

(1) 南海トラフ地震等に備えた地震・津波対策の推進【内閣府、総務、財務、農水、国交】

主① 津波防災に関するインフラ整備予算の確保

- ・本県が策定した「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」、「津波防災インフラ整備計画」、「日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム」及び「日本海津波防災インフラ整備計画」に基づく対策に必要となる予算を確保すること

【南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム (H27.6)】 計画期間：H26～35年度

ハード・ソフト両面からの防災・減災対策

死者 約29,100人
全壊 約36,800棟

死者 約400人
全壊 約12,000棟

- ①県土空間の耐震と耐津波の推進
- ②県民と行政の災害対応力の向上
- ③被災生活支援と復旧復興の体制整備

➤ **【具体的対策】** 橋梁耐震対策、道路の法面対策、下水道施設の耐震化

【津波防災インフラ整備計画】 計画期間：H26(2014)～R5(2023)年度

(億円)

事業内容	概算事業費
レベル1津波対策（津波の越流を防ぐ）	
津波防御対策	371
防潮堤等の高さの確保	176
防潮堤等の健全性の保持	169
陸閘等の迅速・確実な閉鎖	26
避難支援対策	2
レベル2津波対策（浸水被害を軽減する）	
既存施設強化対策	219
防潮堤等の越流・引波対策	67
防潮堤等の沈下対策	122
防潮水門の耐震対策	30
津波被害軽減対策	46
防潮水門の下流への移設	46
排水機場の耐水化	
合計	約640

(重点整備地区の設定)

津波到達時間の早い淡路島（4地区）と人口・資産が集中する大阪湾沿岸（3地区）を「重点整備地区」に設定。すべての津波対策を概ね10年間で完了予定。

重点整備地区	
淡路地域	福良港
	阿万港
	沼島漁港
	洲本地区
尼崎西宮芦屋港(尼崎地区)	
同(鳴尾地区)	
同(西宮・今津地区)	

➤ **【具体的対策】** 重点整備地区における湾口防波堤の整備、防潮堤の沈下対策・基礎部補強対策、防潮水門の整備等の津波対策

【日本海沿岸地域地震・津波対策アクションプログラム (R1.7)】 計画期間：R1～10年度

ハード・ソフト両面からの防災・減災対策

【日本海津波防災インフラ整備計画】 計画期間：H31(2019)～R10(2028)年度

(億円)

事業内容	概算事業費
河川堤防整備	17
防潮堤等整備	14
水門耐震化	1
防波堤の沈下対策	24
計	56

主② 防災・安全交付金の対象事業の拡大

ア 日本海側の地震・津波対策等への拡充

- ・対象外となっている日本海側の地震・津波対策（河川事業）について、防災・安全交付金の交付対象とすること
- ・重点配分の対象外となっている日本海側の地震・高潮対策（海岸事業）について、防災・安全交付金の重点配分対象とすること

【国制度の問題点】

- ・防災・安全交付金（地震・高潮対策 河川事業）の要件は、東京湾等三大湾のゼロメートル地帯や国の法定計画等に関する地震・高潮等の対策に資する事業が対象であり、日本海側の河川に関する地震・津波対策は交付対象となっていない。
- ・また、防災・安全交付金（地震・高潮対策 海岸事業）については交付対象とされているものの、重点配分の対象外となっている。

イ レベル2津波対策への拡充

- 対象となっているレベル1津波の対策に加え、最大クラスの津波（レベル2津波※）に備える防潮堤や河川堤防の新設等についても、交付対象とすること

【国制度の問題点】

- 本県が策定した日本海津波防災インフラ整備計画のレベル2津波（※）に対する防潮堤等の新設については、交付対象外となっている。
- ※ レベル1津波：概ね100年に1回程度発生する発生頻度が高い津波
- 南海トラフ：M8.4（安政南海地震並み）の地震による津波
 - 日本海：日本海中部地震（1983年）、北海道南西沖地震（1993年）による津波を想定
- レベル2津波：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- 南海トラフ：最大クラス（M9.0クラス）の地震による津波
 - 日本海：断層による地震（M7.2～7.9）による津波を想定

③ 防災・安全交付金及び個別補助の予算確保、新たな個別補助制度の創設

- 地震、津波や頻発する風水害への対策を計画的・集中的に実施できるよう、防災・安全交付金の予算を十分に確保すること
- 短期間に多額の事業費を要する事業については、今年度創設された大規模特定河川事業等の個別補助制度の予算を別枠で確保するとともに、排水機場の大規模更新等、新たな個別補助制度を創設すること

【提案の背景】

- 本県が策定した「社会基盤整備プログラム」や「インフラ・メンテナンス10箇年計画」等を期間内に着実に進めるにあたっては、短期間に多額の事業費を確実に確保する必要がある。

【主な事業例】

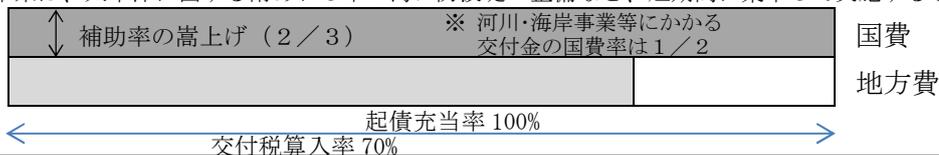
事業内容	所要額（R10(2028)まで）
津門川地下貯留管整備（河川対策）	約 70億円
防波堤・水門整備、防潮堤の液状化対策等（津波対策）	約 280億円
橋梁、排水機場、下水道施設等の更新	約1,970億円

④ 新たな財政支援制度の創設

- 河川・海岸堤防等の整備や耐震化、堤防構造の強化等、必要な対策を短期間に集中して実施できるよう、「大規模地震・津波緊急対策事業（仮称）」を新たに創設すること
- 実施の際には多額の地方負担が見込まれることから、地方財政措置を講じること

【「大規模地震・津波緊急対策事業（仮称）」のイメージ】（事業年度：2020～2023年度）

- 国庫補助及び地方負担分への緊急防災・減災事業債並の地方財政措置
- 本県は、太平洋に面する南あわじ市の湾口防波堤の整備など、短期間に集中して実施する事業への活用を想定



(2) 総合的な地震・津波対策の推進

【内閣府、総務、文科、厚労、国交、復興】

主① 推進地域における支援策の充実

- 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進地域に指定された地方公共団体に対しては、地震防災対策特別措置法による国庫補助率の更なる拡大（1/2→2/3）や対象施設の範囲の拡大（公立病院の耐震改修等）など支援を充実すること

【提案の背景】

- 南海トラフ地震対策特別措置法における推進地域は、南海トラフ地震において震度6弱以上の地域や、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域などが指定されており、本県では淡路島及び瀬戸内海沿岸市町等が指定されている。
- 地震防災対策特別措置法では、消防用施設やへき地における公立診療所、公立小中学校等の耐震改修等について国庫補助率が嵩上げされるが、公立病院の耐震改修等は対象となっていない。

② 地震・津波観測監視情報の活用

ア 実動機関がリアルタイムで活用できるシステム構築

- ・本格運用を開始したDONETによる地震・津波の観測情報を、救助活動を行う消防、警察等の実動機関がリアルタイムで活用できるシステムを構築すること

【提案の背景】

- ・DONET[※]の観測データそのものは、地震計や水圧計の観測値に過ぎないため、初動応急対応時などにおいて自治体で即時に活用することは困難である。
※南海トラフで発生する地震や津波を観測するために開発された観測網。強震計や水圧計などのセンサーから構成され、南海トラフ海域の熊野灘と紀伊水道沖に計51ヶ所の観測点がある。

イ 実動機関の活用に向けた協働した研究

- ・救助活動の開始時期や活動範囲の判断が可能となる基準の策定に向けた研究を実動機関と協働して実施すること

【提案の背景】

- ・津波警報等の発表中は、住民の避難だけでなく、救助活動を行う実動機関も退避が優先され、その間、生存者の救助活動を行うことが困難になる。

③ 地震・津波対策に関する調査研究の推進

ア E-ディフェンスを活用した調査研究の推進

- ・E-ディフェンス(実大三次元震動破壊実験施設)を活用した共同研究を継続すること
- ・建築物だけでなく地盤に関する実験にも取り組むとともに、研究成果を速やかに普及展開すること

【提案の背景】

- ・E-ディフェンスが運用開始されて10年以上が経過したが、建築物に関する実験が多く為されている一方、地盤に関する実験研究があまり為されていない。
- ・東日本大震災では、液状化被害や堤体等盛土構造物被害など地盤に関する様々な被害が発生し、南海トラフ地震で同様の被害の発生が危惧される。

【実験研究の回数と実験の例】

区 分	回 数	実験の例
建築物に関する実験	78回	多種構造物の長周期地震動による耐震性検証
地盤に関する実験	11回	ため池堤体、基礎構造(液状化)などの耐震性検証
その他	10回	免制振装置、振動台などの性能検証

イ 内陸型地震の連続発生に関する調査研究の推進

- ・内陸型地震の連続発生や他地域への波及に関する調査研究を進め、地方公共団体や住民が具体的に活用できる内容で公表すること

【提案の背景】

- ・平成28年熊本地震において、数日間のうちに連続発生した内陸型地震により被害が拡大し、また他地域への波及が懸念された。
- ・地震発生後には、連続地震の有無などが災害対応上重要となるが、それらを明らかにする学術研究や国の調査がなされておらず、事前シナリオを描いた効果的な対応ができない。

④ 東日本大震災の復興支援

- ・コミュニティの再生、こころのケア等の実践活動団体等の派遣及び県内避難者への支援などに対する財政措置を講じること
- ・復興事業の実施スケジュールに合わせた被災地方公共団体に対する計画的な人的支援の実施など国による抜本的な対策を講じること

【提案の背景】

- ・今後の復興過程においては被災者の生活復興とまちのにぎわいづくりが重要であり、そのための被災者のこころのケアやまちづくり等の支援の継続が必要である。
- ・一方で、他の地方公共団体からの職員派遣は長期にわたっていると同時に、派遣側の地方公共団体は、定員の適正化等により職員派遣の増員要請に応えることが難しくなっている。

(3) 建築物の耐震化等の推進

【内閣府、総務、財務、文科、厚労、国交】

① 学校施設の耐震化

[県内学校の耐震化の状況] ※高等学校及び特別支援学校は県立を含む		
学校種別	耐震化率 (%)	耐震化完了棟数/全棟数
小中学校	99.9	5,030 / 5,034 *R2(2020)年度までに完了予定
幼稚園	96.8	457 / 472 *残りは閉園予定、整備方針検討中のもの
特別支援学校	100.0	280 / 280
高校	100.0	1,452 / 1,452

ア 防災機能強化等のための予算確保

- ・市町整備計画による学校施設の防災機能強化等に必要な予算を確保すること

イ 地方債・地方交付税措置の拡充

- ・学校施設の耐震化に関する地方債及び地方交付税措置を拡充すること
 - 緊急防災・減災事業債(R2年度まで)の恒久化
 - 全国防災事業債(H27年度廃止)と同等の地方債の創設

ウ 天井等落下防止対策等のための補助制度の拡充

- ・非構造部材の耐震対策(天井等落下防止対策等)に関する補助制度の補助率を嵩上げ(1/3→2/3)すること

【提案の背景】

- ・熊本地震で非構造部材(内壁、窓等)の損傷・落下により、避難所が利用できない事例があった。
- ・落下物や転倒物に対する児童生徒の安全を確保するためには、構造体(地震防災対策特別措置法の嵩上げ措置(1/3→2/3)あり)と同様に非構造部材についても早急に耐震対策が必要である。

エ 避難所機能を担う際に必要となる施設整備に対する補助制度の充実

- ・学校が避難所としての機能を担う際に必要となる施設設備に対する補助制度を充実すること(体育館等への空調設備の整備、自家発電設備整備やWi-Fi整備等に対する補助の高等学校の対象化など)

【提案の背景】

- ・現在、県立高校109校、県立特別支援学校9校が、市町からの要請により避難所指定されている。
- ・高校が避難所としての機能を担うためには、自家発電設備の整備が必要となるが補助対象外。

オ 私立学校の耐震改築事業補助の拡充措置の継続

- ・国庫補助率を公立学校並みへ引上げ(Is値0.3以上施設1/3→1/2(公立並)、Is値0.3未満施設1/2→2/3(公立並))、補助対象限度額(小中高:2億円、幼:1億円)の廃止措置を継続すること

② 大規模多数利用建築物等及び防災拠点建築物の耐震化

- ・耐震診断が法律で義務付けられている大規模多数利用建築物等や防災拠点建築物の耐震化に対する補助事業の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・大規模多数利用建築物等の国の補助事業(交付金含む)の内示率は62%(H30)から100%(H31)に向上しており、引き続きの予算の確保が必要である。
- ・大規模ではない防災拠点建築物の今年度内示率は51%であり、一層の予算の確保が必要である。

[兵庫県耐震改修促進計画](平成28年3月改定)

多数利用建築物 H27(2015):86.6%(耐震性なし3,466棟) → R7(2025):97%(耐震性なし900棟)
(用途) 学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等
(規模) 一部の用途を除き階数3以上かつ床面積の合計1,000㎡以上
※ うち床面積の合計5,000㎡以上=大規模、2,000㎡以上=中規模、1,000㎡以上=小規模と区分している。

- 耐震対策緊急促進事業の補助率の更なる嵩上げを行うこと

[大規模避難施設の耐震化に対する補助スキーム案] ※ 診断・設計と同等まで嵩上げ

現行スキーム				本県提案					
	国 1/3	県 1/6	市町 1/6	事業者 4/15		国 1/3	県 1/6	市町 1/6	事業者 1/6
国 1/15(耐震対策緊急促進事業による上乘せ)				国 1/6(耐震対策緊急促進事業による上乘せ)					

③ 医療・福祉施設の耐震化

ア 民間医療施設の耐震化の促進

- 入院患者のいる民間医療施設の耐震化について、移転建て替えに必要となる代替用地取得費を医療提供体制施設整備交付金の補助対象とすること

イ 社会福祉施設の耐震化の促進

- 社会福祉施設等耐震化促進事業等の予算を確保すること
- 通所施設を対象とする新たな補助制度を創設すること

④ ライフラインの強靱化の推進

ア ライフライン事業者への指導・監督

- 管路や施設の耐震化などによるガス・電気等ライフラインの更なる強靱化を推進するよう、ライフライン事業者を指導・監督すること

【提案の背景】

- 台風21号では、電柱折損、倒木による電線接触や飛来物による電線の断線等の被害等により、県内で延べ431,000軒が停電
- 平成以降の自然災害による停電では、関西電力供給エリア内では阪神・淡路大震災に次ぐ規模(軒数)

イ 水道施設の耐震化

- 水道施設の耐震化に対する補助率の引上げを図ること(現行1/3 → 一律1/2)

【提案の背景】

- 南海トラフ地震をはじめ、将来起こりうる自然災害に備え、早急に耐震化を進める必要があるにもかかわらず、重要な社会インフラである水道施設の基幹管路耐震化率※は3割にも満たない。
- ※ 導水管や送水管及び配水本管のうち、地盤の状況に関わらず震度7級の地震に対応できる管(離脱防止継手を有する管)の割合

[生活基盤施設耐震化等交付金] 水道管路耐震化等推進事業(水道管路緊急改善事業)補助率 1 / 3

[基幹管路耐震化率の状況(平成29年度)]

兵庫県内事業体	29.4%
兵庫県企業庁	37.5%(浄水場や水管橋等は耐震補強済み)
全国	24.9%

[南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム(H29.7改訂版)]

耐震適合性のある管路の率 71%(R5(2023)) H29年度末 68.7%

※ 耐震適合性のある管とは、震度7級の地震においても良質地盤に敷設されているため被害が軽微な管

⑤ 土砂災害対策も含めた住宅・宅地の安全確保

ア 住宅の安全確保

i) 民間住宅の耐震化のための予算の確保

- 民間住宅の耐震化に対する補助事業の予算を確保すること
- 補助限度額の更なる嵩上げを行うこと(100万円→150万円)

[住宅耐震化に関する総合的支援メニュー H30創設]

補助対象	耐震設計、耐震改修費用
補助限度額	定額補助100万円(工事費の8割が限度)
交付率	1 / 2

[兵庫県耐震改修促進計画](平成28年3月改定)

住宅の耐震化率の目標設定 H25(2013): 85.4%(耐震性なし34.6万戸) → R7(2025): 97%(耐震性なし7万戸)

ii) 住宅等の移転等に対する支援の拡充

- 土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転(除去)や防護壁等の整備(改修)については、土砂災害から国民の生命を守る緊急の取組として、補助率の嵩上げを行うこと

○住宅移転(除去) 補助限度額 現行：975千円 → 提案1,333千円

○防護壁等整備(改修) 補助率 現行：23% → 提案1/3

補助対象限度額 現行：3,360千円 → 提案：9,000千円(旅館等)

[県内指定状況と今後の見込み] H30年度末指定状況：約7,000カ所(R2年度末までに約1万箇所を指定見込み)
[土砂災害特別警戒区域内住宅に対する補助スキーム]

	現行スキーム	提案																
住宅移転(除去)	※事業費2,000千円の場合 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>1/4</td> <td>1/8</td> <td>1/8</td> <td>1/2→1/3</td> </tr> </table> 補助率 1/2 補助限度額 975千円 県独自嵩上げ 1/6 (県 1/12、市町 1/12)	国	県	市町	事業者	1/4	1/8	1/8	1/2→1/3	※事業費2,000千円の場合 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>1/3</td> <td>1/6</td> <td>1/6</td> <td>1/3</td> </tr> </table> 補助率 2/3 補助限度額 1,333千円	国	県	市町	事業者	1/3	1/6	1/6	1/3
国	県	市町	事業者															
1/4	1/8	1/8	1/2→1/3															
国	県	市町	事業者															
1/3	1/6	1/6	1/3															
防護壁等整備(改修)	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>11.5%</td> <td>77%→66.7%(2/3)</td> </tr> </table> 国制度(補助率 23%) 国 11.5% 県 5.75% 市町 5.75% 補助対象限度額 3,360千円 県独自嵩上げ 10.3% 県 5.15% 市町 5.15%	国	事業者	11.5%	77%→66.7%(2/3)	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>事業者</td> </tr> <tr> <td>16.7%</td> <td>66.7%(2/3)</td> </tr> </table> 県 8.3% 市町 8.3% 補助率 33.3%(1/3) 補助限度額 住宅：1,000千円 補助対象限度額 住宅：3,000千円/旅館等：9,000千円	国	事業者	16.7%	66.7%(2/3)								
国	事業者																	
11.5%	77%→66.7%(2/3)																	
国	事業者																	
16.7%	66.7%(2/3)																	

[参考：大規模多数利用建築物耐震化助成事業(耐震対策緊急促進事業により、国補助を嵩上げ)]

- 国補助 補強設計：通常 2/9 → 嵩上げ後 4/9、
改修工事：通常 11.5% → 嵩上げ後 1/3

(補強設計)					(改修工事)				
国①	国②	県	市町	事業者	国①	国②	県	市町	事業者
2/9	2/9	1/9	1/9	1/3	21.8%	11.5%	11.5%		55.2%
4/9				2/9	1/3		11.5%		

注 国①：耐震対策緊急促進事業(～R4)、国②：社会資本整備総合交付金

イ 宅地の安全確保

i) 住民等の合意形成に関するガイドラインの早期策定

- 宅地耐震化推進事業を円滑に進めるために、費用負担を求める宅地所有者等の範囲や調整方法など、住民等の合意形成に関するガイドラインを早期に策定すること

【国制度の問題点】

- 現状は「大規模盛土造成地の活動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」のみが策定されており、住民等の合意形成に関しては不十分である。

ii) 費用負担の軽減措置の拡充

- 大規模盛土造成地活動崩落防止事業に対する補助率(現行：国1/3)を更に嵩上げすること
- 宅地所有者の工事費の負担を軽減する税制上の優遇措置を創設すること

【提案の背景】

- 対策工事の実施にあたっては、対象区域内の宅地所有者等の多大な費用負担を伴うため、地元協議を進めるには、更なる手厚い措置が必要である。(国の補助は工事費の1/3に嵩上げされたが、残りの2/3は地方公共団体と宅地所有者の負担となる。)
- 今後、本事業を円滑に進めていくためには、対策工事の実施を見据えた優遇措置が必要である。

3 防災体制の充実

主(1) 防災庁の創設

【内閣官房、内閣府】

- ・過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など、一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設すること

【提案の背景】

- ・東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨など、多発化・激甚化する自然災害にあらかじめ備えて被害を軽減するため、これまでの経験と教訓を生かした事前防災を徹底することが不可欠である。
- ・防災・減災に関する科学技術の調査・研究が省庁縦割りで行われており、どのような研究が行われているか集約・整理されていない。
- ・各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果が国として一元的に活用されにくい。

※ 主な国の研究機関

防災科学技術研究所(文科省)、気象研究所(気象庁)、
通信総合研究所(消防庁)、産業技術総合研究所(経済産業省)

【防災庁の必要性】 出典：「我が国の防災・減災体制のあり方に係る検討報告書」(H29.7)

- ① 国民の防災意識を高めるため(防災・減災の推進役)
- ② 強い調整力で事前対策から復興までを総合的に進めるため(防災の主流化と創造的復興)
- ③ 災害情報の一元化を図るため(防災情報発信の司令塔)
- ④ 全自治体の確実な防災対応力の向上のため(防災体制水準の確保)
- ⑤ 自治体等との緊密なネットワークを確保するため(顔が見える関係の構築)
- ⑥ 災害ノウハウや調査研究成果の活用のため(経験や知見の高度化)
- ⑦ リダンダンシーを確保するため(首都機能のバックアップ)

(2) 防災機能をバックアップできる双眼構造の確保 【内閣官房、内閣府、総務、財務、文科、国交】

① 関西における首都機能バックアップ構造の構築

主ア 首都機能バックアップ構造の構築

- ・防災機能の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること

【兵庫県内の拠点設置に資する機能集積状況】

三木総合防災公園	大規模かつ広域的な災害に的確に対応する基幹的広域防災拠点であり、国際緊急援助隊が訓練するほか、E-ディフェンスによる基礎研究等を実施している。
神戸東部新都心	人と防災未来センター、国連防災戦略事務局駐日事務所、JICA関西(国際防災研修センター)、アジア防災センター等による国際的な防災人材の育成や防災に関するシンクタンク機能を持っている。

- ・首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、我が国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること
- ・関西の位置付けを明確にした政府業務継続計画(BCP)を策定すること

イ 基幹的な交通インフラ整備による国土のリダンダンシーの確保

- ・基幹的な交通インフラの整備(下記例)により国土のリダンダンシー(代替性)を確保すること
 - 関西都市圏・日本海国土軸の高速道路網の整備
 - リニア中央新幹線、北陸新幹線、山陰新幹線の整備
 - 国際コンテナ戦略港湾・阪神港の国際競争力の強化
 - 関西の航空需要等への的確な対応

② 防災教育・研究の拠点地域の形成

ア 防災教育・研究機関の集積促進

- ・人と防災未来センター、WHO神戸センター、アジア防災センター、国際復興支援プラットフォーム（IRP）等が集積する兵庫県を国際的な防災教育・研究の拠点地域と位置づけ、関係機関の更なる集積を図ること
- ・特に消防大学校、消防研究センター等の首都圏に立地する防災教育・研究機関の兵庫県への移転を進めること
- ・広域防災拠点である「兵庫県広域防災センター」を全国の防災教育・研究の拠点機関として位置付け、国として活用を図ること

【提案の背景】

- ・海外においても災害が頻繁かつ激しく起こっており、より一層の国際防災協力が必要である。
- ・本県は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた災害対応ノウハウの蓄積に加え、人と防災未来センターを中心に、HAT神戸（神戸副都心）に集積する国際防災関係機関が継続的に連携することにより、高度で効果的な調査、研究、人材育成等が期待される。

【首都圏に立地する防災教育・研究機関の例】

施設名称	設置目的	職員数
消防大学校	消防関係者（消防職員、消防団員、その他消防事務に携わる職員）に対し、幹部としての高度な教育訓練を行う国の機関	12名 〔 収容人数 250名程度 〕
消防研究センター	火災の原因究明のための調査・試験、先進の消防資機材の開発等消防の科学技術に関する研究開発を総合的に行う国の機関	25名
一般財団法人消防防災科学センター	消防防災に関する科学的調査研究及び情報資料の収集・分析並びに消防防災に関する情報の提供	18名

【HAT神戸に立地している国際防災関係機関の例】

- ・アジア防災センター ・JICA関西（国際防災研修センター） ・国際復興支援プラットフォーム
- ・国連防災機関駐日事務所 ・国連人道問題調整事務所神戸事務所 等

【昨今の本県に集積する関係機関の海外の災害への協力状況】

- ・アジア各国、中南米等からの研修員、客員研究員の受入（アジア防災センター、JICA関西等）
- ・防災グローバルプラットフォーム、アジア防災閣僚級会議等の各種国際会議における日本の復興事例等の紹介（国際復興支援プラットフォーム等）
- ・海外における災害被災地現地調査及び提言、衛星画像提供等（アジア防災センター等）

【兵庫県広域防災センターの概要】

- ・災害時において全県域をカバーする広域防災拠点として機能するほか、平常時においては、地域の防災力を高めるための人材育成を行っている。

イ 人と防災未来センターの体制強化

- ・「人と防災未来センター」を全国レベルの防災教育・研究の拠点機関として位置付け、国として活用を図ること
- ・研究機能の充実など、機能・体制の強化に対して支援すること
- ・運営支援を継続すること

【提案の背景】

- ・「人と防災未来センター」は、阪神・淡路大震災の経験と教訓の国内外へ発信するとともに、専門研修による災害対策の実務を担う中核的な人材の養成や、大規模災害被災地の支援などに取り組んでおり、我が国の災害対応力の向上に貢献している。
- ・国内外で災害が多発していることを踏まえ、国内外の大学、研究機関等との連携・交流を引き続き展開するとともに、研究機能の充実を目指し、関係機関の更なる集積や体制強化を図る必要がある。

【人と防災未来センターの概要】

- ・国の支援を得て平成14年4月に兵庫県が設置、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構が指定管理により運営
- ・阪神・淡路大震災の経験と、そこから学んだ防災の重要性等の教訓を後世に継承するとともに、その経験と教訓を生かし、防災に関する知識及び技術の普及を図ることにより、地震等の災害による被害の軽減に貢献することを目的とした研究、研修等を実施

ウ 公立大学法人兵庫県立大学における防災研究に対する支援

- ・兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科で実施する防災関係機関と連携した取組など、同大学における独自性の高い防災研究、教育に対する支援を行うこと

「兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科」の概要			
○博士前期課程（平成29年4月開設）			
入学定員	1 学年12名	修業年限	2年
設置場所	人と防災未来センター東館内		
教育研究内容	・減災復興アセスメント領域（自然災害史、生活環境アセスメント、防災情報等） ・減災復興コミュニケーション領域（社会心理、防災教育、災害ボランティア等） ・減災復興マネジメント領域（災害対応マネジメント、コミュニティ防災、地域産業復興政策等） ・減災復興ガバナンス領域（自治体防災行政、被災者支援政策、国際防災協力等）		
○博士後期課程（平成31年4月開設）			
入学定員	1 学年2名	修業年限	3年
設置場所	人と防災未来センター東館内		
教育研究内容	・社会システム ・人間 ・生活分野		

(3) 発災時の関西3空港相互支援体制の構築 【国交】

- ・昨年の台風第21号により関西国際空港の機能が大きく損なわれたことを踏まえ、発災時の関西3空港相互支援体制の構築に向け支援し、日本全体での空港間の支援・補完体制を整備すること

【提案の背景】 <ul style="list-style-type: none"> ・今年5月の関西3空港懇談会において、短期(2021年頃)の視点に立った取組として以下のとおり合意しており、この内容を速やかに実現することが必要 【関西3空港懇談会取りまとめ (R1.5.11) (抜粋)】 <ul style="list-style-type: none"> ・広域災害対策の一環として、3空港の災害対応力向上を図るとともに、発災時の3空港相互支援体制を構築し、日本全体での空港間の支援・補完についても体制を整えていく。
--

(4) 消防力の充実強化のための支援の拡充 【消防】

- ・市町の消防団（非常備消防）に対する財源措置を拡充すること

【提案の背景】 <ul style="list-style-type: none"> ・消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、消防団員の確保に取り組んでいるが、人口に比して団員の割合が高い市町が多く、団員装備費等の財政負担が重くなっている。 ・現行の普通交付税（人口10万人当たり消防団員数583人分をベースに市町村ごとに算出）や特別交付税等の更なる拡充など市町の実情に応じた更なる財政支援が必要である。
--

- ・防火水槽の長寿命化に対する財政措置を木造密集地域以外の消防水利まで拡大すること

【提案の背景】 <ul style="list-style-type: none"> ・消防水利の設置については、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第4条第3項において、消火栓に偏らないよう考慮することとされている。これまで、各消防本部において、地域の特性に合わせて消防水利を整備してきたが、その老朽化が懸念されている。 ・消防水利の整備促進強化に関する財政措置について（平成30年1月25日付け消防庁消防・救急課長通知）において、財政措置の対象範囲が、防火水槽の新設、更新に加え、長寿命化まで拡大されたが、対象地域は「大規模火災の危険性が高い木造密集地域」に限定されている。
--

(5) 阪神・淡路大震災の被災地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえた財政支援 【総務】

① 震災復旧・復興のために発行した地方債の実質負担軽減

- ・阪神・淡路大震災の復旧・復興のためのインフラ整備のために発行した震災関連地方債の元金償還や利子負担を軽減するよう、適切な財政措置を講じること

【提案の背景】 <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災の被災地方公共団体は、震災から25年を迎える今日においても、その震災関連公債費の影響もあり、厳しい財政状況が続いている。負担軽減には、東日本大震災の復旧・復興事業と同様の軽減措置が必要である。
--

[阪神・淡路大震災復興事業のうちインフラ整備の地方債残高]

区 分	地方債残高A	交付税措置B	実質的な負担A-B
兵庫県	971億円	210億円	761億円
被災市	351億円	94億円	257億円
計	1,322億円	304億円	1,018億円

(注1)被災市：尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、淡路市

(注2)地方債残高：平成30年度決算ベース

② 公的資金繰上償還における補償金免除制度の適用

- 平成25年度に創設された、東日本大震災の特定被災地方公共団体に対する旧公営企業金融公庫資金の補償金免除制度と同等の措置を適用すること

【提案の背景】

- 阪神・淡路大震災の被災地方公共団体の復旧・復興事業のため多額の借入を行った当時の金利水準である4%以上の公的資金借入残高（486億円〔うち旧公営企業金融公庫資金借入金残高は115億円〕）に対する負担軽減措置が必要である。

(6) 陸上自衛隊姫路駐屯地の体制維持

【防衛】

- 陸上自衛隊姫路駐屯地が本県の災害対応拠点として、さらには大規模・広域災害時のベースキャンプとしての機能を発揮できるよう、輸送や後方支援など新たな機能付与も含めて、現行の体制を維持すること

【提案の理由】

- 防衛計画では部隊の編成の見直し方針等が示され、中期防衛力整備計画では北海道以外の火砲部隊の集約を着実に進めるとされており、陸上自衛隊姫路駐屯地に所属する火砲部隊である第3特科隊も縮減対象とされている。
- 姫路駐屯地は、昭和26年の創設以来、本県や姫路市の総合防災訓練、水防演習への参加のほか、阪神・淡路大震災以降、20回に及ぶ災害派遣を行うなど、地域の災害対応に不可欠な存在である。
- 関西と中国・四国を繋ぐ交通の要衝に位置する姫路駐屯地は、熊本地震でも西日本への集結地として活用されており、今後も広域的な災害対応拠点としての役割が期待される。
- 近年、風水害が相次ぎ、南海トラフ巨大地震の発生も懸念されるなか、本県の災害派遣要請部隊である第3特科隊の縮減は、県民の災害救援等に対する不安を増大させるだけでなく、西日本全体の安全や地域社会、地域経済への影響も懸念される。

(7) 原子力災害対策の充実

【内閣府、原子力】

① 実効性のある防護措置実施のための支援

ア 緊急時モニタリング体制や情報伝達手段等の充実

- 緊急時モニタリング体制や情報伝達手段等を充実すること

【提案の背景】

- 緊急時モニタリング体制の構築は、国の責任において実施されるが、UPZ外においては、具体的な計画等が示されていない。
- 国による防護措置の判断や避難の指示等が、迅速かつ的確に伝達されることが求められるが、一般回線のみでは、通信不全の時の備えとしては不十分である。

イ 防護措置のあり方の理解促進

- 原子力災害対策指針の内容について、国民及び関係地方公共団体の理解を得ること
 - 放射線の実測値に重点をおいた防護措置
 - UPZ外の地域での防護措置のあり方 等

ウ 防護体制の整備・支援

- 国の責任による防護体制の整備・支援を行うこと
 - モニタリングポストの増設
 - UPZ外における安定ヨウ素剤の配備 等

【提案の背景】

- ・緊急事態における住民等への放射線の影響を、最小限に抑えるための防護措置について、万全の体制で臨む必要がある。

【防護体制の状況】

モニタリングポストの設置	環境放射能水準調査用として県内6箇所を設置
UPZ外における安定ヨウ素剤の配備	UPZ外自治体に対する国の財政支援の措置がない

② 広域避難対策の充実

- ・都道府県域を越える広域的な避難の実施に必要となる、以下のような取組を行うとともに、必要な財政支援を行うこと
 - 避難退域時検査や除染等に関する要員・資機材の確保
 - 広域避難の際の渋滞解消対策
 - 避難車両及び運転員の確保対策
 - 要支援者対策の広域調整及び実戦的な訓練の実施

(8) 新型インフルエンザを含む感染症対策の強化**【内閣府、厚労、農水】****① 新型インフルエンザ等への備えの強化****ア 水際対策の的確な実施**

- ・海外で新型インフルエンザが発生した際には、水際対策を的確に実施すること
 - 発生国からの入国者を検疫する空港・港の集約
 - 第三国経由での入国者の捕捉 等
 - 発症者の停留
 - 未発症者（要健康観察者）に対する感染防止措置の啓発
 - 健康観察を要する帰国者情報の都道府県等への提供

イ 集団発生時の体制の確保

- ・集団発生時の医療、搬送、検査体制を確保すること
 - 国立病院等の遊休病床等（休止中の結核病床等）を活用した病床の確保
 - 都道府県が行う防疫、検査、搬送、入院・外来医療機関の確保への支援 等

【提案の背景】

- ・大量患者発生の際には、国立病院等の遊休病床等の活用が必要である。病床利用等を円滑に行えるようマンパワーの確保支援により医療体制の確保や集団発生時の対応が行える。

ウ 対策に必要な財政支援**i) 休業措置等を行った社会福祉施設等に対する財政支援**

- ・県の要請等で休業措置等をした介護施設など社会福祉施設等に対する財政的な支援を行うこと

【提案の背景】

- ・財政支援により、県の要請がスムーズに受諾され施設内での集団感染等の防止につながる。

ii) 薬剤保管経費の全額国費化

- ・備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の保管経費は、全額国費で措置すること

【提案の背景】

- ・備蓄薬剤の購入・廃棄経費は地方財政措置が講じられている一方で、備蓄薬の保管には、日本薬局方に規定される室温（1～30℃）で保管できる空調設備を備え、厳重な施錠管理ができる大きな保管庫が必要であるが、これに要する保管経費に対する地方財政措置は講じられていない。

iii) 事務職員等の補償の対象化

- ・県の要請等で医療の提供を行う医療事業者が、患者と直接接する業務に事務職員等を活用した場合には、医療関係者のみならず、事務職員等も補償の対象とすること

【提案の背景】

- ・実際の医療活動を行う場合、事務職員等も含めた各医療スタッフ等がチームとして医療提供を行う必要があるが事務職員等が補償の対象となっておらず、医療活動に支障を来すおそれがある。

② エボラ出血熱対策など一類感染症への備えの強化

ア 感染症指定医療機関に対する運営支援の充実

- ・「感染症指定医療機関運営費補助金」の見直しなど、感染症指定医療機関に対する運営支援を充実すること
 - 感染症専門医及び感染症専門スタッフの person 費の補助対象経費化
 - 専用病床での検査機器等の購入に要する備品購入費の単価上限の撤廃

【提案の背景】

- ・エボラ出血熱等の一類感染症の患者の治療を行う「第1種感染症指定医療機関」では、一類感染症患者対応のスタッフ確保や検査機器等の購入など特別な対応が必要である。
- ・しかし、国の「感染症指定医療機関運営補助金」の補助対象経費には人件費が含まれず検査機器と購入費に上限が設定されている。人件費を対象経費とすることにより、感染症指定医療機関が専門医やスタッフの雇用を積極的に行えるようになる。
- ・また、単価を撤廃することにより、高価な備品も整備できるようになり、感染症指定医療機関の診療機能の充実につながる。

イ 専門医・専門スタッフの育成

- ・国において感染症専門医及び感染症専門スタッフの養成・育成を行うこと

【提案の背景】

- ・全国的に感染症専門医および感染症専門スタッフの数が不足している。感染症の知識を有する専門医や専門スタッフが増えることで、診断の早期発見や院内感染対策、普及啓発の推進となり、感染症拡大予防につながる。

③ 家さんの鳥インフルエンザなど特定家畜伝染病対策の強化

- ・国内外の家さんでの鳥インフルエンザの発生状況や、今般の豚コレラ発生原因を分析し、効果的な発生予防・まん延防止対策を講じること
- ・海外からの畜産物の持込みを厳格化し、水際対策を一層強化すること
- ・防疫に関する予算を十分に確保すること

【提案の背景】

- ・近隣諸国で高病原性鳥インフルエンザをはじめ、口蹄疫、アフリカ豚コレラ等の発生が続いており、国内へ侵入するリスクが高い。
- ・特にアフリカ豚コレラについては、本年1月に中国から持ち込まれた豚肉製品から生きたウイルスが分離され、感染力を持つウイルスが我が国の水際まで到達していた。
- ・インフルエンザウイルスは、数種類の異なる遺伝子から組換え交雑が起きやすく、ウイルスの由来を究明し伝播経路に応じた対策をとらなければ、国内侵入防止に向けた対策の強化が図れない。
- ・発生が拡大かつ長期化している豚コレラの続発要因を究明しなければ、防疫対策の強化が図れない。
(参考) 特定家畜伝染病：牛疫、牛肺疫、口蹄疫、牛海綿状脳症、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性および低病原性鳥インフルエンザ

(9) 朝鮮半島情勢に対する対応の充実・強化

【内閣官房、消防、法務、防衛】

① 国民への情報提供と関係機関の対応の明確化

- ・ミサイルが落下した際の、国、地方公共団体、消防、警察、交通機関などの関係機関がとるべき対応（タイムライン）を明確化すること

② 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する対応

- ・ミサイル飛来時の高齢者、障害者その他特に配慮を要する者（施設管理者、当該者の支援者含む）の取るべき避難行動のあり方について検討し、周知すること

③ Jアラートによる確実な情報伝達

- ・設定の誤りなど人為的なミスにより情報伝達に不具合が生じることのないよう、Jアラートシステムを改善すること

【提案の背景】

- ・現行システムは、各市町で詳細に設定する必要があるため、人為的なミスが生じやすい。

【全国一斉情報伝達訓練結果（令和元年5月28日）】

全体	1,716市町村
情報伝達が出来なかった市町村	10市町村

④ 避難民の流入に対する対応

- ・朝鮮半島から我が国への避難民流入想定を示すこと
- ・関係機関が事案発生時にとるべき警備、避難民収容、物資提供等の対応方針を定めること

4 子育て環境の充実

(1) 子育ての経済的負担の軽減

【内閣府、財務、総務、文科、厚労】

主① 幼児教育・保育の無償化の拡充等

ア 0～2歳児保育の完全無償化の実現

- ・0～2歳児は、当面、住民税非課税世帯を対象に無償化するとされているが、所得制限の一層の緩和など、全ての子どもの無償化を全額国庫で実現すること

[ひょうご保育料軽減事業の概要 (R1.10月以降)]

- ・国の幼児教育無償化の対象とならない0歳から2歳児を対象に、月額5,000円を超える保育料に対して、以下の保育料を軽減

区分	所得階層 (年収)	
	住民税非課税世帯	約360万円未満
第1子	(国無償化)	約640万円未満
第2子		10,000円/月
第3子以降		15,000円/月

イ 幼児教育類似施設利用者の無償化対象化

新 幼稚園・保育所等と類似の機能を有する施設・事業（いわゆる「幼児教育類似施設」）の中には、自然教育や芸術教育を通して地域の幼児教育の質の向上や教育機会の確保に重要な役割を果たしている施設もある。このため、幼児教育類似施設に関して、従事者の数・資格や授業時間数など国において基準を創設し、利用者を通じた無償化の対象とすること

ウ 家庭教育の充実

新 幼児教育・保育の無償化により、認定こども園・幼稚園・保育園等への過度な依存も懸念されることから、幼児教育の質の確保のため、家庭教育の充実のための対策を講じること

[本県の幼児教育充実のための対応]

① 幼児教育連携促進協議会の設置

学識者、県・市町担当者、学校・園等代表者、保護者代表者等の委員で構成
(情報交換、各施設における研修内容の検討、小学校との連携・接続の検討)

② 保護者向け啓発資料の作成

3～5歳児の発達や幼児との関わり等への理解を深めるための保護者向け啓発資料と書き込む型の親子向けノートを作成
(記載内容：幼児期の育ちと関わり、園での関わり、家族での関わり等)

② 子どもの医療費助成制度の創設

- ・子どもの医療に対するセーフティネットは、国の責務として、社会保障政策の中に位置づけ、早急に子どもの医療費助成制度を創設すること

[本県が実施する「乳幼児医療費等助成」の概要] ※全都道府県でも独自に乳幼児等医療費軽減策を実施

① 乳幼児等医療費助成 (0歳～小3、対象者数：約351,000人) ※全市町で実施

世帯区分	一部負担金		負担割合
	外来	入院	
低所得者 (市町村民税非課税世帯で 年金収入を加えた所得80万円以下)	1医療機関等当たり 1日600円(月2回まで)	定率1割 月額2,400円限度	県1/2、 市町1/2
一般 (市町村民税所得割税額23.5万円 未満 (世帯合算)) ※0歳児は所得制限なし	1医療機関等当たり 1日800円(月2回まで)	定率1割 月額3,200円限度	

② こども医療費助成 (小4～中3、対象者数：約217,000人) ※全市町で実施

世帯区分	一部負担金	公費負担	負担割合
市町村民税所得割税額23.5万円未満 (世帯合算)	医療保険における自己 負担額の2/3	医療保険における 自己負担額3割の うちの1割相当分	外来：県1/2、 市町1/2 入院：県10/10

主③ 子どもに関する国民健康保険の均等割保険料の廃止

- ・高校生以下の子どもに関する国民健康保険の均等割保険料について、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、国民健康保険の制度設計とそれに伴う財源確保の責任・権限を有する国の負担により廃止すること

【国制度の問題点】

- ・国民健康保険の均等割保険料については、所得のない子どもを含め被保険者数に応じて賦課されており、負担能力に応じた負担とする観点からは問題がある。

④ 育児等を支援するサービス利用経費に関する税控除の創設

- ・育児等の支援を行う家庭内労働者の雇用や保育所、家庭的保育等の利用に要した費用の一定割合を所得税から税額控除する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・子育て世帯の経済的負担軽減について、先進諸国ではベビーシッター等の家庭内労働者や保育所等に支払われる費用の一部を免除する制度があるが、我が国の場合、税額控除の制度がない。

(2) 保育士等の処遇改善

【内閣府、文科、厚労】

① 保育士の配置基準の改善等

主ア 配置基準の改善と公定価格の引上げ

- ・保育士一人あたりの児童数が多いことによる負担を軽減するため、配置基準の計算方法の改善とこれに伴う保育士の人件費増にかかる財政措置を充実すること

【国制度の問題点】

- ・現行の配置基準では、必要保育士数は計算上、四捨五入で算出されるため、例えば4～5歳児の場合、計算上は44人まで1人(44/30≒1.47)となり、小学生(児童40人に教員1人)より負担が大きくなる。
- ・このため、必要保育士数を四捨五入ではなく切り上げにより計算することで、31人から保育士が2名配置(31/30≒1.03)となり、保育士1人あたりの負担が軽減される。

【保育士の配置基準】

区 分	0歳児	1～2歳児	3歳児	4～5歳児	[参考]小学生
保育士1人当たり児童数	3人	6人	20人(※)	30人	40人

※ 児童15人につき保育士1人により実施する施設に対して、加算措置あり

【本県の保育士の有効求人倍率】(各年11月時点 ※H30年度の数値のみ1月時点)

H26	H27	H28	H29	H30
1.26倍	1.46倍	2.01倍	2.51倍	2.81

- ・保育士の給与水準について、他産業並の水準となるよう公定価格の引上げを行うこと

【H29厚生労働省 賃金構造基本統計調査】

	全産業 上段：全国 下段：(兵庫県)	保育士 上段：全国 下段：(兵庫県)
所定内給与月額	304.3千円 (294.8千円)	222.9千円 (233.9千円)

イ 看護師配置に対する公定価格への加算

- ・保育所に看護師を配置する経費を公定価格に加算すること

ウ 食物アレルギーに対応する人員確保への財政措置の拡充

- ・食物アレルギーを持つ乳幼児を受け入れる保育所等の人員確保のための財政措置を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・乳幼児の健康・安全への配慮や体調急変時への対応のため、保育所への看護師配置が望ましい。
- ・食物アレルギーを持つ乳幼児を受け入れる保育所等において、現在、栄養管理加算があるが、配膳ミス等の事故防止のための追加人員の確保が必要である。

エ キャリアアップ研修の一部受講とみなす園内研修の確認事務の簡素化

新保育士等のキャリアアップ研修(処遇改善等加算の要件)の一部受講とみなす園内研修の都道府県の確認事務について、全ての保育所及び地域型保育事業所の園内研修を確認することは膨大な事務量を伴うため、都道府県の事務負担に配慮した仕組みに見直すこと

新都道府県の確認事務に関する手続きの詳細な方法や様式等を示すこと

【国制度の問題点】

- ・保育所及び地域型保育事業所が園内研修を実施し、都道府県がその内容等について、国で定める要件を満たしていることを確認した場合、園内研修の修了者については、通常1分野15時間以上の受講が必要とされているキャリアアップ研修において、1分野最大4時間の研修時間を短縮できることとされた。(R1.6.24国通知)
- ・県内全ての対象施設が実施する園内研修毎に県が内容等を確認しなければならない、県の事務負担が膨大になる。(県内対象施設数(H31.4.1時点) 私立保育所:356箇所、地域型保育事業所:311箇所)
- ・確認に関する具体的な事務手続きの方法や様式等が国から示されていない。

② 幼稚園教員等の配置基準の改善

- ・幼稚園教員等の配置基準を改善すること(1歳児 6:1 → 5:1、4・5歳児 30:1 → 25:1)

③ 認定こども園・保育所等の充実

【内閣府、文科、厚労】

① 「子育て安心プラン」の実行に要する財源の確保

- ・「子育て安心プラン」に基づく各事業が確実に実施できるよう、財源を確保すること

【「子育て安心プラン」の概要】

- ・2年間(R1~R2年度末)で待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算の確保(遅くとも3年間で解消)
 - ・5年間(R1~R4年度末)で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備(「M字カーブ」解消)
- 《新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日)》待機児童の解消

「子育て安心プラン」における32万人分の保育の受け皿整備の目標年次の2年前倒し(R4年度末→R2年度末)

<6つの支援パッケージ> ※括弧内は主な内容

- ① 保育の受け皿の拡大(幼稚園での2歳児受け入れや預かり保育推進、多様な保育(家庭的保育、小規模保育、病児保育等)の受け皿確保)
- ② 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」(キャリアアップの仕組みの構築、業務負担軽減)
- ③ 保護者への「寄り添う支援」の普及促進(保護者のための出張相談などの支援拡大)
- ④ 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」(認可外保育施設を中心とした質の確保)
- ⑤ 持続可能な保育制度の確立(保育実施に必要な安定財源の確保)
- ⑥ 保育と連携した「働き方改革」(男性の育児促進、育児休業制度の在り方検討)

② 運営・設備基準に関する地方裁量の拡大

ア 参酌すべき基準への見直し

- ・待機児童が増加するなか、今後の少子化の影響も見据えて、認定こども園への移行促進など既存施設の有効活用により受入を拡大できるよう、従うべき基準とされている保育所や認定こども園等の職員配置基準や施設設置基準等について、参酌すべき基準に見直すこと

【国制度の問題点】

- ・保育所の面積基準や保育士の配置基準は「従うべき基準」とされ、活用できる土地が少ない都市部と比較的余裕のある中山間地域で同一の基準が適用されている。[保育室(1.98㎡/以上)又は遊戯室、乳児室(1.65㎡/以上)又はほふく室(3.3㎡/人以上)、便所、調理室、医務室、屋外遊戯場]
- ・家庭的保育事業については、敷地内に幼児の遊戯等に適する広さの庭を有すること等、国が補助要件を詳細に規定しており、地域の実情に応じたサービスの提供が困難である。

【支障の例(保育教諭の配置基準)】

- ・幼稚園と認定こども園の配置基準が異なっており、保育教諭等の確保が困難となっている。
(例:3歳児だと、幼稚園は児童35人に1人、認定こども園は児童20人に1人の配置が必要)

<認定こども園の配置基準>

区分	0歳児	1~2歳児	3歳児	4~5歳児
保育教諭1人当たり児童数	3人	6人	20人	30人

※幼稚園は1学級(35人)ごとに少なくとも専任の教諭1人必要

イ 0～2歳児の給食の外部搬入規制の緩和

- ・0～2歳児で認められていない保育所及び認定こども園での給食の外部搬入規制を地方の実情に合わせて緩和すること

【国制度の問題点】

- ・家庭的保育事業について、食事の外部搬入が可能となった(H30～)が、事業者からの要望が強い保育所及び認定こども園の0～2歳児に対する給食の外部搬入はアレルギー児や食育への対応を理由に認められていない。(公立保育所等は特区では可能(本県では市川町安心安全給食特区で実施)。H30年の全県展開に向けた評価結果では、R3年度までに改めて評価することとされている。)

【主な支障の例(調理室)】

- ・幼稚園から認定こども園に移行に当たり、現行制度では給食の外部搬入が認められていないことから、調理室の設置が必要となるため、移行が困難な例がある。

③ 幼児教育と保育の一体化

ア 認定こども園への一元化による幼児教育と保育の一体化

- ・併存する幼稚園、保育所を認定こども園に一元化し、就学前の全ての子どもに幼児教育と保育を一体的に提供する体制を確立すること

イ 施設整備に対する補助制度の一元化

- ・保育所等整備交付金(厚生労働省所管)と認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)に分かれている認定こども園の施設整備に対する補助制度を一元化すること

④ 認定こども園への移行促進と運営支援

ア 財政支援などのインセンティブの付与

- ・幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園への移行を促進する財政支援などのインセンティブを付与すること

イ 私学助成水準並みの公定価格への引上げ

- ・私立幼稚園から認定こども園への移行により減収とならないよう認定こども園の公定価格を私学助成水準並みに引き上げること

【国制度の問題点】

- ・本県は、認定こども園の設置数で毎年上位となるなど移行促進策が一定の成果をあげているが、移行を更に推進するためには、公定価格上でのリットなど、インセンティブの付与が不可欠である。
- ・私立幼稚園からの移行の際、公定価格が私学助成水準を満たしておらず、減収となる可能性がある。

[認定こども園数](H31.4.1時点) 兵庫県 509施設 全国2位 (1位:大阪府 657施設、3位:北海道 370施設)

ウ 幼保連携型認定こども園への移行の経過措置である園長2人分の財政措置の継続

- ・幼稚園と保育所が幼保連携型認定こども園に移行したが、引き続き園長を2名置いた場合の今年度末までの経過措置である財政措置を継続すること

【国制度の問題点】

- ・新制度前の幼保連携型認定こども園は、認可保育所と認可幼稚園の両方の設置が要件とされていたため、園長が2人存在している。(県内適用施設数:3箇所(H31.4時点))
- ・国の要件に基づき設置したにも関わらず、国の制度改正に伴い園長の処遇に不利益が講じることが不適切であることから、当該措置を継続させる必要がある。(R.2.3.31をもって廃止予定)

エ 相談等支援機能の強化のための人件費・活動費助成の充実

- ・相談等支援機能の強化に必要な認定こども園の人件費・活動費助成を充実すること

(4) 地域子ども・子育て支援事業の充実

【内閣府、厚労、文科】

① 国庫補助率の嵩上げ

- ・地域子ども・子育て支援事業の国庫補助率の嵩上げ(現行1/3)など制度を充実すること

② 病児・病後児保育の充実

ア 看護師等の配置基準の改善

- ・低年齢児や感染症への対応などで必要となる看護師等や保育士の配置基準をより利用人数に即して改善するとともに、必要な経費について財源措置を行うこと

【提案実現による効果】

- ・現行の配置基準(利用児童概ね10人につき看護師等1名以上及び利用児童3人につき保育士1名以上)を利用人数に即して緩和し、補助単価の増額により病児保育を円滑に推進できる。

イ 医療機関内設置基準の明確化

- ・医療機関内における病児保育施設の開設について、介護施設と同様に医療機関内の設備(待合・廊下・トイレ等)や人員を共用して設置できるよう併設条件を明確化すること

【国制度の問題点】

- ・介護施設の医療機関内設置については、医療法解釈に関する国通知において一定の条件の下で待合・廊下・トイレ等設備や人員の共用が認められているが、病児保育施設については、医療と密接な関連があり併設が望ましいにも関わらず対象とされていない。
※平成30年3月27日付厚生労働省医政局長・老健局長通知「病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について」

③ 放課後児童対策の充実

ア 放課後児童クラブの整備促進

- ・「新・放課後子ども総合プラン」で示された放課後児童クラブ30万人分の新たな受け皿整備(平成31(2019)年度～令和5(2023)年度)を着実に推進すること

イ 安定運営支援

i) 運営費の国負担割合の引上げ

- ・「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の国負担割合を引き上げること(国1/3→1/2へ)

主 ii) 放課後児童クラブの長時間開所加算(平日分)の対象拡大

- ・長時間開所加算(平日分)の対象を拡大すること

(「1日6時間を超え、かつ18時を超えた時間」から「1日5時間を超えた時間」へ)

【国制度の問題点】

- ・女性の就業が進み、長時間の開所を求める声が多い中、多くの放課後児童クラブが時間延長に取り組んでいるが、加算の要件が厳しいことから、5.3%(72/1,351箇所)しか活用できていない。
- ・提案が実現すれば、5時間以上開設しているクラブが約9割あるため、開所時間を延長するインセンティブとなり居場所づくりが促進される。



【本県の放課後児童クラブ開所時間延長支援事業】

- [補助要件]・新たに19時30分以降まで延長し、国の長時間開所加算(平日)を受けていること
- ・放課後児童クラブ支援員等に延長加算手当等を支給していること

[補助基準額] 90千円(県1/2、市町1/2)

iii) すべての小規模クラブの補助対象化

- ・10人未満の小規模クラブについて、都市近郊の農村地域やオールド・ニュータウン等でも、山間地や漁業集落、へき地、離島で実施する場合と同様に、補助対象とすること

【国制度の問題点】

- ・へき地等でない地域において、農村地域等で隣接校区のクラブと距離が離れていたり、確保施設が狭小等の理由で小規模クラブを設置している場合がある。(H30年度 39件)

ウ 放課後児童支援員等の処遇改善

- ・放課後児童支援員等の処遇改善を図るための確実な財政措置を行うこと

(5) 「保育の質」を確保する監査体制等の充実支援

【厚労】

- ・「保育の質」を確保する取組に必要な財政措置を講じること
 - 保育・教育施設に対する法令遵守研修等の実施
 - 監査指導体制の強化

[本県の「認定こども園の適正運営・再発防止に係る指針」に基づく取組内容]	
・県内で発生した認定こども園の不正事案を踏まえ、不適切な保育等の防止と「保育の質」確保のため、適正運営・再発防止の指針を作成し、指導監査等の強化、法令遵守研修等を実施。	
監査指導の強化	・新設、移行後の早い段階での適正運営確保に向けた指導の実施 ・抜き打ち監査・調査の活用による牽制効果の強化 ・市町との協働の強化 ・幼児教育無償化に伴い届出増加が見込まれる認可外保育施設への指導監督の強化 等
事業者への啓発	・法令遵守研修の実施 ・各園での自己点検・自己評価及び情報公開の推進 等
認定こども園・保育所等ホットラインの開設	・認定こども園・保育所等の保育施設の制度や基準、乳幼児教育・保育等の質問や相談の県内一律の電話相談システムを運営

(6) 子どもの貧困対策の強化

【厚労】

- ・学習支援や子ども食堂など、生活習慣獲得への支援、進学への意欲助長、高校進学後の就学フォロー等の活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度を創設すること

(7) 出会い・結婚支援の充実

【内閣府】

- ・「地域少子化対策重点推進交付金」の補助率を国10/10とすること

[「地域少子化対策重点推進交付金」の概要] H31当初：9.5億円、H30当初：10億円	
・地方公共団体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）の優良事例の横展開による支援	
・地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援	
※ 補助率：⑳補正10/10 → ㉑～1/2 に引き下げ	

[本県が実施している「ひょうご出会いサポートセンター事業」の概要]	
事業概要	①お見合い(県内10か所及び東京都内1カ所で運営。会員向け市町窓口を2町が開設) ②出会いイベント(独自事業の他、民間イベントも含め、年200回以上) ③大学生ライフプランセミナー(年10回以上) 他
成 婚 数	H30年度133組 累計1,590組(平成31年3月末現在)

5 地域の医療確保と医療保険制度の安定運営

(1) 医師の地域偏在・診療科偏在を是正する仕組みの構築

【文科、厚労】

へき地や産科・小児科等における医師不足を解消するため、都道府県毎の地域事情を踏まえ、以下の取組により、医師の適正配置が実現する仕組みを構築すること

主① 医学部「地域枠」入学定員（臨時定員）の継続措置

- ・医師不足、医師の偏在是正のため、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠について、依然として医師不足の著しい状況に鑑み、現行どおり医学部臨時定員増とする措置を継続すること

【提案の背景】

- ・地域枠の入学定員（臨時定員）は、令和3（2021）年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域偏在を解消できていない。
- ・それにも関わらず、医師確保計画策定ガイドライン（H31.3）においては、令和4（2022）年度以降、臨時定員による地域枠を要請できる条件として、将来時点において医師が少数となる二次医療圏を有する県が、恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要な地域枠を確保できない場合に限定された。
- ・地域枠を確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。

【本県のへき地勤務医師の養成・派遣】

- ・自治医科大、兵庫医科大、神戸大学、鳥取大学、岡山大学において、へき地等勤務医師を養成し、へき地医療拠点病院及びへき地の市町立病院等に派遣（令和元年（2019）は総数217人）
 - 修学資金を貸与（9年間の義務年限後、免除）

② 医師養成課程を通じた医師確保対策の推進

- ・すべての専攻医が一定期間地域で勤務を経験するなど、医師養成課程を通じた医師確保対策を推進すること

③ 医師少数区域での勤務経験を病院の管理者要件とする制度の実効性の確保

- ・医師少数区域での勤務経験のある医師を病院の管理者要件とする新たな制度については、対象を地域医療支援病院など国が指定するものに限らず、全ての病院に拡大するなど実効性のあるものとする

【人口10万当たり医師数（兵庫県内地域別：H28.12）】

※下段は人口10万人当たり医師数

区分	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	県	全国
医師数	4,943	3,067	1,403	1,447	609	1,225	421	359	204	301	13,979	
	321.9	296.2	194.5	202.3	224.7	212.1	163.5	213.7	194.1	225.4	253.2	251.7

- ・本県の人口10万当たりの医師数は253.2人で、全国平均251.7人を上回っているが、圏域別では神戸と阪神南だけが全県値よりも高く、地域差が顕著。西播磨と神戸は約2倍の格差
- ・全国平均を下回っている地域を全国平均並み（人口10万人当たり251.7人）にするためには、1,291人の医師が必要

④ 診療科偏在対策の実施

- ・診療科別の定数管理制度の導入など診療科偏在対策を実施すること

【提案の背景】

- ・現行では、医師の自由意思により診療科を選択できることから、産科、小児科、救急科など一部の診療科で、医師の絶対数の不足が指摘されている。

主⑤ 新専門医制度に対する懸念の払拭

- ・新専門医制度について、国と専門医機構の責任において諸課題を解決すること
- ・その際には、毎年度のシーリングによる偏在是正の効果を詳細に検討し、地域の意見も十分に反映させたいうえで、以下の措置を講じること

新連携プログラムについて、シーリング対象外都道府県における研修割合を引き上げるとともに、偏在が進んでいる外科・産婦人科についてもシーリングの対象とするなど、さらなる偏在対策を早急に講じること

新医師少数県では連携先候補の情報がなく、連携先の確保が困難となっているため、すべての医師少数県が連携プログラムに参加できるようにすること

新専攻医が各プログラムにおいて、どの研修施設で研修を行っているのかを把握し、データベースを構築すること。その実態検証を行い、シーリングの見直しなど、偏在是正のための有効な対策を検討し、都道府県等に対しても情報を公表すること

【提案の背景】

- ・東京都の専門研修プログラムへの登録が集中(R1：20.6%(1,771人(東京都)／全国(8,615人))
- ・2020年度専門研修プログラム定員については、シーリング対象外都道府県の連携施設において50%以上の研修を行う「連携プログラム」定員が新たに設置されたが、医師少数県等における医師研修の増加を図るため、研修割合の更なる引上げが必要
- ・新専門医制度開始に伴い、外科・産婦人科については、東京都への専攻医の集中が高くなっている。
 ※ 東京都の専攻医(医籍登録3年目)の全国割合
 H28：外科14.6%、産婦人科21.3% ⇒ R1：外科17.9%、産婦人科29.6%
- ・新専門医制度では基幹施設と複数の連携病院をローテートしながら研修を行うが、研修施設における専攻医数や研修期間の状況を把握する手段がない。

【外科専門研修基幹施設の認定基準】

- ・日本外科学会指導医、外科専門医が合計3人以上常勤し、うち2名はプログラム統括責任者の基準を満たしている
- ・外科系病床として常時30床を有している
- ・年間500例以上のNCD登録外科手術症例を有している
- ・現行の日本外科学会の指定施設であり、3領域以上のサブスペシャリティ領域学会の修練施設である 等

【本県の外科専門研修基幹施設】

神戸大学医学部附属病院、兵庫医科大学病院、神戸市立医療センター中央市民病院、北播磨総合医療センター、加古川中央市民病院

(※ 上記認定基準を満たしているが、研修基幹施設ではない病院 県立尼崎総合医療センター、県立西宮病院 等)

⑥ 地域医療体制整備に関する権限移譲等

ア 地域医療体制整備に関する権限の移譲

- ・医療機関、診療科及び医師の需給調整に関する以下の権限を都道府県に移譲すること
 - 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分
 - 地域医療計画に基づき、へき地へ医療機関の誘導を進める場合など一定の要件下での独自の診療報酬の決定
 - 健保組合等被用者保険の保険者に対する指導

イ 臨床研修病院の指定時の知事協議制度の創設

- ・都道府県が臨床研修病院の指定を行うに当たり、指定要領等、都道府県に対する技術的支援を講じること

【提案の背景】

- ・今般の医師法一部改正により、厚生労働省令に定める基準に基づいて都道府県知事が臨床研修病院を指定する旨が規定されているが、全国的な医療の質の担保のためには、国の関与が必要不可欠である。

ウ 基準病床数の算定式の基準の参酌基準化

- ・基準病床数の算定式の基準について、参酌基準化すること

【提案の背景】

- ・医療法に基づき都道府県が医療計画に定める病院及び診療所の基準病床数は、二次医療圏ごとに医療法施行規則に定める全国一律の算定式により算定することとなっているため、人口の偏在や医療機関の配置等の地域事情に配慮した適切な病床の整備ができない。

【現行の算定式（一般病床の場合）】

$$\frac{\sum \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{一般病床退院率} \end{array} \right] \right\} \times \left[\text{平均在院日数} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right]}{\text{病床利用率}}$$

※ゴシック体の部分が告示で規定される。

主(2) 公立・公的病院等の再編統合に関する再検証要請への対応

【総務、厚労】

新国は、今回の再検証要請が各医療機関の今後の方向性を機械的に決めるものではないことを明確に示すこと。また、市町村や国民に対して、丁寧な説明を行うこと

新各県の地域医療構想の中で地域の実情を踏まえつつ議論が行われることが必要であること。また、民間病院を含めた議論を行うため、速やかに必要なデータを提供すること

新令和2年3月までに、地域医療構想調整会議で一定結論を得ることとしているが、個々の自治体病院の機能及び役割の見直しについては、住民や議会の理解が必要である。結論を得るまでには、各病院それぞれに応じた検討期間が必要であることから、適切な検討期間の設定を再検討すること

[再検証対象となる公立・公的医療機関等(県内 15 機関)]			
圏域	対象医療機関	圏域	対象医療機関
神戸 (2)	・ 県立リハビリテーション中央病院 ・ 国家公務員共済組合六甲病院	播磨姫路 (3)	・ 県立姫路循環器病センター ・ 相生市民病院 ・ たつの市民病院
阪神 (1)	・ 国立病院機構兵庫中央病院	但馬 (4)	・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院出石医療センター ・ 公立香住病院 ・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センター ・ 公立村岡病院
東播磨 (2)	・ 高砂市民病院 ・ 明石市立市民病院		
北播磨 (2)	・ 加東市民病院 ・ 多可赤十字病院		
丹波 (1)	・ 柏原赤十字病院		

注：厚生労働省は、対象医療機関を再精査しており、追加変更の可能性あり

[国の分析内容]	
対象	高度急性期・急性期病床を有する公立・公的医療機関（精神病院を除く一般病院）
分析	2次医療圏域ごとに、以下の視点で再検証の対象となる医療機関を抽出 ① 9領域（がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期・災害・へき地・研修派遣機能）で、特に診療実績が少ない ② 上記のうち6領域で、類似の診療実績を有し、かつ近接（車で20分以内）

(3) 医療分野におけるAIの導入・活用への財政措置の拡充

【厚労】

新医療分野におけるAIの活用は、業務の効率化につながり、医師の働き方改革のためにも必要なものであることから、AIの導入・活用に向けた診療報酬への反映をはじめとする必要な財政措置を講じること

(4) 看護師等養成に関する支援の充実

【厚労】

① 新人看護職員臨床研修の義務化

- ・ 新人看護職員臨床研修について、一定の質を担保できるよう、義務化すること

【提案の背景】

- ・ 現在、病院の開設者等の努力義務とされていることから施設により取組状況に差が見られる。
- ・ 勤務先を問わず充実した研修が受けられる体制づくりを支援し、離職防止を図る。

② 看護師等養成に関する財政支援の充実

ア 地域医療介護確保基金の所要額の措置

- ・ 地域医療介護総合確保基金について、地域医療構想の達成に向けた基盤整備事業に対する措置額の重点化に伴い、当該基金を活用している看護師等養成所の運営に支障が生じないよう所要額を措置すること

イ 訪問看護師の養成に対する財政措置の実施

- ・訪問看護師の養成に対する財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・今後需要の増加が見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、訪問看護師の養成が不可欠である。
- ・看護職員への訪問看護実施研修や、経営安定化のための管理者研修等の充実を図る。

(5) 医療保険制度の安定運営

【厚労】

① 国を保険者とする各種医療保険制度の一本化等

主ア 医療保険制度の一本化

- ・分立している医療保険制度を一本化し、制度設計と財源確保の責任、権限を有する国を保険者とする

イ 一本化に向けた国の取組

- ・国民健康保険の都道府県単位化を第一歩として、医療保険制度の一本化の道筋を明らかにすること
- ・国が負うべき負担を地方に転嫁することのないよう、国の責任において更なる財源を確保すること

【国制度の問題点】

- ・加入者の年齢構成、医療費水準、所得水準が制度間で異なることから、保険料負担に差がある。特に国保は、構造的課題(高齢者が多く医療費が高い、低所得者が多く保険料負担が重い)を抱えている。

【分立する医療保険制度】

区分	加入者	加入者数 (万人)	加入者一人当たり				公費負担
			平均年齢 (歳)	平均所得 (万円)①	平均保険料 (万円)②	負担率(%) ②/①	
市町村 国保	75歳未満の職域保 険に属さない人	3,013	52.3	86	8.6	10.0%	給付費等の50%
協会 けんぽ	中小企業の従業員 とその被扶養者	3,807	37.1	148	11.2	7.6%	給付費等の16.4%
健保 組合	大企業の従業員と その被扶養者	2,946	34.8	214	12.4	5.8%	後期高齢者支援金等の負 担が重い保険者等へ補助
共済 組合	公務員などとその 被扶養者	870	33.0	239	14.2	5.9%	—

② 国民健康保険の都道府県単位化への対応

ア 運営のあり方の見直し

i) 持続可能な運営を確保するための役割分担の検討

- ・将来的な役割分担の検討に当たっては、新制度施行後の実施状況を十分検証した上で、国民健康保険の持続可能な運営を確保する観点から、国、都道府県、市町村が果たすべき役割を明確にすることを基本に検討すること

【提案の背景】

- ・新制度においても、引き続き保険料の決定・賦課・徴収、資格管理、保険給付の決定等を市町村が担うことになったことに対して、市町村の要望により、将来的な役割分担を含む検討規定が設けられたが、検討に当たっては、住民の利便性等に十分留意する必要がある。

ii) 国民健康保険事業費納付金の市町村毎の調整の仕組みの創設

- ・国民健康保険事業費納付金について、過去の医療費をもとに算出し各市町村から徴収する金額と当該年度の医療費の実績をもとに算出した場合の金額の乖離分を市町村毎に調整する仕組みを設けること

【国制度の問題点】

- ・納付金については、医療費等の推計をもとに算定するとされているが、推計に基づき各市町村から徴収した納付金と医療費等の実績による納付金額とが乖離することが考えられる。

イ 財政基盤の強化

i) 公費拡充分の確実な実施と財政基盤確立のための財政措置

- ・毎年3,400億円の公費拡充を確実に実施するとともに、将来の医療費の増加に対応できる財政基盤の確立を図るための財政措置を講じること

ii) 予防・健康づくりに対する支援の拡充

- ・市町の創意工夫による予防・健康づくりを一層促進するため、保険者努力支援制度の財源を拡充すること

iii) 激変緩和措置に必要な財源の確保

- ・被保険者の保険料負担が急激に上昇することのないよう、激変緩和措置に必要な財源を全額国費で十分確保すること

【国制度の問題点】	
<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、毎年3,400億円の公費拡充を条件として国保改革に合意し、財政運営を引き受けることとした経緯を踏まえ、公費拡充を確実に実施すべき。 ・国保制度改革による保険料変動の影響を最小限に抑えるための激変緩和措置の財源について、国による令和3(2021)年度以降の支援規模や年限が明らかでない。 	
【国の3,400億円の財政支援の概要】	
H27から実施 (毎年約1,700億円)	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者対策の強化
H30から実施 (毎年約1,700億円)	<ul style="list-style-type: none"> ※ H27分に加えて実施 ⇒ 合わせて3,400億円 ・財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額) ※うち激変緩和用の財源(暫定措置): R1:300億円、R2:250億円、R3:200億円 ・自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応 ・保険者努力支援制度(医療費の適正化に向けた取組等に対する支援) ・財政リスクの分散、軽減方策(財政安定化基金の創設、高額医療費への対応等)等

iv) 新制度施行後の財政支援の在り方への地方からの提案の採用

- ・令和3(2021)年度以降の財政支援の在り方については、新制度の施行状況を踏まえ、地方と十分協議しながら決定すること(例:子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、高校生以下の子どもに関する均等割保険料を廃止など地方からの提案の採用)

v) 保険料の県内統一化に向けた取組への支援

- ・医療費水準の是正や収納率の市町間格差の改善を図り、将来的な保険料水準の統一を目指すため、以下の取組に対する新たな国の支援措置を設けること
 - 市町ごとに取組内容に差がある保健事業の平準化を図るため、特定健診・がん検診に関する自己負担の無料化や保健師等の専門人材の配置等
 - 口座振替制度の推進等による収納率向上支援対策
- ・市町毎に異なる給付水準の平準化を図るため、海外療養費やコルセット等の補装具の給付に関する基準を明示すること
- ・医療費適正化に向けた市町の更なる努力を支援するため、市町村の保険者努力支援制度については、取組の有無だけでなく、一人当たり医療費の水準等の取組結果を評価する新たな指標を設けること

【保険者努力支援制度(市町村)の概要】	
<ul style="list-style-type: none"> ・国が市町村の保健事業等の取組の有無を評価(点数化)し、獲得した得点に保険者規模を考慮して交付金(500億円)を按分 	
評価指標	糖尿病等の重症化予防の取組状況、後発医薬品の使用促進に関する取組状況、医療費通知の取組状況、重複・多剤投与者に対する取組状況、データヘルズ計画の実施状況等
予算規模	500億円(全国)

vi) 持続可能な医療保険制度に向けた診療報酬の適正化

- 中央社会保険医療協議会に国民健康保険の保険者である都道府県代表が入っていないことから、国民健康保険の保険者を代表する委員として、都道府県代表を入れること

【現在の中央社会保険医療協議会の委員 (20人)】	
健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員	7人 (国民健康保険の保険者の代表として静岡県島田市市長が委員となっている)
医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員	7人
公益を代表する委員	6人 ※ 都道府県代表が入っておらず、都道府県単位化が委員構成に反映されていない。

vii) 財政安定化基金の用途の拡大

- 都道府県が、安定的な財政運営を図るためには、翌々年度以降の公費の精算や納付金総額の抑制等に活用できる財源が必要なため、各年度の決算剰余金を財政安定化基金に積み立て、これらに活用することができるよう、同基金の用途を拡大すること

【国制度の問題点】
・財政安定化基金の用途については、法律上、①予期せぬ給付増や保険料収納不足への対応、②新制度への移行に伴う保険料の激変緩和措置に限定されている。

③ 国民健康保険における低所得者対策の強化

ア 所得激減を対象とした保険料減免制度の創設

- 所得の激減を対象とした全国統一的な保険料減免制度を創設するとともに、必要な財源は国が措置すること

【提案の背景】
・低所得者対策として、保険者が行う保険料軽減分を都道府県と市町村が補填する保険基盤安定負担金制度(軽減分)が実施されているが、廃業・失業等で所得が激減した場合の減免については保険者ごとに独自に実施されており、全国統一の減免措置となっていない。

イ 保険基盤安定負担金制度の支援の拡充

- 保険基盤安定負担金制度について、国保の財政基盤強化の観点から、国による支援を拡充すること

【提案の背景】	
・現行制度は、三位一体改革により国の負担分が都道府県に転嫁されたものであるが、その後の制度拡充や軽減判定所得の見直しに伴い必要額が増加し、地方の財政負担が大きくなっている。	
【保険基盤安定負担金制度の負担割合】	
軽減分(低所得者の保険料軽減分を補填)	県3/4、市町1/4
保険者支援分(低所得者数に応じ保険者を支援)	国1/2、県1/4、市町1/4

主④ 医療費の自己負担に対する国費助成制度の創設

ア 国による助成制度の創設

- 全都道府県が単独で実施している障害者(児)、乳幼児、ひとり親家庭等の医療費の自己負担に対する助成制度を国において早期に制度化すること
- 国による制度化までの間は、地方交付税措置も含めた十分な財政措置を実施すること

【現行の問題点】
・重度心身障害児(者)、乳幼児、ひとり親家庭等への医療費助成は、セーフティネットとして必要不可欠であるにもかかわらず、地方が単独で実施しているため、サービス水準に差が生じている。

イ 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止

- 医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え実施している、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置(未就学児を除く)を廃止すること

【国制度の問題点】
・障害者(児)、乳幼児、ひとり親家庭等の医療費の公費負担制度は、セーフティネットとして必要であるにもかかわらず、地方が単独で実施しているため、サービス水準に格差が生じている。
・平成30年度から未就学児に対する助成への国庫負担金減額調整措置が見直されたが、未就学児以外の者についても減額調整措置を廃止すべきである。

【本県の減額額(平成30年度)】
約21億円(未就学児に対する減額分を除く)

⑤ 後期高齢者医療制度の改善

ア 後期高齢者支援金の負担における総報酬割の導入

- ・後期高齢者支援金について、加入者の所得に応じて按分する「総報酬割」を市町村国保も含めて導入すること

【国制度の問題点】

- ・国保は高齢・低所得の被保険者が多く、被保険者数に比して負担能力が小さいが、被用者保険との加入者割となっており、負担能力の違いが考慮されていない。(被用者保険内は、総報酬割へ移行済み(H29))

イ 保険料算定の個人単位から世帯単位への変更

- ・保険料の算定を世帯単位に変更し、世帯主又は扶養者が負担する制度へ改めること

【国制度の問題点】

- ・国民健康保険や被用者保険の保険料は世帯主や扶養者に賦課されているが、後期高齢者医療制度に加入した場合、個人単位に賦課されるため、それまで保険料負担のなかった国民健康保険の世帯員や被用者保険の被扶養者も保険料を負担することとなり、制度として一貫性を欠いている。

ウ 高額所得高齢者の保険料限度額の引上げ

- ・高額所得高齢者の保険料賦課限度額について、更なる引上げを検討すること

【国制度の問題点】

- ・高額所得者は支払い能力があるにもかかわらず、保険料の賦課限度額しか負担しない。
(経過：55万円→H26：57万円→H30：62万円)

エ 後期高齢者の健康診査事業の義務化

- ・後期高齢者医療広域連合の努力義務である後期高齢者の健康診査について、各医療保険者が実施している特定健診（40～74歳）と同様に義務化すること

【国制度の問題点】

- ・疾病の早期発見のためには、年齢を問わず健康診査が重要であるにも関わらず、現行制度では75歳以降は保険者の努力義務とされており、75歳以降の健診受診率の低下を招いている。

⑥ 国民健康保険料（税）等に関する還付加算金の起算日の見直し

- ・国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料と介護保険料の還付加算金の起算日について、地方公共団体に帰責事由がない還付について個人住民税等と同様に見直すこと

【国制度の問題点】

- ・現行制度は、還付原因に関わらず、過納金の納付・納入のあった日の翌日とされている。
- ・平成27年4月より制度の見直しが行なわれた個人住民税・個人事業税と整合性を欠くことに加え、当初より適正に所得申告を行った者や国民健康保険の資格喪失の届出を遅滞無く行った者と比較して、還付加算金の支払いに公平性を欠いている。

【還付加算金の起算日の見直しの経過】

- ・地方税法改正（平成27年4月施行）により、個人住民税及び個人事業税が過納となった際の還付加算金の起算日は、所得税の還付申告に基因する等地方公共団体に帰責事由がない場合には、所得税の還付申告がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日を基準とするよう見直された。

⑦ 医療に関する消費税問題の抜本的な解決

- ・消費税10%引上げ時の診療報酬による補填の実態を迅速かつ的確に把握し、医療に関する消費税の課税のあり方について、以下に配慮の上、速やかに問題の抜本的な解決に向けて適切な措置を講じること

- 医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担
- 関係者の負担の公平性、透明性の確保

【国制度の問題点】

- ・社会保険診療は非課税であるため、医療機関等が医薬品などを仕入れる際の消費税負担が実質的な負担とならないよう診療報酬等に上乗せすることで対応している。
- ・これに対して、上乗せ分による補填状況にはばらつきが見られるため、消費税の10%引上げ時の対応としては、診療報酬の配点方法を精微化することにより、医療機関種別の補填のばらつきが是正されることとなっている。

(6) 公立病院に対する交付税措置の拡充

【総務】

① 基準内繰出金に対する地方交付税措置の充実

- 公立病院が担う小児医療、救急医療等不採算部門の運営や医師確保対策等に配慮し、措置単価の引上げなど、地方自治体による病院事業への基準内繰出金に対する地方交付税措置を充実すること

【国制度の問題点】

- 公立病院が担う小児医療、救急医療、へき地医療、高度医療等不採算部門などに配慮し交付税措置されているものの、自治体による病院事業への基準内繰出額と交付税措置額が乖離している。

【兵庫県立病院決算における基準内繰出額と交付税措置額の乖離状況 (H29)】

基準内繰出額	交付税措置額	差額
20,212,188千円	7,243,072千円(兵庫県試算)	▲12,969,116千円

② 病院事業債(特別分)の期限延長及び交付税措置の充実

- 病院再編の取組を促進するため、通常より交付税措置が有利な病院事業債(特別分)の期限を令和7(2025)年度まで延長すること
- 近年の建築単価の高騰に配慮し、病院建設に対する交付税措置対象となる建築単価(現行:360千円/㎡)を引き上げること

【国制度の問題点】

- 病院の施設整備については、平成26年度に、東日本大震災以降の公立病院の建築単価の急激な上昇を受けて、交付税の単価の引上げが行われたが、建築単価と交付税単価は未だ乖離している。

【病院事業債の交付税措置】

区分	通常分	特別分
一般会計繰出基準	元利償還金の1/2	元利償還金の2/3
交付税措置率(普通交付税)	繰出基準の50%	繰出基準の60%

【公立病院の施設整備に関する建築単価と交付税単価の乖離状況 (H28)】

建築平均㎡単価(実績)	交付税㎡単価	差額
406千円/㎡	360千円/㎡	▲46千円/㎡

③ 再編ネットワーク化により不要となる既存病院等施設の除却等に対する地方財政措置の充実

- 再編ネットワーク化に伴い不要となる既存病院等施設の除却等に要する経費を新病院の整備に要する経費等と同様に病院事業債(特別分)の対象とすること

(7) ドクターヘリの安定的な運航体制の確保

【厚労】

① 予算の確保

- ドクターヘリ関係の予算を確保すること

【国制度の問題点】

- 医療提供体制推進事業費補助事業補助金については、近年交付率が60%を切っており、平成29年度もドクターヘリの運航経費を除けば、交付率が50%という状況である。
- ドクターヘリは医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことで、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果を上げているため、安定的な運航体制を維持する必要がある。

② 補助基準額の引上げ

- 陸路搬送に時間を要する山間部や離島を対象として広域的な運航を行う場合には、運航実績に応じた補助基準額の引上げを行うこと

【国制度の問題点】

- 豊岡病院ドクターヘリは、山間部で3次救急医療を担う病院が少ない地域において、重症・重篤患者に対応しているため、都市部を運航範囲とするヘリ等と比較すると運航件数が格段に多い。
- 国庫補助基準額は運航件数や運航時間に関わらず一律であるため、運航時間が250時間を超える場合における燃料費及び整備費は、共同運航している3府県により追加措置している。

【H30年度運航実績】

豊岡病院ドクターヘリ 2,105件(全国平均[通年稼働ヘリ53機]567件)

6 健康づくりの推進

(1) 認知症施策の充実強化

【厚労、国公委、警察】

〔兵庫県の認知症高齢者数の推移（推計値）〕



認知症高齢者が令和7（2025）年には約30～33万人に増加

※日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態。

① 認知症早期発見・早期対応の仕組みの構築

- ・特定健診の項目に認知症の評価項目を入れるなど早期発見の仕組みを構築すること

【本県が実施している「認知症早期受診促進事業」の概要】	
概 要	特定健診、後期高齢者健診等の機会に県版「認知症チェックシート」を活用した認知症予防健診を実施し、医療につなぐ取組を行う市町へ助成
補助単価	65歳以上の受診者1人あたり1千円
補助率	1/2
チェックシート 質問例	<ul style="list-style-type: none"> ・5分前に聞いた話を思い出せなくなることがある ・今日が何月何日かわからなくなることがある ・自分のいる場所がどこかわからなくなることがある など21項目

② 認知症高齢者の見守りと行方不明時の迅速な対応

- ・行方不明の認知症高齢者の発見協力依頼を迅速に行える全国ネットワークを構築すること

【行方不明者受案件数の推移】

<兵庫県>				<全国>			
兵庫県警察本部調べ				警察庁調べ			
区分	行方不明者届受案件数			区分	行方不明者届受案件数		
	総数	うち認知症	割合		総数	うち認知症	割合
H28	5,183	1,300	25.1%	H28	84,850	15,432	18.2%
H29	5,193	1,396	26.9%	H29	84,850	15,863	18.7%
H30	5,427	1,585	29.2%	H30	87,962	16,927	19.2%

③ グループホームの補足給付の対象化

- ・グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を補足給付の対象にすること

【国制度の問題点】	
・グループホームは居宅介護サービスであるとの位置づけから、補足給付*の対象外となっている。	
※「施設サービス(特養等)」及び「居宅サービスの一部(短期入所サービス等)」を利用する低所得者に対し、保険給付の対象外となる居住費及び食費の一定額(上限：月額7万円)を介護報酬で補足。	
・低所得者がグループホームを利用したくても、家賃や食事代(都市部で月額計10万円程度)の負担により事実上利用が困難であり、特養が低所得で在宅生活が困難な認知症高齢者の受け皿となっている。	
<充足率>特養98%、グループホーム96% [2割負担の入所者の割合] 特養4.8%、グループホーム10.1%	
※H27年8月に一定所得以上の者の自己負担が1割から2割に引き上げられた。	
※H30年8月に自己負担が2割の者のうち、一定所得以上の者の負担が3割に引き上げられた。	

(2) 予防接種の充実

【厚労】

① 定期予防接種の拡充

ア 十分な財源措置

- ・定期予防接種について国において十分な財源措置を行うこと

【提案の背景】

- ・平成25年度にA類疾病(風しん、はしか、結核など主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点。本人に努力義務。接種勧奨有り)に対する地方交付税措置が2～3割程度から9割に引き上げられたが、定期予防接種の種類の追加により、自治体の財政負担が大きくなっている。

【定期予防接種の追加の経過】

- ・平成25年5月の「予防接種制度の見直しについて(第二次提言)(厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会)」において示された、広く接種を促進することが望ましいとされた7ワクチンについて、おたふくかぜを除く6疾病が対象疾病として順次追加された。

開始年度	追加された対象疾病
25年度	Hib感染症、小児肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症
26年度	高齢者肺炎球菌感染症、水痘
28年度	B型肝炎

イ 対象疾病の拡大

- ・おたふくかぜ及びロタワクチンを早期に定期予防接種化すること

【国の検討状況】

- ・広く接種を促進することが望ましいとされた7つの疾病のうち残されたおたふくかぜと専門家の評価が必要とされたロタワクチンの定期接種化については、引き続き、厚生科学審議会の小委員会にて検討が行われている。

② 任意の予防接種への財源措置

- ・インフルエンザなどの感染症の流行状況に対応した成人及び小児に対する任意の予防接種への国の財源措置を行うこと

【国制度の問題点】

- ・感染症の流行状況に対し財源措置を要望しているところであるが、予防接種に対する補助等が行われる見通しはなく、抗体価の低い人が多い年代を中心に流行が懸念される。

③ 子宮頸がん予防ワクチン接種に関する適切な対応

ア 早期の原因解明と救済申請の迅速な認定

- ・子宮頸がん予防ワクチン接種後の疼痛、運動障害等に対する早期の原因解明及び健康被害救済申請に対する迅速な認定を行うこと

イ 適切な情報提供と接種機会を逃した者への特例措置の実施

- ・子宮頸がん予防ワクチンの接種について、住民へ適切に情報提供するとともに、接種勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した者に対する特例措置を実施すること

【国制度の問題点】

- ・接種勧奨の再開時期や接種を差し控えている者等に対する特例措置等について未定であり、差し控え期間が長期化することにより、定期接種から外れる者への対応が必要である。

④ ワクチンの確保

- ・定期予防接種及び感染症対策に必要なワクチンについて、国において、十分な量を供給できる体制を確保すること

【国制度の問題点】

- ・ここ数年、ワクチン製造業者等の被災、行政処分などの理由により、一部ワクチンの出荷調整、医療機関への納品遅延が続いており、医療現場に混乱を生じている。
- ・国は、都道府県や卸業者にワクチンの偏在解消などの指示を通達してきているが、全国的にワクチンが不足している状況では、都道府県における対策・調整では根本的な解決は不可能である。

[ワクチン不足の過去の例]	
平成27年10月	北里第一三共ワクチン(株)が製造する麻しん・風しん混合ワクチンの力価低下が判明し回収
平成28年1月	一般財団法人化学及血清療法研究所(以下「化血研」という。)の行政処分によるワクチン(インフルエンザ、四種混合、B型肝炎、日本脳炎、A型肝炎、狂犬病)の一時出荷停止
平成28年4月	熊本地震により化血研が被災し、一部ワクチンの製造・供給が停止。特に、日本脳炎、B型肝炎ワクチンの製造ラインが甚大な被害
平成28年9月～平成29年3月	麻しん・風しん混合ワクチンの供給不足により医療機関が混乱。県において供給調整を実施
平成29年度	日本脳炎ワクチンのうち化血研製剤が市場から欠品
	季節性インフルエンザワクチンの不足

⑤ 骨髄移植後等の医療により免疫を失った者に対する再接種の制度化

- 20歳未満の者が、定期接種を受けた後に、小児がん等の治療で造血細胞移植等の医療行為により免疫を失った場合の再接種について、予防接種法に基づく救済措置の対象とすること

【国制度の問題点】	
・	定期接種を受けた後に医療行為により免疫を失った場合、感染症のまん延防止と個人の感染予防の観点から再接種が必要であるが、予防接種法に再接種規定がなく、全額自費負担となっている。
・	本県におけるH28の造血細胞移植対象者数236名(日本造血細胞移植データセンター)のうち対象者は約30名(過去5年間平均の造血細胞移植対象者数のうち20歳未満の者の割合を乗じて算出)となる。

[兵庫県 骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業] (平成31年度新規事業)	
対象者	小児がん治療での骨髄移植等により予防接種によって獲得した免疫が消失した者で、定期予防接種(A類疾病)の再接種を行う20歳未満の者
実施主体	市町
負担割合	県1/2、市町1/2
一部負担金	自己負担1割
所得制限	市町村民税所得割23.5万円未満

(3) がん対策の推進

【厚労】

① がん検診受診率向上対策の強化

- 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」について、全額国庫負担(平成22年度から10/10→1/2に見直された)とした上で継続実施すること
- 子宮頸がん・乳がん検診の初年度の受診対象者(子宮頸がん検診:20歳、乳がん検診:40歳)だけでなく、特定年齢(5歳刻み)のすべての者を助成の対象とすること
- 子宮頸がん・乳がん検診だけでなく、大腸がん検診も助成の対象とすること

[「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の概要]	
実施主体	市区町村
事業内容	・子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、個別の受診勧奨・再勧奨と精密検査未受診者に対する受診再勧奨 ・子宮頸がん(20歳)・乳がん検診(40歳)のクーポン券と検診手帳を配付
補助率	1/2

② 粒子線治療の推進

ア 医療保険が適用される症例の拡充

- 医療保険が適用される粒子線治療の症例を拡充すること

【国制度の問題点】	
・	粒子線治療は身体への負担が少なく治療効果も高いが、治療費が高額で、患者の経済的理由で治療を断念せざるを得ない場合がある。(下記以外の症例は先進医療(全額自己負担)を継続)

[粒子線治療の一部症例に対する保険適用の対象拡大の状況]	
H28.4	・小児がん（固形悪性腫瘍）に対する陽子線治療 ・切除非適応の骨軟部腫瘍に対する重粒子線治療
H30.4	・切除非適応の骨軟部腫瘍に対する陽子線治療 ・頭頸部悪性腫瘍（口腔・咽喉頭の扁平上皮がんを除く）に対する陽子線治療及び重粒子線治療 ・前立腺がん（転移を有するものを除く）に対する陽子線治療及び重粒子線治療

イ 医療保険適用料金の適正な水準への引上げ

- ・医療保険が適用される粒子線治療の治療料について、適正な水準に引き上げること

【国制度の問題点】	
・保険適用の治療料が先進医療で粒子線治療を実施する施設の治療料より低額のため、減収となる。	
[料金の乖離の状況]	
区分	乖離の状況
保険適用分の治療料	前立腺がん 最大1,600千円 ※ 全国平均と1,348千円の差
	その他 最大2,375千円 ※ 全国平均と573千円の差
既実施施設の治療料	全国平均：2,948千円（本県含む23施設）、本県：2,883千円

ウ 外国医師の業務従事に関する要件緩和

- ・二国間協定を締結し、自国において専ら放射線腫瘍医として従事し3年以上の経験を有する外国医師については、日本国内の粒子線治療施設での1年以上の研修後、日本人の指導医のもとで、粒子線治療施設での診察業務を認めること

【国制度の問題点】	
・海外に粒子線治療を普及させるためには、装置などのハード面だけではなく、効率的なOJTなどソフト面での支援が不可欠であるが、日本の医師免許を持たない外国人医師は、患者の診断や治療及びそれに関連する一連の検査等の診療行為が認められていない。	
[外国医師が日本において診療に従事するための要件（①～③の手続きが必要）]	
①	厚生労働省が、能力等を審査し、日本の大学の医学課程卒業生等と同等の学力・技能を有すると認定した場合に限り、医師国家試験の受験資格を取得
②	日本の医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の医師免許を取得
③	2年以上の臨床研修

③ 若年の末期がん患者に対する在宅ケアへの支援

- ・介護保険の対象とならない40歳未満の末期がん患者が訪問介護サービスを利用する際の費用に対して助成する制度を創設すること

(4) 難病等の高額な医療費の負担軽減等

【厚労】

① 難病制度の円滑な制度運用等

ア 患者等の負担の軽減

- ・難病制度の見直しについて、制度の抜本的な見直しや患者等の負担軽減策を講じること
 - 制度の見直し（自己負担上限額区分決定の簡素化、高額療養費所得区分記載の廃止、受給者証の有効期間の延長）
 - 費用負担軽減（低所得者、重症患者への自己負担額無料化の継続）

【国制度の問題点】	
・国の対応方針では、介護保険証の写しが申請時の添付書類から削減されたのみで、他の提案は措置されていない。重症患者への自己負担額無料化の継続は検討対象とされていない。	
[平成28年度に行われた見直しの概要]（平成28年12月27日健難発1227第1号厚労省健康局難病対策課長通知）	
・住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減	→ 住民票：削減しない 介護保険証の写し：本通知の発出日以降、削減
・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止	→ 指定医療機関の名称：H30年度に、廃止することについて検討 医療保険の所得区分：廃止しない
・支給認定の有効期間の延長	→ 延長は行わない
[平成30年の地方からの提案等に関する対応方針の概要]（平成30年12月25日閣議決定）	
・指定難病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務を含む地方公共団体等の事務について、事務負担の軽減が図られるよう検討・結論し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	

イ 人件費等への財源措置

- ・義務的経費として国庫負担（国1/2）とされた医療費と同様に、制度の実施に伴い必要となる人件費等経費についても、費用負担が生じないよう財源措置を行うこと

② 難治性疾患対策の充実

- ・関節リウマチ等、治療が長期にわたり、高額な医療費負担が生じる疾病について、人工透析患者等と同様、健康保険の高額療養費制度において年間負担上限額を設定して自己負担軽減を図るなどの支援を行うこと

【国制度の問題点】

- ・関節リウマチ等は、難病法の「指定難病」の対象となっていないが、その症状、進行など疾患の特性から治療が長期にわたる。例えば、関節リウマチへのレミケード点滴治療等は、長期にわたり高額な療養費が必要となる。〔2ヶ月に1回6万円、年間36万円程度の患者負担が長期にわたり必要〕
- ・現行の高額療養費制度は、患者の所得に応じて1か月単位に医療費の負担限度額が定められている〔70歳未満、年収約370～約770万円の方の場合 80,100円＋（医療費－267,000円）×1％〕ため、限度額未滿で長期に治療費が必要な場合には制度の適用が受けられない。

③ 特定不妊治療費助成事業の所得制限撤廃

- ・不妊治療の中でも特定不妊治療費は特に高額であることから、夫婦の所得状況に関係なく助成を受けることができるよう、現行の所得制限を撤廃すること

⑤ 結核指定医療機関（結核モデル病床含む）の運営支援

【厚労】

- ・結核指定医療機関（結核モデル病床含む）への運営費支援を行うこと
- ・結核指定医療機関における結核専門医の養成体制を確立すること

【提案の背景】

- ・経年的に結核患者が減少していることから、結核の病床をもつ感染症指定医療機関では、結核病床が不採算部門となっているため病床の維持が困難となっている。
- ・国立病院機構を含む結核指定医療機関において結核診療の専門医師の確保が困難となっている。

⑥ 造血幹細胞移植推進事業の充実

【厚労】

① 骨髄移植ドナーに対する支援の充実

- ・企業等に以下のような支援策を講じるとともに、国民への啓発を一層推進すること
 - ドナー休暇制度の導入を促す優遇措置
 - 休業補償の創設 等

【提案の背景】

- ・法律により、骨髄等の提供は任意のボランティアにより行われているが、実際に骨髄提供を行うためには延べ8日程度の通院や入院が必要であり、ドナーの負担が大きい。
- ・そのため、ドナーの都合で骨髄提供に至らないケースが生じており、登録患者の96%に適合するドナーが見つかるにも関わらず、移植を受けられる患者は約6割に止まっている。

② 臍帯血供給事業に対する支援の充実

ア 臍帯血移植対策事業補助金の拡充

新 臍帯血採取の妊婦の同意取得に関する説明員の研修・人件費を補助対象とすること

新 臍帯血採取に関する採取委託医療機関への謝金の範囲を、移植のために公開されたものに限定せず、採取されたものすべてを対象にすること

イ 都道府県が行う啓発等の費用の国による負担

新 臍帯血バンク又は都道府県が行う臍帯血提供・供給を啓発・推進するための費用について国が負担すること

【提案の背景】

- ・妊婦に臍帯血採取の説明等に時間を要し、同意取得する前に出産してしまい、採取できないケースがあるため専門の説明員の養成が必要である。

- ・国の謝金対象は、採取された臍帯血のうち、多くの基準を満たしたもの（例えば、移植のために公開されたものなど）のみであり、お産医療機関が臍帯血採取等しても基準を満たさなかった場合には、経費の支払がない。臍帯血移植の推進には、臍帯血採取件数の増加が重要であることから、お産医療機関の取組を継続させるための対策が必要である。
- ・移植に関する国民の理解の増進や情報提供は国の責務であることから、臍帯血バンク又はバンクが所在する都道府県が実施する啓発費用は国が負担すべきである。

③ 大臣表彰制度の拡充

新 献血運動推進協力団体等への大臣表彰制度に骨髄バンク・臍帯血バンク推進協力者も追加・拡充すること

【提案の背景】

- ・臍帯血採取事業者等の功績や今後のより一層の活躍を推進するためにも顕彰制度は必要である。

⑦ 改正健康増進法による受動喫煙防止対策の円滑な実施

【厚労】

① 円滑な実施に向けた周知等

- ・国の責任において、国民への周知はもとより、関係団体との調整を踏まえ、円滑な実施に努めること

② 制度運用における技術的・財政的支援

- ・都道府県・保健所設置市区に過度な事務負担が生じることがないように、実際の制度運用における技術的及び財政的支援を行うこと

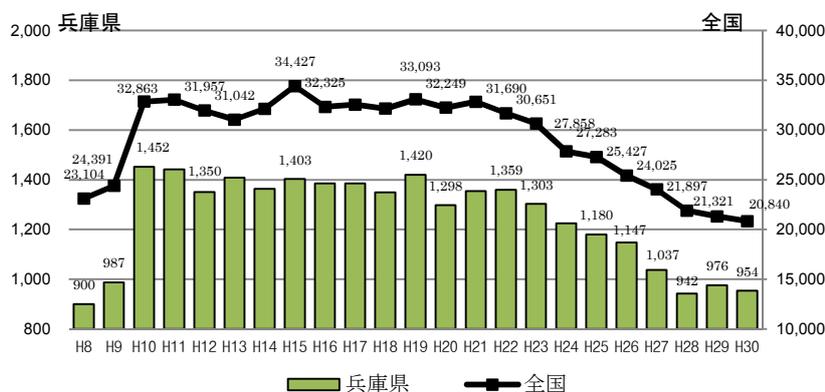
【提案の背景】

- ・実際の制度運用が、地域差なく円滑に行われるためには、職員体制の整備等に対する十分な財政支援が行われるとともに、標準的な運用基準を示す等の技術的な支援が不可欠である。

⑧ 自殺対策の充実強化

【厚労】

[県内の自殺者数の推移]



自殺対策の推進により兵庫県内の自殺者数は3年連続1,000人を下回った。一人ひとりがかげがえのない個人として尊重される「自殺のない社会」を目指し、改正自殺対策基本法のもと総合的な対策を推進する。

① 地域における自殺対策の充実強化

- ・地域自殺対策強化交付金の平成27年度からの補助率変更（例：40歳未満の若年層対策事業10/10→②2/3）により増大した地方負担を軽減すること
- ・対象年齢層による補助率の区分設定を廃止し、自由度の高い交付金とすること

② 相談体制の充実強化

ア あらゆる年齢層が相談しやすい環境の整備

- ・電話やメール、SNS等の媒体を活用した相談体制を整備し、あらゆる年齢層に対して相談しやすい環境を整備すること

イ 人材確保対策の強化

- ・相談対応できる支援者の人材確保対策を強化すること

③ うつ病対策強化への支援

- ・従業員50人未満の定期健康診断や特定健診においてもストレス検査を義務化すること

【提案の背景】

- ・平成27年12月から従業員50人以上の事業所には定期健康診断時のストレス検査が義務化された。

7 安定した高齢者福祉・介護体制の確保

[介護需要の増大]

- ・令和7(2025)年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に
- ・介護サービス利用者の増(+46千人)に対応するためには、施設介護だけではなく在宅介護も含めた利用定員の拡大が急務

[在宅介護サービスの充実]

- ・24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」参入事業者は、1,685法人中57事業所(3.9%) [H30]
- ・目標 R2(2020)年度：150事業所 R7(2025)年度：300事業所
- ・取組(H31)①介護支援専門員への普及啓発②利用者への普及・利用促進③事業者の参入促進(人件費助成)④整備費の上乗せ等

[令和7(2025)年までの本県の高齢者人口の推移]

区分	2018年実績	2025年見込	差引
65歳以上人口	1,538千人	1,600千人	+62千人
65～74歳	778千人	633千人	▲145千人
75歳以上	760千人	967千人	+207千人
介護サービス利用者(要介護1～5)	194千人	240千人	+46千人
介護サービス利用定員	223千人	248千人	+25千人

[介護サービス利用定員：+25千人の内訳]

介護サービス内容	利用定員		差引
	2018年	2025年	
訪問介護・通所介護等	146,300	148,800	+2,500
看護/小規模多機能型居宅介護	7,600	9,600	+2,000
定期巡回・随時対応サービス	840	6,000	+5,160
認知症高齢者グループホーム	6,800	9,400	+2,600
特定施設(サ高住等)	18,500	22,900	+4,400
特別養護老人ホーム	26,400	32,000	+5,600
介護老人保健施設等	16,700	19,300	+2,600
計	223,140	248,000	+24,860

(1) 介護保険制度の見直し

【厚労】

① 介護保険料算定単位の個人から世帯への見直し

- ・介護保険料の算定について、現在の個人単位から世帯単位での算定に変更すること

【提案の背景】

- ・介護保険料の算定は「個人単位での賦課」が基本とされているが、世帯に市町村民税課税者がいる場合、世帯収入の合計の多寡と介護保険料の負担合計の多寡が逆転し、公平性を欠く状況である。

[世帯収入の合計の多寡と介護保険料の負担合計の多寡が逆転する例]

- ・世帯Bの方が世帯Aより世帯収入が少ないが、保険料は、夫婦ともに世帯Aより高い。

世帯A	夫160万円(第3段階) *市町村民税非課税	妻130万円(第3段階) *市町村民税非課税	計290万円
世帯B	夫220万円(第6段階) *市町村民税課税	妻0円(第4段階) *市町村民税非課税	計220万円

※()は保険料段階 本人が非課税でも世帯に課税者がいる場合は第4段階

保険料段階	保険料率
第3段階	基準額×0.75
第4段階	基準額×0.9
第6段階	基準額×1.2

〔保険料は、所得に応じた保険料段階と市町村が定める基準額に保険料率を乗じて決定〕

② 適切な介護サービス提供の仕組みづくり

ア 情報公表制度に要する経費の国庫負担化と情報の統一

- ・介護サービス情報公表制度に関する経費は全額国庫で負担すること
- ・公表される情報を統一すること

【国制度の問題点】

- ・介護サービス情報公表制度については、事業者からの手数料収入で運営されていたが、平成24年度から国庫補助の対象(補助率1/2)となり、都道府県負担が生じている。
- ・システムは国が一元管理しているが、公表される情報は、都道府県が事業者から報告を受け、必要な調査を行って整備しており、統一が図られていない。

イ 射幸心をそそるおそれ等のある遊技の防止のための基準等の設定

- ・賭博施設を想起させる名称の使用や遊技設備・疑似通貨を用いた遊技が介護保険サービス利用時間の相当程度を越えて提供されないよう、事業所等の設備及び運営の基準等の改正により規制を強化すること

【提案の背景】

- ・本県では、平成27年10月より条例で、風俗営業法で規制される遊技と同種の遊技を提供する事業所等に関する設備及び運営等の基準を設け、風俗営業を連想させる外観等の規制を行っている。
- ・同様の規制が全国で実施されるよう、厚生労働省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）の改正が必要である。

ウ 小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員と居宅介護支援事業所の介護支援専門員の兼務の容認

- ・小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員と居宅介護支援事業所の介護支援専門員の兼務を認めること

【国制度の問題点】

- ・小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員と居宅介護支援事業所の介護支援専門員の兼務ができないため、居宅サービス等から同サービスへの変更により、介護支援専門員の変更を余儀なくされる。

③ 保険者機能強化推進交付金（都道府県分）の該当状況の適正な審査

- ・都道府県の取組に関する評価指標に基づく評価については、都道府県による評価をそのまま認定することなく、取組の質や量、その効果等を国においても適正かつ公正に審査・確認した上で評価結果を確定し、交付金を交付すること
- ・評価結果の公表にあたっては、点数の多寡が都道府県の地域包括ケアシステムの構築状況をそのまま反映したものではないことについて、十分配慮すること

【提案の背景】

- ・介護保険法改正に伴い、平成30年度から、国は市町村及び都道府県に対して、自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金制度を創設し、結果の公表と財政的インセンティブ付与が制度化されたことから、その適正な執行が必要である。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の確保

【厚労】

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護と医療の一元化の基盤となる医療保険制度を一本化し、国を保険者とする
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域のニーズに十分に対応できる地域医療介護総合確保基金の額の確保と制度の拡充、地域の実情に応じた柔軟な活用ができる制度への見直しなど、医療・介護の連携強化に向けた取組を支援すること
 - 広域型特養の整備等への充当を可能とするなど対象施設を拡充すること
 - 国が定めた事業区分間の弾力的な運用を可能とすること

【提案の背景】

- ・対象施設が地域密着型施設の整備に限定されており、広域型特養などの需要の高い施設への整備が対象となっていない。
- ・「地域医療構想の達成に向けた施設・設備の整備」、「在宅医療の推進」、「医療従事者の確保」の区分間の弾力的な運用が認められていない。

(3) 介護サービス・生活支援サービス等の充実

【厚労、国交】

① 地域医療介護総合確保基金の対象事業の要件の弾力化と財源の確保

- ・地域医療介護総合確保基金の対象事業について、要件を弾力化するとともに、財源を十分確保すること

【国制度の問題点】

- ・基金の用途が国の要領に示されている38事業に限定されており、地域の創意工夫が生かされない。例えば、以下は基金事業の趣旨には合致するが、メニューにないため、県単独で実施している。
 - 定期巡回・随時対応サービス充実支援事業（サービス参入に要する経費を支援）
 - 介護老人保健施設における在宅復帰支援機能強化事業（老健の在宅復帰機能強化を支援）

② サービス付き高齢者向け住宅整備事業に対する財政支援の拡充

- ・サービス付き高齢者向け住宅において介護サービスの提供が可能となるよう、特定施設入居者生活介護の指定を受ける際に必要となる設備（特殊浴室、介護室等）の整備に必要な費用に対する加算措置を創設すること

【国制度の問題点】

- ・サービス付き高齢者向け住宅が特定施設入居者生活介護（※）の指定を受けると、要介護者に特養並のケアを提供することができ、特養待機者の受け皿となり得る。
 ※ 介護保険給付により入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援が受けられる。
- ・県内では、当該指定を受けたサ高住は12%しかなく、更に戸数を増やすためには、指定のために要する設備に係る整備費を補助し、事業者の負担軽減を行う必要がある。
- ・当該指定に必要な特殊浴室や介護室等の整備については、サービス付き高齢者向け住宅整備事業（国直接補助・国土交通省所管）の補助対象事業費には含まれるものの、当該整備の有無に関わらず住戸当たりの補助上限額が一定であることから、当該増嵩分の加算措置が必要である。

【特養とサ高住（特定）の設備基準の比較】

特別養護老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	
	サ高住として必要な設備	特定施設入居者生活介護の指定を受けるために必要な設備
居室、共同生活室、食堂	居室、居間、食堂	—
浴室、特浴室	浴室	特浴室【身体の不自由な者が入浴するのに適したもの】
洗面設備、便所、汚物処理室	洗面所、便所	—
調理設備、面談室、洗濯室	調理設備	—
静養室	—	一時介護室 【適当な広さを
機能訓練室	—	機能訓練室 有すること】
医務室【特養のみの設置基準】	—	—

【本県のサービス付き高齢者向け住宅の整備状況】

項目	現状
登録戸数	13,981戸（H31年3月末時点） うち特定施設入居者生活介護の指定住戸数 1,983戸
入居者の状況	要支援以上95%、要介護3以上34%、平均年齢85.9歳

※特定施設入居者生活介護の指定を受けるサ高住住戸数
 目標 H28年：1,147戸
 →R2年：2,600戸

③ 定期巡回・随時対応サービスへの参入促進

主ア 事業者の参入を促進するための報酬の引上げ

- ・定期巡回・随時対応サービスの介護分・看護分双方の報酬について、事業者の参入が促進される水準となるよう、さらに引き上げること

主イ 訪問看護サービスとの報酬単価差の改善

- ・看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差を解消又は縮小すること

主ウ 2人訪問を踏まえた報酬の引上げ

- 新**利用者からの暴力行為への対応が必要な場合など、利用者又はその家族等の同意を得て2人の看護師、訪問介護員等により訪問した場合、事業者負担を踏まえた水準となるよう報酬を見直すこと

【国制度の問題点】

- ・平成30年度介護報酬改定において基本報酬で平均0.14%増額改定されたが、定期巡回の訪問看護サービスは同額改定となった一方、一般の訪問看護サービスは平均0.38%増額改定され、差が拡大した。
- ・訪問看護の訪問回数が4回以上（要介護5は5回以上）になると、「定期巡回の訪問看護」の介護報酬が「単独の訪問看護」の介護報酬を下回る。

【報酬単価差】 定期巡回の訪問看護サービスと一般の訪問看護サービスとの報酬単価差
 介護報酬比較（30分以上1時間未満の場合）

<要介護1～4>				<要介護5>			
訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額	訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	29,450	24,570	4,880	3	37,450	24,570	12,880
4		32,760	△3,310	4		32,760	4,690
5		40,950	△11,500	5		40,950	△3,500
6		49,140	△19,960	6		49,140	△11,690

【2名が訪問した場合の加算額】

- ・訪問看護（所要時間30分未満の場合）：2,540円/回
- ・訪問介護（身体介護が中心で、所要時間20分以上30分未満の場合）：2,480円/回

[本県の参入促進策の概要]

○参入事業者に対する人件費等助成の実施

趣 旨	定期巡回・随時対応サービスの参入事業者を増やすため、利用者数に応じた加算措置を実施
対象事業者	新たに定期巡回・随時対応サービスを実施する事業所（月利用者数20人以下）
対象経費	補助基準額：25万円/月（人件費1人分） 加 算 額：運営経費が過大になる利用者数5～9人の場合に2万円～10万円/月加算 ※ ただし補助基準額と加算額を合わせて1施設・1か月当たり収支黒字額が25万円を超えない範囲

○定期巡回サービス事業所整備等への支援

区 分	整備費補助	賃料補助
補助対象	新たに定期巡回・随時対応サービスを実施する事業者	新たに定期巡回・随時対応サービスを実施する事業者で、事務所を賃貸借契約に基づき借り受けている事業者
補助上限額	総額3,780千円(7,560千円を超える整備費)	3,780千円
支払期間	—	3年間
負担割合	県1/3、市町1/3、事業者1/3	県1/3、市町1/3、事業者1/3

○定期巡回・随時対応サービスの訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬単価差への支援

趣 旨	定期巡回・随時対応サービスの訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬単価差に対し補助
補助単価	3千円又は11千円
補 助 率	3/4（1/4は市町随伴期待）

エ 集合住宅への減算措置の見直し

- ・集合住宅への減算措置を緩和すること

【国制度の問題点】

- ・平成30年度から集合住宅減算が強化され、事業参入が阻害される恐れがある。

[平成30年度介護報酬改定の概要（定期巡回・随時対応サービスに関する集合住宅減算）]

事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	600単位/月
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合（拡充）	900単位/月

オ オペレーターに関する基準の見直し

新参入促進の障壁となっているオペレーターの確保が容易となるよう、以下のとおり配置基準及び資格要件を大幅に緩和すること

- 配置基準：深夜帯における電話の転送機能等による自宅待機者によるコール対応可能化
- 資格要件：訪問介護員の経験3年以上の者の対象化

【国制度の問題点】

- ・平成30年度の介護報酬改定において、オペレーターに係る基準が見直されたが、人材不足の中、資格要件を満たす職員の確保が困難であるため、参入障壁の要因の一つとなっている。

[平成30年度介護報酬改定のオペレーターに係る基準の見直し概要]

配置基準	日中についても（旧：午後6時～午前8時）、利用者へのサービス提供に支障がない場合の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務、又は事業所間のオペレーターの集約化
資格要件	サービス提供者として1年以上（旧：3年以上）従事した経験を持つ者

④ 生活支援体制整備事業における交付金単価の見直し

- ・生活支援体制整備事業における交付金単価(400万円：第2層(日常生活圏域毎))については、資質のある生活支援コーディネーターを新規配置の上、地域に根ざした様々な支援活動を実施するため、第1層(市町村単位)の単価(800万円)を踏まえた単価の引き上げを行うこと

【国制度の問題点】

- ・地域づくりに重要な役割を担う生活支援コーディネーターを平成30年度中に各日常生活圏域に配置しなければならないとされているが、現行の単価においては、特に郡部において適切な人材の確保が困難である。

⑤ 加齢性難聴者の支援の充実

- ・加齢性難聴者について、補聴器の購入支援の充実を図ること

【提案の背景】

- ・高齢者の生活支援ニーズが多様化していることに加え、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)において、難聴は認知症の危険因子の一つとされていることから、加齢性難聴者の補聴器購入支援の充実を図る必要がある。

(4) 介護人材の確保・定着

【厚労】

① 処遇改善加算制度の拡充等

- ・他産業との給与水準の格差縮小に向けた処遇改善加算制度の拡充など、介護職員の確保・定着に向けた処遇改善に継続して取り組むこと

<介護職員の給与等の状況（一般労働者、男女計）出典：厚生労働省>

	平均年齢	勤続年数	賞与込給与
全産業	41.8歳	10.7年	366千円
看護師	39.3歳	7.9年	499千円
介護職員	41.3歳	6.4年	274千円

介護職員は、他の産業と比べて勤続年数は短く、賞与込み給与も低い状況となっている。

② 訪問看護・訪問介護の訪問時の安全確保

- ・訪問看護師・介護員が暴力行為等への対応のため2人以上の訪問が必要な場合には、利用者等の同意という加算要件を緩和すること。また、利用者への虐待防止と合わせ、訪問介護等の訪問時の権利侵害の未然防止を図ることなど、具体的な取組を行うこと

【国制度の問題点】

- ・利用者からの暴力行為に対しては、訪問看護師・介護員が複数で訪問する必要があるが、介護報酬上の加算を受けるための要件である「利用者又は家族等からの同意」が得られない場合がある。

【本県が実施している「訪問看護師・訪問介護員の安定確保・離職防止対策」の概要】

- 安全確保対策：暴力行為や深夜の時間帯(22時から6時)の安全確保のため、2人以上の訪問が必要なケースで、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助
- 安定確保・離職防止対策：マニュアル等の作成、研修会の実施、相談窓口の設置

③ 労働環境改善に対する支援の充実

- ・介護職員の労働環境改善に向けた取組に対する支援を充実すること
 - 介護ロボットの導入
 - 事務処理の省力化等に必要な機器等の導入

④ キャリアアップに対する支援の充実

- ・キャリアアップを支援するための仕組みを充実すること（例：研修修了者の配置に対する介護報酬の加算の拡充）

⑤ 介護職の外国人技能実習制度の円滑な運用

- ・実習生の送出し国において計画的、効果的な日本語教育が実施されるよう、日本語教室の実施や日本語教師の派遣などの支援を行うこと

【国制度の問題点】

- ・平成29年11月から外国人技能実習制度に「介護職」が対象となったことを踏まえて、本県では、県社会福祉協議会が外国人実習生を受け入れる監理団体となる経費を支援している。
- ・また、送出し国においては、日本語教師が少なく、日本語学習の機会が限られているため、日本語能力の高い実習生の送り出しのためには、計画的、効果的な日本語教育の支援が必要である。

(5) 音楽療法士の公的資格としての位置付け

【厚労】

- ・音楽療法士について、医療・福祉資格として統一的な資格制度を創設すること

【提案の背景】

- ・民間団体や一部の大学等が独自の資格制度を設けており、その数も限定されているほか、技術レベルも平準化されていないことから、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等と同様に、医療・福祉資格として統一的基準を設けて質の高い音楽療法を提供できる資格制度が必要である。

【音楽療法士の資格制度の状況（平成31年3月末現在）】

- 音楽療法士(兵庫県)391名 (日本音楽療法学会)3,259名 (岐阜県)814名 (奈良市)15名 (桑名市)28名

(6) 長期的に安定した運営を目指した年金制度の見直し 【厚労】

① 年金制度の一元化に向けた取組

ア 国民年金への所得比例部分の導入

- ・同一所得であれば同一負担、同一給付となるよう、国民年金にも基礎年金部分に加え、厚生年金と同様に所得比例部分（2階部分）を設けること

【提案の背景】

- ・本来、自営業者を対象者として発足した国民年金だが、農地や商店等の稼得手段を有する自営業者が減少し、短時間労働者の増加など、被用者としての保障が必要な者が増加している。

イ 年金全体の一元化の検討

- ・国費の投入等必要な経過措置を講じた上で将来的に年金全体の一元化を検討すること

【提案の背景】

- ・年金制度は、「稼働所得の喪失の補填」が本質的な役割であり、負担も給付も現役時代の所得に応じた形にすることが必要である。

② 支給額の見直し

ア 在職老齢年金制度の簡素化

- ・在職老齢年金について、以下のような見直しを行い、わかりやすい制度とすること
 - 所得に応じた段階的な支給額のカット
 - 賃金が一定額を超えた場合に支給を停止

【提案の背景】

- ・在職老齢年金については、就労意欲を抑制している傾向にあること、また制度が複雑となっていることから、わかりやすい制度としていくことが必要である。

イ 高齢者の所得に応じた負担と給付への見直し

- ・60歳以上の高齢者について、所得に応じて、年金保険料を負担し、年金の給付を受ける制度となるよう見直すこと

【提案の背景】

- ・他の年代と比べて格差の大きい高齢者の中には、企業年金を含めた高い年金収入や給料を得ながら年金を得ている方もいるため、所得に応じて年金保険料の負担を求める必要がある。

③ 支給開始年齢の引上げ

- ・就労状況を考慮して支給開始年齢を引き上げること

④ 保険料徴収の見直し

ア 各号被保険者のあり方に関する見直し

- ・3号被保険者にも1号被保険者に準じて保険料を支払わせる見直しを検討すること
- ・2号被保険者とする短時間労働者の範囲の更なる拡大を検討すること

【提案の背景】

- ①本人が保険料を負担せずに、基礎年金の給付が受けられるため、負担に応じて給付を受けるという社会保険の原則に反している、②一定の所得を超えない方が有利であるとして、女性の就労に悪影響を与えているのではないかと等々の批判がある。

- ②パートタイム労働者のうち、自らが主たる生計維持者（主に自分の収入で暮らしている）の割合は約3割に達している。非正規雇用の労働者も被用者としての保障の体系に組み入れていく必要がある。

【直近の短時間労働者の範囲の見直し(H28.10～)】

週当たり勤務時間30時間以上→20時間以上

イ 応能負担の原則に基づく見直し

- ・応能負担の原則に基づき、標準報酬月額の上限を引き上げること
- ・年金の過度の上昇を防止するため受給額逓減制度を導入すること

【提案の背景】

- ・年金財政を安定させるため、応能負担を強化し、標準報酬月額の上限を引き上げるとともに、年金の過度の上昇を防止するため受給額逓減制度を導入することが必要である。

ウ 市町への徴収委託の導入

- ・市町に徴収を委託できるようにすること

【提案の背景】

- ・国民年金の納付拒否、厚生年金の加入逃れ等が多く存在し、実質的な国民皆年金制度になっていないため、全員の加入、納付の促進を図るため、市町村に徴収を委託することが必要である。

8 ユニバーサル社会実現に向けた取組の推進

(1) バリアフリー化等の推進

【総務、厚労、国交、観光】

① バリアフリー化の推進

ア 駅舎のバリアフリー化のための予算確保等

- 1日当たりの乗降客数が3千人以上の駅舎のバリアフリー化の予算を確保すること

【国の基本方針に基づく目標】

令和2(2020)年度までに、1日当たりの乗降客数が3千人以上の駅舎のバリアフリー化100%

【県内の令和2年度以降の駅舎のバリアフリー化(県内の1日当たりの乗降客数が3千人以上)予定]

JR福崎駅、JR播磨高岡駅、阪急春日野道駅、阪神大開駅、山電大塩駅、山電林崎松江海岸駅、神鉄花山駅、神鉄大池駅、神鉄道場南口駅、神鉄緑が丘駅の10駅

イ ノンステップバス導入のための予算確保

- 乗合バス車両へのノンステップバス導入の推進を図るための予算を確保すること

【国の基本方針に基づく目標】 令和2年度までに、乗合バス車両へのノンステップバス導入70%

【県内の令和2年度以降のノンステップバスの導入予定】 神姫バス、阪急バス、阪神バス、山陽バス等

② 駅ホームからの転落防止対策の推進

ア ホームドアの設置促進のための予算確保

- 国、鉄道事業者及び地方公共団体が一体となってホームドアの設置を促進するための予算を確保すること

【県内の令和2(2020)年度以降の県内のホームドア整備予定駅]

- JR三ノ宮駅、JR神戸駅、JR明石駅、JR西明石駅、JR姫路駅、JR尼崎駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅の8駅

イ ホームドアの技術開発の推進

- 新たなタイプのホームドアの技術開発を推進すること

【新たなタイプのホームドアの例(国土交通省資料から抜粋)】

昇降ロープ式(支柱伸縮型)	・西日本旅客鉄道(株)が開発し、本県のJR六甲道駅にも設置 ・ドア部分を昇降するロープとすることで開口部を広くし、異なる扉位置の車両やオーバーハングに対応
マルチドア対応ホームドア	・三菱重工交通機器(株)が開発し、三浦海岸駅(神奈川県)で試験実施中 ・ホームドアの開閉位置を変えることにより、異なる扉位置の車両に対応

ウ 総合的な転落防止対策の実施

- 視覚障害者への声かけなどの総合的な転落防止対策を早急に実施すること

【本県が実施している「視覚障害者の転落事故防止対策(ソフト対策)」の概要】

- 県による広報のほか、市町、鉄道事業者へ啓発・広報等を要請
- みんなの声かけ運動^{*}の関係者・団体等に駅ホームでの声かけや誘導の実施を依頼
※困っている障害者や高齢者等に助け合いの声かけを行う県民運動(推進員約4,757名、団体197箇所)
- みんなの声かけ運動を中心にソフト面の対策を強化

③ 通学路の歩道整備に対する交付税措置の拡充

- 通学路の歩道整備に対する起債に対し、学校教育施設の耐震化と同等の交付税措置を講じること(公共事業等債交付税算入率 現行20%→60%)

【国制度の問題点】

- 通学路の歩道整備に活用できる公共事業等債の交付税算入率は、同じ児童・生徒の生命を守る学校教育施設の耐震化の場合と比べて低い(公共事業等債20%、学校教育施設等整備事業債(耐震化)60%)

④ 身体障害者等用駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度)の全国への普及促進

- 身体障害者等用駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度)の導入拡大・定着への支援を行うこと

【提案の背景】

- 全国的に導入が拡大し、相互利用も進みつつあるが、未導入の都道府県への同制度の導入拡大及び利用証の相互利用の推進に向けて、国による横断的な支援が必要である。

⑤ ユニバーサルツーリズムの促進に関する支援制度の創設

ア 観光客受入ネットワーク構築に対する支援

- ・観光地における旅行業者・宿泊事業者と福祉事業者の連携による観光客受入ネットワークの構築を支援すること

イ ユニバーサルツーリズム実施に対する補助制度の創設

- ・旅行先での介助者手配を含むツアー実施に対する補助制度を創設すること

⑥ 障害者に対する移動支援やコミュニケーション支援等の国の義務負担化

- ・通勤・通学の反復利用を含めた移動支援や手話通訳、盲ろう者通訳・介助員等の派遣、点訳・音声訳等のコミュニケーション支援事業について、国の負担を義務化すること

【国制度の問題点】

- ・障害者総合支援法の国補助の地域生活支援事業を活用して、各市町がサービスを行っているが、必須事業とされているにも関わらず、十分な財政支援がなく、自治体側の財政負担が大きい。

(2) 障害者福祉制度の円滑な運営への支援

【内閣府、厚労】

① 新制度への円滑な移行支援

- ・今後の見直し等に向けた検討に当たっては、これまでの法律の施行状況や事業の実施状況等を勘案するとともに、地方と十分に協議を行うこと
- ・将来にわたって安定した運営ができるよう必要な財源を確保すること

【国制度の問題点】

- ・平成30年度の改正障害者総合支援法施行や報酬改定等においても、地方には十分な情報がなく、円滑な準備に支障が生じた。必要な財源等についても明示されていない。

② 障害者差別解消対策への支援

ア 障害者差別解消法の運用に要する経費への財源措置

- ・障害者差別解消法の施行に要する財源（相談窓口、事前的改善措置、地域協議会の運営等）を措置すること

【国制度の問題点】

- ・法の趣旨に基づき、都道府県等では地域協議会の設置・運営が事実上の努力義務となっているほか、行政機関及び事業者には、障害者に対する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止等が課されているが、財政上の措置がない。

イ 救済機関の設置

- ・障害者差別の実効的な解決を図るための救済機関を設置すること

【国制度の問題点】

- ・障害者差別解消法では、差別的行為の取消や無効化まで踏み込んだ実効的な解決手段が提示されていない。
- ・不当な差別的取り扱い等を判断する具体的な基準が不明確で、事業者等に混乱を与えている。
- ・救済機関の設置は障害者差別事案に関して具体的な解決に向けた対応に資する。

(3) 障害者の安心につながる具体的な制度改革

【厚労】

① 利用者負担の軽減等

ア 利用者負担の軽減

i) 低所得者の医療費の負担軽減策の実施

- ・自立支援医療及び医療型障害児施設の医療費について、低所得者（市町民税非課税）の利用者負担の無料化も含めた軽減を行うこと
- ・自立支援医療及び医療型障害児施設の医療費と障害福祉サービス費との合算を検討すること

ii) グループホームの家賃補助の増額

- ・グループホーム入居者の家賃補助の上限額（月額10,000円）について、平均家賃（月額29,000円）まで増額すること

【県単独の家賃に対する上乗せ補助】

- ・国の家賃補助額（上限10,000円）が十分でなく、利用者負担が大きいことから、国の家賃補助の上限（10,000円）を超える分について県単独補助を実施（上限15,000円）している。

イ 中軽度者向け自立生活援助の拡充

- ・サービス内容を見守り（定期・随時）に限定せず、必要に応じて24時間対応の直接処遇（排せつ介助、医療的ケア等）が行えるようにすること

【提案の背景】

- ・自立生活援助は、地域で単身生活する障害者を支えるサービスとして大きな期待が寄せられているが、直接的な支援を可能とすることで、障害者の地域での自立した生活を守る必要がある。

ウ 補聴器購入助成制度の創設

- ・身障者手帳交付対象外の軽度・中度難聴児への補聴器購入助成制度を創設すること

【提案の背景】

- ・児童の健全な言語コミュニケーション能力のために児童期の補聴器装用は必要不可欠であり、補助制度が創設されることによって軽・中度難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を促進する。

エ 補装具費支給制度の対象種目の拡充

- ・人工内耳の体外装置（スピーチプロセッサ）を補装具費支給制度の対象種目とすること

【提案の背景】

- ・補聴器は補装具の種目であるが、人工内耳の体外装置（スピーチプロセッサ）は補装具の種目ではなく、当初の人工内耳埋め込み時は医療保険の対象となるが、その後に体外部の機器を修理・交換する場合は対象とならず、定期的な交換が必要で、障害者の経済的な負担が大きい。

オ 精神障害者保健福祉手帳の更新期間の延長

- ・精神障害者保健福祉手帳の更新手続について、病状の変化が少ないと主治医等が認められた者の更新期間を4年（現行2年）に延長すること

【提案の背景】

- ・身体障害者手帳には期限がないが、精神障害者保健福祉手帳は更新が必要であるため申請者の負担が大きく、また、所持者が毎年増加し事務量も増えている。

カ 精神障害者への交通運賃割引制度の適用の働きかけ

- ・精神障害者にも交通運賃割引制度の適用されるよう、公共交通事業者に対して適切な措置を講じるよう働きかけを行うこと

【提案の背景】

- ・JRや大手民営鉄道等の公共交通機関における統一的な運賃割引制度について、身体障害者及び知的障害者は適用されるが、精神障害者は除外されている。

② 財政支援の充実

ア 障害福祉サービス基盤整備の充実に向けた安定した恒久財源の確保

- ・グループホーム等の障害福祉サービス事業所の基盤整備や運営の安定化などを図るための安定した恒久財源を確保すること

【提案の背景】

- ・グループホームは障害者の地域移行の受け皿として非常に重要であることから、安定的な恒久財源を確保することにより、安定的な事業所運営が可能となり、障害者の地域生活の安定化、地域移行の促進につながる。

【主】イ 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助財源の確保

- ・障害福祉計画の目標が達成できるよう、都道府県から協議のあった障害福祉サービス事業所等整備費の要望額どおりの予算を確保すること

【提案の背景】

- ・例年、協議額どおりの内示が得られていない。

【国予算の状況】

(単位：億円)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1
当初	30	26	70	71	72	195
補正	80	60	118	80	50	-
計	110	86	188	151	122	195

【本県の内示状況】

(単位：億円)

区分	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度	
	協議	内示	協議	内示	協議	内示	協議	内示	協議	内示
当初	2.7	0.4	4.4	1.2	8.9	0.4	9.2	3.2	11.6	7.5
補正	2.1	1.5	3.8	3.8	5.5	2.1	6.2	1.4	-	-
計	4.8	1.9	8.2	5.0	14.4	2.5	15.4	4.6	11.6	7.5

主ウ 必要な入所施設の整備

新国の第5期障害福祉計画(H30～R2年度)では施設入所者の地域生活への移行と施設入所者数の削減(目標：H28年度末比▲2%)を進めているが、障害者の高齢化や重度化により地域移行が困難なケースもあるため、以下について提案する。

- 令和2年度の次期計画策定にあたって、本人や家族の意向、地域の実情等を踏まえ、施設入所者数の削減ありきで検討を行わないこと
- 地域の実情等を踏まえ、入所施設の新規整備や増設が必要と認められる場合には、社会福祉施設等施設整備費による支援を行うこと

エ 地域生活支援事業の国の義務負担化等

i) 国の負担の義務化

- ・地域生活支援事業について、適切に事業が行えるよう国の負担を義務化すること

【国制度の問題点】

- ・国は市町の規模に応じて一定の基準により算出した額等を基本に内示額を算定していると推定されるが、市町により充当率が異なり、十分な財政支援が受けられていない。

【市町地域生活支援事業の概要】

- ・地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施
- ・負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4(国、県は予算の範囲内で市町に補助)(以下、国庫充当率)

年 度	H28年度	H29年度	H30年度
市町支出予定額	76.4億円	76.6億円	75.4億円
国庫補助額	22.9億円	23.5億円	24.0億円
国庫充当率 (県内市町平均)	18.0%～50.0% (31.0%)	22.6%～49.9% (30.6%)	25.1%～50.0% (31.8%)

ii) 発達障害者支援センター等の運営費に対する新たな支援制度の創設

- ・発達障害者支援センター等の運営費について、地域生活支援事業とは別に、新たな国の財政支援制度を創設すること

主オ 医療支援型グループホームの整備促進

- ・医療支援型グループホームの整備促進のため、以下のとおり補助制度を拡充すること
 - 介護用リフト、非常用発電機を補助対象化
 - 看護師配置に関する医療連携体制加算の利用者全員への適用(現行8名まで)

【国制度の問題点】

- ・グループホームの整備補助は、介護用リフト等特殊付帯工事費が補助基準単価に含まれておらず、重症心身障害者の入居を想定した補助体系になっていない。
- ・日中サービス支援型グループホームの報酬基準は、定員20名全て医療的ケアが必要な重症心身障害者であることは想定されておらず、8名までしか医療連携体制加算が認められていない。
- ・国庫補助制度を拡充することで、親の高齢化に伴う介護負担増や親亡き後の生活環境整備を見据え施設に入所できず在宅生活をしている重症心身障害者が、地域で安心して生活できる環境を「医療支援型グループホーム」として整備し、地域生活への移行を促進する必要がある。

【本県の取組「整備支援補助」(平成31年度新規事業)】	
趣 旨	国庫補助対象の対象外となっている介護リフト、非常用自家発電の設置経費の一部を補助
補助対象	医療支援型グループホーム
対象経費	天井走行型介護リフト、ポータブル非常用発電機の導入経費
補助基準額	天井走行型介護リフト：125万円、ポータブル非常用発電機：30万円
負担割合	県1/2、市町1/2(政令市・中核市を除く)

カ グループホームにおける消防用設備整備の財源支援

- ・消防法施行令改正に伴うグループホームにおける消防用設備の整備について、既存の施設整備費とは別に補助制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・消防法施行令が改正され、グループホームにおける消防用設備(スプリンクラー、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備)の整備が必要となっているが、既存の施設整備費では、事業者の負担が大きい。

キ 地域生活支援拠点の整備支援

- ・地域生活支援拠点の整備・運営に対する財政支援措置を行うこと

【国制度の問題点】

- ・国の指針(平成29年3月)で、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点を少なくとも1つ整備する目標が示され、同年7月に、地域生活支援拠点等の整備・運用に関する新たな通知が発出されたが、地域生活支援拠点等の整備に特化した財政支援措置がなされていない。
- ・拠点において行うサービスの報酬については加算が適用されているが、その整備に関する財源措置がないことを一番の課題として、整備促進が進んでいないのが現状である。

ク 自立支援給付費負担金の国庫負担基準の見直し

- ・自立支援給付費負担金の国庫負担基準について、障害者の高齢化を踏まえた適切な設定となるよう見直しを行うこと

【国制度の問題点】

- ・現在の国庫負担基準では、訪問系サービスにおいて、介護保険給付対象者は算定対象とならない、あるいは低い単位設定となっており、高齢障害者に対して介護保険と併給してサービスを支給した場合、市町の持ち出しが生じることから、併給が進みにくい。

③ 事業者の経営基盤強化

ア 職員の処遇改善

- ・事業者の経営基盤を強化すること
 - 一般労働者並みの賃金の支給
 - 事業所運営に必要な固定経費が確保できる報酬単価の引上げ 等

イ 自立訓練サービス事業の人員配置の充実

- ・自立訓練事業への参入促進のための人員配置に対する加算制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・特別支援学校等を卒業した障害者が安心して地域生活を送れるよう支援する自立訓練事業への参入事業者を増やす必要があるが、現行制度では、人員配置に対する加算制度がない。

ウ 医療型児童発達支援センターの人員基準の緩和

- ・医療型児童発達支援センターの人員基準のうち、医師の必要数(1人)を確保できない場合に、確保できるまでの間、嘱託医での対応を可能とすること

【国制度の問題点】

- ・現在の人員基準では、医師(常勤)が必要となるが、医師の確保が困難な現状がある。人員基準を緩和することで、医師の確保が容易になり、安定したセンターの運営が可能となる。

主エ 障害者リハビリテーション体制充実への支援

- ・児者一貫したリハビリテーション体制充実に向け、18歳以上の障害児(者)リハビリテーションの診療報酬を引き上げること

【国制度の問題点】

- ・脳性麻痺等肢体不自由児者は、成人期においても定期的にリハビリを実施しないと関節拘縮や骨変形が急速に進む場合が少なくないが、18歳以上の患者の場合の診療報酬上の評価が低く、医療機関等での取組みが行われにくい環境になっている。

○障害児（者）リハビリテーション料

6歳未満の患者の場合	225点
6歳以上18歳未満の患者の場合	195点
18歳以上の患者の場合	155点

④ 相談体制の強化**ア 市町の相談体制の整備促進****i) 基幹相談支援センターの設置促進**

- ・市町の総合的相談拠点としての基幹相談支援センターの位置づけを明確にすること
- ・設置促進に向けた必要な財源措置を行うこと

【国制度の問題点】

- ・基幹相談支援センターへの専門職の配置等については地域生活支援事業補助金で予算化されているが、国による人員基準が定められておらず、交付税と補助金だけでは人員配置に対して市町の持ち出しが想定されること等の理由により、全国的に設置が進んでいない。

ii) 精神保健（医療）に関する相談指導等の支援

- ・福祉のみならず、精神保健（医療）に関する相談指導等の実施を市町に義務付けし、財源措置を行うこと

【国制度の問題点】

- ・精神保健福祉法第47条において、精神保健（医療）相談は県・保健所の義務であり、福祉相談は市町村の義務とされている（H17～）。精神保健相談については、市町村は努力義務である。
- ・精神障害者は医療の中断等により障害程度が大きく左右されるため、日常生活に最も身近な市町窓口での精神保健（医療）相談の義務づけにより、精神障害者の地域生活の安定を強化に資する。

イ 相談支援専門員の処遇改善

- ・相談支援専門員の報酬額を改善すること

【国制度の問題点】

- ・相談支援事業所の報酬は低い反面、要する時間と労力は大きく、現場の相談支援専門員は疲弊しており、人材の定着も進まず、事業所の経営も安定しない状況にある。
- ・加算による評価だけでなく基本報酬が改善されることで安定した収入の確保が可能となり、人材の定着・育成が進むことが期待され、より質の高い相談支援の提供が可能となる。

ウ 精神障害者の相談・支援体制の強化**i) 重篤な精神障害者に対する支援体制の充実**

- ・地方公共団体が行う医療観察法に準じた多職種チームによる重篤な精神障害者の支援体制の構築に対する補助制度の創設など十分な財政支援を行うこと

【国制度の問題点】

- ・措置入院者等の重篤な精神障害者が地域で安全安心に暮らしていくためには、医療中断の予防など関係機関の連携が必須であるものの、財政措置が十分であるとはいえない。
- ・地方交付税の増額ではなく、国庫補助制度の創設、診療報酬及び障害福祉サービス等報酬の更なる評価など、精神障害者を手厚く支援することが出来るよう十分な支援が必要である。

【医療観察法の多職種チーム】

- ・医療観察法においては、対象者に対し、医療機関内の多職種チーム（医師、看護師、臨床心理士、作業療法士、精神保健福祉士等）に加え、保護観察所をコーディネーターとした保健所、精神保健福祉センター、市町、地域支援事業者等の多職種・多機関支援が実施されている。

ii) 医療観察法に基づく指定入院医療機関の設置

- ・医療観察法に基づく指定入院医療機関の地域偏在を解消すること

【提案の背景】

- ・本県には指定入院医療機関が設置されておらず、対象者が他府県に入院せざるを得なく、通院処遇へ移行する際の地域移行に支障をきたしている。(隣接の大阪府、岡山県、鳥取県には設置)
- ・指定入院医療機関は、国の整備計画により定められ、整備計画の800床を満たすまでは手上げ方式で指定されていたが、現在は800床を超えているため、新規整備は困難な状況である。
- ・指定入院医療機関の設置主体は、国、都道府県、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人に限定されており、県内では、唯一の精神科単科病院である兵庫県立ひょうごこころの医療センターのみが対象となるが、指定されていない。
- ・各都道府県に少なくとも1箇所は指定されることが必要である。

iii) ピアサポーター等による相談・支援体制等の構築

- ・精神を病んだ人(障害支援区分の認定を受けていない精神障害者)が、就労を含めた社会復帰のために、精神保健福祉士やピアサポーター等による相談・支援や就労訓練が受けられる体制や居場所づくりを、障害福祉サービスの中で構築すること

【提案の背景】

- ・障害が比較的軽度で、医療的ケアや障害福祉サービスの利用は要しないが、就労を含めた社会復帰のためのサポートが必要な制度の狭間にある人のための社会復帰支援サービスの制度化が必要である。

iv) 精神障害者相談員の法制化

- ・現在は法的な位置づけがない精神障害者相談員を法制化し、財源を措置すること

【国制度の問題点】

- ・身体障害者及び知的障害者の相談員については法的位置づけがあるが、精神障害者相談員は障害者総合支援法で3障害同一の取組が確立された後も未整備のままである。

⑤ 成年後見制度の利用促進

ア 人材育成の充実

- ・成年後見人について、国による人材養成事業を充実すること

イ 財政支援の充実

- ・地域生活支援事業のメニューではなく、成年後見制度独自の補助制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・成年後見人の不祥事を防止し、専門人材の養成や確保を進めて成年後見制度の利用促進を図るためにも、国による人材養成事業の充実が必要である。
- ・成年後見制度の利用に関する財源措置は地域生活支援事業としての統合補助金に限られているため、成年後見制度の利用に特化した財源の措置が必要である。

(4) 障害者の活躍推進

【文科、厚労】

① 精神障害者の就労定着支援システムの導入に対する支援制度の創設

- ・精神障害者の就労定着支援システムを導入する企業等を支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・本人が体調や精神状態を日々入力し、Web上で企業の担当者や外部の支援者(臨床心理士等)が情報共有、連携して、的確な支援につなげる雇用管理システム [I P S (Individual Placement Support) や S P I S (Supporting People to Improve Stability)] 等の就労定着支援システムを利用することが、就労定着に有効である。

② 法定雇用率達成に向けた事業者の取組への支援

- ・特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)について、減額された支給総額を還元、増額すること

【提案の背景】

- ・身体・知的障害者を継続雇用する中小企業事業主に対する支給総額は、平成27年度に135万円→120万円と減額されたが、本県のみならず全国的にも法定雇用率(H30: 2.2%)は未達成であり、事業者の更なる取組を支援する必要がある。

[障害者雇用の状況（平成30年6月1日現在）]

- ・ 障害者雇用率 兵庫県：2.11%、全国：2.05%
- ・ 法定雇用率達成企業の割合 兵庫県：48.2%（1,667社／3,458社）
全 国：45.9%（46,218社／100,586社）

- ・ 出資割合に応じて障害者雇用数を按分できる、グループ適用外の複数企業（企業規模を問わない）による特例子会社制度を創設すること
- ・ 中小企業等が特例子会社の設立等を行う場合の助成金制度を創設するなど、国による財政措置を充実すること

【提案の背景】

- ・ 特例子会社制度において、関係会社を含めて親会社に合算して雇用率を算定できる仕組みはあるが、親会社と関係会社が親子関係にあることなど、一定の要件が必要となっている。
- ・ 令和元年8月末現在の県内の特例子会社24社（県内に本社を置くもの）のうち、中堅・中小企業が設立した特例子会社は2社にとどまっている。

[本県の「特例子会社・事業協同組合設立等助成金事業」の概要]

事業概要	中堅・中小企業が、特例子会社・事業協同組合を設立する場合や、特例子会社・事業協同組合が障害者の新規雇用を行う場合に、施設整備等に要する経費を助成
補助率	設立：1/2又は2/3以内、新規雇用：1/2 重度身体・知的障害者、精神障害者の新規雇用：1/2
補助限度額	設 立：500万円 新規雇用：1人目 100万円、2人目以降 10万円 重度障害者等の新規雇用：1人目 200万円、2人目以降 50万円

- ・ 在宅就業障害者又は在宅就業障害者支援団体への発注事業主に限定されている障害者雇用納付金制度の報奨金について、障害福祉サービス事業所に仕事を発注する事業主（企業）も対象とすること

③ 小規模作業所等への運営支援の強化

- ・ 人員確保などが課題で障害者総合支援法上のサービス（個別給付）への移行が困難な小規模作業所や地域活動支援センターの安定運営のための市町に対する支援措置を充実すること

④ 就労継続支援B型事業所の報酬制度の検証・見直し

- ・ 就労継続支援B型事業所の目標工賃達成加算については、平成30年4月から制度見直しに伴い廃止され、基本報酬本体が規模別及び平均工賃金額の段階別に変更されたが、従前との加算額及び基本報酬の総額を比較する等事業所収入の実態を把握し、現場のニーズに沿った見直しとなっていなければ、報酬制度の見直しを行うこと

【提案の背景】

- ・ 平成30年4月の改定による目標工賃達成加算廃止の影響と基本報酬額による経営状態の格差について、改定の影響を十分検討し、事業所の経営状態を適正に把握し制度を運用する必要がある。

⑤ 工賃向上への支援の充実

- ・ 事業所が作成する工賃向上計画を着実に推進するための支援措置を拡充すること

【提案の背景】

- ・ 国からの支援により事業を推進しているが、依然として障害者が受け取る工賃水準は月15,603円（H29）、兵庫県でも月14,041円と低く、工賃向上を推進する必要がある。

⑥ 在宅ワークの促進

- ・ 障害者の在宅ワークにおける受発注・納品等を容易にするICTネットワークの構築に必要な財源を措置するとともに、適切な助言を行うこと

【提案の背景】

- ・本県の在宅ワーク推進事業は平成29年度から国からの支援を受け支援システムを構築したが、運用推進に向けた改良を継続する必要がある。

⑦ 公立学校における障害者雇用の推進

- ・障害者の学校現場等での任用を促進するため、障害者雇用に必要な財政措置に加え、障害者が職場へ円滑に適応できるよう、障害特性を理解した上で指導・支援や業務の調整を行う人材等の配置に必要な財政支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・教育委員会の法定雇用率：2.4% (R3(2021)年度以降2.5%)未達成の団体は、①H31年1月を始期とした2年間での法定雇用率達成が求められていること、②H30年4月から3年以内に法定雇用率が2.5%に引き上げられることから、計画的に取組を進める必要がある。

※ 兵庫県教育委員会の障害者雇用率 (H30年6月1日現在)：1.44%

【本県教育委員会の取組】

- ・障害者人材バンクの新設 (臨時的任用職員・非常勤講師の希望者を登録)
- ・教育委員会事務局・県立学校へのワークセンターの設置及びワークセンター嘱託員(障害者)の雇用
- ・教員の「障害者を対象とした特別選考」の受験者確保に向けた制度の積極的広報、教員採用パンフレット等への障害のある教員の活躍等の掲載

- ・小学校教員を障害者雇用率算定の除外職員とするなど、障害者雇用率算定の除外率制度を見直すこと

【提案の背景】

- ・小学校教員には、すべての教科指導のほか体育をはじめとする実技指導が求められるなど、職務内容が多岐にわたることから、障害者にとってはハードルが高く、免許保有者及び教員への志願者が非常に少ない。
- ・教育委員会では、小学校及び特別支援学校の教員は除外職員とされていたが、平成16年4月1日以降、除外職員の対象外となったため、小学校教員も含めた全職種を通じた除外率が設定されている。(本県の除外率：教育委員会25%)

(5) ロボット技術を活用したリハビリテーションへの支援**【厚労】**

- ・訓練用筋電義手取得に対する助成措置や訓練できる人材の育成など、訓練環境の整備に関する支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・訓練を受け、筋電義手を使いこなせるようになれば、障害者総合支援法の補装具支給(特例補装具)の対象となるが、①訓練用の筋電義手について、補助等の制度がなく医療機関等が負担しているケースが多い(※筋電義手の購入費用は約150万円)、②小児に対応する訓練機関が全国でも限られており、かつ人材も少ないこと等から普及が進んでいない。

主(6) 社会福祉施設の整備に関する補助単価の引上げ**【厚労】**

- 新**社会福祉施設整備事業について、補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

【福祉施設等の補助単価と実工事費単価の乖離例 (平成30年度実績)】

区分	補助単価	実工事費単価	差額 (乖離率)
児童福祉施設 (児童養護施設の場合)	6,674千円/人	11,057千円/人	△4,384千円/人 (60.3%)
介護福祉施設 (特別養護老人ホームの場合)	4,270千円/人	7,577千円/人	△3,307千円/人 (56.4%)
障害福祉施設 (障害者支援施設の場合)	2,025千円/人	10,393千円/人	△8,368千円/人 (19.4%)

(※ 補助単価については、補助基準額からの割り戻し)

9 生活保護等のセーフティネットの構築

(1) 生活困窮者支援制度の強化と生活保護制度の抜本改正

【厚労】

① 就労支援の強化

ア 実効性のある就労支援制度の創設

i) 保護の期間の設定

- ・自立更生計画に基づき期間を設定して保護する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・複合的な課題を抱える被保護者の中には、直ちに一般就労が困難な者や就労意欲が乏しい者が多いため保護の受給期間が長期化する傾向にある。
- ・就労による自立が見込まれる者に対しては、自立更生計画に基づき保護の期間（有期）を設定し、就労等による自立を促す必要がある。

ii) 努力に応じた保護の停止等

- ・指導に従わず就労自立の努力を怠った場合、その程度に応じて保護費を減額する制度を創設すること

イ 就労自立を目指す支援への参加の義務化

- ・生活困窮者の就労支援事業への参加を義務化すること

【国制度の問題点】

- ・現行の生活困窮者制度は、就労支援事業への参加が義務づけられていないため、就労等による自立を促進する事業への参加を義務付け、実効性のある制度とする必要がある。

ウ 国による新たな就労機会創出のための制度の創設

- ・農林業、建設業等における公共事業の活用など国による雇用創出事業を実施すること

【提案の背景】

- ・生活困窮者の中には、就労意欲が乏しい者や能力的に一般就労が難しい者が多く、国が積極的にこれらの者の就労の場を広げる必要がある。

② 適正な医療扶助に向けた制度の見直し

- ・生活保護の医療扶助に関する医療機関の窓口での一部自己負担、及びその費用として一定額を保護費に上乗せする制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・被保護者が医療機関で受診する場合、その全額が医療扶助で賄われ、被保護者の自己負担が生じないことが、頻回受診等の不適切な受給の温床となっている。

③ 生活困窮者等の自立支援事業の地方負担分の国庫負担化

- ・自立相談支援事業、住宅確保給付金、被保護者就労支援事業等について、全額国庫負担とすること（27年度から地方負担あり）

【国制度の問題点】

- ・生活困窮者自立支援法の成立によりこれらの事業が恒久化されたが、併せて、自治体負担が導入されたため、自治体の財政状況によって実施体制に差が生じている。

(2) 生活困窮者支援体制の強化

【厚労】

① NPO等民間団体の育成

- ・生活困窮者支援に取り組むNPO等民間団体を育成すること

【提案の背景】

- ・当事者が抱える複合的な課題に応じた包括的、継続的な支援には、NPO等民間団体のノウハウの活用が有効であることから、財政的支援を含め国が責任を持って団体の育成を行う必要がある。

② 人材養成事業の継続的な実施

- 生活困窮者に対する相談支援等を担う人材養成事業を拡充のうえ継続実施すること

【提案の背景】

- 生活困窮者の相談支援等を担う人材は、一定レベル以上の専門的知識を有する者である必要があることから、引き続き国が責任をもって育成すべきである。

③ 中間的就労事業の社会福祉法人等への委託

- 中間的就労事業の実施に当たり、地方公共団体の福祉事務所が認定した社会福祉法人やNPO法人等への委託を可能とするとともに、具体的な認定基準を明示すること

【国制度の問題点】

- 中間的就労事業の事業主体はNPO法人とされたが、財政的な支援がないこと等から事業を行う団体が少ない。委託を可能とすることで事業者数を増やし、支援が必要な者に効果的な支援を実施できる体制を整備する。

(3) 生活保護受給者に対する就労・自立支援対策の強化

【厚労】

① 就労支援対策の充実

ア 福祉施策の充実による支援対象の特化及び就労支援への重点化

- 母子・父子家庭への支援や高齢者福祉対策等を充実すること
- 就労支援対策等への重点化を進めること

【提案の背景】

- 被保護者の約8割が、高齢者、障害者、母子・父子家庭等で占められている。各分野の支援を充実することで被保護者を減少させ、支援が受けられない被保護者に集中的に支援を行う。

イ 稼働能力判定の適正化

i) 判断基準の策定

- 稼働能力の有無を多角的かつ客観的に判定できる判断基準を策定すること

ii) 判定会議の設置促進

- 主治医以外の医師や精神保健福祉士等による判定会議の福祉事務所への設置に要する経費について、全額国庫負担（現行：国3/4）とすること

【提案の背景】

- 稼働能力の判定は、ケース診断会議を開催の上、組織的に判断することが求められているが、その判断に当たっては、福祉事務所によりばらつきが見られる。
- 客観的かつ専門的な意見を反映させる機会を増やすため、判定会議の設置を促進する必要がある。

ウ 中間的就労事業への参加の義務化

- 稼働能力はあるものの、直ちに一般就労を目指すことが困難な者について、中間的就労事業への参加を義務づけること

② 自立に向けた指導・指示の円滑な実施に向けた見直し

ア 法に基づく指導・指示が行える範囲の明確化

- 被保護者に対し、法に基づく指導・指示が行える範囲を明確化すること

【提案の背景】

- 生活保護法第27条に、保護の実施機関は「生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」と規定されているが、健康診断の受診等の健康管理や生活の自立に向けた指導・指示が可能な範囲が不明確である。

イ 助言指導を行う職員の全額国庫負担化

- 健康相談等の助言指導を行う専門職員の設置は地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること

③ 受給者支援を行う民間団体の育成

- ・高齢受給者等の見守り、日常生活上のトラブルへの対応等を担う民間団体の発掘や育成を行うこと

④ 生活保護に関する適正化対策の強化

【厚労】

① 不正受給対策の強化

ア 指定医療機関への指導監査体制の強化

- ・都道府県と地方厚生局の連携による指定医療機関への指導監査体制を強化すること

【提案の背景】

- ・指定医療機関への指導を効果的に実施し、適正な制度運営を図るため、都道府県と地域厚生局との連携を強化し、指導監査を実施などの取組が必要である。(H28年度に合同で監査を実施した実績あり)

イ 資産・収入調査の徹底のための制度構築

- ・生活保護法第29条に基づく資産・収入の調査について、民間事業者の調査協力を義務化するとともに、金融機関の本店一括照会方式を証券会社等へも拡大すること

【提案の背景】

- ・就労収入の調査については、就労先企業の協力が得られない場合があるが、調査協力の義務化等により、収入及び資産が的確に把握でき適正な制度運営が図られる。

ウ 返還義務の確実な履行のための制度構築

- ・本人からの申し出の有無にかかわらず不正受給に対する返還金と生活保護費とを調整できるようにすること

エ 悪質な不正に対する制裁措置の強化

- ・悪質な不正があった場合の保護停廃止の基準の明確化など不正受給に対する制裁措置を強化すること

② 制度の適切な運用に向けた見直し

ア 扶養関係に関する判断基準の策定

- ・扶養義務者の扶養能力の有無及び扶養の程度に関する判断基準を策定すること

【提案の背景】

- ・扶養義務者の扶養は保護に優先する(生活保護法第4条)が、どの程度扶養を求めるべきか明確でなく、実施機関によって扶養認定に差が生じている。

イ 審査請求に関する裁決権限の道府県から指定都市への移譲

- ・保護の決定及び実施に関する審査請求の裁決権限を道府県から指定都市に移譲すること

【提案の背景】

- ・指導権限と審査請求の裁決権限を同一にすることで、福祉事務所に効果的・効率的な指導が可能となる。また、被保護者にも分かりやすくなるとともに、裁決の迅速化が図られる。

10 地域の安全・安心の確保

(1) 子どもを守る取組の強化 【内閣府、警察、法務、総務、文科、厚労、経産】

① 児童相談所の体制強化等

【国の「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（H31年3月19日関係閣僚会議決定）の概要】

虐待相談件数の増加や児童虐待事案等を踏まえ、児童虐待対策の抜本的強化を図ることとし、本対策の実施に向け、児童福祉法等を改正

- ① 子どもの権利擁護（体罰の禁止及び体罰によらない子育て等の推進等）
- ② 児童虐待の発生予防・早期発見（児童相談所の体制強化、中核市等の児童相談所の設置促進等）
- ③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（関係機関の連携強化等）
- ④ 社会的養育の充実・強化（里親の開拓及び里親養育への支援の拡充等、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進等）

【提案の背景】

【兵庫県の児童虐待相談の状況（実件数）】

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度〔対前年度比〕〔対26年度比〕
県・市こども家庭センター	2,657	3,281	4,104	5,221	6,714〔128.6%〕(251.7%)
うち一時保護	489	446	589	694	873〔125.8%〕(178.5%)
市町	3,780	4,011	4,557	6,507	8,045〔123.6%〕(212.8%)
計	6,437	7,292	8,661	11,728	14,759〔125.8%〕(229.3%)

【兵庫県における児童福祉司の専門職配置】

・H31年4月1日時点配置数(正規+非常勤嘱託員):99人(配置標準96人)

・児童福祉法の配置標準見直しによりR4(2022)年4月には139名の配置が必要(40人の増員)

※児童福祉法の配置標準(H31年4月児童福祉法施行令改正) H31人口4万人→3万人に1人(経過措置R4年3月まで)

ア 児童福祉司の確保

- ・児童福祉司の配置標準見直しにより大幅な増員が必要となるが、計画的な人材育成を行うとともに、執務室や相談室といった児童相談所の建物整備も含めて、人材確保に必要な財政措置を行うこと

イ 専門職員の配置基準の設定及び財源措置

- ・虐待を行った親やハイリスク家庭への指導、専門診断に対応する専門職員（児童心理司等）の配置基準を設定するとともに、必要な財政措置を行うこと

ウ 市町の児童家庭相談体制の強化

i) 市町と児童相談所との役割分担の明確化

- ・児童家庭相談の一義的な対応を担う市町と児童相談所との役割分担を明確化すること

【提案の背景】

・市町と県（児童相談所）との間で、明確な役割分担が示されていないことから、困難事案以外でも児童相談所での対応を求められるものがある。

ii) 専門職員の配置基準の設定

- ・児童福祉司任用資格取得者等専門職員の配置基準を設定し、必要な財政措置を行うこと

【提案の背景】

・市町職員が、県の行う児童福祉司任用資格取得講習等の専門研修を受講しても、異動等によりその能力が活かされないことがある。

エ 中核市における児童相談所の設置義務化

- ・中核市の児童相談所設置を義務化すること
- ・義務化するまでの間は、中核市への設置促進のための財政措置など支援策を講じること

【提案の背景】

・平成28年度改正児童福祉法附則において、国は施行後5年を目途に中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、必要な支援を行うことが求められている。
・中核市が児童相談所を設置した場合、同じ自治体で市区町村としての役割も担うことになり、一元化された効率よい運用が期待できるため、更に、必要な支援策を講じていく必要がある。

オ 児童相談所の調査権限の強化

- ・親の同居人や交際相手等を含めた調査権限を児童相談所に付与すること

【提案の背景】

- ・平成24年度から親権一時停止制度が実施されたが、停止期間中に親指導を行い、第一義的には家庭復帰をするために、家族再生を行う必要がある。
- ・親の同居人や交際相手などが、児童と生活を共にしているものの、人物の特定が困難である等、生活実態の把握に当たって、児童相談所の調査に限界がある。
- ・親権一時停止期間が2年以内であることから、その間に家族再生を行うための実効性のある親指導のプログラムに基づき、児童相談所を中心に関係機関と協力する必要がある。

② 関係機関の連携体制強化

- ・通告先である児童相談所及び市町と関係機関との間における緊密な連携体制を更に強化すること

【提案の背景】

- ・医療機関での受診や学校等での健診時に児童虐待を早期に発見し、市町等へ通報できるよう児童相談所と学校や医療機関、警察等関係機関との緊密な連携体制の更なる強化が必要である。

③ 一時保護所の環境改善と量的拡大

- ・一時保護所について、個別対応が可能な居室の整備などの環境改善と一時保護委託を含めた量的拡大を早急に図ること

【提案の背景】

- ・一時保護件数の増加に対応し、虐待等による緊急保護、援助方針を定めるための行動観察、短期入所指導による心理療法・生活指導等の一時保護所の機能を十分に発揮するため、個別対応が可能な居室の整備や保護委託を含めた量的拡充が必要である。

④ 児童養護施設、里親への支援強化

ア 児童養護施設の小規模化に対応した人員配置

- ・定員40人以下の施設においても栄養士を配置する場合に必要な財源を措置すること

イ 里親等への支援の充実

- ・児童養護施設等への措置費加算(被虐待児受入加算費)に準じた財政措置を創設すること

【提案の背景】

- ・児童養護施設等には措置される加算費(被虐待児1人当たり26,100円/月)は里親等には措置されない。(里親手当(1人目:86,000円/月、2人目以降 43,000円/月))

⑤ 児童家庭支援センターの相談体制の強化

- ・児童家庭支援センターへの指導委託に要する費用を国庫負担とすること
- ・体制強化に向けて財源措置を充実すること

【提案の背景】

- ・平成28年度から児童相談所からの指導委託費補助が新設されたが、児童家庭支援センターが受託する指導委託費について、児童福祉法第50条による国庫負担の対象として規定することが望ましい。

⑥ 特別養子縁組の活用促進

- ・児童相談所を中心に民間機関等と連携した特別養子縁組の活用が進むよう、児童相談所等の職員の確保・育成や財源措置の充実を図ること

【本県が実施している「里親・特別養子縁組制度」の概要】

- ・思いがけない妊娠や若年者の妊娠等に対して、医療機関、市町、こども家庭センター、公益社団法人家庭養護促進協会等が連携し、里親制度を活用した新生児・乳幼児段階での特別養子縁組を推進
 - 「里親委託・養子縁組推進会議」の設置
 - 啓発資料の活用による普及啓発の推進
 - 里親・特別養子縁組全県フォーラムの開催
 - 出前講座、地域における研修会の実施

⑦ 協議離婚時におけるDV被害者や同伴児童への配慮

- ・協議離婚時の面会交流に関する取り決めをする際には、DV被害者や同伴児童は加害者との接触による精神的な負担が大きいことから、特別な配慮を行うこと

【提案の背景】

- ・平成23年民法改正により、父母の協議離婚時に子どもと別居する親との面会交流に関する取り決めを行うこととされているが、DV被害者や同伴児童にとって、面会交流に関する調整（面会時間・場所等）で、加害者と接触することは精神的な負担が大きい。

⑧ 青少年のインターネット安全利用対策の強化

ア 携帯電話事業者への指導強化

- ・青少年インターネット環境整備法の改正で義務化されたフィルタリングの説明や有効化措置の徹底について、携帯電話事業者への指導を強化すること

イ アプリ等サービス提供事業者への法規制の創設

- ・アプリ自体にフィルタリング機能を設けることを義務付けるなど、サービス提供事業者への法規制を行うこと

ウ インターネット接続機器製造事業者への法規制の強化

- ・スマートフォン等の利用時間を制限する機能を設けることを義務化するなど、インターネット接続機器の製造事業者への法規制を強化すること

【提案の背景】

- ・スマートフォンのSNSアプリ(Twitter等)を通じて、青少年が犯罪に巻き込まれるトラブルが後を絶たない。
- ・青少年のインターネット依存が深刻な問題となっているが、フィルタリングだけでは対策として不完全である。

エ 児童ポルノ自画撮り被害増加への対策

- ・児童買春・児童ポルノ禁止法に勧誘行為の禁止や未遂罪を設けるなど、児童ポルノ自画撮り被害防止のための法整備を行うこと

【提案の背景】

- ・本県では、児童ポルノ自画撮り勧誘行為を全国で初めて全面的に禁止する改正青少年愛護条例を平成30年4月から施行したが、全国的な問題であるため、法による対応が必要である。

(2) 安全安心な消費生活の推進

【消費】

① 地方消費者行政の安定的推進に向けた財源の確保

- ・地方消費者行政に対する支援について、長期的な支援の方向性を示すとともに、必要な財源を恒久的に確保し、地方の実情に応じた柔軟な活用を可能とすること

【提案の背景】

- ・「地方消費者行政推進交付金」による事業開始は平成29年度までとされ、事業ごとに活用期間の終期が定められているが、平成30年度交付額は前年度の約6割に減額され、十分な財源措置がなかったため、活用期間であっても事業を取りやめる状況が生じている。
- ・平成30年度新設の「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」は使途が限定されるうえ、補助率1/2（または1/3）、活用期間最長3年程度となっている。

② 地域における消費生活相談員の確保と資質向上に向けた支援

- ・消費生活相談員について、有資格人材情報の収集・提供の仕組みの構築による人材確保や研修機会の充実等の資質向上を支援する取組を一層充実すること

【提案の背景】

- ・「地方消費者行政推進交付金（平成30年度～地方消費者行政強化交付金（推進事業）」は相談員の養成や資質向上を図る事業を対象としてきたが、平成30年度以降新規事業は実施できず、事業終期が定められている。「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」は国が指定する研修の開催・参加のみを対象としており、内容が限定されるうえ補助率も1/2（または1/3）で、十分な対応ができない。

③ 成年年齢の引下げに伴う若年者への消費者教育の強化

- ・小・中・高等学校・特別支援学校における消費者教育を徹底するための教材の提供、教員研修の充実、消費生活センター等外部人材との連携強化等を支援すること

【提案の背景】

- ・令和4(2022)年4月から成年年齢を18歳に引き下げる民法の改正が成立し、新たに成年となる18～19歳の若者が悪質業者のターゲットになる可能性が高く、消費者被害が拡大する恐れがある。
- ・小・中・高校・特別支援学校での消費者教育の推進には、消費者庁と文部科学省の連携による取組が不可欠である。

④ 消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体の活動支援

- ・消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体の財政的基盤の確保に必要な国補助金制度や支援基金などの仕組みを創設すること

【提案の背景】

- ・適格消費者団体が行う差し止め請求訴訟業務及び特定適格消費者団体が行う集团的被害回復関係業務は、いずれも公益性が高く、安定的かつ継続的に行われる必要がある。

③ 安全な道路環境の整備等

【国交】

主① 高齢ドライバー等による交通事故対策の推進

新交通事故防止や被害軽減に有効である安全運転サポート車の一層の普及促進のため、購入費用への補助制度や自動車税の軽減等の税制上の優遇措置を設けること

- ・アクセルとブレーキの踏み間違い時の事故防止のため、既存の車両に対する後付け装置の性能認定制度を実施するとともに、後付け装置の設置費用への補助制度を創設すること

[兵庫県の高齢運転者による交通事故防止対策(本年度9月補正予算)]

対象者	75歳以上の高齢運転者
対象車両	本人常用の自家用車(1人1台まで・本人以外の名義車両も対象)
対象装置	<急発進抑制タイプ> アクセルを急激に踏み込んだ場合にセンサーが異常検知し急発進を抑制 <障害物感知タイプ> 一定範囲内の障害物を超音波センサーが感知し、アクセルの急激な踏込で加速抑制
補助額	2万2,000円(定額)
補助台数	10,000件(R1:5,000台、R2:5,000台)

主② 通学路等における安全な歩行空間の確保

- ・通学路や、幼児や高齢者などが日常的に利用する道路において、安全な歩行空間の確保のための道路環境の整備に必要な社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業)を増額すること

③ 自転車保険への加入を義務付ける制度の創設

- ・自転車保険への加入を義務付ける制度を創設すること

【提案の背景】

- ・人対自転車の交通事故が急増し、その事故による賠償金額が高額となる事案が増えている。

【「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の概要】

- ・条例において、自転車事故における被害者の救済や加害者の経済的負担の軽減のため、事故への備えとして以下のとおり保険加入の義務付けを規定した。
 - 自転車利用者への自転車損害賠償保険等への加入
 - 保護者による、監護する未成年者の自転車損害賠償保険等への加入
 - 事業者による、従業者の自転車損害賠償保険等への加入

(4) 厳しい治安情勢への的確な対応

【内閣府、国公委、警察】

① 警察装備等の整備推進

ア 装備資機材と人材育成の充実

- ・警察捜査の新たな課題に対応する装備資機材と人材育成の充実を図ること
- ・高度な知識・技能を有した捜査員を育成する研修の充実を進めること

【提案の背景】

- ・重要凶悪事件への対応はもとより、暴力団等による組織犯罪、悪質巧妙化する特殊詐欺、増加の一途をたどる薬物事犯、人身安全関連事案、高度・多様化するサイバー犯罪、突発するテロ事案や南海トラフ地震など、警察捜査の新たな課題に対応するための装備資機材と人材育成の充実を図る必要がある。
- ・特に、暴力団対立抗争事件の防あつや、迅速的確な初動捜査に資する装備資機材、犯罪立証や身元不明死体特定等のDNA型鑑定に関する機器の充実強化と、高度な知識・技能を有した捜査員を育成する研修の充実を進める必要がある。

【提案する個々の装備資機材及び人材育成内容】

一般装備	各種解析用パソコン98台、サイバー補導用端末14台、WT-1携帯型無線機10台、IPR無線機367台、UW-301型イヤホンマイク20個、小型Webカメラ等4式、電気泳動ゲル専用イメージスキャナ1台、駐在所用防犯カメラ269式、書ききり型デジタルカメラ7855台及び書ききり型撮影媒体、防毒マスク244個、科学防護服1式、軽量化耐刃防護衣4306着、防弾ヘルメット1,187個、防弾衣1,462着、防弾楯535個、車載録画装置31個、仮想実体験型交通安全VR1台、潜水隊資機材40式（一部20式）、墜落防止用器具80着
航空機・車両	捜査用車24台（普乗17台、軽四6台、普貨1台）、防弾仕様車1台、交通取締用車（覆面）1台、警ら用車1台、小型警ら用車30台、交通事故処理車29台、交通鑑識用車2台、サインカー1台、捜査用二輪車15台、警察用航空機1機
その他	解析ツールの整備、通信費用等の維持管理コストの補助金制度の設立、DNA型鑑定周辺機器の整備、自動速度違反取締装置の新設、常時録画式交差点カメラの整備、警察学校の空調機修繕工事3機
人材育成	部内通訳員の語学研修制度の創設

イ 災害対策装備資機材・施設等の整備促進

- ・災害対処能力強化に向けた訓練の推進及び災害対策装備資機材・施設等の追加整備を進めること
- ・災害発生時の初期段階における集団警察力を確保するため、警察待機宿舎・独身寮の整備事業について財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・多発する豪雨災害や今後発生が懸念される南海トラフ地震等に的確に対応するため、災害対処能力強化に向けた訓練の推進及び災害対策装備資機材・施設等の追加整備を進める必要がある。
- ・また、警察待機宿舎は、大規模災害発生時の初期段階における集団警察力を確保するために必要な施設であり、その耐震化事業等の整備事業について、緊急防災・減災事業債の対象事業とするなど、財政支援を講じる必要があるため。

【提案する個々の災害対策装備資機材及び施設等の内容】

一般装備	現地指揮所用装備資機材セット4式、電動コンビツール44台、ソーラー式ポータブル電源153台、チェーンソー109台、エンジンカッター138台、災害対策用ドローン2機
航空機・車両	災害対策用バギー車1台、オフロード二輪車7台、スノーモービル2台、船外機付き救助用ゴムボート11式
その他	警察待機宿舎・独身寮の耐震化事業等に要する財政措置、災害警備訓練等の予算化

ウ AIやICTなどの新技術活用への財政支援等

新 AIを活用した犯罪情報分析に関する研究・開発のため、国によるモデル事業の実施や活用指針を示すとともに、財政措置を講じること

新 許認可事務などの各種申請・届出事務の合理化・高度化を推進するため、ICTを活用した電子申請の導入に向け、財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・各都道府県警察が保有する犯罪発生情報等の膨大なデータ分析には、AI等の新技術の活用が見込まれることから、国のモデル事業や指針など一定の基準を示す他、財政措置を講じる必要がある。
- ・住民の利便性向上の観点から、警察に対する手続きのオンライン化が急務であるため、電子申請化に向けた財政措置を講じる必要がある。

② 警察官の増員

ア 警察官の増員

- ・情勢に応じた警察事象に迅速かつ的確に対処するため、警察官を更に増員すること

【提案の背景】

- ・重要凶悪事件への対応はもとより、暴力団等による組織犯罪をはじめ、悪質巧妙化する特殊詐欺、増加の一途をたどる薬物事犯、人身安全関連事案、高度・多様化するサイバー犯罪、突発するテロ事案や南海トラフ地震などに対処するため、警察官を更に増員する必要がある。

【特殊詐欺発生件数等の推移】

区 分	兵庫県			全国		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
認知件数	425	766	724	14,154	18,212	16,493
振り込め詐欺	398	751	712	13,605	17,926	16,315
オレオレ詐欺	137	189	240	5,753	8,496	9,134
架空請求詐欺	191	398	388	3,742	5,753	4,852
融資保証金詐欺	19	43	25	428	548	419
還付金詐欺	51	121	59	3,682	3,129	1,910
振り込め詐欺以外	27	15	12	549	286	178
被害額（億円）	14.80	14.67	17.60	407.7	394.7	356.8

【主な人身安全関連事案認知件数の推移】

区 分	兵庫県			全国		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
ストーカー事案	1,176	1,103	1,142	22,737	23,079	21,556
DV事案	3,010	3,380	3,453	69,908	72,455	77,482
児童虐待事案	1,496	2,326	3,482	42,280	52,022	65,801
行方不明関係事案	5,183	5,193	5,427	84,850	84,850	87,962

イ 条例定数化した警察官の政令定数化

- ・県単独定数として条例定数化した警察官を政令定数化すること

【提案の背景】

- ・厳しい治安情勢に的確に対応するため、平成7年度に交通巡視員260人の警察官への身分切替を実施し、その260人を県単独定数として条例定数化した。
- ・県単独定数として条例定数化した警察官については、現行の水準を維持しつつ、国に対して政令定数化による財政措置を講じることにより、県の財政負担の解消につながる。

(5) 刑務所出所者等の再犯防止対策の推進

【法務、厚労】

① 刑の一部執行猶予制度による保護観察対象者の増加への対応

ア 保護司の増員や更生保護施設の増設等の実施

- ・保護司の増員や更生保護施設の増設等の措置を講じること

イ 専門医療体制の強化

- ・薬物事犯の保護観察対象者が専門治療を受けられる薬物処遇重点実施更生保護施設の増設等により専門医療体制を強化すること

【提案の背景】

- ・専門治療が行える病院は限られており、薬物事犯対象者に対して重点的な処遇を実施する薬物処遇重点実施更生保護施設は県内1箇所(全国25箇所)のみであり、民間リハビリ施設は県内に存在しない。

【刑の一部執行猶予制度（H29.6～）】

裁判所が3年以下の懲役(又は禁錮)判決を言い渡す場合に被告の刑期の一部を執行猶予できる制度

② 再犯防止対策を行う推進体制の整備

ア 国と地方公共団体の役割の明確化

- ・「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、基本的な方向性を定めた国の「再犯防止推進計画」に地方公共団体の役割分担が明記されていないため、指針等で明確にすること

【国制度の問題点】

- ・再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、地方公共団体においても地域の実情に応じた再犯防止等に関する施策を講じる責務が課せられたが、施策推進の基本的な事項を定めた国の「再犯防止推進計画」で地方公共団体の役割分担が明記されていない。

イ 必要な情報の提供

- ・地方公共団体が地方再犯防止推進計画等に基づき再犯防止に関する施策を検討・実施するにあたり、満期出所者を含む出所者の情報など国が把握している情報の提供や必要な助言を行うこと

【提案の背景】

- ・法務省が把握する出所者（満期出所者を含む。以下同じ）の情報が地方に提供されないため、支援を必要とする対象者の特定や確認ができない。
- ・個人情報等の取扱いには十分な配慮が必要ではあるが、出所者への支援を行うために必要な情報や指導・支援に役立つ情報の提供を、市町や関係機関・団体等と国に求めていく。

ウ 国による財政措置の実施

- ・国の「再犯防止推進計画」に基づき、地方公共団体が実施する就業支援、保健医療・福祉サービスの提供等の施策に対して恒久的な交付金制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・就業支援、保健医療・福祉サービス等の提供は、一過性のものではなく、継続した取組が必要であるが、現行の再犯防止推進モデル事業の受託団体に対する国の財源措置は令和2（2020）年度までの時限的な措置となっている。

③ 国による新たな就労機会創出のための制度の創設

- ・刑務所出所者等の雇用の場の確保のための軽易な業務を含む仕事の創出を実施すること

【提案の背景】

- ・就労により、生活基盤を確保し社会的自立に繋がることとなるが、刑務所出所者等が気兼ねなく働ける場が十分ではない。
- ・県には、刑務所出所者等の犯罪歴や更生過程の情報がなく、就労支援に必要なノウハウもない。

(6) 犯罪被害者等に対する支援の充実

【内閣府、法務、国公委、警察】

① 生活支援制度の創設

- ・低利・長期の生活資金融資制度、被害直後の家事援助・介護支援者派遣・一時保育費用の補助など犯罪被害者等の生活を支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・犯罪被害に遭った被害者や遺族は、様々な精神的負担を強いられ外出もままならず、また、再被害を受けるおそれのある被害者等が転居を必要とする場合もあるなど、経済的負担も大きく、生活を支援する制度が整備されれば、被害者や遺族の精神的・経済的負担の軽減に繋がる。
- ・転居費用の補助については、被害者支援条例により一部補助を行っている自治体もあるが一律の制度ではなく、また、県の取組として、再被害のおそれのある被害者等の一時避難について経済的支援を実施しているが、あくまで短期的なものである。

② 国民理解の促進

- ・犯罪被害者等が直面している問題について国民の理解を促進すること

【提案の背景】

- ・被害者も加害者も出さないという規範意識の向上及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、中学・高校生を対象に命の大切さを学ぶ教室を開催しているが、経費を理由に開催を断念している学校があるだけでなく、自治体によっては開催希望校が多いことから抽選により開催校を決めているなど、経費の負担が活動の障壁となっている。

③ 民間団体への支援の充実

- ・被害者支援センター等民間の犯罪被害者等支援団体の活動を支援するための運営費補助など財政措置を充実すること

【提案の背景】

- ・きめ細かな支援を行うためには犯罪被害者等支援団体との協力・連携が重要であるが、支援団体の運営は補助金や寄付金等により行われているなど、財政基盤は不安定である一方、支援団体の取り扱う被害者支援業務は年々増加している状況である。

④ 性犯罪被害者支援の充実

- ・性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターの運営に対する支援等について、恒久的な支援制度とすること

- ・「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」について、センター運営費、広報啓発費等の種目ごとに上限額を設けるのではなく、全体の所要額に基づき交付すること

【国制度の問題点】

- ・令和2(2020)年までに各都道府県に最低1カ所設置すること(国基本計画)とされ、平成29年度に「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」が創設されたが、いつまで交付されるか不明であるほか、交付金額も減少傾向にある。
- ・種目ごとに交付金額の上限が設けられているため、特定の種目に重点配分して予算執行しようとしても、所要額に対する交付金額が足切りされてしまう。よって、その合計額は、全体の所要額に補助率を乗じた額よりも減額されており、柔軟な対応ができない。

(7) 人権擁護のための早急な法整備

【総務、法務】

① 簡易迅速で利用しやすい人権救済制度の創設

ア 人権救済機関の創設をはじめとした法整備

- ・人権救済機関の創設をはじめ、司法的救済を補完し被害者の実効ある救済を図るための法整備を早急に進めること

【提案の背景】

- ・人権侵害の被害者に対して実効ある救済を図るためには、司法的救済を補完する何らかの公的機関が第三者的に入ることにより、より実効ある人権擁護が担保される仕組みが必要である。

イ 地方組織体制の整備

- ・法整備に当たり、人権侵害の被害者への実効ある救済を図るための調停委員会や仲裁委員会の設置など、地域での差別事象を適切に処理する地方組織体制を整備すること

【提案の背景】

- ・人権救済制度が創設され、地域での差別事象を適切に処理する地方組織体制が整備されることで、司法的救済に比べ、簡易迅速で利用しやすい人権救済が可能となる。

② 部落差別等の解消に向けた抜本的な対策

ア 法的措置も含めた抜本的な対策

- ・インターネット上も含め、部落地名総鑑が流布しないよう法的措置も含めた抜本的な対策について、積極的に取り組むとともに、インターネット上の悪質な差別的書き込みの削除について、実効性のある法制度を整備すること

【提案の背景】

- ・「部落地名総鑑」のような凶書の発行、販売、購入等の各行為は重大な人権侵犯行為である。」との国の見解(平成元年7月)を踏まえた対応が必要である。
- ・昭和50年に発覚して以降、法務省が事実関係の調査、当該凶書の回収・廃棄、発行者や販売者等に対する人権侵犯事件としての措置等の処理を行ってきており、また、インターネットでも同種の情報が網羅的に書き込まれたりするなど、悪質化しており、国が積極的に対応すべきである。
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」制定の背景となったインターネット上の悪質な差別的書き込みは、現行制度上、強制的に削除できない状況にあり、他の差別的書き込みとともに、実効性のある法制度が必要である。

イ 国と地方公共団体の役割分担等の明確化

- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行に関して、国と地方公共団体の役割分担等を明確にすること

【提案の背景】

- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行に関する国と地方公共団体の役割分担については、法施行後2年以上経過したにもかかわらず、示されていない。
- ・国が地方公共団体に協力を求めて実施する部落差別実態調査の一つとして、法務省が全国の地方自治体に差別実例の調査を依頼しているが、実態調査の全体像について現時点で公表されていない。

③ 戸籍謄本等不正取得事件の再発防止

- ・司法書士等による個人情報流出などの人権問題に対して、再発防止に向けた抜本的な取組を積極的に行うこと
- ・不正の有無に関わらず、第三者が戸籍謄本や住民票の写し等を取得した場合の本人への通知について、全国統一的に実施できるよう、関係法律を改正すること

【提案の背景】

- ・身元調査のための司法書士等による戸籍謄本等不正取得事件は、大量の個人情報が流出するなど看過しがたい全国規模の人権問題である。平成19年に戸籍法及び住民基本台帳法が改正され、戸籍謄本等の交付条件の厳格化、罰則の強化がとられたが、依然、不正取得が続いている。

II 未来へ続く地域活力の創出

1 人と企業の地方移転の促進

東京圏への人口集中は止まるどころか、増加の傾向にある。

まち・ひと・しごと創生基本方針2019において、第2期(2020～2024年度)の地方創生に関する取組の基本的な考え方が示されたが、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」「地方への新しいひとの流れをつくる」等の基本目標を実現するため、大胆な施策を国の責務として立案、実行すること

[平成30年中の本県の社会移動の状況(総務省 住民基本台帳移動報告、日本人)]

・転入超過数：▲6,088人、全国41位(H29：▲6,657人、全国46位)
(東京圏に対する転入超過数)

	H29	H30	H30-H29
東京圏(注)	▲7,356人	▲8,102人	▲746人
：(うち東京都)	(▲4,742人)	(▲5,260人)	(▲518人)

注：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

(世代別の転入超過数)

	H29	H30	H30-H29
0～19歳	217人	767人	+550人
20～29歳	▲5,991人	▲6,690人	▲699人
30～39歳	▲694人	▲27人	+667人
40歳以上	▲189人	▲138人	+51人
計	▲6,657人	▲6,088人	+569人

[東京一極集中の進行]



主(1) 東京圏への立地規制の制度化

【内閣官房、内閣府、総務、財務、経産】

- ・地域大学振興法により東京23区の大学の定員増を原則10年間禁じる措置が講じられたが、これと同様に、本社機能の集中が若者の東京一極集中を加速していることから、一定規模以上の本社や工場、事務所等の東京圏への新規立地(移転を含む。)を抑制する制度を創設すること

[工業等制限法(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律)の概要]

目的	既成市街地への産業・人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備・改善を図る。
制限対象	①面積500㎡以上の製造業の用に供する工場の作業場の新增設 ②面積1,500㎡以上の大学及び高等専門学校の教室の新增設 ③面積800㎡以上の専修学校及び各種学校の教室の新增設

主(2) 地方振興を促進する立法措置

【内閣府、総務、国交】

- ・高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中の是正に一定の効果が見られた。こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること

(3) 人と企業の地方移転を促進する制度の充実・強化 【内閣官房、内閣府、総務、財務、経産、厚労、国交】

主① 地方拠点強化税制の充実・強化

ア 施設整備計画の認定要件の適正化

- ・税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は、移転先のみ増加数とすること

【現行の地方拠点強化税制の問題点】

- ・本社機能の移転は経営合理化の面から実施されることが多いため、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。(現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業2人以上)

イ オフィス減税等の拡充

- ・オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど、大幅に拡充すること
- ・本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること
- ・本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること
- ・本社機能移転に伴う社宅、社員寮の取得・整備についても支援の対象とすること(現行：事務所、研究所、研修所及び工場内の研究開発施設)
- ・支援対象地域について、既成都市区域は平成30年6月の制度拡充により国の移転型事業(東京23区からの本社機能移転)の対象になったものの、拡充型事業(東京23区以外からの本社機能の移転・増設)においては従前と同様対象外となっている。地方の拠点都市としての機能を維持していくために、既成都市区域を拡充型事業の対象とすること

【オフィス減税と雇用促進減税の併用不可となった想定される理由】

- ・支援対象外地域の除外や雇用要件の緩和など、制度の拡充がなされたことから、同じ税目である法人税から重ねて控除する両優遇措置の併用は、過度な優遇として不可となったと考えられる。
- ・一方、東京一極集中を是正する観点から、移転型の上乗せ部分は併用可として残った。
- ・なお、本県10社認定(H30まで)。いずれの企業も両優遇措置の併用を希望(うち1社は併用活用済み)

[地方拠点強化税制の概要]

地方に所在する 本社機能の拡充 (拡充型)	オフィス減税	建物、附属設備(空調等)、構築物(駐車場等)を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	※ 併用は不可	
東京23区から地方 へ本社機能を移転 (移転型)	雇用促進税制	雇用増1名につき60万の税額控除(最大)
	オフィス減税	建物等(拡充型と同じ)の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
※ 併用は原則不可(上乗せ分30万円のみ併用可)		
	雇用促進税制	(雇用増1名につき60万円+上乗せ分30万円)×3年の税額控除(最大)

ウ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- ・雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業者の増加数を引き下げるなど要件を見直すこと(大企業、中小企業とも2人以上→中小企業は1人以上)

② 企業の地方移転を促す地域別税率制度の導入

- 地方拠点強化税制に加えて、法人税について東京圏、その他の都市圏、多自然地域で異なる税率を適用する地域別税率制度を導入すること

【大企業本社の所在地シェア (H26年)】
(資本金 50 億円以上)

□ 東京都 (56.0%) □ 大阪府 (10.2%) □ 兵庫県 (2.8%) □ その他 (31.0%)

【法人県(都) 民税・事業税の税率比較 (超過税率含む)】

区 分	兵庫県		東京都	
	R1.9.30迄に開始する事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度	R1.9.30迄に開始する事業年度	R1.9.30以後に開始する事業年度
法人県(都)民税	4.0%	1.8%	4.2%	2.0%
法人事業税	標準税率の1.05倍	標準税率の1.05倍	標準税率の1.05倍	標準税率の1.05倍

③ 企業誘致のため地方税の減額課税等を実施した場合の減収補填措置の創設

- 人と企業の地方移転を促進するため独自に地方税の税率引下げや免除を行った場合に、その減収相当分について、財政力に応じ補填を行う仕組みを導入すること

【本県が実施している「産業立地促進制度による税軽減」(設備投資、*Work*等への入居の場合)の概要】

法人事業税	促進地域	1/2軽減 (5年間)
	一般地域	1/3、1/4軽減 (5年間)
不動産取得税	1/2軽減 (2億円限度) ※一般地域は本社機能立地に限る。	

※促進地域：但馬、丹波、淡路各地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市、たつの市(旧新宮町の区域に限る)、宍粟市、上郡町、佐用町

④ 地域未来投資促進法、農村産業法の弾力的な運用

- 法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、法律の基本方針である農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた知事の判断により、適用除外できる旨の規定を追加すること

【国制度の問題点】

- 工業団地の拡張予定地が農業振興地域内農用地区域の場合、基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な条件は従前とほぼ同様であることから、農用地区域からの除外が困難であり、地域の企業立地ニーズに対応した土地利用ができていない。
- 特に農用地区域外での開発を優先することの条件が一律に適用されており、工業団地の拡張時の支障となっている。

<農地等の利用調整に必要な条件>

- 農用地区域外での開発を優先すること
- 周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること
- 面積規模が最小限であること
- 面的整備を実施した農地を対象外とすること
- 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

⑤ 移住支援金制度による地方への人材環流の促進

新制度の更なる活用促進に向け、国による周知・広報の充実を図ること

新支給対象者の在住・在勤期間や移住元地域等の要件の緩和を検討し、早期に弾力的な運用を図ること

<p>現行：直近5年以上、東京23区に在住または通勤 提案：在住・在勤期間の通算、移住元地域の東京圏(東京23区及び地方拠点強化税制対象外地域[※])への拡大 ※[東京都]武蔵野市、三鷹市、八王子市等 [神奈川県]横浜市、川崎市当 [埼玉県]川口市、川越市等 [千葉県]千葉市等 [茨城県]龍ヶ崎市等</p>
--

新支給対象者の転居履歴の確認、返還にかかる居住確認の事務等について、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務となるよう住民基本台帳法別表に位置づけるなど、自治体において効率的な事務運用が図られるよう、検討すること

【国制度の問題点】

- ・全国統一的に実施されている事業であることから、国が周知・広報の充実を図るべき。
- ・支給対象者の要件が厳しい（直近5年以上、東京23区に在住または通勤等）ため、在住・在勤期間の通算や、移住元地域の東京圏への拡大等の要件緩和を行うことが必要。
- ・支給対象者の居住確認について、申請者に住民票除票や戸籍附票の写しを添付させるほか、支給後5年に渡って、市町が本人に対して居住確認を行うこととしており、申請者と市町双方に非効率な運用となっている。住基ネットを活用することにより事務の簡素化が図られ、正確性も増すものと考えられる。

【移住支援金制度の概要】

- ・UJIターンによる起業・就業者創出のため、国の「わくわく地方生活実現政策パッケージ（地方創生推進交付金）」を活用し、都道府県において実施（支給事務は市町が実施）

支給要件	次の全ての要件を満たす者 ① 直近5年以上、東京23区に在住または在勤していた者 ※住民票除票や戸籍附票の写しの添付が必要 ② 兵庫県に移住し、5年以上継続居住する意思のある者 ③ 県が定める移住支援金対象求人へ新規就業又は社会的分野の起業をした者
支給金額	世帯1,000千円、単身600千円（本県は500千円）
負担割合	国1/2、県1/4、市町1/4
返還要件 （一例）	① 1年未満で要件を満たす職を辞した場合：全額返還 ② 3年未満で当該市町から転出した場合：全額返還 ③ 5年未満で当該市町から転出した場合：半額返還 ※市町において、数年に渡る居住確認が必要。債権管理も市町が実施。

(4) 働く場の充実

【厚労、法務、文科、文化】

① ふるさと就職の促進

ア 地方採用枠の設定など経済団体等への地元就職促進制度導入の要請

- ・勤務地を一定地域に限定する正社員の地方採用枠の設定など、柔軟な採用制度の導入が普及するよう、経済団体への更なる働きかけや事業者への必要な支援を行うこと

【主】イ 地元企業に就職した若者を対象とする奨学金返済支援の充実

- ・地元企業に就職した若者を対象とする奨学金の返済支援について、返済制度を設けた企業に対する支援スキームに見直すなど、制度を充実すること

【国制度の問題点】

- ・平成30年4月に厚生労働省から経済団体に対して、地域限定正社員制度の普及などを内容とする「多様な選考・採用機会の拡大に関する要請書」が提出された。
- ・無利子奨学金（地方創生枠）は経済団体等に出捐を求める一方で、個別企業がメリットを享受できる制度となっていない。

【無利子奨学金（地方創生枠）の概要】

- ・地方公共団体や企業等の出捐による基金を造成。推薦人数は1都道府県あたり各年度上限100名
- ・日本学生支援機構の無利子奨学金事業において、地方大学等に進学する学生や特定分野（都道府県と地元産業界の合意により設定）の学位を取得しようとする学生に対して地方創生枠を創設

【本県が実施する「中小企業の奨学金返済負担軽減制度に対する補助事業」の概要】

趣 旨	中小企業の人材確保のため、若年層の県内就職を促進し、若年従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける企業への補助を実施
補助対象	本社が県内にある中小企業
支援対象者	次の要件を全て満たす者 ①社員、②日本学生支援機構の奨学金の返済義務がある ③当該企業就職後5年以内、④県内事業所に勤務、⑤30歳未満
支援期間	1人につき最長5年（就職5年目であれば1年間）
補助額等	1人当たり年間返済額の1/3を補助（1人当たり補助上限 年6万円）
H30実績	支援企業数：108社、支援対象者数：304名

ウ 地方公共団体が大学等と連携して取り組む就職支援策への支援の充実

- ・地方公共団体が大学等と連携して取り組む就職支援策に対する支援を充実すること

[本県が実施する「県内外大学と連携した就職支援」の概要]

県内外大学と就職支援協定等を締結し、若年者の県内就職促進に向け大学と連携して就職を支援
 ※ 協定締結大学：県内全37大学及び東洋大学、東京農業大学、中央大学、近畿大学

大学への県内就職支援補助事業	大学が行う学内での企業説明会や中小企業への訪問見学会等の実施を支援
大学と連携した県内企業見学会等実施事業	県内大学と連携し県内企業見学会、企業研究会・セミナーを実施
大学生「兵庫就活」促進事業	大学生が県内企業への理解を深めるための情報提供(ガイドブックの配付)、研究活動の支援を実施

エ 大学卒業者の地域間移動の詳細な調査の実施

- ・ 県内大学卒業者の県内就職の促進に向けて施策対象とすべき地域の絞り込みを行うため、大学等を対象とした学校基本調査の項目に卒業後の就職に伴う居住地の移転先を追加するなど、国において大学卒業者の地域間移動を把握する調査を実施すること

オ 地方版ハローワークにおけるオンライン検索の利便性の向上

- ・ 国から地方版ハローワークに提供される求職者情報の項目に住所地を追加すること

【国制度の問題点】

- ・ 現在、地方自治体への情報提供を可とした全国の求職者（令和元年9月時点で約740名）について、個人が特定できる情報（氏名、生年月日、性別、年齢、住所等）を除く23項目（①希望する仕事、②希望勤務時間、③希望就業形態 等）の情報が地方版ハローワークに提供されている。
- ・ 本県が東京に設置した地方版ハローワークからUJIターンを希望する首都圏在住の求職者に対して重点的に本県の求人情報、住宅情報等を発信したいが、求職者の住所地がわからないため、対象者を首都圏在住者に絞り込んだ情報発信を行えない。

② 若者の就職支援対策

ア エントリーシート方式の見直し

- ・ 個々の学生等との直接面接、対話を重視する採用のあり方を企業に広く啓発すること

【提案の背景】

- ・ 多くの企業が新卒採用に関して導入しているインターネットを通じたエントリー方式は、学生にとって応募機会が増える一方、大企業ばかりに応募が集中するとともにミスマッチが生じるといふ弊害もある。

イ 地域若者サポートステーションの委託契約期間の見直し

- ・ 地域若者サポートステーションが就職困難者に対するきめ細かな支援を継続的に実施できるよう、国との委託契約を単年度ではなく複数年度とすること

【提案の背景】

- ・ 長期無業者も含めた就職困難者等の地域若者サポートステーションの利用者は、単年度で就職につなげることは困難であり、継続的かつきめ細かな支援を必要とする。
- ・ 国において、一部を除いて単年度ごとに予算措置、委託先が決定されている現状では、中・長期的な支援計画が立てられず、受託団体の体制も安定しないことから、複数年度に見直す必要がある。

[本県と地域若者サポートステーションとが連携した取組]

- ニート就労支援ネットワーク会議(地域若者サポートステーションのほか、学識経験者、労使団体、労働局、関係市、県関係機関が参画し、情報交換や課題検討を実施)
- 地域若者サポートステーション等支援員を対象とするセミナー(県実施)
- 自立就職支援セミナー(本人、家族を対象とした親子のライフプラン、ビジネスマナーの習得 等)
- 民間企業での職場体験やボランティア体験等による就労支援

[県内設置市町] 神戸市、姫路市、西宮市、宝塚市、三田市、明石市(加古川市)、豊岡市

※ 各圏域1箇所、スタッフ3～8名。厚生労働省がNPOや一般社団法人等に委託して実施

ウ 建設労働者緊急育成支援事業の延長

- ・ 若年層を含む建設技能労働者の新規確保に寄与している建設労働者緊急育成支援事業について、今年度末までの事業期間を延長すること

【提案の背景】

- ・建設技能労働者の若手人材の不足は解消されていない一方で、今後も国土強靱化や大阪・関西万博等の建設需要が見込まれることから、引き続き当該事業による支援が必要である。

【建設労働者緊急育成支援事業の概要】

対象	離転職者・新卒者・未就職卒業者等のうち、建設業での就職を希望している者
事業内容	建設業に対する基礎知識・技能の習得、資格取得に加えて、就職支援までをパッケージとして実施
実施体制	中央拠点及び全国23箇所の地方拠点を設置 (本県：三田市(三田建設技能研修センター)、豊岡市、神戸市)
規模	全国で3,405人が修了(平成27～30年度)(本県：148人) 今年度は全国で1,000人を募集

【本県の建設労働者緊急育成事業の活用事例(はじめての建築設備コース)】

- ・若手人材の不足による高齢化が特に問題となっている建築設備工事業への新規入職者を確保するため、(一社)兵庫県空調衛生工業協会と建設業振興基金・近畿建設技能研修協会が連携し、三田建設技能研修センターにおいて、平成29年度から開設
 - 定員：10名～15名
 - 期間：約1カ月(宿泊・通学)
 - 負担：交通費、宿泊費、訓練費、資格取得費はすべて無料
- ・建築設備工事業に関する基礎知識・技能の習得を図るとともに、関連業界への就職支援を実施
- ・昨年度は定員10人に対し受講者は14人で、うち11人(平均年齢18.27歳)が空調衛生業界に、2名が建設業界に就職した。本年度は定員15人に対し受講者は13人で、うち9人(平均年齢約25歳)が空調衛生業界に、2名が建設業界に就職を希望するなど、若手人材の不足による高齢化が問題となっている業界の振興に大きく寄与し始めている。

エ 外国人就労の体制整備への支援

- ・外国人就労のための労働環境の整備に加え、子育てや医療、防災、税制等の生活情報の多言語化、日本語教育の推進、文化や生活習慣等の違いからくるトラブルに対する相談体制の充実等、生活環境の整備に対する支援を充実すること

(5) UJIターン・二地域居住を促進する住宅環境等の整備強化 【内閣府、総務、農水、国交】

① 空き家活用の促進

ア 空き家再生等推進事業(活用事業タイプ)の補助率の嵩上げ

- ・「空き家再生等推進事業(活用事業タイプ)」の補助率(1/3)を除却事業タイプ並の補助率(2/5)まで嵩上げすること

【空家等対策の推進に関する特別措置法(H26法律第127号)の概要】

- ・市町村が特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕等の助言、指導、勧告等を行うことが可能に
- ・国及び地方公共団体による空家等対策に対する財政上の措置、税制上の措置を実施

財政上の措置	補助事業	空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業を創設
	特別交付税	県は補助事業分、市町は補助事業分・単独事業分を措置
税制上の措置		空家除却後の敷地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除3,000万円

【空き家再生等推進事業の概要】

区分	活用事業タイプ	除却事業タイプ
事業内容	空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用への補助	不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却等に要する費用への補助
負担割合	地方が事業主体(国1/2、地方1/2) 民間が事業主体(国1/3、地方1/3、民間1/3)	同左(国2/5、地方3/5) 同左(国2/5、地方2/5、民間1/5)

【本県が実施している主な空き家活用促進策(改修費補助)】

空き家活用支援事業	若年子育て世帯住宅への改修：市街化区域外1/2上限150万円、市街化区域1/3上限100万円 住宅への改修：市街化区域外1/3上限100万円、市街化区域1/4上限75万円 事業所への改修：市街化区域外1/3上限150万円、市街化区域1/4上限112.5万円
田舎暮らし農園施設整備支援事業	空き家等の住宅への改修：1/3(上限100万円) ※遊休農地の活用が必須 農業体験民宿への改修：1/3(上限150万円) //
多自然地域におけるIT関連企業の振興支援事業	空き家等の事業所への改修：1/2(上限150万円)、賃借料補助1/2(上限月5万円)

イ 空き家改修に関する固定資産税の軽減制度の創設

- ・空き家をリフォームして活用する際にも、耐震、バリアフリー改修時に認められている固定資産税等の軽減措置を適用すること

【固定資産税等の軽減措置の概要】

- ・一定の耐震・バリアフリー改修を行った場合に、当該住宅に関する固定資産税額の1/2（長期優良住宅は2/3）に相当する額を減額（適用は1～3年）
- ・対象工事費の10%を所得税から税額控除する措置も併せて利用可能（適用は1年間）

ウ 空き家を活用したお試し居住に対する旅館業法の適用除外

- ・当該市町に移住する目的で、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、旅館業法の適用除外とすること

【国制度の問題点】

- ・移住希望者が特定の空き家を取得又は賃貸する前提で、当該空き家に短期居住する場合は旅館業法の適用除外となるが、生活を体験する間に空き家で宿泊する場合は、営業許可が必要となる。
- ・そのため、営業許可を得るための消防設備等の改修に費用負担が生じることから、市町が実施する生活体験住宅提供事業の支障となっている。

② 遊休農地を活用した農園整備への支援の拡充

- ・UJIターンや二地域居住にあたり、遊休農地を活用して農業体験民宿等を開設するために必要な農地の整備や、空き家の民宿改修を支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・現行制度では、事業主体は農村地域の市町や地域協議会の中核となる法人等の団体に限られており、個人は対象となっていない。

【県が実施する遊休農地の活用を支援する取組】

県では、事業主体に個人も含めた上で、下記①②の一部を助成

- ① 遊休農地の復旧工事、農地活用に必要な農機具庫や休憩所整備などに関する経費
- ② 空き家を二地域居住の拠点や居住地、農業体験民宿などとして活用する場合の改修費等

③ 空き家対策の強化

ア 立入調査権限の強化

- ・長屋等について、住戸単位で空き家となっている部分を空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とし、立入調査などの法に基づく対応が可能となるよう見直すこと

【提案の背景】

- ・4戸が壁を共有した長屋建の建築物について、空き家になっている住宅（住戸）の一部が崩れ保安上危険な状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができない事例がある。
- ・当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置（固定資産税等の住宅用地特例の適用除外）がないことから、その効果が限定的である。

イ 所有者が不明となっている空き家対策の強化

- ・所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行に要した経費への国庫補助率を3/5（現行2/5）に拡充すること
- ・空き家の倒壊を防ぐ応急措置や空地の崩落防止措置に対しても財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・所有者等が不明な場合は、市町の負担で略式代執行を行い、土地の売却益等で費用をまかなっているが、特に地価の低い地域では市町の財政負担が大きい。
- ・応急的危険回避措置は、市町が独自に条例に基づき取り組んでおり、財政的負担が生じている。

ウ 住宅用地特例の適用対象の適正化

- ・固定資産税及び都市計画税に関する住宅用地特例の適用除外措置については、特定空家等に限定せず、地方公共団体が必要と認める空き家についても適用除外を可能とすること

【提案の背景】

- ・平成26年に空家特措法が施行され、空き家のうちそのまま放置すれば倒壊等のおそれのある「特定空家等」について、固定資産税の住宅用地特例（固定資産税（最大1/6）・都市計画税（最大1/3））の適用除外措置がなされた。
- ・しかし、それ以外の空き家に関しては依然として住宅用地特例の対象となるため、抜本的な空き家対策の解決に繋がっていない。
- ・このため、居住実態が確認できない空き家については、地方公共団体の判断により適用除外とすることができるよう、制度を見直す必要がある。

④ UJIターンを促す個人住民税の地域別課税制度の導入

- ・個人住民税の税率や課税方式について、全国一律ではなく、大都市ほど負担を重く、農村部ほど軽くする地域別課税の制度の導入を検討すること

【提案の背景】

- ・平成16年度の個人住民税の見直しにより、人口に応じて税額が3段階あった市町村民税の均等割の額が、人口50万人以上の市だけに適用されてきた3,000円に一本化された。

【個人住民税の市町村民税均等割見直し（平成16年度税制改正）】

H15まで		H16改正
人口50万以上の市	3,000円	3,000円
人口5万以上50万未満の市	2,500円	
その他の市及び町村	2,000円	

⑤ 第二住民登録制度の創設

- ・ふるさとに親族・資産を残しながら都市で生活するなど二地域に関わりのある人々に対し、第二住民登録制度の創設等により、住民税納税地や投票権の選択・分割等が可能となるような制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ふるさとを離れて都市で生活する人々が増加しており、それぞれの地域に対して行政機関や地域に期待することがあることから、納税先の選択や投票権の選択・分割等が可能となるような制度が必要である。

【本県が実施する「ひょうごe-県民（県外県民）登録事業」の概要】

趣 旨	兵庫出身者やゆかりのある人を対象に、兵庫を第2の住所として登録する制度を創設し、地域情報の発信や県特産品の販売等を通じて、ふるさととの交流機会の拡大や移住人口の増大を図る。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうごe-県民（県外県民）証カード（ポイント付与電子マネー付き会員証）の発行 ・携帯アプリの開発及び兵庫県インターネットモールの開設 ・首都圏での登録・交流イベントの開催
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県にゆかりのある人々の増加（UJIターンの期待、観光など県訪問者数の増大） ・ふるさと意識の醸成（県政情報のタイムリーな提供、ふるさと納税の促進、同窓会、県人会等の活性化） ・地域経済の活性化（県産品の販売拡大等による県内消費の喚起、キャッシュレス化の促進） ・兵庫県インターネットモールでの兵庫産品の買い物 等

2 兵庫の強みを生かした産業競争力の強化

(1) イノベーションの創造と次世代産業の育成

【文科】

① 計算科学研究教育拠点の形成とスーパーコンピュータの産業利用の促進

主ア 「京」から「富岳」への円滑な移行

- ・「富岳」に産業利用者が円滑に移行できるよう、ユーザーにとって使いやすいソフトウェアの開発を同時に進めること
- ・産業界における「富岳」の利活用や成果創出を促進するため、申請手続の簡素化や柔軟な利用料金体系の設定など、「京」よりも利便性の高い産業利用制度を構築すること
- ・「富岳」の特性を活かした新分野の産業利用の開拓に向け、ビッグデータ・AI分野で「富岳」を利活用する産業界の取組への支援や、企業の技術高度化等の人材育成を進めること

【提案の背景】

- ・「富岳」は、計算能力、画期的な成果の創出、ユーザーの利便・使い勝手の良さ、消費電力性能の総合力で世界最高水準のスパコンであり、創薬や防災、ものづくり等のシミュレーションに加え、新しい利用分野であるビッグデータ・AIの計算基盤としての利活用が期待されている。

【「富岳」の整備スケジュール】

年度	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31/R1)	2020年度 (R2)	2021年度～ (R3～)
「京」	運用 (2012年9月～)					運用停止 (2019年8月)	「富岳」への入れ替え	
「富岳」	基本設計		試作・詳細設計			製造(量産)	設置・調整	運用

主イ 「FOCUSスパコン」増強に対する財政支援

- ・「富岳」へのステップアップ機としての機能を有する「FOCUSスパコン」について、必要な性能（現行の10倍程度の並列計算ができる規模）を確保できるよう、機能強化への財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・「富岳」の産業利用の成果を最大化するためには、産業界のスパコン利用者が高度な機能を持つ「富岳」を十分に利用できるよう、「FOCUSスパコン」を増強し、「富岳」へのステップアップ支援を行う必要がある。

ウ (公財) 計算科学振興財団への支援の充実

- ・「京」利用企業の6割が入門機として「FOCUSスパコン」を活用していることを踏まえ、財団が行うスパコン利用者の裾野拡大に向けた取組に対する財政支援を継続すること

【提案の背景】

- ・(公財)計算科学振興財団は、これまで「HPCIアクセスポイント神戸」の運用やスパコン利用者の裾野拡大に向けた取組により、「京」をはじめとするスパコンの産業利用を促進してきた実績・ノウハウがあることから、今後も更なるスパコンの産業利用の促進が期待できる。

エ 教育機関における技術者配置等への財政支援の実施

- ・神戸大学計算科学教育センターや兵庫県立大学計算科学連携センターにおける技術者の配置等への財政支援を行うこと

② 大型放射光施設「SPring-8」・X線自由電子レーザー施設「SACLA」の利用促進

ア 新たなビームラインの整備推進

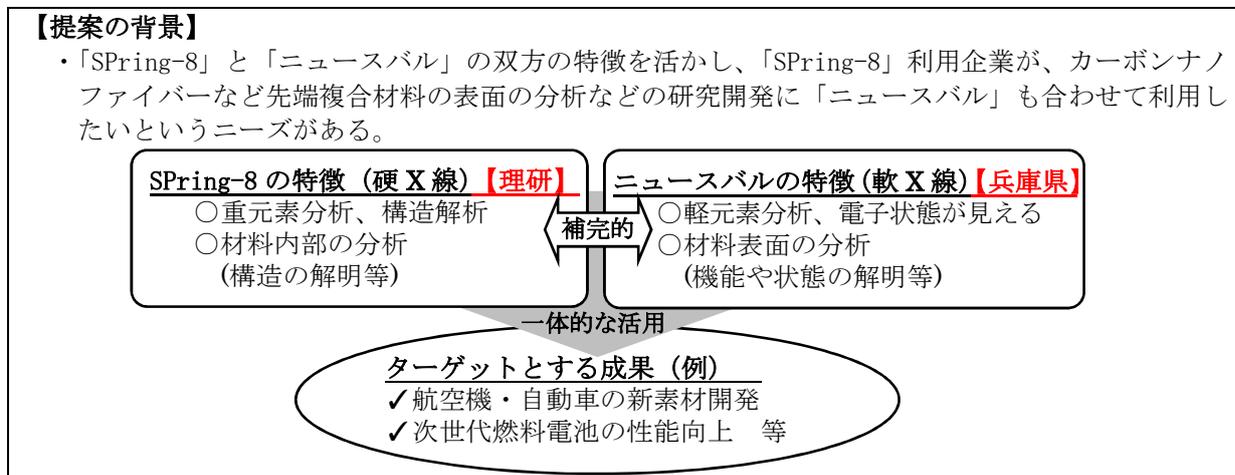
- ・「SACLA」を活用した最先端研究を促進するため、新たなビームラインの整備を推進すること

【提案の背景】

- ・世界中から利用者が集まるSACLAにおいて、新材料、創薬開発など産業界における利用を促進するためには、新たなビームライン整備によりビームタイムを増加させることが必要である。

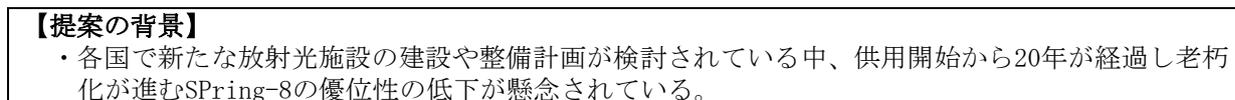
イ 「SPring-8」と「ニュースバル」を相互活用するための機能強化

- 「SPring-8」の硬X線と県（県立大学）が管理運営する「ニュースバル」の軟X線の双方を活用し、企業の先端複合材料などの研究開発を促進するため、産業利用窓口の一本化、「ニュースバル」産業用ビームラインの新設・運営など、相互活用するための機能強化を支援すること



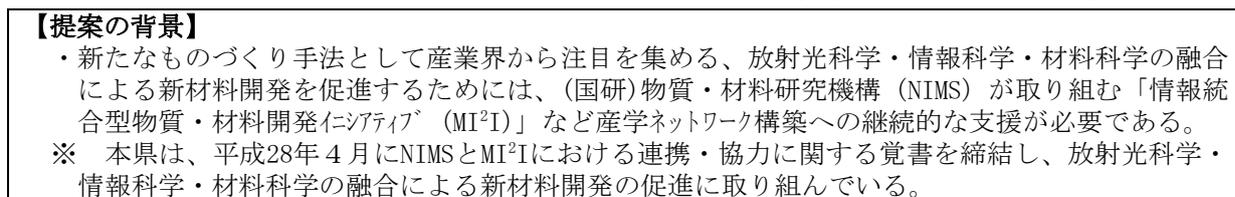
③ 大型放射光施設の高度化

- 新材料開発など放射光を活用した国際的な研究開発での優位性を保つため、国家プロジェクトとして次世代「SPring-8」の開発整備の検討を開始すること



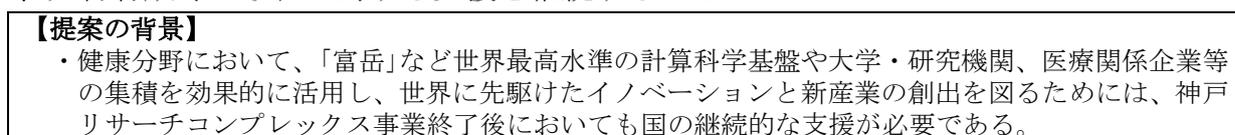
④ 放射光科学・情報科学・材料科学の融合による研究開発の促進

- 環境・次世代エネルギー分野の研究開発を促進するため、放射光科学・情報科学・材料科学の融合による新材料開発に向けた産学ネットワークの構築などへの財政支援を行うこと



⑤ 健康“生き活き”羅針盤リサーチコンプレックス事業終了後の取組への支援

- 「健康“生き活き”羅針盤リサーチコンプレックス」の事業終了後においても、神戸を中心に展開されるグローバル・オープンイノベーション・プラットフォームの構築、研究開発、人材育成等の取組に対する支援を継続すること



⑥ 理化学研究所科学技術ハブ推進本部関西拠点の機能充実

- 理研科学技術ハブ推進本部関西拠点が、その調整機能を十分に発揮できるよう、責任者やコーディネーターなど体制を充実すること

【提案の背景】

- ・健康・医療分野をはじめ様々な新産業の持続的な創出に向け、異分野の産学連携による継続的な研究開発の展開を目指す理研科学技術ハブ推進本部関西拠点の調整機能を十分に発揮できるようにする必要がある。

【理化学研究所科学技術ハブ推進本部関西拠点の概要】

- ・理研科学技術ハブ推進本部関西拠点を中心に、理研関西地区の研究センターや神戸事業所研究支援部等、複数の大学、異分野の研究機関、病院、異業種の企業、地元自治体等による産学官のネットワークを構築
- ・「神戸リサーチコンプレックス」の円滑な推進をはじめ産学官共同で研究開発等の諸活動を絶え間なく継続して展開することにより、関西広域での産学連携、イノベーションの創出を目指す

(2) 起業・創業、新事業展開への支援の充実

【総務、経産】

① 創業・事業継承の促進

- ・起業の支援に関する予算を増額確保すること

【本県が実施している「若手・女性・ミドル・シニア起業家支援事業、ふるさと起業・移転促進事業」の制度の概要】

対象経費	事務所開設費、備品費、広告宣伝費等			
補助上限額	100万円（若手・女性・ミドル・シニア起業家支援事業） 200万円（ふるさと起業・移転促進事業） ※空き家を活用する場合別途100万円加算			
補助率	1/2			
申請・採択件数		採択枠	申請	採択
	H28	120	325	112
	H29	130	319	102
	H30	150	384	136
	H31	180	募集・審査中	

※H31年度よりミドル起業家支援事業を新設

② わくわく地方生活実現政策パッケージの起業支援に関する運用等の見直し

新前年度に起業した者も支援対象となるよう、公募開始日以降（今年度は4月1日公募開始）となっている起業時期の要件を前年度4月1日からとすること

新交付決定日以降（今年度は8月1日交付決定）となっている補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること

【提案の背景】

- ・本県の起業家支援事業と比べ起業時期の期間が短いため、支援対象となる起業家が限定される。
- ・補助対象期間が「交付決定日（概ね8月1日頃）以降」と定められており、4～8月に起業する者にとって最も経費を要する時期（事業所開設に係る改修費、初度備品費等）が対象とならない。

【国のわくわく地方生活実現政策パッケージとの概要】

起業時期	公募開始日以降、補助事業期間完了日まで（H31. 4. 1～R2. 1. 31）
補助対象期間	交付決定日（R1. 8. 1）～R2. 1. 31
分野	社会性のある事業に限定

【本県の起業家支援事業の概要】

起業時期	前年度4. 1～当年度1. 31（H30. 4. 1～R2. 1. 31）
補助対象期間	H31. 4. 1～R2. 1. 31
分野	ほぼ限定なし

※本県では、起業の裾野を拡大するため、できるだけ多くの起業家を支援する見地から、起業時期については前年度分を対象とするとともに、補助対象期間については、4月1日以降としている。

主③ IT企業の進出支援

- ・IT企業の事業所の開設にあたり、一定期間、建物改修費、賃貸料、事務機器取得費などを支援する助成制度を創設すること

【提案の背景】

- ・IT企業は、情報インフラさえあれば場所を選ばないことから、事業所開設を支援することにより、新たな産業振興や若年者等のUJIターンなどを通じて地域の活性化につながる。
- ・骨太の方針2019でも、新たな時代への挑戦に向け、デジタル化を原動力とした「Society5.0」の実現を加速化させ、地方創生に向けてもSociety5.0を日本全国で促進し、豊かで暮らしやすい地方を実現させていくとされており、その役割を担うIT企業の誘致を地方が行う場合への支援が必要である。

【本県が実施している「IT企業への進出支援事業」の概要】

対象経費	補助率	補助上限額		
		IT事業所	高度IT事業所	ITリマ誘致
賃借料(3年間)	1/2以内	600千円/年	900千円/年	
通信回線使用料(3年間)		600千円/年		
人件費(3年間)	定額	1,000千円/年人	2,000千円/年人	10,000千円/年人
建物改修費(1回)	1/2以内	1,000千円		
事務機器取得費(1回)		空き家加算あり+1,000千円		
助成総額(3年間)		8,100千円	12,000千円	36,000千円
助成総額(3年間)空き家加算あり		9,100千円	13,000千円	37,000千円

【助成実績】

企業名	本社	主な事業計画
シリコンバレーベンチャー・アント・イノベーション	アメリカ	IT起業家の育成、世界展開支援等
株式会社ノヴィータ	日本	女性を対象としたキャリア開発支援、在宅ワーク支援等

(3) 中小企業等への支援の充実**【総務、経産、中企、国交、環境】****① 小規模企業者への支援に関する財源措置の拡充**

- ・経営指導員等の設置経費に対する財源措置について、業務増にあわせて十分に拡充すること

【国制度の問題点】

- ・商工会・商工会議所では、経営発達支援計画を策定して国の認定を受けた際に、計画に位置付けた事業に対して経費補助が受けられる。
- ・計画の作成や事業実施に関する業務が増加し、これに対応する経営指導員等が不足する状況になっているが、人件費については補助対象となっていない。

② 中小企業が取り組むIoT・AI等を活用した研究開発の促進

- ・戦略的基盤技術高度化・連携支援事業の予算を増額すること

【提案の背景】

- ・兵庫経済の元気づくりには、国内外の競争に勝ち抜く力を持った中小企業の育成が不可欠である。
- ・資金力に乏しい中小企業の積極的な取組を支援するため、予算の増額が必要である。

<戦略的基盤技術高度化・連携支援事業の概要> (R2国概算要求：地域未来投資促進事業158億円の内数)

- ・情報処理、精密加工、バイオ等の12技術分野の向上につながる研究開発、その試作等の取組を支援
(補助上限額：1件あたり4,500万円(ものづくり))

③ 地場産業に対する総合的な支援**ア 地場産業に特化した支援制度の創設**

- ・新製品や新技術開発、国内外の販路開拓に対する支援など地場産業に特化した支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・郷土の歴史と伝統に培われ、地域において重要な役割を果たしている播州織、淡路瓦などの地場産業の振興には、既存の支援制度では不十分のため、特化した支援制度を創設すべきである。

イ 皮革関連予算の拡充

- ・「皮革産業振興対策事業」などの皮革関連予算を拡充すること

【提案の背景】

- ・皮革産業は、消費者ニーズの多様化、海外製品の輸入増等による天然皮革の消費低迷など、経営環境の悪化から製造品出荷額や企業数が減少の一途を辿っている。
- ・マーケットインの視点等による高付加価値化、ブランド力の強化及び販路開拓を進めるため、消費者ニーズに対応した取組強化や「ひょうご天然皮革」のブランド化が必要である。

ウ 皮革排水の処理に要する経費への財政支援の充実

- ・皮革排水の処理に関する支援制度を充実すること
 - 関係市町の財政負担を軽減する特別交付税措置の継続
 - 補助金の創設 等

【提案の背景】

- ・皮革排水は汚濁度が高く、多額の処理経費を要する。特別交付税措置もあるが、十分ではなく、関係市町の負担軽減のため、県単独の補助制度を設けている。

④ 商店街の活性化とまちの再生事業への支援

ア 小売商業・サービス業の創業・開業支援

- ・商店街の空き店舗を活用した個店の創業・開業等への補助制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・商店街の新陳代謝・活性化を促進するためには、国のアドバイザー派遣等だけではなく、個店の創業・開業等を応援する補助制度が必要である。

[本県が実施している支援]

アドバイザー派遣に加え、出店時の内装工事費、ファサード整備、賃料等の支援を行っている。

イ 老朽化したアーケード等の撤去に対する補助制度の創設

- ・老朽化したアーケード・小売市場等の撤去に対する補助制度を創設すること

【提案の背景】

- ・商業集積機能を喪失している商店街は、再生を図るよりアーケード等を撤去した方がコンパクト化や住宅・駐車場への転換が進み、街並みの美化、商店街の価値の高まりにより、まちなか居住が促進する場合がある。

[本県が実施している支援]

老朽化したアーケード等共同施設の撤去の支援を行っている。

ウ 商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限の移譲

- ・地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を都道府県に移譲すること

【提案の背景】

- ・商店街の活性化施策を行う窓口を現場に近い地方に一本化し総合的な支援を行うことができるよう、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。
- ・商店街の商圈が複数の市町域にまたがることから、広域団体である県が行う方が有効である。
- ・県は、活性化プランの策定、空き店舗対策、賑わいづくり（イベント助成）、施設整備など多様な支援メニューを展開し、施策に通じている。

[①商店街活性化事業計画・②商店街活性化支援事業計画の概要]

- ・①商店街の組合等がその活性化のため地域住民のニーズに応じて行う事業を経済産業大臣が認定。
- ・②NPO法人等が行う商店街活性化の取組を支援する事業を経済産業大臣が認定。

⑤ 信用補完制度の安定的な運営

- ・信用保証協会の保証料率を全体に引き下げ、信用保証料の負担を軽減すること
- ・日本政策金融公庫への信用保険向け政府出資金を増額することにより、同公庫が信用保証協会から徴収している保険料率を引き下げる

【提案の背景】

- ・金融機関から資金調達する際、相対的に高止まった保証料が中小企業等の負担となっている。
- ・中小企業の資金需要に適時適切に対応し、経営の安定と地域経済の発展に資する。

(4) 規制緩和による成長戦略の推進【内閣官房、内閣府、文科、厚労、農水、経産、国交】

① 関西圏国家戦略特区の推進

関西における医療等の国際イノベーション拠点の形成及び国際的ビジネス拠点の形成に向けて企業が機動的に事業展開できるよう、以下のような大胆な規制緩和等を講じること

ア 航空機部品等の輸出に関する手続きの簡素化

- ・航空機部品等の輸出に関する手続きについて、次の場合は経済産業大臣の輸出許可及び判定・審査を不要とすること
 - 海外製造事業者から輸入した部品の不具合品を、同じ海外製造事業者に返送する場合
- ・航空機部品等の輸出に関する手続きについて、次の場合は作成書類等を一部省略又は使い回しできるなど判定・審査の手続きの簡素化を認めること
 - 複数の部品から組み立てた機械（判定・審査済み）の構成部品を輸出する場合
 - 判定・審査済みの部品と同じ品番の部品を追加で輸出する場合

【提案の背景】

- ・輸出に関する判定・審査手続きには多大な労力と時間を要する。手続きを簡素化することで、航空機関連産業の生産性向上や競争力強化を図ることができる。

イ 検体検査の外部委託の容認

- ・先進医療実施に関わる検体検査の一部工程の外部委託を容認すること

【提案の背景】

- ・新技術を用いた検体検査システムを保険医療機関ごとに構築することは、財政的・人材的に容易ではない。外部委託を容認することで、個々の患者にとって最適な治療の提供が可能となる。

ウ 神戸医療産業都市の高度専門病院群の特例対象医療機関の認定

- ・神戸医療産業都市に集積する高度専門病院群全体を保険外併用療養の特例対象医療機関として認定すること

エ 水素エネルギー活用のための保安規制の緩和

- ・高圧ガスと危険物との離隔距離に関する規制について、知識・経験が豊富で、保安上の配慮が実施されている現場においては緩和すること

オ 国際企業（外国・外資系企業）の業務実態に応じた労務規制の緩和

- ・国際企業（外国・外資系企業）において、労使間で合意が得られた場合は、午後10時から午前5時までの勤務に対する割増賃金の支払いを不要とすること

【提案の背景】

- ・外国に本社や取引先のある国際企業においては、時差のある外国と業務を実施していることから、労使間の合意を前提に、割増賃金を必要としない勤務形態を提供することが必要である。

② 養父市国家戦略特区の推進

- ・中小企業信用保険制度の対象業種に農業を追加すること

【提案の背景】

- ・高齢化の進展、耕作放棄地の増大等の課題を抱える中山間地域の活性化の全国モデルとして、特区を活用した農業・地域振興を迅速かつ効果的に実現することが必要である。
- ・そのため、農地所有適格法人や中小企業の農業に参入を推進しているが、中小企業信用保険制度の対象業種に農業がないことから、資金調達に支障が生じている。

【中小企業信用保険制度の概要】

- ・担保力や信用力の乏しい中小企業・小規模事業者が金融機関からの借入等により事業資金の調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証について保険を行う制度

③ 関西イノベーション国際戦略総合特区（国際戦略総合特区）の推進

「関西イノベーション国際戦略総合特区」の推進に向け、具体的な事業を実現できるよう、以下のような特例措置を速やかに実施すること

ア 阪神港の港湾コスト低減措置等の実施

- ・地方港-阪神港間を運航する国際フィーダー船に使用する燃料への石油石炭税の課税を免除すること

- ・船の新造時に義務づけられている納付金を免除すること

【提案の背景】

- ・イノベーションプラットフォームの構築を下支えする阪神港の国際競争力を強化するためには、集貨機能の強化や港湾コストの低減を図る必要がある。

【阪神港の概要】

- ・阪神港は、日本と世界を結ぶ海上輸送拠点として、西日本全域の経済活動を支えている。
- ・平成22年には国土交通省から「国際コンテナ戦略港湾」に指定(※)され、集貨や創貨、更なる国際競争力の強化に向けた取組を推進している。 ※指定は阪神港と京浜港の2箇所のみ
- ・関西に集積するライフ分野、グリーン分野をはじめ日本の産業を下支えする物流基盤の役割を發揮し、アジアのハブポートを目指す。

【競争力強化のための国の取組】

- ・阪神港の港湾運営会社(阪神国際港湾)における基幹航路維持・拡大に資する集貨事業に対する支援
<集貨事業>
 - ①西日本諸港と阪神港を結ぶ新規航路の開設や既存航路の増便等を行う事業
 - ②釜山港等を経由している西日本諸港発着の海外フィーダー貨物を阪神港に転換する事業 等
- ・阪神港背後に立地する物流施設等の整備に対する支援
 - ①十分な保管スペースや流通加工機能を有した高能率な物流施設の整備に対する補助
 - ②流通加工等の一連の作業を行うことができる保管施設の整備に対する無利子貸付 等
- ・コンテナ船の大型化や取扱貨物量の増大等に対応する大水深コンテナターミナルの機能強化

④ あわじ環境未来島特区(地域活性化総合特区)の推進

「あわじ環境未来島特区」の推進に向けて、以下のような税制・財政・金融上の支援措置を講じること

ア 発電・蓄電設備の設置等への支援の充実

- ・再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を重点的に促進するため、以下のような発電・蓄電設備の設置等への支援措置を充実すること
 - 蓄電やその制御技術開発のための実証実験
 - 蓄電設備設置への補助
 - 設備投資に対する特別償却又は税額控除制度の創設

【提案の背景】

- ・エネルギー自立のためには、発電した電気を広域的なマネジメントのもとで自家消費する仕組みを確立する必要があること。また、そのための設備費用についても現状では高額であり、普及促進の妨げとなっている。

イ 調査・実証実験・設備整備の予算確保

- ・再生可能エネルギー活用のための調査・実証実験・設備の整備に要する予算を確保すること

【提案の背景】

- ・未だ十分に活用されていない風力、潮力、バイオマス等の様々な再生可能エネルギー源を実用化していく必要がある。

ウ 再生可能エネルギー活用促進制度の充実

- ・再生可能エネルギー活用促進制度について、以下のように充実すること
 - 未利用地等を活用した太陽光発電所の整備への利子補給
 - 竹資源を活用したバイオマスボイラー設置への補助
 - 発電に関する固定価格買取制度での木質バイオマス価格の適用

エ 次世代環境対応車の普及等のための支援措置の充実

- ・電気自動車等の次世代環境対応車の普及及び充電インフラの整備のための支援措置を充実すること

【提案の背景】

- ・持続する環境の島の実現に向け、運輸部門における環境問題への対応や省エネルギーの実現等を促進しているが、CO2排出量の抑制に効果の高い次世代自動車の普及には、ガソリン車と遜色のないレベルの充電インフラ施設の整備が求められている。

3 農林水産業の振興

(1) 貿易自由化への対応

【内閣官房、農水】

- ・EPAやFTAなど貿易自由化の進展に対して以下のような適切な対応に努めること
 - 貿易自由化に関する交渉の内容や状況、国内への影響等について、国民へ正確かつ迅速な情報発信
 - 「総合的なTPP等関連政策大綱」の確実な実行はもとより、状況の変化を柔軟に捉えた対策の機動的な実施

(2) 農業の経営基盤の強化

【内閣府、総務、財務、農水、国交】

① 多様な農業の担い手育成

ア 新規就農者に対する支援の充実

i) 地域の指導的農業者が行う応援活動に対する支援制度の創設

- ・新規就農者の着実な定着・育成のために地域の指導的農業者が行う以下の取組に対する支援制度を創設すること
 - 就農前後における農業生産技術、経営ノウハウの指導
 - 地域への溶け込みの応援活動

【提案の背景】

- ・潜在的な就農希望者を更に幅広く就農へ結びつけていくためには、就農希望者が、より実践的な農業を就農前に十分経験する機会を積極的に創出していくことが重要である。
- ・近年増加傾向である非農家出身者は、地域との結びつきが弱く、生活・営農両面における継続的な支援が必要である。

ii) 土地利用型農業の採算性改善に資する制度の創設

- ・土地利用型農業の採算性の改善に資する農地や機械を取得する際に要する費用への助成などの支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・稲、麦、大豆等の土地利用型作物において、サラリーマン並みの所得を確保するためには、大規模な農地の確保、高価な大型機械の導入が必要であることなど、新規参入するためのハードルが高く、就農希望者が少ない。

iii) 就農研修事業に対する支援策の充実

- ・農業経営者育成教育事業の就農研修について、ICT、グローバルGAPなど新たな分野を学ぶカリキュラムだけでなく、土づくりや育苗等の基礎的なカリキュラムも含めて体系的に学べるよう一体的に支援を行うこと

【本県の楽農生活センターの成果（就農率83%の実績）】

- ・就農希望者の研修後の効果的な就農・定着を図り、早期経営確立を促進するため、農業生産技術から販売手法等を体系的に学ぶカリキュラムによる就農研修を行うことにより、平成18年度の開設以来、受講生186名のうち155名が就農（就農率：83%）するという高い成果を上げている。

主イ 法人化に対する支援の強化

- ・農業経営法人化支援事業について、複数経営体による法人化だけでなく、認定農業者や認定新規就農者が個別に法人化する場合についても対象とすること

【国制度の問題点】

- ・農業経営法人化支援事業は、集落営農組織や複数の経営体で法人化する場合に活用できる。
- ・農業経営の基盤強化のため、個別経営体についても規模拡大や経営の多角化等により収益力を高めることが重要であり、資金の調達、人材の獲得等に有利な法人化の更なる推進が必要である。

【個別経営体（認定農業者、認定新規就農者）も対象とする場合の助成対象となり得る者】

2,719（認定農業者数：2,453、認定新規就農者数：266） ※ H30年度末現在

【本県が実施する「法人化促進総合対策事業」の概要】

- ・農業の基幹産業化に向け、平成30年度から平成32年度までの3カ年を「法人化強化期間」と位置づけ、農業経営体の法人化や法人経営体の経営強化を強力に推進している。

支援メニュー	事業対象者の要件	事業内容	補助率
①法人化・高度化促進施設整備事業	○法人格を有しない個別経営体 単独又は他の農業経営体と共同で法人を設立すること	経営の多角化・高度化に必要な農業機械・施設の整備を支援	1/3以内
②法人経営新ビジネス展開支援事業	○法人格を有する個別経営体 雇用の拡大を行う又は他の農業法人と合併・統合や収益力の強化を行うこと	経営の多角化・高度化のために行う新品目の生産等の取組を支援	1/2以内
③法人運営プロフェッショナル雇用事業		企画調整・事務処理等、法人設立に必要な能力を有する者を雇用又は業務委託する経費を支援	1/2以内

ウ 企業の農業参入の推進

i) 法人農地取得事業の一般制度化

- ・養父市国家戦略特区の法人農地取得事業を一般制度化すること

【提案の背景】

- ・農業の担い手が不足する中山間地域では、多様な担い手の確保・育成が急務であり、参入企業が地域に根ざし長期安定的な農業経営の実現を図るための農地取得のニーズにも対応が必要である。
- ・現在特区で農地取得した法人は、取得農地を適切に活用できており、特区以外の市町での事業導入も可能と考える。
- ・本県でのリース方式による一般法人の農業参入数は増加傾向であり、特区以外の市町においても事業活用の可能性が見込まれる（H29.12末現在の参入数185社）。

【養父市国家戦略特区で行われている「法人農地取得事業」の概要】

- ・農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」が次の要件を満たす場合には、市を経由して農地取得が可能（法施行後5年間に限り手続きができる）
 - 農地が適正に利用されていない場合、市へ所有権移転する旨を契約に明記
 - 業務執行役員のうち1名以上が耕作等に従事すると認められる等

<法人農地取得事業の流れ>



【農地取得を行う法人(H28.11.9、H29.2.21、H30.3.9計画認定)】

法人名	生産作物	元会社
(株)Amnak	酒米を生産	山陽Amnak(株) (外壁タイル施工、住宅リフォーム等)
兵庫ナカバヤシ(株)	ニンニクを生産	ナカバヤシ(株) (印刷製本、アルバム製造等)
(株)やぶの花	リンドウを生産	姫路生花卸売市場 (花卉)
住環境システム協同組合	レタス等の水耕栽培	木材・住宅関連会社による協同組合
(株)マイファームハニー	蜜源レンゲ等	(株)マイファーム (農業サービス業)

ii) 機械・施設の導入等への支援制度の創設

- ・企業が農業参入する場合に必要な機械・施設の導入、技術習得に対する支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・参入企業の多くが生産技術の未確立や機械・設備導入コスト高により不安定な農業経営となっている。長期安定的な農業経営には機械・設備の導入や生産技術の習得・向上への支援が必要である。

【本県が実施する「企業の農業参入推進事業」の概要】

- ・業態の転換等を指向する農業参入に意欲のある企業の円滑な営農定着に資する各取組及び雇用拡大に向けた経営発展の取組を支援する。

支援メニュー	事業内容	補助率(補助上限)
①参入定着支援(H22~)	新規参入企業の農業経営の確立、経営安定を支援	県1/2以内(上限:500千円/企業)
②経営力向上支援(H30~)	雇用者を増加させる企業の新たな事業拡大の取組を支援	県1/2以内(上限:400千円/企業)

〔H30実績〕 3企業(補助金1,082千円)〔H22年度~H30年度事業実施企業:36企業〕

〔事業効果〕 ブランド力向上(2企業:高糖度トマト、栗・黒大豆)、新品目導入への試験栽培(1企業:観葉植物)

エ 農業における施設等貸与制度の創設

- ・市町や組合が施設・設備、機械を購入・保有し、利用者に貸与する制度を創設すること

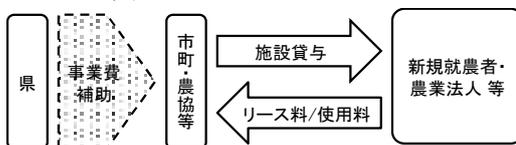
【提案の背景】

- ・新規就農者や参入企業にとって生産性向上のためには農業施設や機械など大きな初期投資が必要となるが、金融機関等からの融資は農業経営にとって大きなリスクとなる。
- ・また、就農直後の未熟な栽培技術への対応や露地野菜への対象拡大、中山間地域における新規就農者への支援が必要である。

【本県が実施する「農業施設貸与事業」の概要】

事業主体	農協、市町等
利用者	新規就農者、農業法人等
対象施設	園芸用ハウス及び附属設備
助成内容	対象施設の整備を県が補助することで新規就農者等が支払うリース料・使用料を軽減 ※利用者は貸与の方法としてリース方式（利用者が希望する仕様の施設を貸与。リース期間終了後、利用者は取得可能）又はレンタル方式（事業主体の標準仕様施設を貸与。年間使用料はリース方式と比較して一般的に低額）の選択可
補助率	新規就農者向け1/2、農業法人向け1/3

<イメージ図>



〔H30実績〕 24経営体（補助金額150,196千円）

〔事業効果〕 県内施設面積：234a増加、
生産額：161百万円増加（見込）

オ 農福連携への支援

- ・農業者側での農福連携の取組を進めるため、さらなる事例収集及び発信、農業と福祉をつなぐ専門人材の育成を図ること

【提案の背景】

- ・近年、少子高齢化の進行等により、全産業において労働力不足の状況にあるが、農福連携は、農業現場の労働力確保、障害者の生きがい創出の双方に利点があり、取組の裾野を広げていくには、全国的に先進的な事例の共有や、農業・福祉の両者の実態等を把握し、両者のニーズをつなぐことができる専門人材による普及が必要である。

主② AI、ICT等先端技術を活用した農業（スマート農業）の支援

- ・農業の更なる省力化・低コスト化や農産物の高品質安定生産の実現のため、AI、ICT、ドローン、センシング技術などの先端技術の農業生産現場への早期導入・実証に関する予算を拡充すること

【提案の背景】

- ・担い手の減少や高齢化が進む中で、スマート農業技術の積極的な導入・普及を図るためには、国が進める大規模な技術実証と合わせて、中小規模経営での省力化や低コスト化など生産現場の個別課題に応じた技術の選定・整理に基づく多様な技術実証や啓発活動が必要である。

【スマート農業関連実証事業の採択状況（H30補正・H31当初）】

全国 応募：252件 → 採択：69件

兵庫 応募：5件 → 採択：1件（養父市能座地区）

【養父市能座地区の取組】

実証課題名	持続的営農を目指した山間部水田作地域におけるスマート農業の実証
実証グループ	養父市アムナック スマート農業実証コンソーシアム (アムナック(農業生産法人)、京都大学、ソフトバンク 等)
実証面積	約11ha
実施内容	衛星測位技術を使ったロボットトラクターの自動運転、 無線遠隔草刈り機の導入（急傾斜の法面の除草管理）

主③ 施設園芸の推進に対する支援

ア 強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の予算の確保

- ・都市近郊の立地を活かした野菜や果樹等の生産を拡大する以下の取組の推進を可能とするため、強い農業づくり交付金等の予算を確保すること
 - 大規模な耐候性ハウスの整備
 - 温度、湿度、二酸化炭素等をコントロールできる環境制御型の施設園芸の推進

【提案の背景】

- ・農業所得の向上や地域雇用の促進を図るためには、耐候性ハウスや環境制御による園芸施設など天候に左右されず安定的な作物生産が可能となる施設の整備が必要である。
- ・産地パワーアップ事業の継続が不透明な中、強い農業づくり交付金の予算拡充が不十分である。
- ・特に、環境制御装置等、機器類のみの導入支援は、産地パワーアップ事業の継続がなくなれば既存の補助事業のメニューでは乏しい状況となる。

【加西市の次世代施設園芸団地の概要（当該モデル団地の設置により施設園芸の機運が高まっている）】

整備・所有	公益社団法人 兵庫みどり公社
運営主体	株式会社 兵庫ネクストファーム (構成員) JA兵庫みらい、(株)東馬場農園、(株)サラダボウル、(株)ハルディン
運営体制	正社員11名、パート約100名 (H31.3)
所在地	加西市鞆野町・野条町 (敷地面積 約8ha)
施設の概要	連棟温室 3.6ha、集出荷施設0.4ha、CO2発生及び暖房用ボイラー等
栽培概要	(1) 品 目：トマト (栽培面積3.6ha) (2) 生産量：1作目 (H27.9～) 大玉536t、ミニ310t 計846t

イ 中小規模の環境制御型施設整備事業の創設

- ・条件不利地域等で産地の規模に関わらず、中小規模でも環境制御型の施設園芸に取り組むことができるよう、新たな施設整備事業を創設すること

【提案の背景】

- ・兵庫県における1戸・経営体あたりの平均経営耕地面積は1.08ha(全国2.54ha、北海道26.51ha)[※]で小規模経営体が多い。 ※2015農林業センサス
- ・3.0ha以上の経営耕地規模を持つ農家も全体の2.8%と少なく、条件不利地域等を中心に国交付金の下限面積(5ha(中山間地域3ha))を満たす産地規模の確保も困難となっている。
- ・これら経営体の収益性向上を図るためには、安定生産が可能な中小規模での環境制御型施設園芸の普及・拡大が必要である。

④ 生産緑地における納税猶予の対象用地の拡大

- ・生産緑地において農業経営体が行き組む以下のような施設用地も納税猶予の対象となるよう制度を拡充すること
 - 農業用施設用地（生産施設、農業用倉庫、農産物集出荷施設等）
 - 収益施設用地（直売所・農家レストラン等）

【国制度の問題点】

- ・生産緑地には従前より生産施設や農業用倉庫の設置が認められていたが、生産緑地法の改正に伴い、新たに加工施設や農家レストラン等の設置も認められた。(平成29年5月法改正)
- ・農業用施設用地と収益施設用地は農業活動と一体で活用されるものであり、農地と同様に税負担の軽減がなされるべきである。

【納税猶予制度の概要】

相続又は遺贈により取得された農地が、引き続き農業の用に供される場合には、本来の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税が、一定の要件のもとに納税が猶予され、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除される。

⑤ 畜産物の生産振興に対する支援**ア 生産基盤の強化への支援**

- ・畜産クラスター事業や強い農業づくり交付金の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・但馬牛の生産や酪農などの安定的な経営の持続には、規模拡大や糞尿処理に関する施設整備や機械、家畜の導入支援などによる生産性向上、生産コスト低減及び環境保全の促進が必要である。

イ 子牛購入への支援

- ・(独)農畜産業振興機構事業による子牛購入への支援について、以下のように事業内容を拡充すること
 - 既存事業の補助単価引上げ
 - 新規就農者など特に支援が必要となる生産者に対する新たな補助メニューの創設

【国制度の問題点】

・近年、子牛価格が高騰しているにも関わらず、補助単価は据え置かれている。

【年度別和子牛価格の推移】

(単位：千円)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
兵庫県平均価格	415	423	511	683	839	865	914	1,048
全国平均価格	399	420	503	571	688	815	768	767

【農畜産業振興機構事業 肉用牛経営安定対策補完事業 雌牛導入助成単価】

・繁殖雌牛の増頭の取組や優良繁殖雌牛の導入、遺伝的多様性に配慮した雌牛の確保を行う生産者に対して、取組内容と頭数に応じた支援を実施

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
中核的担い手育成増頭支援	8万円/頭			8万円/頭と10万円/頭				
優良繁殖雌牛導入支援	—		4万円/頭	4万円/頭と5万円/頭				
遺伝的多様性に配慮した雌牛導入支援	—							6万円/頭と9万円/頭

⑥ 農畜水産物等のブランド化の推進

ア 生産・加工・流通・消費対策、担い手育成まで一貫して支援する制度の創設

- ・生産・加工・流通・消費対策とその担い手育成をパッケージにしたブランド化を支援する事業を創設すること

【国制度の問題点】

・国の制度は海外販路開拓のためのプロモーションを対象としているなど、一体的な取組が困難である。
 ・オールジャパンの先導的ブランド製品の育成には、全国展開や輸出を見据えたパッケージ化した支援が必要である。

【本県の取組】

・本県では、神戸ビーフ、淡路島たまねぎなど、製品ごとに、生産、流通、消費を一連のものに見据えたブランド戦略を策定・推進し、出口となる販路開拓・販売促進まで積極的な取組を進めている。

【全国展開や先導的ブランド製品の対象となり得る本県のブランド製品の例】

コウノトリ育むお米	コウノトリを野生復帰させるプロジェクトを支える環境創造型農業の取組により誕生したお米。
丹波黒大豆	大粒でもっちりとした食感、糖度も高く、お節料理の煮豆用以外に、洋菓子を含めた様々な用途がある。

イ 海外における我が国の地理的表示（G I）製品の保護・侵害対策の強化

- ・地理的表示保護制度を有する国との間での相互保護の推進や海外におけるG Iマークの商標登録を通じて、海外においても我が国の真正な特産品であることが明示され、差別化が図られるようにすること

【提案の背景】

・地理的表示法は日本国内でしか効力を有しないため、登録されても、直ちに海外でも当該地理的表示が保護されるものではない。

ウ 和牛精液等の国外流出対策の強化

- ・和牛の精液及び受精卵をはじめ、我が国の農産物種子・遺伝子等の国外流出対策を強化すること

【提案の背景】

・今般、和牛の精液及び受精卵が輸出検査を受けずに中国に持ち出され、中国当局において輸入不可として取り扱われた事案が確認されたところである。
 ・本県の但馬牛は長年の改良により世界に誇る優れた肉質を有し、海外からも高い評価を得ているが、海外で和牛が生産されることになればその優位性が低下する。

エ 大規模・中核的施設の整備促進のための予算確保

- ・穀類乾燥調製施設等の再編整備など大規模・中核的施設の整備を促進する予算を確保すること

【提案の背景】

- ・本県では、産地競争力の強化に向け、産地に点在する老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用により、産地構造の効率化・合理化を推進するための調整をしているが、今後、全国的に事業量の増加が予想される。

⑦ 農畜水産物の輸出促進

ア 輸出相手国への要請

i) 輸出障壁の撤廃

- ・中国をはじめ輸出相手国の植物や動物の検疫条件など、我が国からの輸出品目を制限する輸出障壁の撤廃を要請すること

【提案の背景】

- ・依然として、中国をはじめとする輸出相手国の植物や動物の検疫条件等により、我が国からの輸出品目が制限されており、輸出促進の阻害要因となっている。

[輸出国別の規制品目の例]

中国	リンゴ・ナシ・米以外の農産物すべて：輸出不可 家きん類・豚肉・牛肉・羊肉：輸出不可 水産物：中国向け施設の登録、衛生証明書が必要
シンガポール	牡蠣（冷凍牡蠣のみ衛生証明書添付で可）：輸出不可 牛肉・豚肉・鶏卵：シンガポール政府認定食肉処理施設による加工以外は不可
米国	畜肉・家きん肉（加工品含む）・乳製品・その他農林水産物：当局規制対象 水産物：HACCP導入施設での加工以外輸出不可 着色料（クチナシ、紅花、紅粧）は使用不可
EU	畜産物（豚肉・鶏肉・それらを原料とする加工食品）：輸出不可 水産物：HACCP導入施設からの出荷以外輸出不可 着色料（クチナシ、紅花、紅粧）は使用不可

ii) 牛肉の月齢制限の撤廃

- ・牛肉輸出相手国との間で定められた月齢制限の早期撤廃を要請すること

【提案の背景】

- ・依然としてマカオ・台湾で牛海綿状脳症(BSE)を理由に、月齢制限(30か月齢未満)が行われている。(R1. 11月末時点)
- ・但馬牛の能力を最大限に引き出し、神戸ビーフを最高のおいしさに仕上げる月齢は、30か月齢を超えるとされており、平成29年度の平均出荷月齢は、去勢31.4か月、雌33.2か月となっている。
- ・このため、現行の月齢制限下では、本来のブランド価値が損なわれる状況にあり、輸出頭数の更なる増加のためにも月齢制限の撤廃が不可欠である。

iii) 産地証明書の要求等の緩和・撤廃

- ・福島第一原子力発電所の事故以降行われている諸外国の輸入規制(産地証明書の要求等)の緩和・撤廃を継続的に要請すること

【提案の背景】

- ・本提案内容を反映した事業は平成25年度から予算化されているが、22の国(地域) [R1. 10月時点] で輸入規制が継続して実施されており、輸出促進の阻害要因となっている。

[令和元年度国事業名：輸出環境整備推進事業]

原発事故に伴う諸外国の輸入規制等の撤廃・緩和を図るため、政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析等を実施。また、日本の既存添加物等が米国等で認められるためにデータ収集を行う等、自ら輸出環境の整備に取り組む事業者への支援を行う

イ 輸出関係国でのアンテナショップの設置

- ・都道府県が共同利用できる現地商談機能も備えたアンテナショップを輸出関係国へ設置すること

【提案の背景】

- ・本県では、香港フード・エキスポやSIAL(シアル)パリへの出展などの機会を捉えて、海外に直接出向いたプロモーションを行っているが、我が国の農畜水産物の一層の輸出促進のためには、各都道府県の特徴ある産品を海外の現地において継続的にプロモーションできる場が必要である。

⑧ 卸売市場の整備の推進

- ・卸売市場の施設更新に当たって、生鮮食品の品質管理の高度化や物流の効率化等を図るために行う施設整備を支援する予算を確保すること

【提案の背景】

- ・神戸市卸売市場、姫路市卸売市場が、施設全体の移転再整備などの大規模な施設整備を予定しており、事業主体（開設者である各市）の負担軽減を図る必要がある。

⑨ 水田農業の活性化の推進と経営安定対策の充実**ア 需要に応じた米生産と水田フル活用の推進****i) 適切な作付誘導の推進に向けた産地交付金の改善**

- ・需要時に応じた米の生産を推進し、地域の特色ある産地づくりを進めるため、引き続き産地交付金の予算を確保するとともに、地域への配分額を早期に決定すること

【提案の背景】

- ・産地交付金は、米の需給調整だけでなく地域特産物等の高収益作物への作付誘導による特色ある産地づくりのためにも重要な制度である。
- ・しかし、国から県段階への当初配分が4月と秋以降の2段階方式で配分され、生産者へのメニューや単価の提示が5月以降、単価等の確定が秋以降となる。また、令和元年度は、さらに6月と8月に追加配分があるなど、追加配分が複数回となり、単価等の設定と生産者への周知がより難しくなっている。
- ・効果的に作付誘導を行うためには、引き続き必要な予算を確保するとともに、生産者の作付判断が的確にできるよう、早期の配分額内示が必要である。

[産地交付金の概要]

県や市町段階で作成する作物振興の設計図「水田フル活用ビジョン」に基づき、戦略作物への上乘せや地域振興作物への助成、二毛作や耕畜連携への助成、新技術や新品種の導入など、地域の判断で各地域での施策誘導に資する使途や単価を設定できる仕組み。

ii) 地域独自の取組への支援の充実

- ・地域の実情に応じた取組ができるよう経営所得安定対策等推進事業の支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・国は経営所得安定対策等推進事業で県農業活性化協議会と市町の地域農業再生協議会の活動を支援しているが、現状の予算額では作付状況の確認など最低限必要な事務経費を賄うにとどまる。
- ・IT等を活用した効率的な現地確認や需要に応じた生産のための実需者とのマッチング等、地域独自の活動を行うためには予算の拡充が必要である。

イ 農業の経営安定対策の充実**i) 畑作物の直接支払交付金の充実**

- ・畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の数量払について、自然条件等の都道府県間の生産条件の格差を踏まえた制度とすること

【提案の背景】

- ・稲、麦、大豆等による二毛作や2年3作など水田の高度利用の一層の促進が必要である。
- ・現行基準では全国一律の単価となっているが、土質や自然条件など生産者の努力だけでは改善しがたい条件から生じる、地域ごとの平均収量の差を踏まえた単価設定や加算措置が必要である。

[畑作物の直接支払い交付金(ゲタ対策)の概要(対象品目：麦、大豆、そば、なたね)]**(ア) 数量払**

- a) 標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を単位数量当たりの全国一律単価で交付
- b) 単価については、品質による格差を設けた単価表に基づき増減（品質加算）

(イ) 営農継続支払

営農を継続するための最低限の経費相当額として、全国一律に2万円/10a(そばは1.3万円)を当年産の作付面積に基づき交付

ii) 農業保険加入推進等への支援

- ・収入保険の加入推進について、青色申告の普及に向けて研修会開催や青色申告用ソフトの導入など、より充実した支援を行うこと

【提案の背景】

- ・農業経営収入保険制度は、基本的に全ての農産物が対象となる一方、収入把握の正確性が求められることから、加入対象者は青色申告を行っていることが要件となっている。
- ・同制度の更なる普及を図るため、農業共済組合等が全国連合会から受託する業務に、青色申告の研修会経費助成を盛り込むことや農業者の青色申告用ソフトの導入推進を行う必要がある。

【農業経営収入保険制度の概要（令和元年～）】

- ・品目枠にとられずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応可能なセーフティネット（価格低下も含めた収入減少を補填、全ての農業経営品目を対象、青色申告者対象）
- ・農業者ごとに保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填
- ・全国農業共済組合連合会が実施主体となり、農業共済組合等と業務委託契約を締結

iii) 一県一組合化後の農業共済組合に対する支援

- ・一県一組合化後の農業共済組合が、積極的な農業保険の加入推進や迅速・適正な損害評価などを行えるよう、現行交付税措置額並の国庫補助金予算額を確保すること

【提案の背景】

- ・農業災害補償法（「農業保険法」へ法律名改正）の改正によりH30年度から農業収入保険制度が創設されるとともに、農業共済制度が大幅に見直された。本県の農業共済事業は17市町、9一部事務組合による公営で実施されている。現在、制度変更に対応するため現行の組織体制を見直し、県下全域をその区域とする民営の新組合を設立（一県一組合化）、令和2（2020）年4月の事業開始に向けた動きが進んでいる。
- ・これまで公営の農業共済事業の運営経費は総務省の地方交付税により措置されてきたが、一組合化後の民営の新組合については、農林水産省の農業共済事業事務費負担金で措置される。
- ・一県一組合化により組織のスリム化が図られる一方、事務所賃料など民営化により新たな経費も見込まれることから、新組合の円滑な運営に対し積極的な支援が必要となる。

（単位：百万円）

区 分	H28	H29	H30	R1
地方交付税（密度補正）	1,062	798	1,042	1,063
連合会*補助金	99	93	87	86
計	1,161	891	1,129	1,149

※兵庫県農業共済組合連合会

新組合予算見積額	R2年度
支出(A)	2,286
収入(B)	1,158
支援所要額(A)-(B)	1,128

*設立初年度に要する経費を除く

⑩ 農地の有効活用の促進

ア 不耕作農地を活用するための総合的な支援制度の創設

- ・地域での話し合いによる農地利用図の作成から、生産から消費まで一貫して担うJA等の子会社の活動支援と機械導入、人材確保まで総合的に支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・農業就業人口の減少や高齢化により不耕作農地が増加しているが、農業者等は優良農地のまとまった農地を希望する一方、農地所有者は一区画が小さく段々の田畑などを提供することを望んでいるため、大きなギャップが生じている。

【本県が実施している「地域農地管理事業」の概要】

- ・優良な不耕作農地の活用促進と中山間地等の農地の有効活用を図るため、JA等の子会社により生産から消費まで一貫して担う事業を支援

支援メニュー 【事業主体】	事業内容	補助単価（補助率）
①農地利用図の作成支援 〔JA、市町等〕	地域の話し合いを促進するために農地利用図の作成を支援	850千円/地域
②農業機械の導入支援 〔JA等(支援対象:集落営農法人等)〕 《農業施設貸与事業》	不耕作農地等を借受けて経営規模を拡大する際に必要となる農業機械の導入を支援	1/3以内 等
③人材確保への支援 〔JA出資法人、集落営農法人等〕	不耕作農地等を活用して作物の生産・販売を行うための人材確保を支援	1年目：2,400千円/人 2年目：1,200千円/人
④耕作条件の改善支援【新】 〔JA出資法人、市町等〕	農地集約の障壁となる耕作条件を改善（畦畔除去、班挙排水設置）する取組を支援	1/2以内 （上限25千円/10a）
⑤農地集積・活用支援 〔JA出資法人、集落営農法人等〕 《条件不利農地集積奨励事業》	条件不利農地（未整備農地）を借受けて当該農地を長期活用する取組を支援	20千円/10a 等

イ 実行性ある農地中間管理事業の制度充実

i) 担い手への農地集積の促進につながる施策の充実

- ・まとまった農地を機構を通じて担い手に貸し付ける取組が促進されるよう、機構集積協力金交付事業をはじめとした施策の充実と機構運営に要する予算を十分に確保すること

【提案の背景】	
・農地中間管理機構への農地の貸付割合に応じ地域へ交付される地域集積協力金は、担い手への農地集積を促進する上で効果的に活用されている。	
【機構集積協力金及び機構運営に要する予算】	
機構集積協力金交付事業	H31国予算概算決定額：82億円（H30国予算：63億円） ・地域集積協力金：機構にまとまった農地を貸し付ける地域への支援 ・集約化タイプ：担い手同士の農地交換を支援 ・経営転換協力金：経営転換やリタイアする個々の出し手への支援 等
農地中間管理機構事業	H31国予算概算決定額：67億円（H30国予算：21億円） ・機構の運営や業務委託に必要な経費の支援

ii) 条件不利農地を集積して規模拡大を行う担い手を支援する制度の創設

- ・農地中間管理事業を活用し、条件不利農地を集積して規模拡大を行う担い手を支援する制度を創設すること

【提案の背景】	
・区画が不整形で狭小なことや草刈等の作業負担が大きい長大法面の多い条件不利農地を抱える地域においても、条件不利農地を含めた利用集積を進めることができる制度が必要である。	
【「条件不利農地集積奨励事業」の概要】	
対象者	農地中間管理機構を通じて農地を借り受けた経営体
補助内容	・条件不利農地：20,000円/10a（ほ場整備未整備地） ・悪条件農地：40,000円/10a（急傾斜地(1/20以上)の農地、進入路が狭く機械作業が困難な農地等）

ウ 農業委員会等の機能と体制の強化

- ・「農地等の利用の最適化の推進」を図るため、農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構（農業会議）の機能強化と体制整備に必要な財政措置を講じること
 - 農業委員会交付金、農地利用最適化交付金、機構集積支援事業、都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金の予算の拡充
 - 地方交付税交付金に関する農業委員会費の充実

【提案の背景】	
・農業委員会が、業務と組織運営を円滑に実施し、農地等の利用の最適化の推進の成果をあげるためには、事務局の体制整備・強化、農業委員会ネットワーク機構（農業会議）による活動・運営支援強化と、これらの業務の内容を的確に踏まえた財源の確保が必要である。	
【「農地等の利用の最適化の推進」とは】	
・農地等の利用の最適化の推進とは、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進を柱とした活動。	
・改正農業委員会法(平成28年4月1日施行)で農業委員会の最も重要な事務に位置付けられた。	

エ 開拓道路の舗装整備の推進

- ・農業利用より一般利用が多くなった開拓道路については、市町が譲受を受けるまでの間、安全確保のための道路舗装に国交付金の活用を可能とすること

【国制度の問題点】	
・開拓道路は、将来の市町への管理換（譲与）を予定して一時的に国（県）で管理してきた。	
・市町は未舗装や幅員が狭いこと等から開拓道路の譲受を受けることに躊躇し、国（県）の管理対象として多くが残っているが、市街化による交通量の増加等に伴い一般利用が増えたことから、県民からは安全確保のための道路舗装の要望が出ている。	
・しかしながら、開拓道路は未舗装が本来の状態であるとされ、国有農地の管理及び処分促進を目的とする国交付金では、道路舗装を対象としていない。	
【開拓道路とは】 （県内の開拓道路・水路：141.6ha（H31.3.31現在））	
・戦後の開拓事業の一環として農水省が買収した土地に所在する農業利用のための道路。	
・機能管理は地元市町に委ねられている。	

⑪ 農地・農業用水の保全及び整備の推進

ア 農業の競争力強化を図るためのほ場整備などの推進

i) 農業競争力強化農地整備事業等の予算確保

- ・作業効率の向上や担い手への農地集積の加速化を計画的に推進するため、下表の地区における農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業の予算を当初予算で確保すること

[本県のほ場整備等計画地区]

区分	地区名	受益農地	予定工期	総事業費(百万円)
継続	養宜(南あわじ市)ほか22地区	828ha	H23～R6	23,282
R2新規	相原(洲本市)ほか1地区	45ha	R2～R6	1,698
計		873ha	H23～R6	24,980

【提案の背景】

- ・農業競争力強化農地整備事業や農地中間管理機構関連農地整備事業は、作業効率の向上や担い手への農地集積の加速化、田畑輪換(同一農地において、水稻と畑作物を交替生産する利用方式)による農地の有効利用の促進等を実現する生産基盤の整備を進めるために活用している。
- ・しかし、R1予算は要望額に対してほぼ100%の充当率であったが、補正と当初の割合は7:3と補正予算に頼っている状況であり、計画的な事業執行に支障が生じている。

ii) 農地中間管理機構関連農地整備事業の制度拡充

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業の受益面積要件について、地域を一体的に整備できるように、同一集落内および同一水利系統等の農地についても対象となるよう、制度を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・現行制度では、おおむね1ha以上のまとまりのある農地に限り事業対象(平場の場合)とされているが、地形条件等に起因して要件を満たさない農地(飛び地)についても、地域農業の更なる合理化を図る上で、県単事業等の活用などにより一体的に整備する必要がある。
- ・一方、県単事業等を併用して整備を実施した場合、換地計画を一体的に策定することができず、これまでからほ場整備の実施に向けて事業採択をめざしてきた地域では、所有権の集約化を図れないことで地域内の不公平感が生じるなど合意形成の支障となっている。
- ・このため、同一集落内および同一水利系統の農地等については、政令に定められた集団的に存在する農地と見なし、面積要件(1ha以上の団地)に関わらず、農地中間管理機構関連農地整備事業として一体的に整備・換地が実施できるよう制度拡充が必要である。



iii) 農地耕作条件改善事業の要件緩和

- ・農地耕作条件改善事業の事業主体要件について、農地整備・集約協力金を活用する場合は都道府県が事業主体となっているが、市町村でも事業が実施できるよう要件を緩和すること

【国制度の問題点】

- ・農地耕作条件改善事業において、農業者の費用負担の軽減に資するための農地整備・集約協力金が創設され、担い手への集約率に応じて農業者負担を求めずに実施することが可能となったが、事業主体は都道府県となっている。
- ・本県では、これまで市町と役割分担の上、20ha以上の受益面積に該当する地区を県営事業として実施しており、農地耕作条件改善事業においても市町村が事業主体となり実施できるように、要件を緩和することが必要である。

イ 農業水利施設の維持保全

i) 国営土地改良事業の早期完成、国営造成施設の更新整備事業の計画的な実施

- ・国営土地改良事業「東播用水二期地区」(H25年着工)を早期に完成させること
- ・国営土地改良事業「東条川二期地区」の更新整備事業を計画的に実施(R3年度事業着手)すること
- ・「北淡路地区」の更新整備事業を早期に実施すること

[東播用水二期地区の取組状況]					
	H25～30	R1	R2～3	総事業費	R1～3の主な工事
事業費(百万円)	9,972	1,145	3,423	14,540	淡山連絡水路推進工 φ1000 中央幹線水路改修工 大川瀬ダム満水面保護工 呑吐ダム満水面保護工
進捗率(%)	69	76	100		
[東条川二期地区の事業計画(令和3年度着工予定)]					
主要工事	①鴨川ダム、安政池、船木池の改修 ②幹線用水路改修 16km ③ため池耐震補強(小野大池、権現池、昭和池、東実大池、曾我新池)等				
事業期間	令和3年度～令和12年度(10年間)				
受益面積	3,413ha(受益者数6,125戸)				
概算事業費	約119億円[かんが排水74.8億円:防災36.8億円:上水7.7億円]				
農水負担率(%)	国:県:市町:農家=66.6:19.4(30):9.0(3.4):5.0(0) ※()書は耐震対策				
[北淡路地区における主な国営造成施設]					
施設名	設備名			造成年度	
常磐ダム	取水設備、放流設備、揚水機場等			S48	
谷山ダム	取水設備、放流設備、揚水機場等			S48	
中央管理所	鉄筋コンクリート造(複層塗材吹付)			H元	
幹線送水路	水路48km DCIP,SGP,VP φ150～300等			S43～H元	

ii) 更新整備における規模に関わらない国の事業実施

- ・国営造成施設の更新整備の末端受益面積要件を撤廃し、全て国が対応すること

【提案の背景】

- ・現行の国営造成施設の更新整備では、末端受益面積500ha以上(畑にあたっては100ha以上)の施設は国が実施し、それ未満の施設は県または市町、土地改良区が実施することとなっている。
- ・北淡路土地改良区には、受益面積の要件を満たさない(受益面積:畑100ha未満)施設が多くあるため、更新整備への支援が受けられない。

iii) 基幹水利施設管理事業の拡充

- ・公益性の高い国営造成施設の維持管理を支援する基幹水利施設管理事業について、受益面積や通水量等による要件を撤廃すること

【国制度の問題点】

- ・現行では、受益面積300ha、ダム設計洪水量300m³/s以上または貯水量2,500千m³以上、幹線通水量5m³/s以上等が補助対象となっている。
- ・北淡路土地改良区は、国から施設を受託管理しているにもかかわらず、受益面積以外の要件を満たさない(受益面積350ha、ダム設計洪水量184m³/s、ダム貯水量633千m³、幹線通水量0.1m³/s)国所有施設が多くあり、修繕等にかかる土地改良区の負担が大きい。

ウ 多面的機能支払交付金の安定的な実施

- ・多面的機能支払交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく制度であり、要望額に応じた予算を確保すること
- ・活動組織の広域化のインセンティブとなるよう、運営・管理に要する経費を広域化の取組内容に応じて支援する加算制度を創設すること
- ・高齢化にも対応できるよう事務処理及び制度を抜本的に簡素化すること

【提案の背景】

- ・平成31年度資源向上支払(長寿命化)の要望額に対する内示率等は、前年度から減少している。(農地維持支払及び資源向上支払(共同)の要望額に対する内示率は100%)
 - 資源向上支払(長寿命化) (内示率) H30: 90.3% → H31: 83.7%
- ・今後の集落営農など地域営農の展開を踏まえ、活動組織の広域化を促進する必要があるが、事務局経費を支払交付金から支出するには活動組織への負担が大きく、経費の確保が課題となっている。また、今年度の制度改革により広域化(対象面積200ha未満)への支援額が減少(40万円→20万円)するなど、活動組織に対する広域化のメリットが減少している。については、広域化へのインセンティブとなるよう事務局運営に要する職員等の人件費の支援や、人・農地プランの広域化等先進的な取組へ誘導するための加算制度を創設することが必要である。
- ・事務負担が大きく制度が煩雑なため、高齢者には対応が困難となっており、多くの組織が活動継続できない状況にある。(活動は実施しているのに交付金が受けられない状況あり)

エ 農地・農業用施設災害関連事業の充実・強化

- ・農地・農業用施設の災害関連事業の国庫補助率の嵩上げなど制度を充実すること

【国制度の問題点】

- ・災害関連事業は国庫補助率が50%となっており、残りは市町及び農家の負担となる。
- ・激甚災害に指定された場合、別途補助率の嵩上げ(80%~92%)はあるものの、農地災害関連区画整理事業の農地は、補助率の嵩上げ対象外となっており、国庫補助率が著しく低くなっている。

オ 農業生産を支える農地防災施設のインフラ長寿命化対策の推進

- ・小規模な修繕・更新にも補助事業が適用できるよう制度を充実すること

【国制度の問題点】

- ・堤防の修繕、水門設備の更新などの小規模な農地海岸の老朽化対策などでは、要領に記されている総事業費(高潮・浸食対策: 10,000万円以上、海岸耐震・海岸堤防等老朽化対策: 5,000万円以上)に満たないことが多く、小規模な修繕・更新等のきめ細やかな対策を実施できない。

⑫ 中山間地域等直接支払い交付金等の予算確保

- ・中山間地域等直接支払交付金と、きめ細かな指導・支援に必要な推進交付金の予算を確保すること
- ・集落での地域活動等に安心して取り組めるよう、年度当初に満額で内示すること

【国制度の問題点】

(中山間地域等直接支払交付金)

- ・本県では、本交付金を活用しつつ、集落での地域活動や農業生産活動等の取組に対する支援を行い、中山間地域における農地の保全に取り組んでいる。
- ・当交付金は農業生産条件が不利な地域で適正な農業生産活動を継続するために必要不可欠であり、集落への満額交付に努める必要がある。しかしながら30年度は国から県に対して4月当初には要望額の97%の内示にとどまり、7月下旬、10月下旬に追加内示され満額となったものの、年度当初に満額内示されないことが市町や各集落において本制度に対する不安につながっている。

(きめ細かな指導・支援に必要な推進交付金)

- ・平成30年度において、要望額の86%となっている。市町の人員が減少する中、交付金の交付対象面積が増加し、実施状況の確認事務が増加しているにも関わらず、推進交付金が不足している。

⑬ 環境保全型農業直接支払交付金の安定的な実施

ア 十分な予算の確保

- ・実施した営農活動に対して交付金を全額交付できるよう十分に予算を確保すること

【国制度の問題点】

- ・H30は、天候不順等の影響で当初申請より実績面積が減少したため生産者に満額交付できたものの当初申請時の要望を満たさず、R1についても全額交付ではないため、生産者は事業に取り組んだにもかかわらず要領に定められた単価が支給されない可能性がある。(要望に対する配分率 H30: 94%→R1: 96%)

【「環境保全型農業支払交付金」の概要】

(R2国予算概算要求:27億円(県要望予定額:8千万円、H31国予算:25億円))

趣 旨	農業者の組織する団体等が化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援
対象取組	全国共通取組:カバークロープ、緑肥の作付け、堆肥の施用、有機農業(R2より)リビングマルチ、早生栽培等 地域特認取組:冬期湛水、中干延期等
その他	平成30年度から環境保全効果が高いこと等を理由に全国共通取組に優先配分されることとなった。また、新たに国際基準GAPの取組が必須要件となった。

イ 地域特認取組への配分の堅持

- ・地域の特性等を踏まえ、生物多様性保全に効果の高い地域特認取組についても、全国共通取組と同等に扱い、差を設けずに交付金を配分すること

【提案の背景】		
・降雪や畜産農家不在等の理由から、全国共通取組に取り組むことが困難な地域では、地域特認取組として、冬期湛水や中干延期に取り組んでいる。これらの取組は、全国共通取組と同等に生物多様性保全効果が高いことが確認されている。		
【全国共通取組と地域特認取組の違い】		
区 分	全国共通取組	地域特認取組
地球温暖化防止	カバークロープ、堆肥の施用 (R2より)リビングマルチ、草生栽培	—
生物多様性	有機農業	冬期湛水、中干延期

⑭ 農山漁村地域整備交付金の予算確保

- ・下表の地区における農山漁村地域整備事業の予算を確保すること

[令和2(2020)年度 農山漁村地域整備交付金 主な事業計画]

(単位:百万円)

事業名		地区	所要額(国費)
農業農村基盤整備	農地整備	東高室(加西市)ほか6地区	198
	水利施設整備	新東条川2期(加東市ほか2市)ほか5地区	102
	農村整備(農業集落排水整備等)	野中(神戸市)ほか20地区	329
	計	34地区	629
森林基盤整備	治山事業	東芦田(丹波市)ほか21地区	750
	林道改良事業	瀬川・氷ノ山線ほか8地区	37
	林道点検診断・保全整備事業	池ノ尾線ほか市町営林道	110
	森林空間総合整備事業	六甲山地区(神戸市)	19
	花粉発生源対策促進事業	養父市能座(養父市)ほか5地区	60
	計	39地区	976
水産基盤整備	漁村再生交付金事業	南あわじ地区(南あわじ市)ほか1地区	31
	漁業集落環境整備事業	坊勢(姫路市)ほか7地区	65
	計	10地区	96
海岸保全施設整備	海岸保全施設整備事業(漁港)	家島(姫路市)ほか4地区	199
	計	5地区	199
合計		88地区	1,900

⑮ 地方創生道整備推進交付金の予算確保

- ・広域農道・林道整備事業を推進する地方創生道整備推進交付金の予算を確保すること

【提案の背景】
・予算不足による整備待ちの状態の解消が進めば、農山村地域の活性化に不可欠な広域農道と「第3期ひょうご林内路網1,000km整備プラン」に基づく林道の整備の着実な推進に寄与する。
・林業の収益性向上が図られ、低コストかつ安定的な原木供給体制の整備が進む。
【第3期ひょうご林内路網1,000km整備プランの概要】
大型製材工場、木質バイオマス発電施設が稼働開始するなど、大幅な木材需要の増加が見込まれることから、木材の安定供給体制の一層の強化を図るため、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間で新たに1,000kmの林道・作業道の路網整備と、効率的な木材生産を可能とする概ね65haをひとまとまりとする「低コスト原木供給団地」を150団地設定する取組

⑯ ウメ輪紋病対策の推進

ア 年度当初における予算の配分

- ・防除対策に必要な予算については、その確保に努め遅滞なく配分すること

【国制度の問題点】

- ・ウメ輪紋病対策に要する費用は、国が弁償することとなっている。(植物防疫法第19条第3項)
- ・県は農林水産大臣からの協力指示を受け、調査や周知活動等の防除対策を実施しているが、感染確認(根絶確認3年目)の適期が晩春から初夏にかけてであることから、年度の前半に作業が集中する。

イ 新たな防除対策の早期の提示

- ・現行の防除対策終了後の令和3年度以降の対応について、その内容等を早期に提示するとともに、苗木等の生産者や住民に対しての十分な説明を行うこと

【提案の背景】

- ・国はウメ輪紋病対策検討会(5/29)で示した当面の防除対策で、従来の方針を大きく転換した。
【新たに示された方針(現行の防除対策期間(R2年度末まで)の残存期間中の試行的措置)】
 - ・防除区域内での宿主植物の移動制限や再植栽の自粛について事実上の要件緩和
 - ・確認された感染樹を伐採しない など
- ・試行的措置の期間に得られた知見も踏まえ、R3年度以降の防除対策をR2年度中に結論を得ることとしている。

ウ 宿主植物の移動制限等の早期解除

- ・国内で発生を確認してから10年以上経過し、まん延拡大や経済的被害への懸念は薄れていることから、宿主植物の移動制限や再植栽の自粛について再度検討し、問題がないと判断されれば速やかに制限等を解除すること

(3) 資源循環型林業の展開

【総務、農水、国交】

① 資源循環による原木安定供給のための支援強化

ア 造林事業の推進に関する予算の確保

- ・地域材の安定供給等に必要な間伐、路網整備などの造林事業を推進するため、森林環境保全直接支援事業の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・植林・保育・伐採・利用のサイクルが実現する「資源循環型林業」の構築に当たっては、森林全体の整備が必要
- ・造林事業については、森林環境保全直接支援事業により推進しているが、引き続き十分な予算の確保が必要。

【森林環境保全直接支援事業の概要】 R2国概算要求：416億円 R1国予算：271億円

事業内容	間伐(伐捨・搬出)、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備 等
事業主体	森林経営計画作成者 等
補助率	68%(国51%, 県17%)ほか

主イ 再造林経費の負担軽減

- ・主伐後に確実な再造林を行い早期に森林の多面的機能の発揮を図るため、森林所有者の負担を軽減するよう、森林環境保全整備事業など国の支援制度を拡充(現行：51%→要望：67.5%)すること

- 新**再造林後に確実に成林させるために不可欠な獣害防止柵等の点検・補修に対する助成制度を創設すること

【提案の背景】

- ・材価の低迷により、主伐による木材販売収入では植林、獣害対策(植林地を囲う獣害防止柵の設置)、保育に関する経費を賄うことが困難であるため、特に負担が大きい再造林に対する負担軽減が不可欠
- ・シカの生息密度が高い地域が県中・北部に集中しており、再造林後、シカの食害を受ける可能性が高い。

【国の支援制度の拡充の例】

区分	現行制度	拡充の例
補助率	森林環境保全整備事業68%(国：51%, 県：17%) 農山漁村地域整備交付金72%(国：54%, 県：18%)	90%(国：67.5%, 県：22.5%)

【主伐後の再造林及び保育管理に関する1ha当たりの収支モデル】												単位:千円
		主伐	1年目 再造林	3年目 下刈	5年目 下刈	8年目 下刈	15年目 除伐	20年目 枝打	25年目 保育間伐	35年目 保育間伐	50年目 搬出間伐	経費等 合計
		主伐後に森林所有者に還元される収益は800千円/ha程度と想定され、その後の再造林及び下刈等の保育管理経費の捻出が困難な状況にある。	収入	販売額	3,061	0	0	0	0	0	0	0
	補助金		0	1,088	156	156	124	175	124	124	1,104	3,208
	収入計		3,061	1,088	156	156	124	175	124	124	1,782	6,947
支出	事業費等	2,256	1,604	239	239	243	213	278	203	225	1,688	7,189
	収支	805	▲516	▲82	▲82	▲86	▲89	▲104	▲80	▲101	94	
	C/F	805	289	207	124	38	▲51	▲154	▲234	▲335	▲241	

ウ 少花粉品種への転換促進

- ・伐採促進に加え、少花粉の特性を有した、農林水産大臣が指定する特定母樹の増殖を積極的に進めること
- ・苗木生産者の後継者育成対策として、就業や経営継承を支援する「農の雇用事業」の林業種苗生産者版を創設すること

【提案の背景】

- ・成熟化が進む本県の人工林において、今後増加が見込まれる主伐に対応するため、主伐後の再造林に必要な少花粉コンテナ苗木の安定的な供給体制の確立が不可欠
- ・花粉症の被害を低減させるため、スギ・ヒノキ人工林の少花粉品種への転換が急務
- ・県内の林業種苗生産者は小規模零細経営が多く、安定的な苗木生産には、後継者の確保が不可欠

エ 原木安定供給のための林内路網整備等への支援強化

- ・県代行制度の林道等整備要件の緩和に伴う要望額の増加などに対応できるよう林業専用道整備費補助の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・木質バイオマス発電施設や木材加工流通施設へ原木を安定的に供給するためには、林業専用道路整備が不可欠である。
- ・平成28年度に林業専用道整備事業において、県代行制度の林道等整備の要件が緩和されたことから、今後要望額の増加が見込まれる。

【森林環境保全整備事業の概要】 H31国概算要求：409億円 H30国予算：270億円

森林環境保全直接支援事業	計画的な間伐等の森林施業、森林作業道の開設等を支援
環境林整備事業	針広混交林への転換、風水害を受けた森林の復旧のための造林等を支援
林業専用道整備事業	森林施業のために恒久的施設となる林業専用道の整備等を支援 ※ H28に県代行の要件が緩和(林道利用区域面積要件200ha→50ha)

② 地域材の利用拡大と製材工場等の安定経営に向けた支援

ア 地域材利用の促進

【主】i) CLT工法による建築物の整備促進

- ・CLT建築物の整備支援を行う林業・木材産業成長産業化促進対策の予算を確保すること
- ・CLTを活用した中高層建築については高額な費用が必要なことから、CLT工法等による建築物の施工例を一定程度確保できるまでの間、補助率の嵩上げ(現行50%)等の負担軽減策を講じること
- ・4階建て以上の建築物の外壁等で構造部材としての木材をそのまま見せることが可能となるよう、防火地域内の耐火基準に関する仕様規定のさらなる緩和を行うこと

【提案の背景】

- ・当面の間、事業主体の負担軽減を図ることにより、都市部の中高層建築物や防火地域の建築物においてCLT工法等の活用が促進され、価格の低減や施工実績の増につながる。

【H30.6 建築基準法改正(耐火構造等とすることを要さない木造建築物の対象の見直し)】

【防火地域】 2階かつ100㎡以下→3階かつ3,000㎡以下

【CLTを活用したモデル建築物】

- ・CLTを活用したモデル建築物として兵庫県林業会館(神戸市中央区)の建替(5階建)を支援
- ・防火地域において、CLTと鉄骨のハイブリッド構造による中層耐火建築物は全国初
(CLT活用の意義)木材があまり使われていなかった中高層建築物でのCLTの活用・普及を図り県産木材の利用を促進

ii) 公共建築物等の木造・木質化への支援の拡充

- 公共木造建築物等の整備推進は、民間建築物への波及など木材利用を促進する効果が高いことから、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の採択要件の変更や補助率を引き上げるなど事業実施主体の負担軽減策を講じること

【提案の背景】				
<ul style="list-style-type: none"> 現行制度は採択要件にポイント制を導入しており、全体指標では低層公共建築物の木造率がポイント配分の指標のひとつとなっている。 そのため、木造率が低い地域ではポイントが獲得できず事業採択が困難となっている。 市町単位で見ると木造率が高いものの、県全体で木造率が低く、結果、事業採択が叶わない状況もあることから、ポイントの配分基準を見直すべきである。 				
区分(H30予算時)	兵庫県	最高	最低	参考
低層公共建築物の木造率(H27)	11.7% (全国45位)	55.3%(秋田県)	0.5%(沖縄県)	
全体指標得点試算	2点	8.6点(山梨県)	2点 (石川県、沖縄県)	配分10点満点

iii) 地域材利用を促進する支援制度の継続

新地域材の利用拡大につなげるため、木材関係者等が連携して行う住宅展示会や設計者等への研修などに要する経費を支援する事業を創設すること

新外構部木質化対策支援事業及びJAS構造材個別実証支援事業を継続実施すること

【提案の背景】			
<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅等地域材利用拡大支援事業は地域材利用促進などの効果があったがH28年度で終了。 外構部木質化対策支援事業は令和元年度に創設され、コンクリートブロック塀から木塀への転換等、外構部への木材利用に効果が高いが、単年度で終了。 JAS構造材個別実証支援事業は平成30年度から創設され、非住宅分野へJAS構造材を普及する効果が高い。 			
【国の制度】			
区分	木造住宅等地域材利用拡大支援事業(H28まで)	外構部木質化対策支援事業(R1年度限り)	JAS構造材個別実証支援事業
概要	住宅等における地域材の需要拡大を図るため、木材関係者等が連携して行う取組等に対し、必要な経費を助成	これまで木材利用が低位であった非住宅及び住宅の外構部に木材を用いた施設に要した経費を助成	品質や性能が明確で構造計算が可能なJAS構造材を利用した建築物に対し調達費を助成
対象	木造住宅等における木材需要の拡大の取組(例:住宅展示会やセミナーの開催、住宅の設計者等への研修会や技術指導、工法・資材の開発・試作など)	外構部にクリーンウッド法に基づく合法伐採木材等を使用した施設	JAS構造材を使用した非住宅分野の建築物
補助率	事業の実施に必要な経費の定額を助成	施工規模に応じて定額を助成	JAS構造材の調達費の定額を助成

イ 木材産業等高度化推進資金の利率の引き下げ

- 中小規模事業者に対する「木材産業等高度化推進資金」の借入利率(1.5~1.6%)を引き下げる

【提案の背景】	
<ul style="list-style-type: none"> 製材工場等の経営の安定化を図るためには、原木購入代金等の運転資金等の借入に伴う金利負担の軽減による製材工場への支援が必要であり、特に、資金繰りの厳しい中小規模事業者への更なる支援が必要である。 	

【兵庫県産木材利用促進特別融資事業の概要】	
貸付対象者	製材業者、素材生産業者等
貸付対象事業	製材、木質バイオマス燃料の生産、高性能林業機械等の導入
利率	短期プライムレートの1/2(H31.4.1現在0.74%程度)

③ 未利用間伐材等の低コスト安定供給に向けた支援

ア 作業ポイント(山土場)整備の採択基準の緩和

- 森林・林業再生基盤づくり交付金事業の「作業ポイント(山土場)整備」の採択基準を小規模なものも対象となるよう緩和すること

【国制度の問題点】

- ・現行制度では、1箇所500万円の土場で5,000㎡程度の規模の大きなものしか対象とならない。
- ・材の選別・仕分けや、乾燥を行う作業ポイントを分散設置することで経済的・安定的な材の供給が可能となるため、小規模なものも対象とすべきである。

イ 林外の土場の整備に対する支援制度の創設

- ・大量輸送用の大型トラックが通行する道路沿いなど林外でも土場が整備できる支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・低コストで原木を安定供給する上では、森林外においても中間土場の設置が必要である。一般に山土場に比べて大型トレーラ等による輸送が可能となるため、山土場から原木市売市場を通して工場に搬入するよりも、物流コストを削減することが可能となる。
- ・中間土場の実績は補助対象では無く、多くの森林組合では、自所有地を代用して間伐材をストックしている状況であり、今後、主伐再造林を進めるにあたって、大量の原木を確保できるストックヤードが必要になる。

④ 林業公社の経営改善に対する支援の強化

ア 林業公社向け資金の負担軽減

- ・日本政策金融公庫の林業公社向け資金(利用間伐推進資金)について、以下のような負担軽減を図ること

- 償還期間の延長（現行20年→35年）
- 利息等の貸付対象化
- 利率の更なる低減

【提案の背景】

- ・林業公社が担う事業は、本格的な伐採時期を迎えるまでの間は収益が見込めないことから、経営安定化のために、長期間の資金調達や利息負担の軽減は不可欠である。

【日本政策金融公庫貸付（利用間伐推進資金）のスキーム】

区分	貸付対象経費	利率の低減対策
対象	利用間伐に伴う事業費	有（無利子資金の併用貸し）
	既往公庫資金の約定償還元金の9割	無
対象外	利息、上記元金の1割、償還期限前の高利率資金の借換	無

イ 特別交付税措置の継続

- ・県から林業公社に対する貸付や利子補給に関する特別交付税措置(充当率50%、上限額5億円)について、県に対する支援を継続すること

【国制度の問題点】

- ・公益的機能の高度発揮を目指した森林整備を進めるために継続的な支援が不可欠であるが、平成18年総務省・林野庁通知により5年間措置された後は、期限を定めず毎年度継続されている状況にあり措置期間が未定である。

⑤ 県立森林大学の運営に対する支援の強化

ア 緑の青年就業準備給付金の予算確保

- ・「緑の青年就業準備給付金」の予算を確保すること

【提案の背景】

- ・将来の森林経営を担う意欲を持った人材が兵庫県立森林大学で安心して研修に専念できるような環境整備として、給付金の十分な予算の確保が必要である。

【緑の青年就業準備給付金の概要】

給付額	最大150万円/年（最大2年間）
給付の要件	① 研修期間が概ね1年かつ 概ね年間1,200時間以上 ② 研修期間を通して林業への就業に必要な技術や知識を習得 林業就業を給付期間の1.5倍（3年間）の期間継続した場合、返還義務は免除

【兵庫県立森林大学の概要（平成29年4月13日開校）】

設置目的	次代の林業を担う人材の養成や森林に関わる人材等を幅広く育成することにより、持続可能な森林経営の展開を図り、もって森林の有する多面的機能の増進及び地域の活性化に寄与
設置場所	宍粟市一宮町
入学資格	高等学校卒業又は同等程度、40歳以下
就業年限	2年
学年定員	20名

イ 特別交付税措置の創設

- ・林業の担い手の着実な養成を図る意欲的な取組を行う地方公共団体に対して、特別交付税措置を講じること

【国制度の問題点】

- ・森林大学校の管理運営費として年間約1億円（人件費込み）が見込まれるが、国庫補助はなく、特別交付税措置もなされていない状況にある。

⑥ 森林保全活動への支援の維持

- ・「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」制度を維持すること

【提案の背景】

- ・里山林における森林の多面的機能を維持するためには、地域住民等による森林の手入れ等が不可欠であるが、林業の不振・山村地域の過疎化・高齢化により地域住民が減少しており、共同活動への支援が今後とも必要となっている。

【森林・山村多面的機能発揮対策交付金の概要】

趣 旨	地域住民等による森林の保全管理活動などの取組について支援
実施主体	地域住民・森林所有者・NPO法人など民間共同組織
交付率	定額・1/2・1/3以内
種 類	里山林を維持するための雑木の伐採・侵入竹の伐採除去・資機材の購入や整備

(4) 適切な水産資源管理等による水産業の振興

【総務、外務、農水、海保】

① 国営増殖場造成及び第2の鹿ノ瀬構想等の推進

ア 日本海の増殖場の整備推進

- ・現行のズワイガニ等の増殖場整備(期間：平成19(2007)～令和3(2021)年度)について、計画的な予算措置を行い着実に推進すること

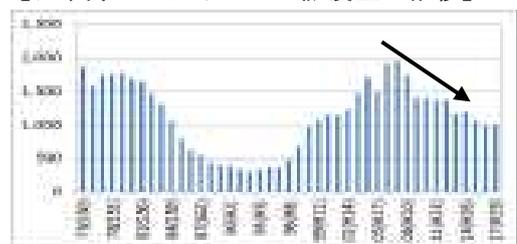
【提案の背景】

- ・日本海西部におけるズワイガニ等の漁獲量は平成4年に298トンまで減少し、その後、増殖場の整備や資源管理の取組により2,000トン近くまで回復したが、平成20年以降は減少傾向にある。
- ・水産資源の維持増大や、本県但馬地域の主力漁業である沖合底びき網漁業の生産性向上と経営安定のため、早期に増殖場の整備が必要である。

【国営増殖場整備の概要】

概 要	国と関係県(兵庫・島根・鳥取)が費用を負担し、領海外の沖合漁場において複数の増殖場を広域的に整備
事業期間	H19(2007)～R3(2021)年度
事業規模	保護育成礁 32箇所整備(但馬沖5箇所、赤碓沖8箇所、隠岐北方11箇所、浜田沖8箇所)※ R2年3月末で23箇所完成予定
費用負担	国3/4 関係県1/4

【日本海のズワイガニの漁獲量の推移】



イ 瀬戸内海の増殖場等の整備推進

i) 第2の鹿ノ瀬構想の推進

- ・家島周辺海域での第2の鹿ノ瀬構想の推進に関する予算措置を継続すること

【提案の背景】

- ・漁業者からの要望の強いマコガレイ、メバル・カサゴ等の水産資源の維持増大を図るため、家島周辺の生産性の乏しい砂泥海域に大規模な石材礁を整備することにより、天然の好漁場である鹿ノ瀬等に匹敵する大規模な漁場整備を推進する必要がある。

【県営増殖場(第2の鹿ノ瀬構想)の概要】(概ね20年間実施、全体事業費約100億円)

- ・加島、院下島、三ツ頭島、加島南の周辺4海域の水深30～40mに、各10基程度の石材礁を造成
- ・第1期事業として、加島周辺海域で事業を実施し平成25年度に完成
- ・三ツ頭島周辺海域で第2期事業を実施し、平成30年度に完成
- ・平成30年度から加島南地区での測量試験を開始し、今年度から工事に着手

ii) 淡路島における増殖場等整備に対する予算措置

- ・淡路島を巨大な天然礁と捉え、天然漁場や沿岸の既設増殖場、魚礁を補完する増殖場等整備のための予算を確実に措置すること

【提案の背景】

- ・地域特性に応じた整備を推進することにより、本県の瀬戸内海側の水産資源が維持増大し、小型底びき網漁業や刺網漁業、一本釣り漁業等の生産性向上と経営の安定化が図られる。

② 栽培漁業の推進

国民に水産物を安定的に供給するため、資源の積極的な増大を図る栽培漁業推進のための以下の措置を講じること

ア 放流用種苗生産の推進

- ・放流用種苗生産の実施に対する国の積極的な支援を行うこと

【提案の背景】

- ・豊かな海の創出には、栽培漁業の更なる推進が不可欠であるが、財政的な負担が大きくなっており、国の支援が必要である。

イ 疾病防除に対する技術開発の推進

- ・伝染性疾病に対する迅速かつ正確な診断法、予防法の技術開発を積極的に推進すること

【提案の背景】

- ・種苗生産現場で伝染性疾病が発生すると、疾病発生に関係する全ての親魚及び種苗を処分し、更に消毒等による徹底した感染防止を図る必要があるため、種苗の生産計画に多大な被害と支障が生じることとなる。
- ・本県では、H28年度にヒラメのアクアレオウイルスが、H29年度にクルマエビの急性ウイルス血症が発生し、大きな被害を受けた。
- ・これら種苗生産で被害をもたらす疾病に対しては、親魚から生産された種苗への感染（垂直感染）を防除する技術等の早急な開発が必要である。

ウ 水産動物種苗の生産体制の確立

- ・老朽化して水産動物種苗の生産や放流に支障を来たすようになった施設の改修、建替に必要な予算を確保すること
- ・改修、建替時の撤去費用に対しても支援を行うこと

【提案の背景】

- ・種苗生産施設の老朽化に対しては、これまで施設の更新や修繕に取り組んできたが、今後ますます老朽化が進むことから、施設の機能維持と持続的な利用を図るためには、国による継続的かつ計画的な支援が必要である。
- ・現行制度では、新設もしくは機能強化のための改築以外の更新は認められておらず、また一部の補正予算を除いて改築時の撤去費用については対象となっていないため、施設の老朽化が進む状況下においては、種苗生産機関の負担が大きい。

③ 日本海における漁業秩序、資源管理体制の早期確立

日本海の水産資源を保全し、本県の沖合底びき網漁業、ベニズリイカニかご漁業、いか釣り漁業を守るため、早急に以下の措置を講じ、漁業秩序と資源管理体制を確立すること

ア 暫定水域の撤廃

- ・日韓の排他的経済水域の早急な境界画定により暫定水域を撤廃すること
- ・暫定水域内における韓国漁船の無秩序操業の排除、資源管理体制を確立すること

イ 取締の強化

i) 韓国漁船の違法越境操業の排除

- ・韓国漁船による我が国の排他的経済水域での違法越境操業を排除すること
- ・撤廃されるまでの間、韓国政府に対し、自国船に対する監視取締強化を要請すること

【提案の背景】

- ・排他的経済水域での韓国漁船による違法操業が常態化しており、漁場に放置したカニカゴ等の投棄漁具が漁場荒廃や資源減少を招くなどの極めて大きな問題となっている。

ii) 北朝鮮漁船の違法操業の排除

- ・北朝鮮スルメイカ漁船等による我が国排他的経済水域での違法操業を排除すること

【提案の背景】

- ・我が国の排他的経済水域に位置する大和堆で、数百隻規模の北朝鮮籍スルメイカ漁船による違法操業があり、本県漁業者は操業の妨害を受け、安全操業を脅かす事態が生じている。

ウ 外国漁船の操業による影響を受けている漁業者への支援

- ・「韓国・中国等外国漁船操業対策事業」を安定的に実施すること

【提案の背景】

- ・当該事業は平成27年度までは基金事業として実施できていたが、平成28年度以降は各年度の補正予算による単年度事業での対応となっており、暫定水域の影響を受けている漁業者に対して、安定した事業の実施ができるよう、確実な予算確保が必要である。

④ 水産業の競争力強化

ア 漁業者に対する経営支援策の充実

- ・「水産業競争力強化緊急事業」の十分な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・リース方式により漁船の導入を支援する「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」は、H28～H30年度の3年間で、県内で127隻(H31.3末で51隻が採択)、全国で3,000隻を超える要望がある。
- ・漁船エンジン等の機器類の導入を支援する「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」は、H28～H30年度の3年間で、県内で902件(H31.3末で195隻が採択)、全国で10,000件を超える要望がある。

【水産業競争力強化緊急事業の概要】(H30補正：324億円)

事業目的	水産業の競争力強化を図るため、持続可能な収益性の高い操業体制への転換の取組を支援
事業内容	浜の活力再生広域プラン等に基づき、以下の事業を実施 ①広域浜プラン緊急対策事業：浜の活力再生広域プラン等に基づく実証的取組に対する支援 ②水産業競争力強化緊急施設整備事業：高鮮度化、産地市場統廃合等による競争力強化を図るための共同利用施設の新設・改築、既存施設の撤去を支援 ③水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業：中核的漁業者に対するリース方式による漁船の導入を支援 ④競争力強化型機器等導入緊急支援事業：生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援 ⑤水産業競争力強化金融支援事業：③④の事業による借入資金への実質無利子化等金融支援

イ 共同利用施設の整備に対する支援

- ・漁協等が行う「浜の活力再生プラン(第二期)」に位置づけられた共同利用施設の整備・更新に対する十分な支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ノリ養殖業は本県の基幹漁業であり、漁村の活性化のためにも事業者の経営体質強化が不可欠である。
- ・「ノリ競争力強化対策」(H27補正)以降、大型乾燥機等の整備支援が進められてきたが、今後もこれら機器の整備要望が多数見込まれることから、整備要件の堅持と予算の確保が求められる。
- ・また、過去に導入支援した施設も耐用年数を終えることから、国内外の供給不足の解消に向けた生産強化のため、これら老朽化施設の最新機器への更新支援が求められる。

ウ 燃油価格高騰対策の確実な実施

- ・「漁業経営セーフティネット構築事業」について、発動基準の更なる緩和により、燃油価格が上昇した場合に確実に補填金が支給されるよう改善を図ること

【提案の背景】

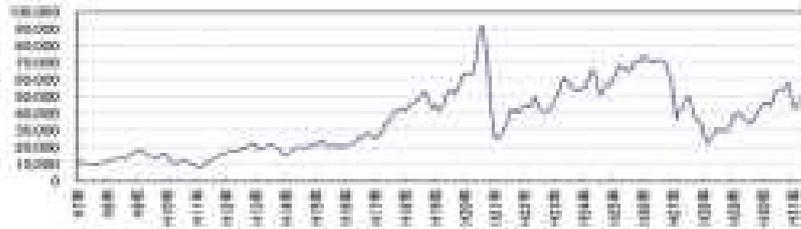
- ・漁業者と国との拠出金により燃油価格の高騰時に補填金が交付される漁業経営セーフティネット構築事業は、補填金支給の発動基準の引き下げなどの条件緩和が行われてきた。
- ・根本的な燃油コストの削減に向けて、基準価格の固定化などの改善を求める漁業者の要望が強い。

【条件緩和経過】

H22～23	直近2年間の平均値の115%
H24～28	7中5平均値(直前7年間の価格のうち高値1年分と低値1年分を除いた5年分の平均値)
H28～	7中5平均値を補填基準とするが、原油価格上昇率に応じて国の負担割合を段階的に高めて補填する。加えて原油価格が急騰した場合には別途補填金を交付。
H30～	急騰対策について、国庫負担の引上げ(25%→75%)。発動要件の緩和(2年前から40%以上の価格が高騰している場合も補填対象)。
H25～26	原油価格が62円/Lを上回った場合は、国の負担割合を3/4に高めて補填する漁業用燃油緊急特別対策を実施。

[原油価格の状況]

- ・H26. 7以降下落していたが、H28. 2を底に上昇傾向に転じており、円安の動きも見られ先行き不透明。



45,724 円/k1
(R1年7月)

⑤ 漁業の担い手に対する支援の強化

ア 新規漁業就業者に対する支援強化

- ・「漁業人材育成総合支援事業」の十分な予算を確保すること
- ・支援期間を延長（3年→5年）すること

【国制度の問題点】

- ・本県では平成25～30年度累計で延287人が同事業を活用して研修を実施しており、新規漁業就業者を安定的に確保（H30年度48人/目標50人）するにあたって、当該事業に対する漁業者からの要望は強い。しかし、平成30年度は本県の要望額106百万円に対し、国内示額は66百万円となるなど十分な予算確保が必要である。
- ・近年は漁家子弟以外からの新規就業者も多く、H30年度新規就業者48人のうち、漁家子弟は17人であるのに対し、漁家子弟以外の者は31人であった。このような状況に対応し、より就業後の定着を図っていくためにも、研修期間を3年から5年に延長する必要がある。

【漁業人材育成総合支援事業の概要】

- ・漁業現場での研修を行う指導者に対し、雇用型は1年、独立型は3年を研修期間として、指導者に対する謝金などを支援。

イ 漁業構造改革総合対策の着実な推進

- ・「もうかる漁業創設支援事業」の予算を確保すること
- ・モデル船だけでなく、地域内で同様の改革に取り組む漁業者にも活用できるよう弾力的な運用を図ること

【提案の背景】

- ・本県の沖合底びき網漁船は高船齢化が進んでおり、全48隻のうち建造から21年以上経過している漁船が32隻と全体の67%を占めている（H31年3月現在）。今後は多額の資金を要する代船建造に計画的に取り組んでいく必要があり、但馬地域全体で具体的計画策定が進められている。
- ・漁協等が策定する改革計画に基づく実証事業に対する支援のため、漁協が用船するモデル船だけが対象となるが、同じ地域の漁業者が建造する漁船も同様に改革計画の実証に寄与する機会が多いことから、同地域で建造される複数の漁船を対象とするなど弾力的な運用を図るべき。

【もうかる漁業創設支援事業】

- ・高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組等を支援する。（用船料等相当額の1/3）

⑥ 漁業の生産活動を支える拠点漁港等の機能強化

ア 拠点漁港の整備に要する予算確保

- ・水産物の生産・流通拠点となる漁港の整備に必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・「水産生産基盤整備事業」を実施している家島漁港、沼島漁港及び坊勢漁港は、地域の「生産拠点漁港」として位置づけられており、今後も漁業生産活動の拠点としての利用に資するよう、家島漁港では、出漁準備作業の軽労化や安全確保を早急に図る必要がある。また、南海トラフ地震の30年以内の発生確率が70～80%と高く、沼島漁港では津波から背後地を守る施設の整備、坊勢漁港では岸壁等の耐震化が急がれる。

イ 漁港施設の老朽化対策、耐震化に要する予算確保

- ・漁港施設（県管理漁港14、市町管理漁港39）の老朽化対策と、岸壁や防波堤の耐震化などを計画的に実施できる予算を確保すること

【提案の背景】

- ・漁港施設の多くは建設から長期間が経過しており老朽化が進んでいる。安定的な漁業活動を維持するためには健全な施設の確保が必要である。また、南海トラフ地震の発生確率が高まる中、地震発生時にも水産物の生産・流通機能を途絶えさせないよう岸壁等の耐震化対策が急務である。

⑤ 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生

【農水、国交、環境】

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第78号）附則第2項に基づく検討に関して以下のとおり提案する。

【瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第78号）附則第2項】

政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努めるものとし、その成果を踏まえ、この法律の施行後五年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

① 広域的な調査研究及び取組実施機関の整備

- ・国、県及び地域の実情に通じた研究者等関係者の連携による瀬戸内海において栄養塩類の適切な管理を具体化する広域的な調査研究及び取組の実施機関を整備すること

【提案の背景】

- ・本県ではH27年度から、改正瀬戸法の附則に基づく栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響を明らかにするため、イカナゴを対象として栄養塩の関連性を解明する調査に取り組んでいる。
- ・当該調査では、肥満度の低下や餌料環境の悪化（動物プランクトンの減少）に影響を及ぼしていることを解明し、イカナゴの生態系モデルの開発を進めている。これらの結果を活用した取組を推進すべきである。
- ・改正瀬戸法の附則に基づき、関係省庁、県及び地域の実情に応じた研究者等が広域的な調査研究及び取組が行えるよう実施機関を早急に整備・充実することが必要である。

② 栄養塩類等の調査及び里海再生に向けた取組の推進

地域の実情に通じた研究者の意見を聴きつつ、以下のような調査及び里海再生に向けた取組を推進すること

ア 実態の解明

- ・栄養塩類の減少、偏在等の実態を解明すること

イ 水産資源に与える影響の解明と管理手法の開発

- ・アサリ・イカナゴなどの水産資源を回復するため、栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響を速やかに解明し、栄養塩類の適切な管理手法を開発すること

ウ 循環や海中への溶出メカニズムの解明

- ・藻場・干潟等沿岸域における栄養塩類の循環や底質からの栄養塩類の海中への溶出メカニズムを解明すること

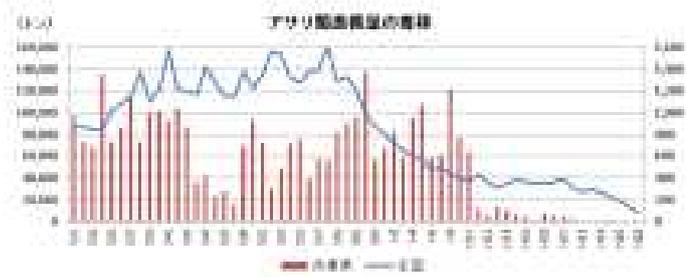
エ 気候変動の影響の解明

- ・水深鉛直方向の水温・溶存酸素等の連続測定など地球温暖化等の気候変動の影響を解明すること

【提案の背景】

- ・本県瀬戸内海漁獲量が平成8年以降急激に減少するなど、水産資源をはじめとする海の生物多様性・生物生産性が低下していると指摘されている。
- ・アサリ等の二枚貝は有機懸濁物の濾過能力が高く、海域の物質循環に重要な役割を担っているが、アサリの資源量は平成10年頃から激減しており、兵庫県漁連等による天然海域での生育実験の結果、栄養塩濃度が低い海域（大阪湾西部等）では、餌料となる植物プランクトンが十分に発生できず、アサリが成長できないことを判明した。
- ・瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するためには、栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査を行い、それが水産資源に与える影響を解明し、栄養塩類の適切な管理手法を開発する必要がある。
- ・本県では平成27年度から、改正瀬戸法の附則に基づく栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響を明らかにするため、イカナゴを対象として栄養塩の関連性を解明する調査事業に取り組み、栄養塩濃度の低下が、イカナゴの肥満度の低下や餌料環境の悪化（動物プランクトンの減少）に影響を及ぼしていることを解明した。

- ・瀬戸内海において栄養塩類の適切な管理を具体化していくための調査研究や取組を実施するには広域的な体制の構築が不可欠であるが、まずは国と本県が連携を密にして栄養塩類の減少等の実態を解明するべきである。
- ・提案内容は東京湾や伊勢湾等、瀬戸内海以外の海域でも問題となっており、国においてメカニズムを解明し、瀬戸内海の栄養塩類の適切な管理手法の開発に反映すべきである。



③ 豊かで美しい里海の実現に向けた窒素及びりんに関する望ましい濃度の設定

- ・兵庫県では、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、海域の生態系を支える植物プランクトンの栄養である窒素及びりん濃度を適切に管理すること等を定めた条例を制定した。瀬戸内海関係府県でも、豊かで美しい里海の実現に向け、改正瀬戸法理念と取組が一体的かつ柔軟に推進されるよう、水域ごとの望ましい濃度を設定できる旨を法に盛り込むこと

【本県の「環境の保全と創造に関する条例」概要】

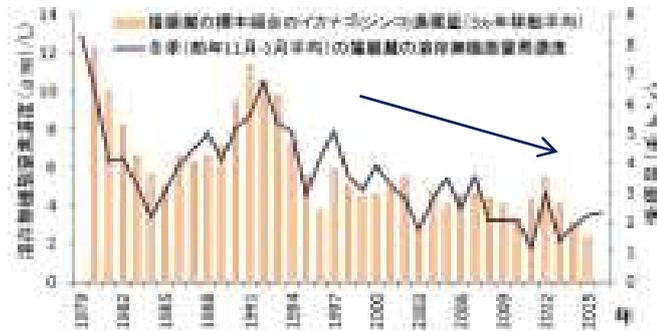
- ・豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、里海理念、県の施策の実施に関する事項、事業者及び県民の責務を明記し、瀬戸内海の海域における栄養塩類の管理等に関して必要な事項を定めた。
→水質目標値（下限値）の設定（R1.10告示）全窒素：0.2mg/L、全りん：0.02mg/L

＜条文抜粋（第140条の5）＞

第140条の5 知事は、瀬戸内海の海域における良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保する上で望ましい栄養塩類の濃度を定め、その濃度が保持されるよう努めるものとする。

【海域の窒素及びりん濃度の現状】

- ・海域の溶存無機態窒素濃度の減少に伴い、漁獲量が減少している。



イカナゴ漁獲量と溶存無機態窒素濃度の推移

主④ 良好な生態系の維持に向けた窒素及びりんの供給

- ・窒素及びりんの供給を目的として、水質総量規制制度の抜本的見直しや、下水処理場からの窒素及びりんの適切な供給に向けた取組支援を行うこと

【提案の背景】

- ・昭和55年以降、8次にわたり総量削減計画（第5次から窒素・りんも対象）を策定し、COD、窒素及びりに係る負荷量が削減されて水質は大幅に改善したが、栄養塩の不足により生物多様性・生物生産性の低下が指摘されている。
- ・県は平成30年9月4日、豊かな海の実現を図るため、全国で初めて季節別の処理水質を計画に位置付けた「播磨灘流域別下水道整備総合計画」を策定しており、季節別運転の拡大に向け、ノウハウや技術的手法等に関して更なる調査研究等の支援が望まれる。また、大阪湾西部も播磨灘と同様に栄養塩が不足しているため、取組の支援が望まれる。
- ・貧栄養化海域で栄養塩を適切に供給するため、水質総量規制制度を管理制度に見直す必要がある。

【水質総量規制制度（水質汚濁防止法）の概要】

- ・水質汚濁防止法に基づく排水基準のみによっては、COD（化学的酸素要求量）等の環境基準達成が困難な閉鎖性海域を対象に海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する制度

[水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の改正]

- ・季節別運転の円滑な実施を図るため、下水処理場に関する上乗せ排水基準のうち、生物化学的酸素要求量(BOD)を見直し(12月県議会に改正条例案を上程)

基準を適用する水域



[BOD上乗せ排水基準]

日間平均値:20mg/L、最大値:25mg/L

[基準を撤廃する水域：左図参照]

- ① 播磨灘、大阪湾(ハ)
- ② 播磨灘、大阪湾(ハ)に流入する河川域について、
 - ア 最下流の環境基準点より下流
 - イ 環境基準点を有しない河川

⑤ 貝毒の発生防止対策の推進

- ・アサリやカキなど二枚貝の貝毒発生に対する広域的な調査体制の構築や、海域の栄養塩環境の改善などの抜本的な発生防止対策を早急に進めること

【提案の背景】

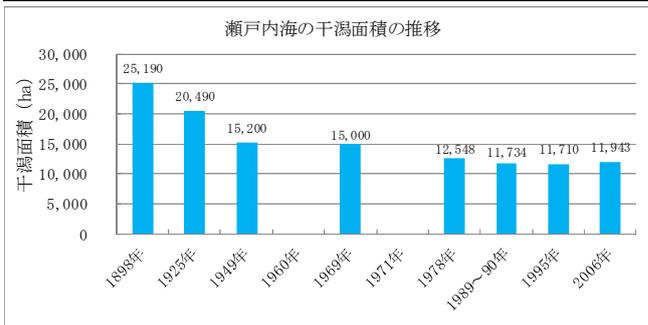
- ・昨年春、大阪湾では頻発していた二枚貝の麻痺性貝毒の発生が播磨灘・紀伊水道にも拡大し、播磨灘でのカキやアサリ養殖業のほか、アカガイ等を漁獲する漁船漁業でも被害が発生した。
- ・二枚貝の毒化の拡大を防止するためには、貝毒の原因となるプランクトンの発生抑制に向け、国が主体となった共同研究体制の構築と海域の栄養塩環境改善等の対策を早急に進める必要がある。

⑥ 「里海」瀬戸内海の再生に向けた環境整備の推進

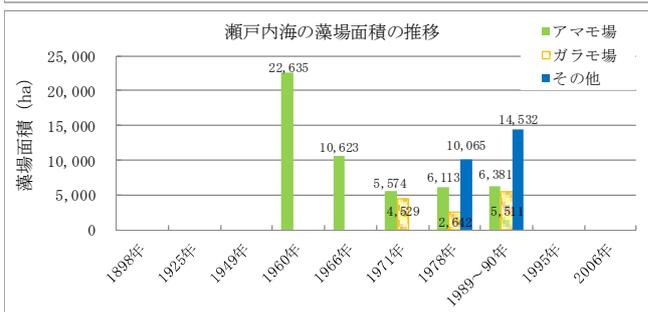
- ・地域の多様な主体による里海再生活動を支援するための施策を充実すること
 - 藻場、干潟等の再生創出活動
 - 緩傾斜護岸等の環境配慮型護岸の整備に対する支援

【提案の背景】

- ・瀬戸内海では、高度経済成長期を中心とした埋立により、藻場、干潟が急速に消失してきた。
- ・平成27年10月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法や同法に基づく国の基本計画では、沿岸域の環境の保全、再生及び創出に取り組むとされており、藻場・干潟の再生等を進める必要がある。



出典) 1898、1925、1949、1969年：「瀬戸内海要覧」（建設省中国地方建設局）
 1978年：「第2回自然環境保全基礎調査 海域調査報告書」（環境庁）
 1989～1990年：「第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書」（環境庁）
 1995年：「第5回自然環境保全基礎調査 海辺調査報告書」（環境庁）
 2006年：「瀬戸内海干潟実績調査」（環境省）
 注) 出典により面積測定方法に違いがある。響灘を除いた面積。



出典) 1960、1966、1971年：「瀬戸内海要覧」（建設省中国地方建設局）
 1978～1979年：「第2回自然環境保全基礎調査 海域調査報告書」（環境庁）
 1989～1990年：「第4回自然環境保全基礎調査 海域生物環境調査報告書」（環境庁）
 注) 出典により面積測定方法に違いがある。響灘を除いた面積。

4 人と自然との共生

(1) 鳥獣被害対策の推進

【総務、農水、環境】

① シカ、イノシシ等の捕獲

ア シカ、イノシシ捕獲に関する予算の確保

- ・シカ、イノシシによる農林業被害を減少させるため、本県の捕獲目標(シカ46,000頭/年、イノシシ20,000頭/年)が達成できる予算を確保すること

<本県の捕獲目標>

- ・平成30年度以降 シカ4.6万頭、イノシシ2万頭と捕獲目標を掲げ、捕獲を推進中

<具体の取組>

- ・県捕獲専門家チームの派遣(警察OB等) 目標:シカ1,000頭、イノシシ500頭
- ・狩猟期中のシカ・イノシシ捕獲報償金(施設搬入なしの場合も7千円/頭)
- ・ICT活用大型捕獲オリの活用

イ 猟友会有害捕獲班の補助対象化

- ・鳥獣被害防止特別措置法に基づく捕獲活動等を担う鳥獣被害対策実施隊について、市町が有害捕獲を委託している猟友会の有害捕獲班も対象とすること(現行は市町職員(非常勤職員含む)のみ)

【国制度の問題点】

- ・猟友会有害捕獲班は効率的な捕獲を実施し、実質的な鳥獣被害対策実施隊の活動を行っている。
- ・しかしながら、被害対策に要する国庫補助(10/10)を算定する際の根拠となる実施隊人数には、市町職員(非常勤職員含む)のみがカウントされ、有害捕獲班の人数は対象外となっている。

ウ 捕獲個体の運搬経費補助の拡充

- ・有害鳥獣捕獲個体の有効活用の推進を図るにあたり、狩猟者や処理加工施設運営者が捕獲現場から処理加工施設等まで捕獲個体を運搬する経費を補助対象とすること

【提案の背景】

- ・捕獲個体の食肉への利用率を高めるため、狩猟者や処理加工施設運営者が、冷蔵車等を利用して施設へ搬入するための運搬経費の補助対象化が必要である。

エ 狩猟期捕獲の経費支援の拡充

- ・シカの捕獲拡大に向けた狩猟期の捕獲経費等の支援を拡充すること(1施設あたりの上限額200万円→400万円)

【国制度の問題点】

- ・平成30年度より捕獲したシカ等を処理加工施設に搬入した場合は支援対象となったが、捕獲拡大を進める上で処理加工施設に搬入しなかった場合も支援対象とすべきである。
- ・処理加工施設に搬入する処理頭数が多い場合、国が定める管理費・残渣処理支援の上限額を超過するため、上限額を上げる必要がある。

オ カワウ捕獲報償金の支援単価の拡充

- ・アユ等の食害のある河川等以外において、内水面漁業協同組合以外の者が実施するカワウの捕獲に対する報償金を拡充(200円/羽→水産庁の補助事業並3,000円/羽)すること

【国制度の問題点】

- ・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業におけるカワウの捕獲報償金は、200円/羽と単価が低い。
- ・一方、水産庁の補助事業(約3,000円/羽:内水面漁業協同組合が捕獲者に支払う概ねの最低単価)はアユなどの水産資源を管理する内水面漁業協同組合が補助対象者であり、ため池等での捕獲は同組合の管轄外であるため、広域的に行動するカワウの被害対策が進んでいない。

【本県の状況】

県内においても約5,400羽(H30年平均)が生息しており、アユ等の有用魚種を捕食し、内水面漁連の試算では、約3億7千万円の漁業被害が発生していると推定される。

② 野生動物の捕獲推進のための人材育成

主ア 射撃場の整備支援制度の予算の拡充

- ・狩猟者の技能向上を図るための捕獲技術高度化施設(射撃場)について、鳥獣被害防止対策交付金事業などの整備支援制度の予算を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金において射撃場等の整備事業は交付対象とされているが、内示は要求額を大幅に下回っている。
- ・環境省においても、民間団体を新たな狩猟者とする制度は創設されたが、狩猟者育成のためのハード整備は事業化されていない。

【本県の狩猟者育成センター（仮称）の整備】

整備予定地	三木市吉川町福井、上荒川
整備施設	クレー射撃施設、標的射撃施設、研修棟、わな実践フィールド等
総事業費	約25億円
供用開始(予定)	令和4(2022)年5月

イ 狩猟者後継者の確保、育成対策に対する支援、予算の拡充

新新規狩猟者の参入拡大、狩猟免許所持者の技能向上に関する研修会開催などの施策の拡充や都道府県が行う取組に対する財政支援を行うこと

【国制度の問題点】

- ・人材の確保・育成をさらに強化するには、国主催研修会等の関西地区での開催や県が行う狩猟免許試験を外部委託できる財政支援が必要である。
- ・県が計画している狩猟者育成センター（仮称）において、各地で捕獲活動に従事する人材の育成を行うには、指導者人材経費や研修資材経費の安定的な確保が必要である。

【本県の取組】

- ・狩猟免許所持者を増やすため、県では狩猟免許試験の回数の増や休日開催を実施するほか、フォーラム・研修会等を開催している。

③ シカ、イノシシ等からの被害防止対策**主ア 防護柵の設置に関する採択要件の緩和と予算の拡充**

- ・シカ、イノシシ等の生息域が拡大していることから、現在は被害が生じていない地域も含め、防護柵の迅速な設置や機能を維持するための補修までを対象とするよう採択要件を見直すとともに、予算を拡充すること

【提案の背景】

- ・被害の広がりや先端地等で予防対策として設置する場合は、大きな被害にまで至っていないことから、採択要件である費用対効果分析 B/C=1.0以上を満たさず、実施できない場合がある。
- ・シカ、イノシシの生息域が拡大している中、捕獲と防護(柵)の両輪で被害対策を進めているが、防護柵に関する鳥獣被害防止総合対策交付金の内示は現状、要求額を大幅に下回っている。

○交付金の内示状況 (単位：千円)

年度	県当初予算 a	内示額 b	b/a
H27	309,715	189,340	61.1%
H28	480,919	205,914	42.8%
H29	516,535	218,677	42.3%
H30	514,172	247,892	48.2%
R1	504,411	218,640	43.3%

イ 被災防護柵の復旧事業の補助対象化

- ・豪雨や雪害等の自然災害により損壊した防護柵の機能回復を円滑に進められるよう、被災防護柵の復旧を補助対象に追加すること

【提案の背景】

- ・被災した防護柵の復旧は、県単独事業等で対応しているが、近年自然災害発生頻度が増加しており、これまで以上の被災防護柵復旧が必要となることが想定される。
- ・迅速な復旧のためには、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、簡便な手続きで再設置に取り組めることができ、かつ、恒久的なメニュー化が必要である。

ウ 防護柵の耐用年数の大幅な引き下げ及び上限単価の緩和

- ・野生動物の侵入行為の影響により、国の定める耐用年数（金属柵14年、電気柵8年）よりも早く劣化した防護柵の再設置が円滑に進められるよう、防護柵の耐用年数を大幅に引き下げる
- ・効果の高い防護柵の積極的な導入を促すために防護柵の上限単価を引き上げること

【提案の背景】

- ・国が示す防護柵の耐用年数は、農林業用の構築物（金網柵は「金属造のもの」、電気柵は「その他のもの」）を準用している。
- ・設置者の責によらない防護柵の劣化が生じた場合でも、耐用年数までの間、自力で修繕しているが、野生動物の影響（こじあけ、かみつき、押し倒し、掘り起こし等）による特殊事情も鑑み、防護柵の耐用年数を大幅に引き下げ、総合対策交付金を活用した再設置を可能とする必要がある。
- ・近年、各資材メーカーが、軽く丈夫でかつ潜り込み防止の折り込みがつく侵入防止効果の高い防護柵を開発しており、現状の上限補助単価を超えるこれらの資材を採用する場合は、国との協議が必要となっている。

エ 野生動物による生活環境被害対策に対する支援

- ・市街地等に出没するイノシシ等の捕獲、追い払い、防護柵設置や餌付け防止の普及啓発などの取組に対する支援制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・餌付け等により人慣れしたイノシシによる生活被害や人身被害が発生している。
- ・農林業被害対策に対する支援制度は整備（農林水産省）されているが、生活環境被害対策に対する支援制度が未整備（環境省）である。

④ シカ捕獲個体の処理**ア 処理加工施設や減容化・焼却施設整備の予算の拡充**

- ・シカの有効活用を促進するための処理加工施設や、廃棄処分するための減容化・焼却施設の整備の予算を引き続き確保すること

【提案の背景】

- ・捕獲したシカ等を地域資源として有効活用を図るため処理加工施設の整備や、活用できない個体や適正処理を行うための減容化施設の整備を促進しており、年間1万頭の処理が可能となるよう施設整備を進める必要がある。

イ 有効活用できないシカ捕獲個体の処理施設整備等に対する支援

- ・有効活用できないシカ捕獲個体の適正処理に必要な積替保管施設、冷凍や破砕等の焼却等前処理施設、焼却施設等の整備に対する財政支援を行うこと
- ・市町等の一般廃棄物焼却施設をシカ捕獲個体の処理が可能ないように改修等をする経費について財政支援を行うこと

【国制度の問題点】

- ・現在、有効活用できないシカ捕獲個体の多くは山中に埋設されているが、他の害獣の餌になってしまうことから、山から搬出する必要がある。
- ・それらは焼却施設で適正処理をする必要があるため、発電効率等の要件に関わらず、循環型社会形成推進交付金の対象とする必要がある。

⑤ 鳥獣害対策の強化のための予算の拡充等**ア GISシステムを活用した獣害対策の強化のための予算の拡充**

- ・獣害対策に関するデータを一元管理するシステムの運用のための予算を拡充すること

【国制度の問題点】

- ・効果的な獣害対策は、対処療法的な対応ではなく、生息数等の観測データや捕獲や対策の実施状況等を科学的に分析し、将来予測を見据えた計画的な対策が必要である。
- ・野生動物は広域的に移動するものであり、その痕跡や被害状況、捕獲や防護柵等の対策情報等を地図上に可視化し、被害対策の立案や効果検証に活用するには、GISシステムが有用である。
- ・県域を対象にGISシステムを導入するには、初期経費で5,000万円程度、運用経費で500万円程度が新たに必要となり、現状の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（限度額2,300万円）では対応できないため、別枠で予算の確保が必要である。

イ 十分な特別交付税措置

- ・鳥獣害対策に関する鳥獣被害防止総合対策交付金事業や単独事業における市町の地方負担に対する十分な特別交付税措置を行うこと

【提案の背景】

- ・鳥獣被害対策は市町において、捕獲や防護柵の設置等主体的に取り組んでいるところであるが、被害対策に係る経費が増大しており市町の財政負担を軽減する必要がある。

⑥ ツキノワグマの府県間広域保護管理を行うための取組への支援

- ・ツキノワグマによる人身被害を防ぎつつ生息数を維持していくため、府県毎の捕獲数や年齢、栄養状態、寿命等の広域データを集約し、一貫した生息数の推定と保護・管理を進めていくための支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ツキノワグマは行動圏が広く、府県行政界をまたいで広域的に分布しているため、府県ごとではなく、共通の地域個体群を持つ関係府県が生息状況に応じた保護・管理を行っていくことが望まれる。(環境省は、全国でツキノワグマを18の個体群毎に管理する必要があるとしている。)
- ・本県では、ツキノワグマの生息数推定とあわせて捕獲数の上限を定めた有害捕獲や狩猟による個体数管理を行っているが、府県毎に生息数の推定方法、管理方法などが異なる。
- ・人身被害を防ぎながら、ツキノワグマの持続的な広域保護管理に必要なモニタリングシステム(データベース)の管理のため、継続的な国の支援が必要である。

【本県における府県間連携の取組】

- ・近畿北部と東中国個体群毎の管理を行うため、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県の4府県で平成30年10月に協議会を設立
- ・4年後を目途に、広域でのモニタリングデータを通じて生息数を推定し、管理指針(仮称)及び管理計画を作成のうえ、保護・管理を推進

⑦ 森林動物研究センターに対する支援

- ・森林動物研究センターが行っている事業に対する財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・効果的な獣害対策は、対処療法的な対応ではなく、生息数等の観測データや捕獲や対策の実施状況等の科学的な分析や戦略的な施策立案が不可欠である。
- ・森林動物研究センターが長年培ってきた調査・研究成果及びデータを全国に発信し、主催する人材育成研修に関西広域連合構成団体からの受講生を受け入れるなど、科学的な根拠に基づく獣害対策を、県域を越え広域的に進めており、取組を継続するためには財政支援が必要である。

【森林動物研究センターの主な事業(丹波市青垣町)】

- ・野生動物、生息地、社会環境などに関する調査研究(ツキノワグマ狩猟解禁による個体数変動など野生動物の保護管理についての調査研究など)
- ・調査研究成果をもとに行政施策の企画立案の支援(上記研究の事業実証など)
- ・行政担当者や県民の現場対応の技術支援(独自に設置している森林動物専門員による地域支援活動など)
- ・野生動物の計画的な保護管理を担う人材育成、捕獲技術者の育成(自治体職員の研修等人材育成事業など)

(2) 外来生物対策の推進

【環境】

① 国が直轄で防除する地域の全国への拡大

- ・国が直轄で防除する地域を、世界自然遺産候補地などの主に生物多様性保全上重要な地域から全国に拡大すること

【提案の背景】

- ・外来生物の生息域が拡大し、広域で生じている在来種の捕食・競合・駆逐等の被害に対応する必要がある。

② 地方公共団体が行う取組に対する支援制度の創設

- ・ため池固有の水生動植物保全や、アライグマ、ヌートリアなどの特定外来生物等の防除を進めるため、地方公共団体が行う取組に対する支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・外来生物法において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は防除を行うものとされていることから、地方公共団体が防除に要した費用は国が負担すべきである。

③ ヒアリ等に関する情報共有と国による積極駆除、緊急駆除に対する財政支援

ア 国による積極的な駆除

- ・ヒアリ等の健康被害を及ぼす特定外来生物について、地方公共団体との情報共有を図りつつ、国による駆除を積極的に進めること
- ・貿易関係国と連携して、輸入コンテナ自体にベイト剤の設置を義務付けるなど、国として水際対策を強化すること

【提案の背景】

- ・外来生物法においては、ヒアリ等の特定外来生物による被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は防除を行うものとされている。
- ・特定外来生物の侵入が確認された時の第一報は現場の地方公共団体に入ってくるが多いため、情報共有を密にし、国による積極的な対応を要望する。
- ・国内への侵入を阻止するためには根本要因である海外からのコンテナへの対策が重要である。

イ 緊急駆除に対する財政支援制度の創設

- ・地方公共団体による緊急駆除に対する財政支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・ヒアリ等の健康被害を及ぼす特定外来生物の侵入が確認されているところであるが、侵入が確認されたときに第一報を受け、緊急駆除を行うのは現場の地方公共団体となることが多い。
- ・外来生物法において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は防除を行うものとされていることから、地方公共団体が防除に要した費用は国が負担すべきである。

④ 在来種に関する研究開発の推進と地方への情報提供や技術支援

- ・国において在来種への影響調査や防除手法等に関する研究開発を推進すること
- ・その成果に基づき、地方公共団体への情報提供や技術支援を行うこと

【提案の背景】

- ・外来生物法においては、外来生物による被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は防除を行うものとされている。
- ・ヒアリやアライグマ等の健康被害を及ぼす特定外来生物についての影響調査や対策は、全国共通のものであるため国における先導的な対応が必要である。

(3) エネルギー対策の推進

【総務、農水、経産、環境、国交】

① 再生可能エネルギー活用の普及支援

ア 住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助制度の創設

- ・住宅用太陽光発電設備の設置を一層促進するための補助制度を創設すること

【過去に実施された住宅用太陽光発電に関する国助成制度】

H25：1万5千円/kW（システム価格50万円/kW以下）、2万円/kW（システム価格41万円/kW以下） **H26：廃止**

【県内の事業用太陽光発電設備(10kW以上)の導入容量の推移(累計)】

- ・FITの買取価格の下落や適地の減少等から、事業用の大規模太陽光発電設備の導入ペースが鈍化。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
導入容量(万kW)	7.1	35.2	75.6	114.9	138.3	156.9	177.4
増加量	—	28.1	40.4	39.3	23.4	18.6	20.5

イ 研究開発の加速化

- ・太陽光、地熱、小型風力、小水力など再生可能エネルギーのバランスの取れた導入が進むよう、整備・運営コストの低減や実用化に向けた研究開発を加速化すること

【再生可能エネルギーの導入費用の比較(1kWあたり平均導入費用)】

太陽光発電	32.2万円
地熱発電	170万円
小型風力発電	139万円
小水力発電	300万円

※ H31.1.9 経済産業省 調達価格等算定委員会
「平成31年度以降の調達価格等に関する意見」
より、分野別資本費用を引用

ウ 系統連系の円滑化

- ・系統連系接続に関する連系可能容量や連系費用の情報開示を促進すること
- ・系統連系接続に関する検討期間（現行：3か月以内）を短縮すること

【提案の背景】

- ・系統連系接続に関する検討では、電圧や周波数、系統に与える影響など技術的な観点からの接続の可否と接続に必要な概算費用の算定を実施している。
- ・算定にあたっては、同時期等の他の申し込みの容量を考慮しないため、最終的な接続契約締結の際、連系可能容量や接続に必要な費用が変わる場合がある。

エ 需給調整力に関する強化方策の早期具体化

- ・連系可能容量の拡大など需給調整力に関する強化方策の早期具体化を図ること

【提案の背景】

- ・電力会社管内全体の需給調整力の限界等により系統接続が困難となる事例が懸念され、再生可能エネルギーの新たな導入に支障を来している。（H26年度に淡路島南部地域で太陽光発電設備からの系統連系申込みの回答保留が発生。北海道や東北でも同様の事例が発生していた。現在、回答保留は解除されている。）

オ 電源構成の開示の義務付け

- ・低炭素型の電力を選択できるようにするため、すべての小売電気事業者に対して電源構成の開示を義務付けること

【提案の趣旨】

- ・電源構成（石炭、原子力なのか再エネなのかなど）が開示されることにより、消費者が、何で作られた電気なのかを確認できることにより、二酸化炭素排出の少ない小売り電気事業者を選択しやすい環境を整備することで、二酸化炭素の排出抑制や、再生可能エネルギーの導入を促進する。

② バイオマス資源の利活用への支援の充実

ア 軽油引取税の軽減措置の創設

- ・バイオディーゼル燃料（BDF 5%混合軽油）の利用促進に向けて、軽油引取税の軽減措置を創設すること

【提案の背景】

- ・廃食用油等から製造されるBDF（バイオディーゼル燃料）100%での車両における使用は、こまめなメンテナンスが必要なことから利用者が自治体などに限られ、一般への普及拡大が進んでいない。
- ・車両への負荷を軽減する品質確保法の規格に適合したBDF 5%混合軽油（B5軽油）には軽油引取税が課税されるため、利用が進んでいない。
- ・不正軽油対策としてB5軽油を適正に製造・流通できる仕組みづくりが必要となる。

イ 環境への影響に関する全国共通の定量的な評価基準の策定

- ・バイオマスの収集から変換、利用まで一連の過程におけるCO₂の削減効果などが評価・検証できるよう、環境への影響について全国共通の定量的な評価基準を策定すること

③ 固定価格買取制度の更なる改善

ア 買取価格及び買取期間の見直し

- ・買取価格及び買取期間の見直しに当たっては、設置場所や規模毎の事業収益性を踏まえ、たきめ細かい検討を行うこと
- ・賦課金とのバランス等国民生活にも配慮すること

【提案の背景】

- ・固定価格買取制度の見直し（H29. 4 施行）により、リードタイムの長い電源（開発に一定期間かかる地熱、風力、水力等）の導入拡大（数年先の認定案件の買取価格の決定や環境アセスメントの迅速化等）等が図られている。
- ・しかし、まだ地域の特性に応じた制度設計（例：山間部の小水力発電は買取単価を上げる等）になっていないため、さらにきめ細かい検討が必要である。

【再エネ特措法等の一部を改正する法律（H29. 4 施行）の概要】

- ・① 新認定制度の創設、② コスト効率的な導入、③ リードタイムの長い電源の導入、④ 減免制度の見直し、⑤ 送配電買取への移行
- ・毎年度買取価格を決定していたが、③により、複数年度の価格を設定することが可能となった。

主④ FIT法手続きの厳格化

- ・太陽光発電施設や風力発電施設の設置の際、事業者に安全性の確認や地域住民への事前説明の義務付けなど、FIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)に基づく事業計画認定手続きを厳格化する法整備を行うこと
- ・特に、大規模な森林伐採や希少な野生動植物の生息・生育環境の改変を伴う施設であつて、地域住民の理解が得られない施設に対して、厳格に対応すること

【提案の背景】

- ・大規模太陽光発電施設や風力発電施設の設置に際して、防災上の懸念や居住環境への影響等をめぐる地域住民とのトラブルが多発している。
- ・トラブル解消のためには、FIT法において設置地盤等の安全性確認や近隣への説明などの開発調整機能を規定することが必要である。

【本県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」の概要】

手 続 き	・事前に近隣関係者へ説明の上、工事着手の60日前までに事業計画の届出を義務付け ・工事完了時、廃止時等にも届け出ることを義務付け
届出対象	・事業区域の面積が原則5,000㎡以上の太陽光発電施設の設置工事 ・出力1,500kW [*] の風力発電施設 (H30.11に追加)
施設基準	景観との調和、防災上の措置、安全性の確保、廃止後の措置等について基準化

※自然環境など特に保全すべき地域(特別地域)では500kW
・平成30年度 事業計画の届出実績：66件

【本県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」の概要】

アセスメント対象	事業区域5ha(出力2,000kWに相当)以上の太陽光発電の新設・増設 (参考 環境影響評価法に基づく対象：出力40,000kW(100haに相当))
施行日等	令和元年10月3日規則改正、令和2年4月1日施行

【県内における懸案事例】

区 分	内 容
太陽光	姫路市内の県立自然公園を含む豊かな山林において、広大な森林伐採を伴う大規模施設(事業区域：約170ha、出力：約70MW)の設置計画あり
風力	新温泉町の山林において、森林伐採を伴う大型風力発電施設(基数：21基、出力：約92MW)の設置計画あり。絶滅危惧種であるイヌワシが当該地域に生息しており、バードストライクが起こった場合、県内での絶滅につながる可能性が高い。

主⑤ 太陽光発電事業の環境影響評価の規模要件の見直し

新山林の伐採や斜面地の開発などにより、環境影響評価法の対象規模(出力40,000kW(100ha相当))より小規模な太陽光発電所が設置され、環境・防災上の様々な問題が顕在化していることから、より厳しい規模要件に見直すこと

(例 本県条例の対象規模：事業区域5ha(出力2,000kW相当)、R2.4.1施行)

⑥ 家庭用燃料電池及び蓄電池の設備設置補助の拡充

- ・家庭用燃料電池(エネファーム)及び蓄電池の設備設置補助を拡充すること
 - 補助事業費の増額
 - 蓄電池を単体で補助対象化 等

【国制度の問題点】

- ・エネルギーを最適に利用するスマートライフの要となるHEMS(ホーム・エネルギー・マネジメント・システム)設置件数の増加(県内のHEMS設置補助件数 H27：222件 → H30：829件)など、スマートライフの機運の高まりを逃さずエネファームの設置を促進する必要がある。
- ・エネファームの設置には、現行制度では、3万円から最大で12万円までの補助が受けられるが、本体と工事費で130万円ほどかかることから不十分である。消費者が10年で投資回収できるよう約12万円の増額が必要である。(130万円-事業者の投資回収年額10.6万円×10年-補助額12万円=12万円)
- ・蓄電池の設置については、現行制度では、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)の要件を満たす工事や、高性能建材による断熱リフォームを実施する場合でないと補助対象とならない。単体の設置であっても上の補助と同じ、2万円/kWh(上限20万円/台)が必要である。

⑦ 洋上風力発電施設等の設置に関する海域利用への対応

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律が制定されたが、以下の点について見直しを行うこと

- ・促進区域の指定に先立つ状況調査に当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣による都道府県知事への事前協議を実施すること
- ・促進区域の指定に当たっては、都道府県知事の同意を条件とすること
- ・設置された海洋再生可能エネルギー発電設備について、管理及び撤去、処分が適切に行われる仕組みを構築すること

【海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律】

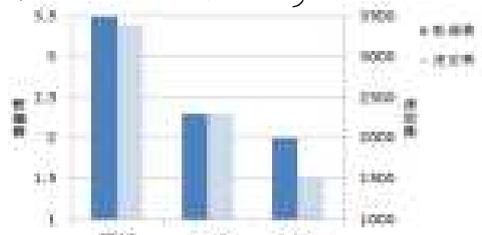
- ・経産大臣及び国交大臣が促進区域を指定し、事業者から提出された公募占用計画を認定
 - ※指定しようとする区域の状況調査に当たり、都道府県との事前協議は明記されていない
- ・事業者は認定公募占用計画に基づき、最大30年間の占用許可を申請可能
 - ※事業の中止等による設備の撤去、処分等の確実性が明記されていない

⑧ 水素社会推進に向けた取組への支援

水素社会実現を目指し、①水素利活用の飛躍的な拡大に向けたFCV(燃料電池自動車)及び水素ステーションの一層の普及、②水素発電所の整備等について、以下の提案を行う。

【提案の背景】

- ・FCVは、同車格のハイブリッド車と比べ車両価格が高く、普及が進んでいない。
 - 国目標：20万台(2025年) ⇔ 現状：2,926台(2018年12月末)(兵庫県：50台(2018年3月末))
 - 現在、FCVとハイブリッド車の価格差は約300万円
 - 量産化、低価格化、機能向上(航続距離の伸長、燃費効率の向上等)に向け、FCVの要素技術や大量生産技術等の確立が必要
 - 〔参考：1kmあたりの燃費の比較〕
 - FCV車：約7.3円、ガソリン車：約8.2円、電気自動車：約1.3円
- ・水素ステーションは、整備費・運営費が高額であり、自立化に向けたコスト低減が必要である。
 - 2020年代後半の水素ステーション事業自立化に向け、整備費・運営費の大幅な削減が必要
 - 〔整備費：3.5億円→2億円〕
 - 〔運営費：3,400万円→1,500万円〕
 - 構成機器の技術開発を進めるとともに、安全性確保を前提に、規制見直しを着実に図ることが必要



【県内のFCV台数及び水素ステーション整備基数】 ※兵庫県燃料電池自動車普及促進ビジョン (H26.7策定)

区分	2017年(実績)	2020年※	2030年※
FCV保有台数	50台	3,000台(目標)	25,000台(目標)
水素ステーション基数	2基	8基(見込)	20基(見込)

主ア 国補助事業の拡充

- ・FCV及びFCバス(燃料電池バス)と一般的な乗用車・バスとの販売価格差を補填する購入補助を拡充すること

(例：FCVの国補助額を200万円→300万円に拡充)

【提案の背景】

- ・FCVやFCバスは、同車格のハイブリッド車等と比べ車両価格が高く、普及が進んでいない。
 - FCVとハイブリッド車の価格差：約300万円(国補助額：約200万円)
 - FCバスと通常のバスの価格差：約8,000万円(国補助額：約5,000万円)

【本県のFCV等の状況】

- ・FCV：50台(H30.3現在)[目標：25,000台(兵庫県燃料電池自動車普及促進ビジョン)]
- ・FCバス：なし

【本県のFCV車導入支援に関する取組】

- ・国の補助に加え、市町が補助する額の1/2(上限100万円)を補助
(例(神戸市の場合)：25万円(神戸市)+25万円(県)=50万円を補助)

- ・水素ステーションの整備、運営に対する補助率及び補助金限度額を拡充すること
(例:自治体の補助なしでガソリンスタンド等と同程度の費用負担になるよう、国の補助額を拡充)

[本県の水素ステーションの整備支援に関する取組]		
・国の補助に加え、上限5,000万円の整備補助を県単独で実施		
区分	整備費	運営費(注3)
費用	約3億5,000万円 (ガソリンスタンド :約1億円)	約3,400万円/年 (天然ガススタンド :約2,000万円/年)
国補助	補助率:2/3 上限額:2億5,000万円(注1)	補助率:2/3 上限額:2,200万円(注4)
県補助	上限額:5,000万円(注2)	—

注1 水素供給能力300Nm³/h以上のオフサイト方式
注2 ・県補助額は、補助対象経費から、国補助額及び1億円を除いた額
・神戸市、姫路市も5,000万円を上限に補助
注3 別途、自動車メーカーからの運営費補助(補助率1/3)の対象となる場合あり
注4 オフサイト方式の場合

[兵庫県内の水素ステーションの設置状況]		
開設者	開設時期	場所
岩谷産業(株)	平成26年7月	尼崎市
日本エア・リキード(株)	平成29年3月	神戸市兵庫区

主イ 水素ステーション等に関する規制緩和の推進

- ・コスト低減を図るため、安全性を検証した上で、水素ステーション等に関する規制の見直しを進めること
 - 人材確保が困難な保安監督者について、経験要件(水素製造に関する6箇月の実務経験)を見直すこと
 - 高強度で安価な汎用材料の使用を可能とすること

【提案の背景】
・国の規制改革実施計画において、水素ステーションの保有量上限の撤廃や公道とディスプレイ等の離隔距離の性能規定化等、設置に関する規制の見直しが進められている。
【国の規制見直しの状況】
・平成29年6月に規制改革実施計画へ37項目の規制見直しを盛り込み検討中 ※ これまでの見直しで、ガソリンスタンドとの併設、公道と充填装置間の距離の短縮は可能となった。

ウ F C V、水素ステーションの技術開発の推進

- ・燃料電池の触媒中の貴金属(白金等)など、コスト増高要因を改善する材料の開発や水素タンク製造工程の効率化など、低価格化・量産化のための技術開発を推進すること
- ・水素ステーションの稼働率向上等の観点から、F CバスやF Cトラック等、他のモビリティも併せて展開することが必要であり、普及に向けた技術開発を進めること

主エ 水素社会実現に向けた水素発電所等への支援制度の創設

- ・水素サプライチェーンを構築し、液化水素受入基地や水素発電所の整備を推進するため、大型液化水素タンクの整備や既存発電所設備の改良等に要する費用の支援制度を創設すること
- 新**商用化に向けた実証施設については、水素混焼が可能である多様な発電施設が立地する研究開発の拠点がある兵庫県内に整備すること
- ・ガスタービン発電における高効率の燃焼器の開発など、水素発電技術のさらなる向上に向けた支援を行うこと

【提案の背景】
・水素社会の実現には、水素の調達、供給コストの低減が不可欠である。オーストラリアの未利用エネルギーである褐炭から水素を製造した後、液化して専用船で輸送し、火力発電所で大量消費する国際的な水素サプライチェーンの構築が有望視されている。
・火力発電施設が立地し水素関連産業が集積する本県がそれらの拠点となることから、水素社会に向けた動きは一層加速することが期待されることから、商用化に向けた実証を着実に促進するため、大型液化水素タンクの整備や既存発電所設備の改良等に要する費用の支援が必要である。

【県内で実施されている「水素サプライチェーン構築実証事業」の概要】	
概 要	製造・貯蔵・輸送・利用が一体となった水素サプライチェーンを構築するため、オーストラリアの未利用エネルギーである褐炭から水素を製造する「褐炭ガス化技術」、「液化水素の長距離大量輸送技術」、「液化水素荷役技術」の開発を実施
主 体	技術研究組合CO ₂ フリー水素サプライチェーン推進機構（川崎重工業㈱、岩谷産業㈱、シェルジャパン㈱、電源開発㈱）
【水素発電導入可能性に関するフィジビリティスタディ（FS）調査】の概要】	
概 要	既存火力発電設備を対象とした水素・天然ガス混焼発電の実現可能性について、主に以下の項目を調査 ・既存ガスタービンの燃焼器の改造を伴わない限界水素混焼率 ・水素混焼による燃焼性能等の評価 等
主 体	関西電力㈱

オ 水素関連製品試験機関の整備

- 水素関連製品の開発に必要な評価試験が迅速にできるよう、試験機関の追加整備を行うこと。その際、水素関連産業が集積する兵庫県で整備すること

【提案の背景】	
・水素ガス環境下で水素製品の耐久試験等を行う公的機関が福岡県にしかなく、評価試験の依頼が集中(半年待ちもある)していることから、県内企業から評価試験機関整備に対する要望が強い。	
【「水素エネルギー製品研究試験センター」の概要（全国で福岡県のみ：H22.4～）】	
運 営	公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター
基本財産	70百万円（福岡県 50百万円、寄付金 20百万円）
建 設 費	44億円（一部経費を除き全額国庫補助）
実施事業	中小・ベンチャー企業の水素エネルギー新産業への参入支援のための事業 ①水素エネルギー関連製品の製品試験事業 ②水素エネルギー関連製品の試験方法の研究開発事業 ③水素エネルギー関連製品の開発 ④水素エネルギーに関する研究交流事業(セミナー開催・施設見学等)

⑨ 環境低負荷型の社会を実現する電気自動車の普及促進

ア 電気自動車の充電器の整備促進

- 電気自動車の充電器の整備に対する補助率及び補助金限度額を拡充すること

【提案の背景】	
・次世代自動車戦略2010における2030年の目標（EV、PHVの乗用車の新車販売台数に占める割合20～30%（2017年実績：EV 0.55%、PHV 0.78%））の達成に向けた取組が必要である。	
・県自ら28基の電気自動車用急速充電器を設置・維持管理し、県内では、充電インフラ整備は進捗してきているが、電気自動車の普及促進のため、さらに充電器の整備を進めることが必要である。	

イ 電気自動車の技術開発の推進

- 電気自動車の充電時間の短縮や航続距離を伸ばすための技術開発を推進すること

【電気自動車の充電時間】	
・電気自動車のフル充電にかかる時間が急速充電で約40分、普通充電(3kW)で約16時間程度必要。	

⑩ 広域ガスパイプラインの整備

- ガス販売の自由化及び供給体制の強靱化を促進するため、広域ガスパイプラインに関する国の整備方針を策定し、舞鶴～三田間を整備方針に位置づけること
- 広域ガスパイプライン整備に関する事業主体等の制度的枠組や公的支援のあり方について早急に検討し、示すこと

【提案の背景】	
・国の整備方針が策定されておらず、富山以西の日本海側の天然ガスインフラ整備が大きく遅れている。産業基盤の強化と国土強靱化の観点から、日本海側の空白地帯をカバーし、京阪神地域のバックアップ機能を担うためには、日本海側と太平洋側を結ぶ舞鶴～三田間を整備方針へ位置付け、整備を推進することが必要。	
・整備方針の策定と合わせて、制度的枠組みの決定や公的支援による戦略的な整備の推進が必要。	
【「エネルギー基本計画」(H30.7閣議決定)におけるガスパイプラインに関する記載内容】	
「天然ガスについても、供給体制の強靱化を進めるべく、LNG受入基地間での補完体制を強化するため、基地の整備・機能強化、太平洋側と日本海側の輸送路、天然ガスパイプラインの整備などに向けて、検討を進めていくこととするとともに、都市ガス分野における耐震化を引き続き進めていく。」	

⑪ 山陰沖におけるメタンハイドレートの商業化に向けた研究開発の促進

- ・日本海側に賦存する表層型メタンハイドレートについて、商業化に向け、生産技術の開発や山陰沖での海洋調査等を着実に実施し、早期に海洋産出試験に取り組むこと

【提案の背景】

- ・エネルギーの安定供給や国土強靱化だけではなく日本海側の産業や経済の活性化を図る観点からもメタンハイドレートの開発を一層促進させる必要がある。

【「海洋エネルギー鉱物資源開発計画」(H31.2経産省)における開発目標(表層型)】

- 「将来の商業生産を可能とするための技術開発を進め、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度の間に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す」

(4) 地球温暖化対策と環境保全対策の推進

【農水、経産、環境】

① 地球温暖化対策の強化

- ・「気候変動適応法」に示されている「地域気候変動適応計画」の策定や「地域気候変動適応センター」の確保に向けた地方公共団体への財政支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・「気候変動適応法」において、都道府県及び市町村に「地域気候変動適応計画の策定」及び「地域気候変動適応センターの体制の確保」が努力義務化されている。
- ・計画は、最新の科学的知見の収集や気候変動影響評価に基づいて策定するが、気候変動影響の将来予測など一定の不確実性が含まれており、適時的確な適応策の実施につなげるには定期的な見直しが必要である。
- ・また、「地域気候変動適応センター」についても、各分野の試験研究機関や大学等との継続した連携や専門的な知識を有する人材の確保・育成が必要である。
- ・今年度、気候変動適応の推進に関する地方交付税(普通交付税)措置として、道府県に職員1名分が措置されたが、計画の策定や実効性の確保、センターの継続的な運営には、継続した財政支援が必要である。

② 国と県の役割分担の明確化

- ・事業所が複数府県にまたがる事業者の指導は国の役割とするなど、事業者に対する削減指導等における国と県の役割分担を明確化すること

【提案の背景】

- ・全国に複数の事業所がある事業者に対しては、都道府県が管内の事業所だけを削減指導しても、他府県の事業所に生産を移すなど事業者全体としての削減に結びつかない場合がある。

③ 石炭火力発電所新增設等の際の規制強化

- ・石炭火力発電所の新增設等により大幅なCO₂排出量の増加が懸念されることから事業者に対してCO₂排出削減及び代替措置の実施を義務付けること

【提案の背景】

- ・今後、新增設される石炭火力発電所が40～50年稼働すると想定すると、国の地球温暖化対策計画の長期的目標「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減」の達成に大きな影響がある。

④ 石炭火力発電所に関する環境影響評価手続の強化

- ・現行では環境影響評価法の対象とならない小規模な石炭火力発電所の新增設や既設火力発電所の燃料転換(石油から石炭へ)についても、法対象に加えること

【提案の背景】

- ・出力11.25万kW未満などの小規模な石炭火力発電所の新增設及び既設火力発電所の燃料転換によるCO₂排出増加は、国の長期的目標の達成に大きな影響がある。

⑤ 持続可能な地域創生を推進する人材育成

- ・平成27～28年度に但馬地域で実施した環境省の「持続可能な地域創生を推進する人材育成拠点形成モデル事業」と同様の取組を他地域でも展開できるよう財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 2年間(H27～28)環境省事業として但馬地域で開発したプログラムを、県下他地域で継続的に展開していくことで、「自ら立案・事業化」し、「地域へ効果を波及させる」力を持つ人材を育成する。

【「持続的な地域創生を推進する人材育成拠点形成モデル事業」の概要(H27～28)】

本県対象地域	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	ほか 滋賀県、佐賀県の計3件
代表事業者	(株)地域計画建築研究所(国の委託による実施)	
内 容	兵庫県立大学等を拠点に、地域の課題を解決するため、「事業化」という視点から「自ら事業化立案・推進が可能な人材」及び「チーム」を育成	

⑥ CO₂削減に関する制度改善と取組の促進**ア J-クレジット制度の充実**

- ・ 「J-クレジット制度」について、より利用しやすい制度に改善すること
 - プロジェクト計画書等の作成へのソフト支援の拡充
 - 手続の簡素化 等

【国制度の問題点】

- ・ 「J-クレジット制度」の現状では、
 - ① 計画書の作成支援は1事業者あたり1方法論につき1回、
 - ② 審査費用の補助は1事業者あたり1年間に2回まで、
 - ③ 計画書の登録やクレジット認証まではそれぞれ平均6～7ヶ月と長期に及ぶなど、事業者の利用が進みにくいことから、一層のソフト支援等が必要である。

【「J-クレジット制度」の概要】

- ・ 中小企業等の省エネ設備の導入や森林管理などの取組(事前に計画書の作成、第三者機関による審査が必要)によるCO₂等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を事後に「クレジット」として国が認証する制度(事後のクレジット化がインセンティブになる。)
- ・ 本制度により創出された「クレジット」は、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用が可能

イ うちエコ診断事業の推進

- ・ 「うちエコ診断推進事業」実施に要する、診断士派遣に伴う旅費や派遣調整を行う職員の人件費に対する補助制度を創設すること
- ・ 国の補助・融資制度等で受診を要件化するなどにより、普及を支援すること

【国制度の問題点】

- ・ うちエコ診断受診後のアンケートによると、2割程度のCO₂排出量削減効果が見込まれる。
- ・ 診断士の資格試験実施、診断ソフトの改修などを国が行っているが、診断士派遣に伴う旅費や調整を行うための人件費等、実際に診断を行う経費への財政支援がない。
- ・ 旅費及び人件費について、実費相当の財政支援が必要である。

【「うちエコ診断推進事業」】

- ・ (公財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センターを中心に兵庫県等が協力して開発、現在は、環境省の制度として全国で展開(H26～)している。
- ・ 受診家庭の光熱費等の情報を専用の診断ソフトに入力し、各家庭が無理なくできる省CO₂、省エネルギー対策を提案。診断は無料で、診断に要する時間は50分程度である。

⑦ PM_{2.5}に関する適切な情報発信及び常時監視の充実**ア 分かりやすい情報発信**

- ・ 調査研究で判明した健康影響や濃度に応じた日常行動の目安について、分かりやすくホームページに掲載し、報道機関へも情報提供するなど、広く発信すること

【提案の背景】

- ・ 国において、PM_{2.5}成分分析調査等により機構解明等を進め、知見の充実が図られている。
- ・ PM_{2.5}への不安を軽減するためには、国がPM_{2.5}による健康への具体的な影響を示した上で、呼吸器系や循環器系疾患のある者・小児・高齢者等(高感受性者)を含め県民が濃度に応じて取るべき行動の具体例を示し、適正な情報を発信することが必要である。

イ 前日予報等の実施

- ・ 高濃度が予想される場合に外出を控えるなどの予防行動をとることが可能となるよう、全国統一的な基準での国による前日予報等を実施すること

ウ 測定局の更新及び維持管理に対する財政支援

- ・ PM_{2.5}によるぜん息や気管支炎などの健康影響の実態が把握できるよう、効果的な測定を行うための測定局の更新及び維持管理に財政支援すること

エ 成分分析に対する財政支援

- ・発生源の把握や生成機構の解明のための成分分析に財政支援すること

⑧ PM2.5をはじめとした大気環境等保全に関する国際的な技術協力の強化

- ・大陸からの越境大気汚染に対し、発生源において実効ある公害防除対策が講じられるよう技術協力を強化すること

⑨ リサイクル料金の前払い制の導入

- ・リサイクル料金を廃棄時に支払う後払い制から購入時に支払う前払い制へ改めること

【提案の背景】

- ・廃家電の不法投棄、違法回収業者による不適正処理等の未然防止や、確実にリサイクル費用を徴収し、確実に資源を再生利用するためには、購入時に支払う前払い制にする必要がある。

⑩ 循環型社会形成推進交付金の充実

ア 予算の確保

- ・「循環型社会形成推進交付金」の予算を確保すること

イ 二酸化炭素排出量削減率の緩和

- ・一般廃棄物処理施設の基幹的施設改良事業の交付要件のうち、二酸化炭素排出量削減率（原則3%以上）について、要件を緩和すること

【提案の背景】

- ・計画的な施設整備には、当初予算において必要予算の確保が必要である。
- ・省エネルギー化が進んだ施設では3%以上の削減が困難であり、国や県の温室効果ガス削減目標を達成するためには、少しでも省エネに繋がる取組を進める必要がある。

ウ 対象事業の追加等

i) 焼却炉解体後、災害廃棄物の仮置場等に活用する場合を対象化

- ・新たな廃棄物処理施設整備と一体的に行わない焼却炉解体であっても、跡地を災害廃棄物の仮置場等として活用する場合は「循環型社会形成推進交付金」の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・現行の交付金では、新たな廃棄物処理施設整備と一体的に行う解体のみが対象となっている。
- ・国も進めている廃棄物処理施設の広域化等においても、焼却炉の解体は発生しているが、財政支援がないために解体に着手できないケースがある。跡地を仮置場として活用できれば、迅速な災害廃棄物処理が可能となることから、災害廃棄物処理を進める上でも、財政支援が必要である。

ii) 浄化槽の改修の対象化

- ・浄化槽設置整備事業において、浄化槽を改修及び更新する場合も「循環型社会形成推進交付金」の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・H31年度当初予算分から汚水衛生処理率の向上に寄与しないとして、浄化槽の更新については交付金の対象外となった。（下水道では、主要な施設や管路の改築に財政支援あり。）
- ・しかしながら、老朽化した浄化槽の改修や更新は、生活排水処理の維持・向上のために不可欠であり、一般のごみ処理施設と同様に財政支援が必要である。

(5) 廃棄物適正処理の推進

【環境】

① PCB廃棄物早期処理に向けた財政支援措置の拡充

ア 処理費用に対する財政支援の拡充

- ・PCB廃棄物保有者への処理費用に対する財政支援を拡充すること
- ・以下に対する財政支援措置を創設すること
 - 未届機器の掘り起し調査費用
 - 地方公共団体が保有するPCB廃棄物の処理費用

イ 代執行に対する財政的・技術的支援の拡充

- 都道府県が行う高濃度PCB廃棄物処分の代執行（代執行による処理後の費用請求も含む）に対する財政的・技術的支援を拡充すること

【提案の背景】

- 処分期限が令和2年度末と迫っている中、事業者の早期処理に向けた国の支援が必要である。
- 現状の仕組みでは、費用の大部分が基金の活用及び地方交付税措置でまかなわれるが、一部費用の負担が都道府県において求められることから、更なる費用負担の適正化に向けて提案する。
- 処分期限がせまる中、代執行は1年間で集中的に行わなければならないため、他地域に先行する北九州地域の事例（北九州はH30年度に実施予定、兵庫県はR3年度実施予定）を踏まえたマニュアル作成等の技術支援を提案する。

【現行制度の問題点】

- PCB特措法改正（H28.8.1施行）により、高濃度PCB廃棄物の処分に対する代執行の規定が設けられた。
- 国及び都道府県が代執行の権限を有することとなり、都道府県において代執行をする場合の費用負担の考え方が示されたが、人件費などの行政経費が財政支援の対象となっておらず、代執行が多量に発生した場合、都道府県の負担が大きくなる懸念される。

【本県の高濃度PCB廃棄物保管量】（平成31年3月末現在） ※ PCB油類は200Lを1缶として換算

項目	トランス類	コンデンサ類	PCB油類	安定器等
計	38台	840台	52缶	385,758台

② 異物等混入防止に対する取組強化

- 安定型産業廃棄物最終処分場において、処分品目の見直しも含め、異物等混入を防止する仕組みを強化すること

【提案の背景】

- 安定型産業廃棄物最終場には排水処理施設が設置されておらず、廃プラスチック類に付着した食品残さなどの有機物等の安定型以外の品目が混入した場合、汚染された水が排出される恐れがある。
- 安定型品目以外が混入することのないよう、現在の搬入物の目視を行う展開検査にとどまらず、廃プラスチックの埋め立て禁止などの具体的な混入防止措置を講じる必要がある。

【現状の仕組み】

- 安定型産業廃棄物最終処分場については、搬入物が安定型5品目（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類）に限定されており、異物混入を防止する展開検査の仕組みも導入されている。

③ 不法投棄に関する恒久的な支援制度の構築

- 不法投棄された産業廃棄物の撤去費用について、地方公共団体負担が増加しないよう恒久的な支援制度を早期に構築すること

【国制度の問題点】

- 原因者が支障除去等の措置をとらず、やむを得ず都道府県等が支障除去等を行う場合について、（公財）産業廃棄物適正処理推進センターの基金から必要な費用を支援する制度がある。
- 平成25年度の見直しにより、産業界の負担が大きかったことを理由に、国25%→30%、都道府県25%→30%、民間50%→40%と、国・都道府県の負担割合が引き上げられた。

④ 廃棄物処理法の野外焼却禁止例外規定の見直し

- 廃棄物の野外焼却禁止に関する例外規定について、実態に合わせた判断基準をより具体的に示すこと

【国制度の問題点】

- 廃棄物の野外焼却は原則禁止されているが、「生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」などとして、政令で定めるものが例外として認められているが、当該例外規定が設けられてから社会情勢も変化しており、郊外での住宅地開発等による農地と住宅地が隣接する地域への対応等、地域の実情に合わせた指導がされていることから、地域によって判断基準が異なっている。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の例外規定】

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

⑥ 海岸漂着物等対策の推進

【環境】

① 日本海沿岸諸国に対する働きかけの実施

- ・日本海沿岸諸国に対して、国として以下のような働きかけを行うこと
 - 廃棄物の適正処理
 - 漂着物・マイクロプラスチック等の発生原因究明とその防止及び監視体制の強化

② 国の全額負担による恒久的な支援措置の制度化

- ・海岸漂着・漂流物及び海底ごみの回収・処理については、国の全額負担による恒久的な支援措置を制度化すること

【国制度の問題点】

- ・海岸漂着物等は発生源と回収・処理の主体が異なるが、その費用は回収・処理を行う自治体の負担となっている。
- ・海岸漂着物等地域対策推進事業の地元負担が段階的に引き上げられた。

年度	負担割合
H26以前	国10/10
H27	国 8/10、地方2/10
H28以降	国 7/10、地方3/10

<海岸漂着物等地域対策推進事業の概要>

趣 旨	海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業を支援
補助率	原則国7/10、地元3/10（回収・処理にかかる費用）

③ 漂流・海底ごみ対策の推進

- ・漂流・海底ごみ対策は、国が自ら実施若しくは自治体等に委託することにより、国の責任において実施すること

【国制度の問題点】

- ・平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正され、漂流・海底ごみについて、国及び地方公共団体が円滑な処理の推進を図るよう努めなければならないと規定された。
- ・しかし、漂流・海底ごみは自治体の管理の及ばない海域中でのことであり、処理責任が明確になっておらず、自治体単位での対応が難しい。
- ・このため、広域的な問題として足並みを揃えた対策が必要であり、国の責任において対応すべきである。

主④ 海洋ごみを含むプラスチックごみ対策の推進

ア 海洋ごみ対策の前提となる実態把握の早期実施

- 【新】マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、環境に与える影響や発生源、排出量、流出経路などの実態把握を早期に行うこと

イ プラスチック製品等の抑制・回収対策

- 【新】ワンウェイ(使い捨て)プラスチックを再資源化可能な紙などの素材や生分解性プラスチックに転換するために必要となる生産設備等の早期の実用化に向け、技術開発を促進すること

- 【新】プラスチック製買物袋の有料化について、消費者及び小売業者の混乱を招くことなく買物袋の削減が徹底されるよう、有料化検討の対象外とされているバイオマスプラスチック等の買物袋についても、有料化の対象とすること

【有料化の対象外とされている買物袋】(レジ袋有料化検討ワーキンググループ(経済産業省)資料から抜粋)

- バイオマスプラスチックの配合率が一定以上(施行当初は配合率25%以上)の買物袋
- 海洋生分解性の買物袋
- 繰り返し使用の観点から厚さが50 μ m以上の買物袋

- 【新】海洋ごみになりやすいプラスチックの分別回収を徹底するため、小規模事業者にもペットボトル等の容器のリサイクル義務を課すとともに、事業者積極的に自主回収を行うよう働きかけること

【提案の背景】

- ・リサイクル義務の対象外となっている小規模事業者*についても、ペットボトル等の容器を製造・販売している場合には、義務を課し、リサイクルに要する費用を負担させるべきである。

※製造業等：売上高2億4,000万円以下かつ従業員20名以下
商業・サービス業：売上高7,000万円以下かつ従業員5名以下

- ・現行制度では、事業者は(公財)日本容器包装リサイクル協会(市町村が収集したもののリサイクルを実施)に委託料を支払うことで義務を果たせることになっているが、製造・販売を行う事業者の責任として回収・再生品化等を含めてリサイクルを自ら負うべきである。